

# 会議の概要(議事録)

会議の名称	(番号) 1-11	令和6年度墨田区青少年問題協議会(第1回)		
開催日時	令和6年11月11日(月) 午後2時から午後3時まで			
開催場所	区役所17階 第1委員会室			
出席者数	<b>【委員】</b> 33名(委員数41名) <b>【事務局その他】</b> 教育委員会事務局次長、地域教育支援課長、地域教育支援主査、子育て支援課長、子育て計画主査、福祉保健部副参事(相談支援担当)、生活支援・相談支援主査、本所警察署生活安全課長、向島警察署生活安全課長、向島警察署生活安全課少年第一係長			
会議の公開(傍聴)	公開(傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	0人
議題	1 「墨田区若者実態調査報告書」の公表について(協議) 2 「(仮称)若者計画」素案について(協議)			
配布資料	令和6年度墨田区青少年問題協議会(第1回)次第 1 墨田区青少年問題協議会委員名簿 事前配布 2 「墨田区若者実態調査」調査結果報告書 同上 3 墨田区青少年問題協議会条例 同上 4 「(仮称)墨田区子ども計画」素案(抜粋) 当日配布			
会議概要	1 会議の成立 地域教育支援課長から、欠席委員の報告及び会議成立の報告(定足数である委員の半数以上の出席があること(墨田区青少年問題協議会条例第6条))がなされた。  2 会長(区長)挨拶 会長(区長)による挨拶  3 議長の選出 議長の選出について、会長(区長)が務めることとした。  4 会議の公開 会長(区長)より議事録作成のための録音とその公開について説明を行った。  5 副会長の選任 議事に先立ち、墨田区青少年問題協議会条例第2条第3項の規定に基づき、副会長の選任を行った。互選の方法について「会長一任」の声があったため、会長(区長)から副区長を副会長に指名し、委員の承認を得た。  6 「墨田区若者実態調査報告書」の公表及び「(仮称)若者計画」素案についての協議 地域教育支援課長から「墨田区若者実態調査報告書」の公表について(以下「報告書(案)」という。)、 「(仮称)若者計画」素案について(以下「計画(案)」			

という。)の説明を行い、協議した。

【主な意見等】

学識経験者 表紙デザインについて、何か考えはあるのか。

事務局 最終的なものとしては、千葉大学のデザイン系学科の方々に考案いただく予定になっている。

区議会議員 区内の中学校等におけるインターネット依存防止の取組、その他同様の目的に基づく事業の評価について、分析等があるか教えていただきたい。

事務局 今回はあくまでも計画(案)に関する実態調査ということで行っているため、この場での回答は難しいが、後日確認・報告させていただきたいと考えている。

区議会議員 報告書(案)において、設問の一部でひきこもり群・インターネット依存群を抽出して分析を行っているが、全ての設問について行っているものなのか教えていただきたい。

事務局 報告書(案)では一部の分析の掲載にとどまっているが、全ての設問に関して分析は可能である。

区議会議員 報告書(案)の自由記述欄における「若者施策・若者支援に関すること」について、個別に返答がなされているのか教えていただきたい。

事務局 今回の調査は無記名で行っているため、個別に返答はできないが、今後の施策に反映していくことをもって、返答とさせていただきたい。

区議会議員 報告書(案)における問32(相談するなら、どのような人や場所だと相談しやすい・相談したいと思いませんか。)に回答した方へ、そのような施設があるのかどうかといった設問は考えられていなかったのか教えていただきたい。

事務局 今回の調査においては、この設問までの内容になっている。

区議会議員 計画(案)は令和11年度までのものであるが、掲載されている事業は現行のものであると見受けられる。今回の実態調査等を受けて、どのような新規事業を考えているかについては、計画(案)の中で示されているのか教えていただきたい。

事務局 令和7年度以降の事業については、毎年の進捗の中で、報告・追加していきたいと考えている。また、令和7年度のものについては、来年度予算の内示以降に改めて全庁的に調査を行い、計画に反映していく予定である。

会長 ご意見等もいただいたが、報告書(案)及び計画(案)については、提

案のとおり皆様の拍手を以って、ご決定いただきたい。

一 同 拍手（反対意見なし。）

会 長 原案のとおり報告書（案）は公表し、計画（案）を「（仮称）墨田区こども計画」に組み込むことを決定する。

7 その他関連事項について

その他関連事項について意見を募った。

**【主な意見等】**

区議会議員 闇バイトに関して、墨田区内の状況はどのようになっているか。

関係行政機関の職員 今のところ墨田区での発生は確認されていない。ただし、いつ発生してもおかしくない状況である。警察では、闇バイトに加担させない取組として保護を行っている。巻き込まれた方が保護を求めてきた場合には、保護・対策する用意が警察にはあるため、周りの方へそのようにお伝えいただきたい。本所や向島の子ども達が闇バイトに加担しているかどうかについては、統計をとっていないので確証は無いが、闇バイトに巻き込まれてしまった方は、外から来る場合が多いのではないかと感じている。

また、警察の取組として、中学校・高校に対して、闇バイトに応募しないように啓発活動も行っている。今後も闇バイトの危険性を周知していきたい。

会 長 今回いただいた貴重なご意見については、ぜひ今後活かしていきたいと考えている。

8 議長解任、閉会（午後3時）

会議の概要は、以上である。

教育委員会事務局地域教育支援課地域教育支援担当（内線5165）

# 令和6年度墨田区青少年問題協議会（第1回） 次第

令和6年11月11日（月）午後2時～  
墨田区役所17階 第1委員会室

司会 地域教育支援課長 大八木 努

開会

## 1 挨拶

墨田区青少年問題協議会会長 墨田区長 山本 亨

## 2 議事

- (1) 「墨田区若者実態調査報告書」の公表について
- (2) 「(仮称)若者計画」素案について

閉会

※配布資料	1 墨田区青少年問題協議会委員名簿	(事前配布)
	2 「墨田区若者実態調査」調査結果報告書	(同 上)
	3 墨田区青少年問題協議会条例	(同 上)
	4 「(仮称)墨田区こども計画」素案(抜粋)	(当日配布)

# 墨田区青少年問題協議会委員名簿

(令和6年11月1日現在)

職名	選出区分	氏名	備考
会長	墨田区長	山本 亨	
委員	区議会議員	あべ よしたけ	
		高橋 正利	
		中村 あきひろ	
		船橋 けんご	
	学識経験者	伊藤 康次	区立小学校長会会長
		稲垣 吉実	区立中学校長会会長
		金田 裕治	高等学校長代表
		吉川 宜範	私立幼稚園連合会会長
		矢澤 大輔	区立小学校PTA協議会会長
		中山 善光	区立中学校PTA連合会会長
		小野 俊一	青少年委員協議会会長
		小澤 裕二	少年団体連合会会長
		島田 泰子	スポーツ推進委員協議会会長
		鎌形 由美子	民生委員・児童委員協議会会長
		廣田 健史	本所防犯協会会長
		岩田 庸一郎	向島防犯協会会長
		有馬 慶子	保護司会会長
		西村 紀子	墨中地区青少年育成委員会委員長
		白石 祐一	本中地区青少年育成委員会委員長
		山口 仁美	両中地区青少年育成委員会委員長
		阿部 修三	竪中地区青少年育成委員会委員長
		小林 厚子	錦中地区青少年育成委員会委員長
		坂井 正廣	吾嬭二中地区青少年育成委員会委員長
		堀口 義晃	寺中地区青少年育成委員会委員長
		市川 清	文花中地区青少年育成委員会委員長
		長谷川 豊	桜堤中地区青少年育成委員会委員長
		吉澤 利雄	吾嬭立花中地区青少年育成委員会委員長
		関係行政機関の職員	柴田 正
	北川 雅俊		警視庁向島警察署長
	栗原 博		東京都江東児童相談所長
	佐藤 慎也		墨田公共職業安定所長
	歌川 晃議		東京家庭裁判所主任家庭裁判所調査官
	清水 晴美		東京保護観察所保護観察官
	石井 美佐子		向島労働基準監督署長
区の職員	岸川 紀子	副区長	
	加藤 裕之	教育委員会教育長	
	郡司 剛英	産業観光部長	
	浮田 康宏	福祉保健部長	
	杉下 由行	福祉保健部保健衛生担当部長	
	酒井 敏春	子ども・子育て支援部長	

墨田区  
若者実態調査  
調査結果報告書

令和6年11月

墨 田 区



# 目次

<b>I 調査の概要</b> .....	<b>1</b>
1 調査の目的.....	1
2 調査対象.....	1
3 調査期間.....	1
4 調査方法.....	1
5 回収状況.....	1
6 調査結果の表示方法.....	1
7 ひきこもり、インターネット依存の定義.....	2
<b>II 調査結果</b> .....	<b>5</b>
1 基本属性について	
問1 性別をお答えください。(本問は性別による意向の違いを知るために行うものです。ご本人が自認している性でご記入ください。) .....	5
問2 令和6年4月1日時点の年齢をお答えください。(〇は1つだけ) .....	5
問3 墨田区にお住いの期間はどのくらいですか。(〇は1つだけ) .....	5
2 普段の生活について	
問4 現在同居しているご家族すべてに〇をつけてください。(〇はいくつでも) .....	6
問5 平均的な就寝時刻と起床時刻を教えてください。(24時間表記) .....	7
問6 朝ごはんを週に何日程度食べていますか。(〇は1つだけ) .....	8
問7 晩ごはんを週に何日程度食べていますか。また、どこで食べることが多いですか。 .....	9
問8 夜間(午後10時～翌日午前4時)に外出しますか。(〇は1つだけ) .....	10
問9 夜間(午後10時～翌日午前4時)に外出した際、何時くらいに帰宅しますか。 .....	10
問10 夜間(午後10時～翌日午前4時)に外出する際、主にどこにいますか。(〇はいくつでも) .....	11
問11 ふだんご自宅にいるときによくしていることすべてに〇をつけてください。(〇はいくつでも) .....	12
問12 ふだんどのくらい外出しますか。(〇は1つだけ) .....	13
問13 現在の状態となってどのくらい経ちますか。(〇は1つだけ) .....	13
問14 現在の状態になったきっかけは何ですか。(〇はいくつでも) .....	14
問15 現在の状態について、関係機関に相談したいと思いませんか。(〇は1つだけ) .....	14
問16 相談したいと思わない理由は何ですか。(〇はいくつでも) .....	15
問17 現在の状態について、関係機関に相談したことはありますか。(〇は1つだけ) .....	15
問18 どのような相談機関に相談しましたか。相談したことのある機関に〇をつけてください。(〇はいくつでも) .....	16
問19 今までに以下のような状態が6か月以上続いたことはありますか。(〇は1つだけ) .....	16
問20 はじめてその状態になったのは、あなたが何歳の頃ですか。(数字で具体的に) .....	17
問21 その状態はどれくらい続きましたか。(〇は1つだけ) .....	17
問22 その状態になったきっかけは何ですか。(〇はいくつでも) .....	18
3 情報収集やインターネットの利用について	
問23 ふだん、情報をどのようなものから得ていますか。(〇はいくつでも) .....	19
問24 学業・仕事以外でどのインターネット接続機器を利用していますか。(〇はいくつでも) .....	20
問25 スマートフォンやパソコン、タブレット端末などを1日およそ何時間ぐらい利用しますか(学校の授業や宿題、仕事に関する利用を除く)。(〇は1つだけ) .....	20
問26 スマートフォンやパソコン、タブレット端末などの利用目的は何ですか。(〇はいくつでも) .....	21



問 27	インターネットの利用について、あなた自身にあてはまる数字に○をつけてください。(○は各項目につき1つ) .....	22
問 28	インターネットを利用して、直近1年以内で、次のようなトラブルにあったことはありますか。(○はいくつでも) .....	23
<b>4 悩み事や人間関係について</b>		
問 29	現在、悩み事や心配なことはありますか(○はいくつでも) .....	24
問 30	ふだん悩み事を誰かに相談したいと思いませんか。(○は1つだけ) .....	26
問 31	ふだん悩み事を誰に相談しますか。(○は1つだけ) .....	26
問 32	相談するなら、どのような人や場所だと相談しやすい・相談したいと思いませんか。(○はいくつでも) .....	27
<b>5 仕事に関することについて</b>		
問 33	現在は働いていますか。(○は1つだけ) .....	28
問 34	現在、仕事をしたいと思っていますか。(○は1つだけ) .....	30
問 35	仕事をしたくない理由は何ですか。(○はいくつでも) .....	30
<b>6 社会貢献・社会参画について</b>		
問 36	あなたが実際に参加している地域活動、または参加してみたい地域活動はどのような活動ですか。(○はいくつでも) .....	31
問 37	地域活動に多くの人が参加するには何が必要だと思いませんか。(○は2つまで) .....	33
<b>7 自由な時間の過ごし方や居場所について</b>		
問 38	仕事や学校、家事などのほかに、自由な時間をどのように過ごすことが多いですか。(○はいくつでも) .....	36
問 39	仕事や学校、家事などのほかに、自由な時間を過ごす場合、どのような場所で過ごすことが多いですか。(○はいくつでも) .....	37
問 40	仕事や学校、家庭などのほかに、どのような居場所があればよいと思いませんか。(○はいくつでも) .....	38
<b>8 あなた自身のことについて</b>		
問 41	次にあげられたことについて、あなた自身にあてはまる数字に○をつけてください。(○は各項目につき1つ) .....	41
<b>9 犯罪や非行について</b>		
問 42	薬物について、身近に感じた経験はありますか。(○はいくつでも) .....	53
問 43	闇バイトについて、身近に感じた経験はありますか。(○はいくつでも) .....	54
問 44	子どもや若者が犯罪や非行に巻き込まれないようにするために、特に何が必要だと思いませんか。(○は3つまで) .....	55
<b>10 公共施設や施策について</b>		
問 45	若者向けにどんな場所がもっと墨田区にあればよいと思いませんか。(○は3つまで) .....	56
問 46	墨田区が取り組む青少年や若者の施策にどんなことを望みますか。(○は3つまで) .....	58
<b>11 若者の意見反映について</b>		
問 47	国や墨田区では、まちづくり等を行うにあたって、子どもや若者の意見の反映に取り組んでいます。墨田区に対して、自分の意見や思いを伝えたいと思ったことはありますか。(○は1つだけ) .....	60
問 48	どのような方法や手段であれば、墨田区に対して意見や思いを伝えやすいですか。(○はいくつでも) .....	60
問 49	若者に関する施策について、墨田区に望むことがありましたらご自由にご記入ください。 .....	62

# I 調査の概要

## 1 調査の目的

墨田区内の若者が日頃どのような生活を営み、どのような意識を持っているかを把握することで、今後の若者支援施策を進める上での参考資料として、調査を実施したものです。

## 2 調査対象

墨田区在住の18歳から29歳（令和6年4月1日基準）を無作為抽出

## 3 調査期間

令和6年6月14日から令和6年8月2日まで

※礼状兼督促状の発送は令和6年7月2日

## 4 調査方法

郵送による配布

郵送及びWEBによる回収

## 5 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率	備考
4,468	885	19.8%	紙回答：399件（45.1%） WEB回答：486件（54.9%）

## 6 調査結果の表示方法

- ・回答は各設問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の設問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

## 7 ひきこもり、インターネット依存の定義

### (1) ひきこもり群の定義

#### ①広義のひきこもり群の定義

本調査では、社会的自立に至っているかどうかに着目して、平成30年度調査と同様に（国が実施している「若者の生活に関する調査報告書」を引用）以下のように定義します。

「問12 ふだんどのくらい外出しますか。」について、下記の5～8と回答した者

- 5. ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する
- 6. ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
- 7. 自室からは出るが、家からは出ない
- 8. 自室からほとんど出ない

かつ

「問13 現在の状態となってどのくらい経ちますか。」について、6か月以上と回答した者  
(※選択肢2～6を選択した者)

であって、

「問14 現在の状態になったきっかけは何ですか。」で、

- 「7. 病気(病名: )」と回答した者
- 「8. 妊娠した」

と回答した者

又は

「問11 ふだんご自宅にいるときによくしていることすべてに○をつけてください。」で、

- 「8. 家事・育児をする」と回答した者

「問33 現在は働いていますか。」で、

- 「4. 専業主婦・主夫又は家事手伝い」

と回答した者

を除いた者

#### ②ひきこもり親和群の定義

「問41 次にあげられたことについて、あなた自身にあてはまる数字に○をつけてください。」の  
下記の4項目について

- ⑬ 家や自室に閉じこもっていて外に出ない人たちの気持ちがわかる
- ⑭ 自分も、家や自室に閉じこもりたいと思うことがある
- ⑮ 嫌な出来事があると、外に出たくなくなる
- ⑯ 理由があるなら家や自室に閉じこもるのも仕方がないと思う

すべて「1. はい」又は3項目に「1. はい」、1項目のみ「2. どちらかといえばはい」と回答した者

から「広義のひきこもり群」を除いた者

### ③ひきこもり群の定義

本調査では、標本数の関係から「広義のひきこもり群」と「ひきこもり親和群」に該当する者を「ひきこもり群」として定義して集計しています。

## (2) 一般群の定義

回答者全体から「ひきこもり群」を除いた者で問 41 の⑬～⑯の項目にすべて回答した者です。

## (3) インターネット依存者の定義

「問 27 インターネットの利用について、あなた自身にあてはまる数字に○をつけてください。」の8項目において、5項目以上に「1. はい」と回答した者です。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① インターネットに夢中になっていると感じるか</li><li>② 満足を得るために、ネットを使う時間を長くしていかなければならないと感じるか</li><li>③ 使用時間を減らしたり、やめようとしたりしたが、うまくいかなかったことが度々あったか</li><li>④ ネットの使用をやめようとした時、落ち込みやイライラを感じるか</li><li>⑤ 意図したよりも、長時間オンラインの状態にいるか</li><li>⑥ ネットのため、大切な人間関係、学校、部活のことを危うくしたことがあったか</li><li>⑦ 熱中しすぎていることを隠すため、家族や身近な人にうそをついたことがあるか</li><li>⑧ 嫌な気持ちや不安、落ち込みから逃げるためにネットを使うか</li></ul> |
|---|

## (4) インターネット非依存者の定義

回答者全体から「インターネット依存者」を除いた者で「問 24 学業・仕事以外でどのインターネット接続機器を利用していますか。」と問 27 の①～⑧の項目にすべて回答した者です。

## (5) ひきこもり・インターネット依存者

### ①ひきこもり群

	回答者数	広義の ひきこもり群	ひきこもり 親和群	ひきこもり群
【今回調査】 令和6年度調査	885人	16人 (1.8%)	104人 (11.8%)	120人 (13.6%)
平成30年度調査	637人	10人 (1.6%)	69人 (10.8%)	79人 (12.4%)

### ②インターネット依存

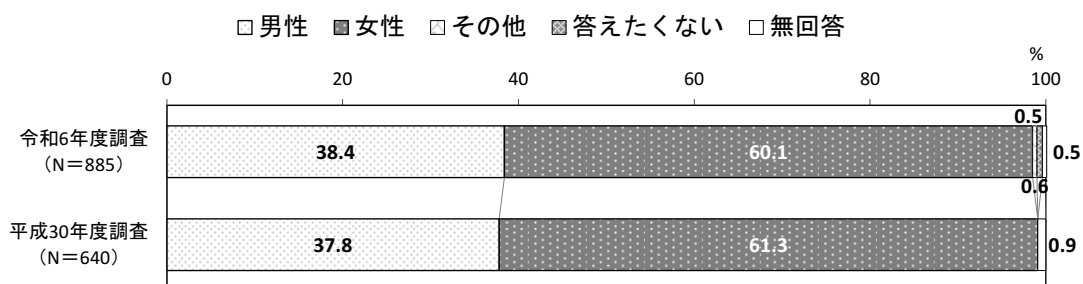
	回答者数	インターネット 依存者
【今回調査】 令和6年度調査	885人	141人 (15.9%)
平成30年度調査	635人	75人 (11.8%)

## II 調査結果

### 1 基本属性について

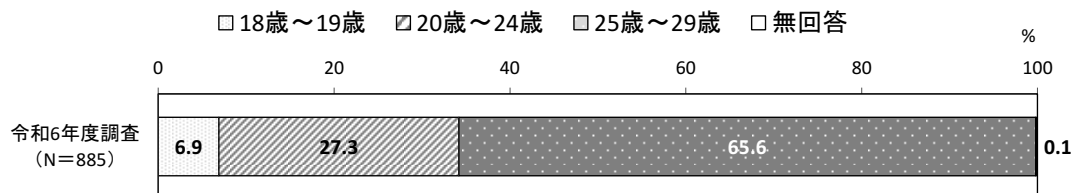
問1 性別をお答えください。(本問は性別による意向の違いを知るために行うものです。ご本人が自認している性でご記入ください。)

「男性」の割合が38.4%、「女性」の割合が60.1%となっています。  
平成30年度調査と比較すると、大きな変化は見られません。



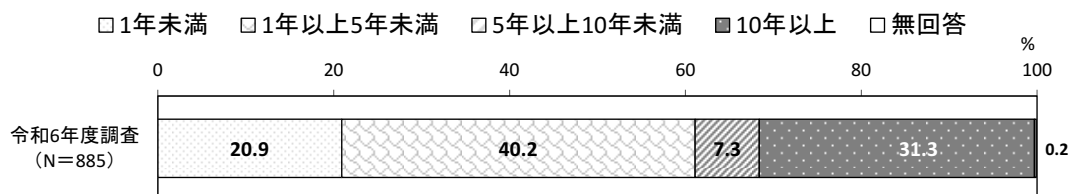
問2 令和6年4月1日時点の年齢をお答えください。(〇は1つだけ)

「25歳～29歳」の割合が65.6%と最も高く、次いで「20歳～24歳」の割合が27.3%、「18歳～19歳」の割合が6.9%となっています。



問3 墨田区にお住いの期間はどのくらいですか。(〇は1つだけ)

「1年以上5年未満」の割合が40.2%と最も高く、次いで「10年以上」の割合が31.3%、「1年未満」の割合が20.9%となっています。

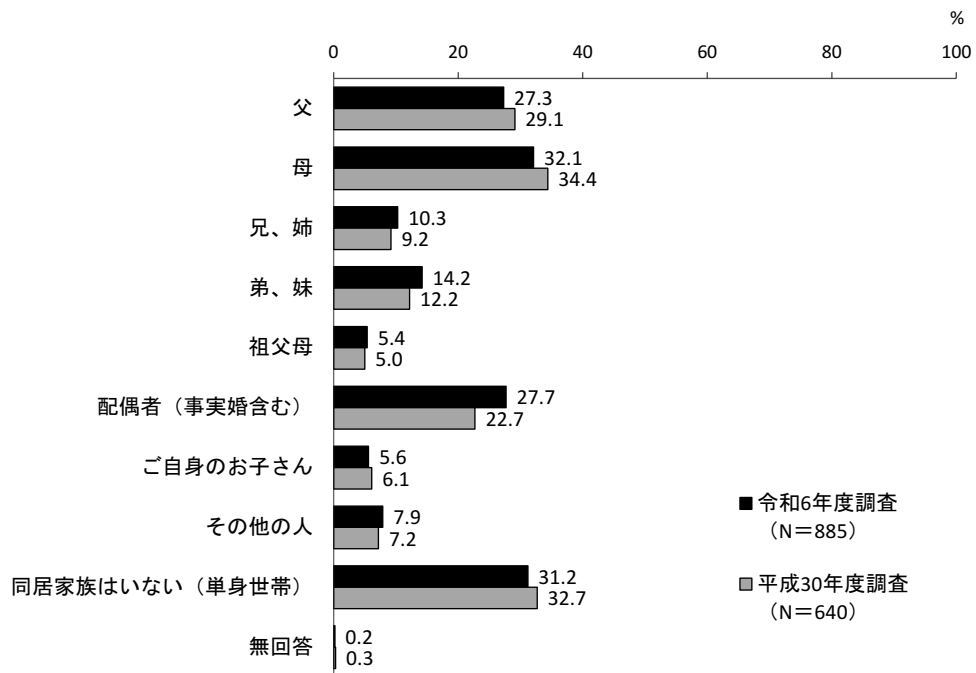


## 2 普段の生活について

問4 現在同居しているご家族すべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

「母」の割合が32.1%と最も高く、次いで「同居家族はいない(単身世帯)」の割合が31.2%、「配偶者(事実婚を含む)」の割合が27.7%、「父」の割合が27.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、同様の傾向ですが、「父」「母」「同居家族はいない(単身世帯)」などの割合はやや減少し、「配偶者(事実婚を含む)」の割合が増加しています。



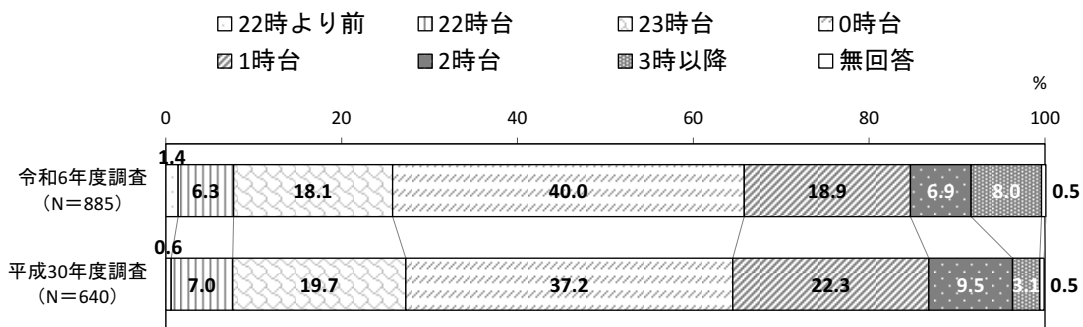
※「その他の人」は、婚約者やパートナー、恋人(彼氏・彼女)、友人などが挙げられています。

問5 平均的な就寝時刻と起床時刻を教えてください。(24時間表記)

①就寝時刻

「0時台」の割合が40.0%と最も高く、次いで「1時台」の割合が18.9%、「23時台」の割合が18.1%となっています。

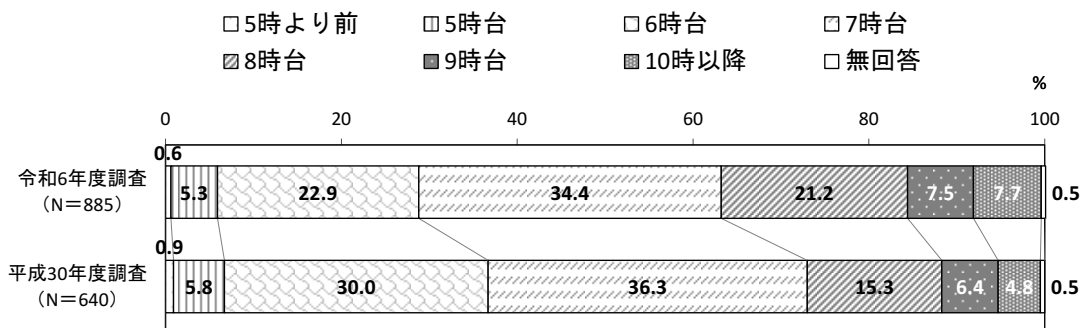
平成30年度調査と比較すると、大きな変化は見られません。



②起床時刻

「7時台」の割合が34.4%と最も高く、次いで「6時台」の割合が22.9%、「8時台」の割合が21.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、他と比べて「6時台」の割合がやや減少し、「8時台」の割合がやや増加しています。

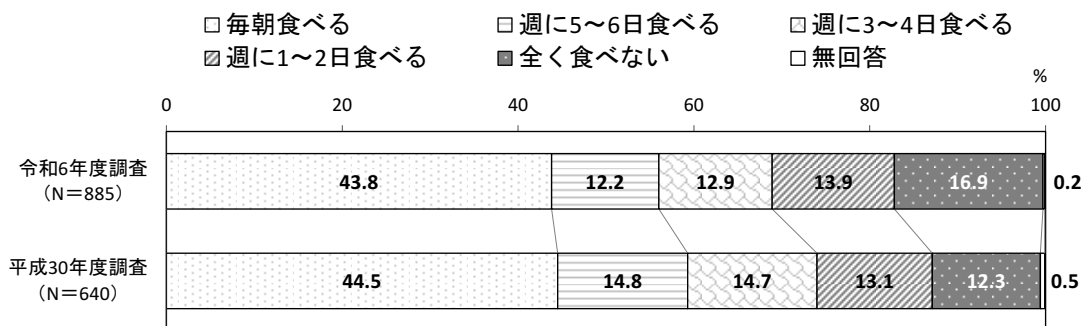




問6 朝ごはんを週に何日程度食べていますか。(〇は1つだけ)

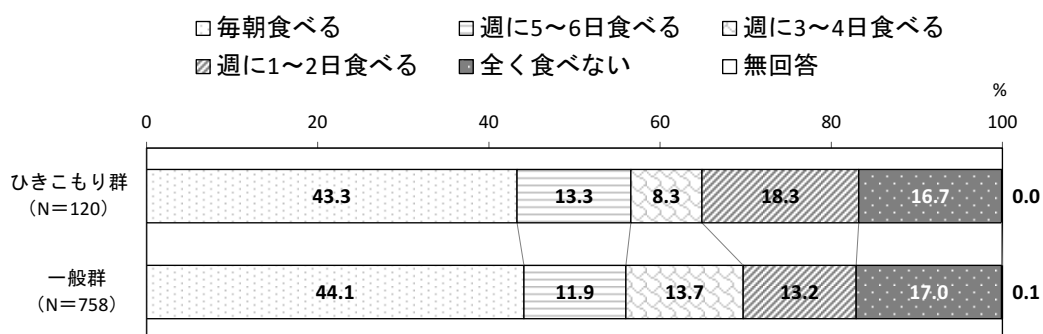
「毎朝食べる」の割合が43.8%と最も高く、次いで「全く食べない」の割合が16.9%となっています。

平成30年度調査と比較すると、他と比べて「週に3～4日食べる」の割合がやや減少し、「全く食べない」の割合がやや増加しています。



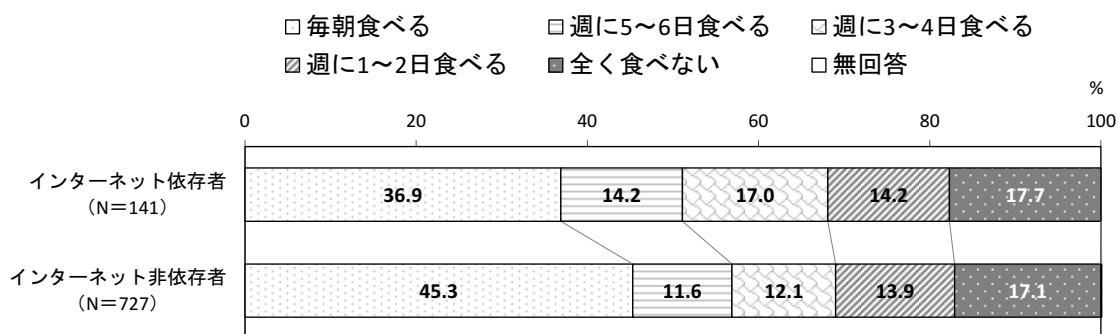
【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「週に1～2日食べる」の割合がやや高くなっています。



【インターネット依存別】

インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、インターネット依存者で「毎朝食べる」の割合が低くなっています。

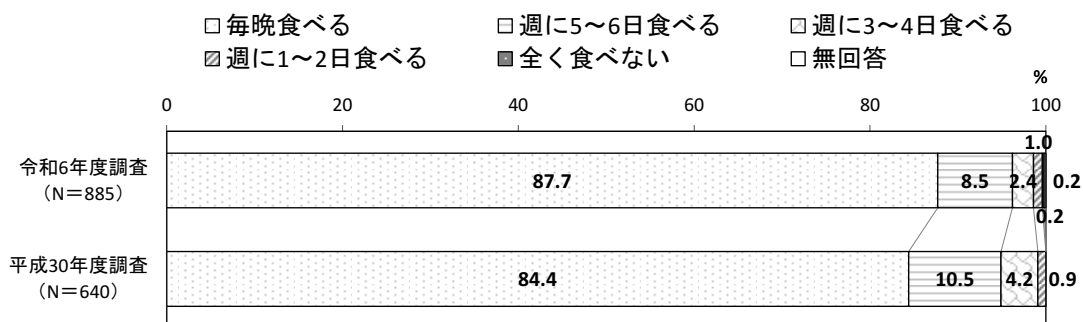


**問7 晩ごはんを週に何日程度食べていますか。また、どこで食べることが多いですか。**

**(1) 週に何日 (○は1つだけ)**

「毎晩食べる」の割合が87.7%と最も高く、次いで「週に5~6日食べる」の割合が8.5%となっています。

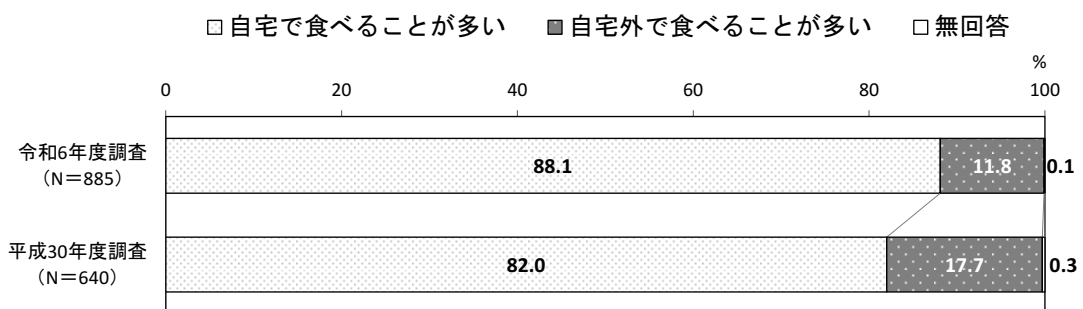
平成30年度調査と比較すると、他と比べて「週に3~4回食べる」の割合がやや減少し、「全く食べない」の割合がやや増加しています。



**(2) どこで (○は1つだけ)**

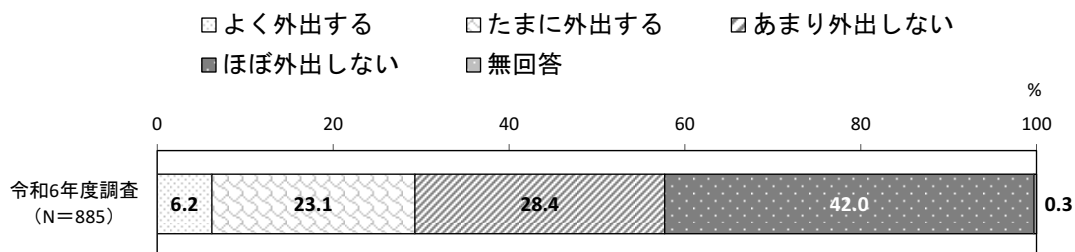
「自宅で食べるが多い」の割合が88.1%、「自宅以外で食べるが多い」の割合が11.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「自宅で食べるが多い」の割合が増加し、「自宅外で食べるが多い」の割合が減少しています。



**問8 夜間(午後10時～翌日午前4時)に外出しますか。(○は1つだけ)**

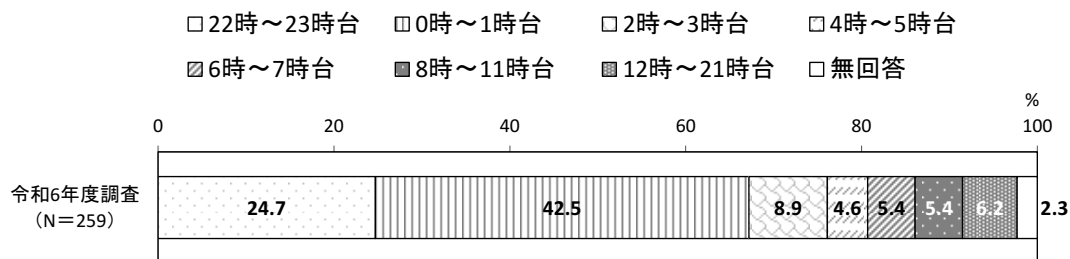
「ほぼ外出しない」の割合が42.0%と最も高く、次いで「あまり外出しない」の割合が28.4%、「たまに外出する」の割合が23.1%となっています。



※問8で「よく外出する」「たまに外出する」と答えた方のみ、問9～10の質問に回答してください。

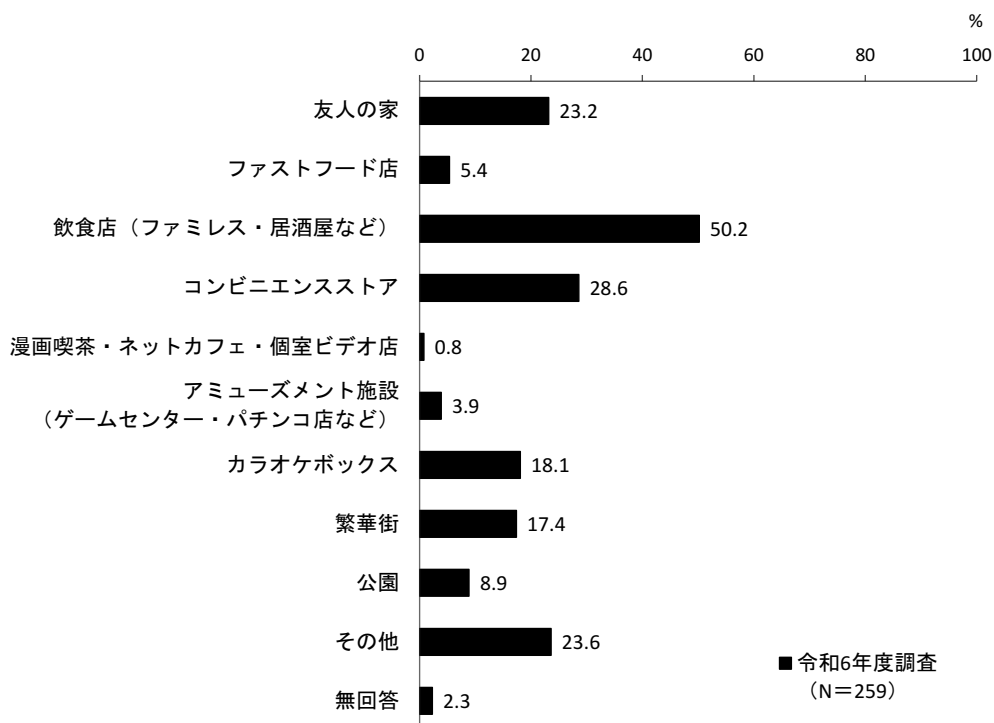
**問9 夜間(午後10時～翌日午前4時)に外出した際、何時くらいに帰宅しますか。**

「0時～1時台」の割合が42.5%と最も高く、次いで「22時～23時台」の割合が24.7%、「2時～3時台」の割合が8.9%となっています。



問 10 夜間(午後10時～翌日午前4時)に外出する際、主にどこにいますか。(〇はいくつでも)

「飲食店(ファミレス・居酒屋など)」の割合が50.2%と最も高く、次いで「コンビニエンスストア」の割合が28.6%、「友人の家」の割合が23.2%となっています。

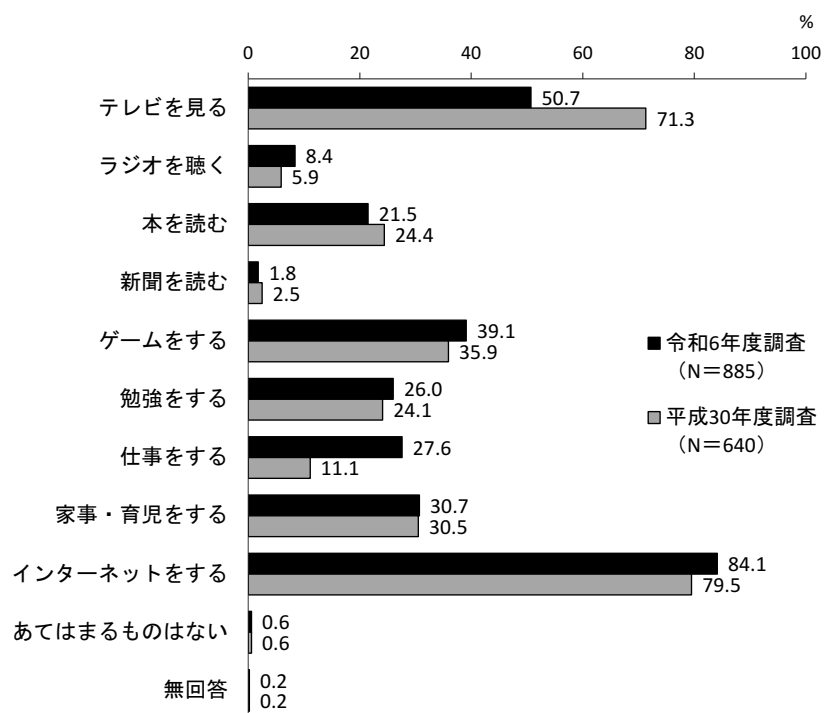


※「その他」の意見としては、バイトや仕事、ジム、散歩、ドライブなどが挙げられています。

問 11 ふだんご自宅にいるときによくしていることすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

「インターネットをする」の割合が84.1%と最も高く、次いで「テレビを見る」の割合が50.7%、「ゲームをする」の割合が39.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「テレビを見る」の割合が大きく減少しています。

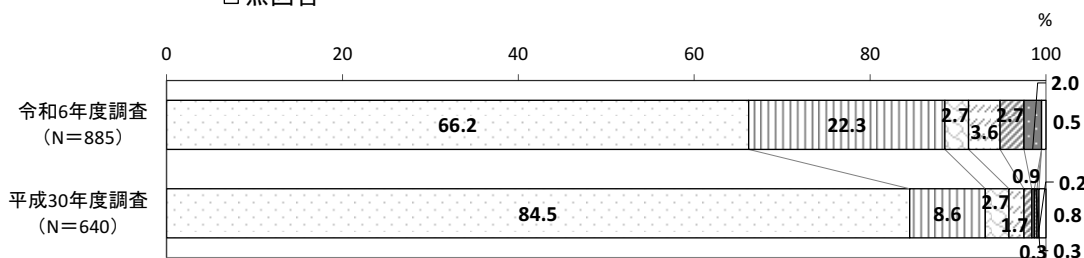


問 12 ふだんどのくらい外出しますか。(〇は1つだけ)

「仕事や学校で平日は毎日外出する」の割合が66.2%と最も高く、次いで「仕事や学校で週に3～4日外出する」の割合が22.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「仕事や学校で平日は毎日外出する」の割合が大きく減少し、「仕事や学校で週に3～4日外出する」の割合が大きく増加しています。

- 仕事や学校で平日は毎日外出する
- 仕事や学校で週に3～4日外出する
- 遊び等で頻繁に外出する
- 人づきあいのためにときどき外出する
- ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する
- ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
- 自室からは出るが、家からは出ない
- 自室からほとんど出ない
- 無回答

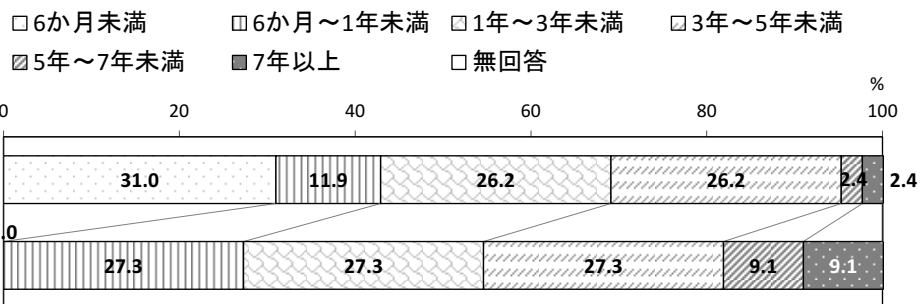


※問12で「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」と答えた方のみ、問13～15の質問に回答してください。

問 13 現在の状態となってどのくらい経ちますか。(〇は1つだけ)

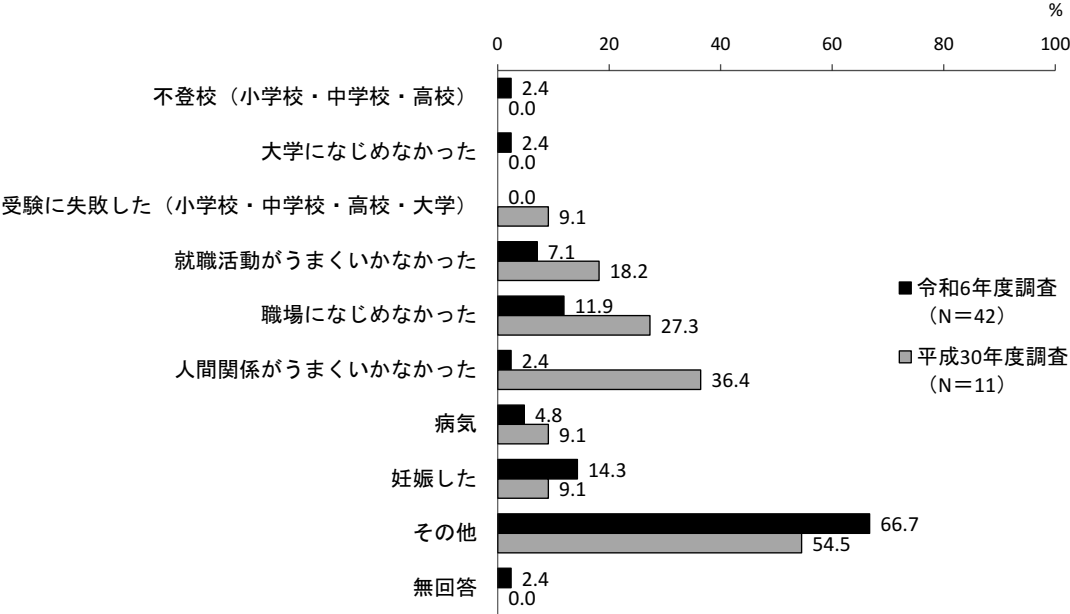
「6か月未満」の割合が31.0%と最も高く、次いで「1年～3年未満」「3年～5年未満」の割合がともに26.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「6か月未満」の割合が大きく増加し、「6か月～1年未満」の割合が大きく減少しています。



問 14 現在の状態になったきっかけは何ですか。(〇はいくつでも)

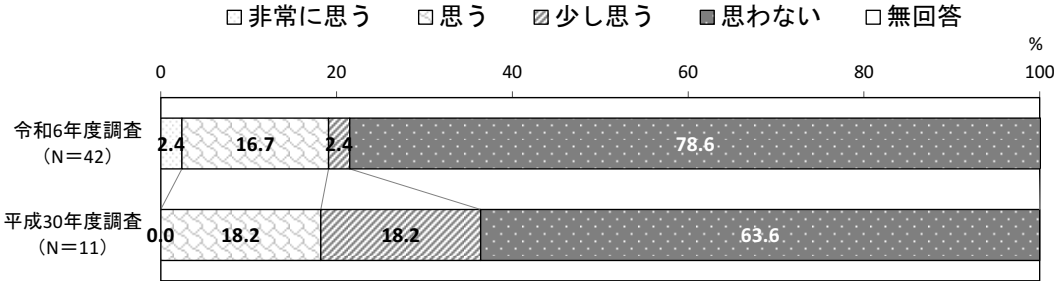
「その他」の割合が 66.7%と最も高く、次いで「妊娠した」の割合が 14.3%、「職場になじめなかった」の割合が 11.9%、「就職活動がうまくいかなかった」の割合が 7.1%となっています。  
 「その他」の意見としては、在宅勤務・テレワークのため、などが挙げられています。



問 15 現在の状態について、関係機関に相談したいと思いますか。(〇は1つだけ)

「非常に思う」、「思う」と「少し思う」をあわせた“相談したいと思う”の割合が 21.5%、「思わない」の割合が 78.6%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、“相談したいと思う”の割合が減少し、「思わない」の割合が増加しています。

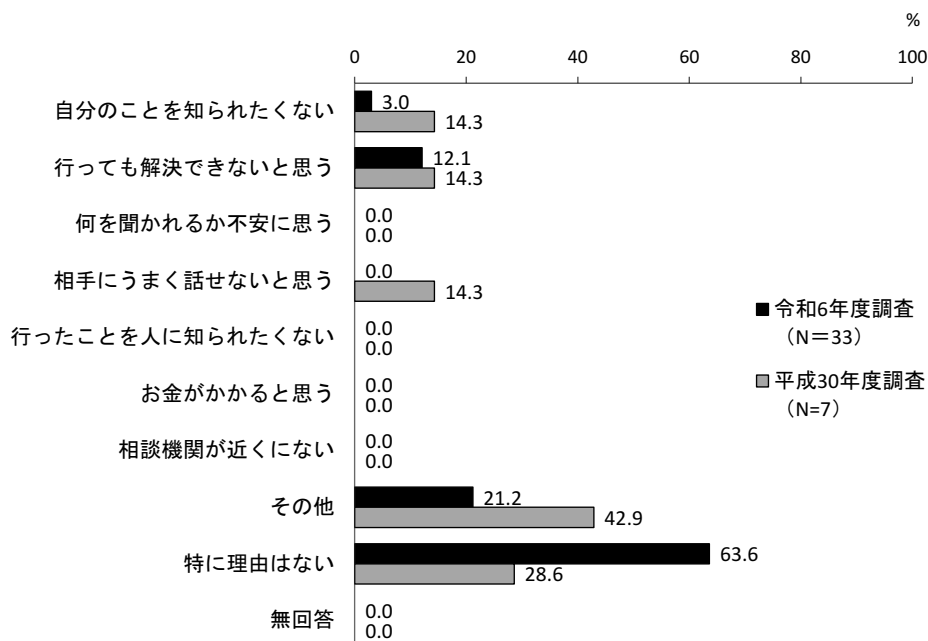


※問 15 で「思わない」と答えた方のみ、問 16 の質問に回答してください。

**問 16 相談したいと思わない理由は何ですか。(○はいくつでも)**

「特に理由はない」の割合が 63.6%と最も高く、次いで「その他」の割合が 21.2%、「行っても解決できないと思う」の割合が 12.1%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「特に理由はない」の割合が大きく増加しています。

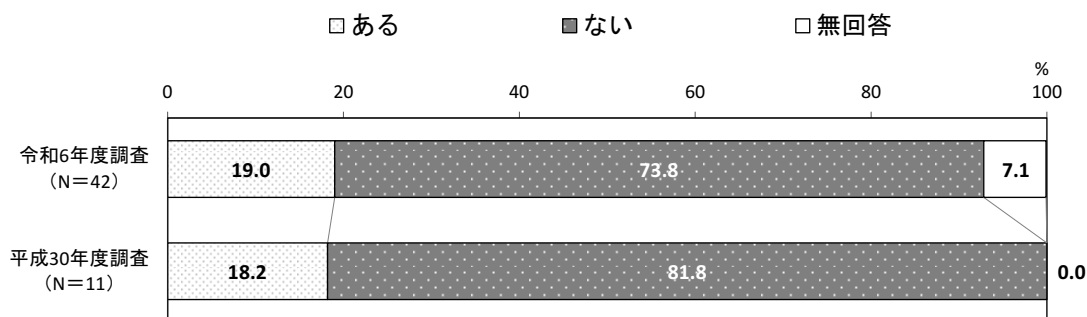


※「その他」の意見としては、病気ではないから、問題ないから、などが挙げられています。

**問 17 現在の状態について、関係機関に相談したことはありますか。(○は1つだけ)**

「ある」の割合が 19.0%、「ない」の割合が 73.8%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「ある」の割合に大きな変化は見られません。

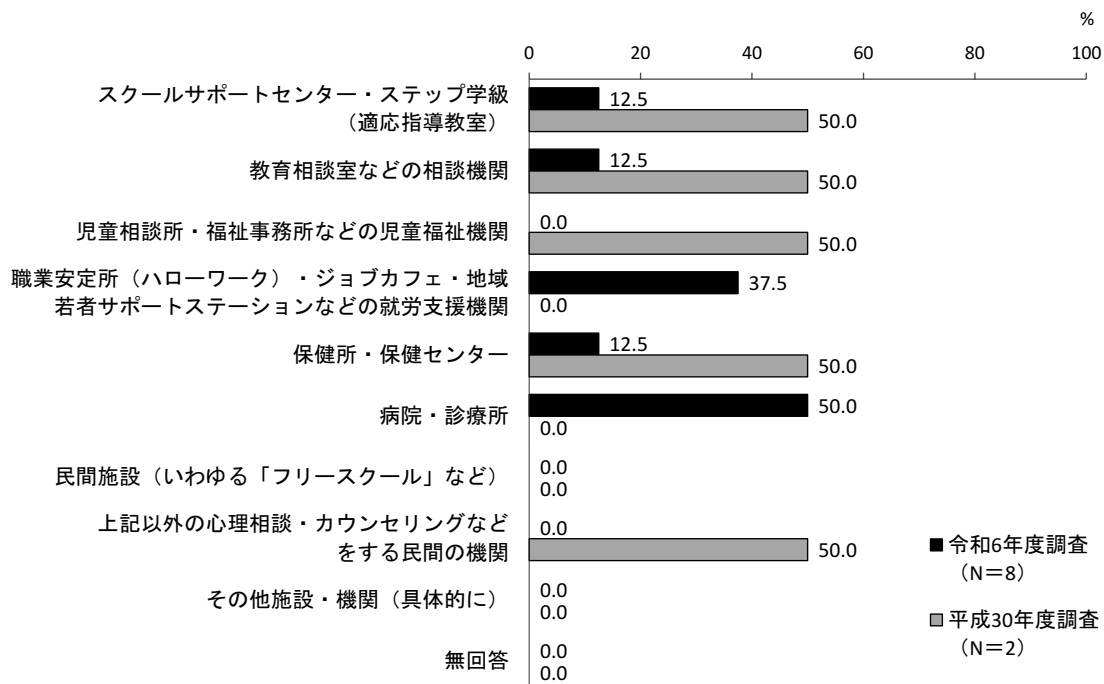




※問 17 で「ある」と答えた方のみ、問 18 の質問に回答してください。

問 18 どのような相談機関に相談しましたか。相談したことのある機関に○をつけてください。(○はいくつでも)

「病院・診療所」が 4 件 (50.0%)、「職業安定所 (ハローワーク)・ジョブカフェ・地域若者サポートステーションなどの就労支援機関」が 3 件 (37.5%) となっています。



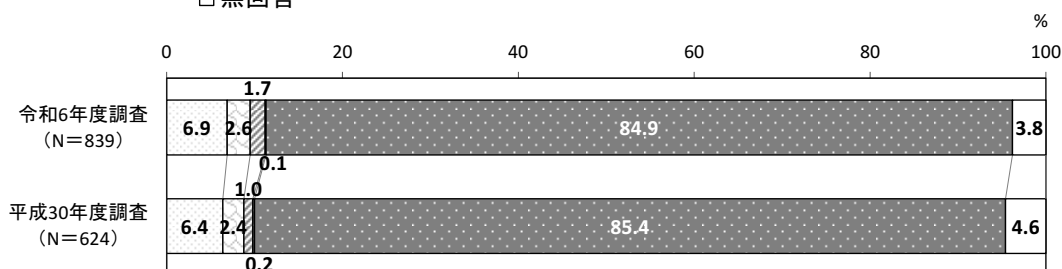
※問 12 で「仕事や学校で平日は毎日外出する」、「仕事や学校で週に 3～4 日外出する」、「遊び等で頻繁に外出する」、「人づきあいのためにときどき外出する」と答えた方のみ、問 19 の質問に回答してください。

問 19 今までに以下のような状態が 6 か月以上続いたことはありますか。(○は 1 つだけ)

「1～4 のような状態 (外出頻度が少ない状態) が 6 か月以上続いたことはない」が 84.9% と最も高くなっています。

平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化は見られません。

- ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する
- ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
- 自室からは出るが、家からは出ない
- 自室からほとんど出ない
- 1～4 のような状態が 6 か月以上続いたことはない
- 無回答

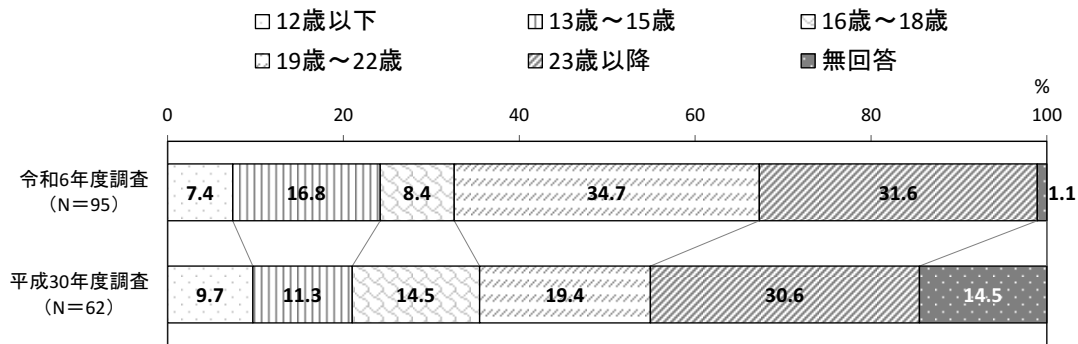


※問 19 で「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」、「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」と答えた方のみ、問 20～22 の質問に回答してください。

**問 20 はじめてその状態になったのは、あなたが何歳の頃ですか。(数字で具体的に)**

「19 歳～22 歳」の割合が 34.7%と最も高く、次いで「23 歳以降」の割合が 31.6%、「13 歳～15 歳」の割合が 16.8%となっています。

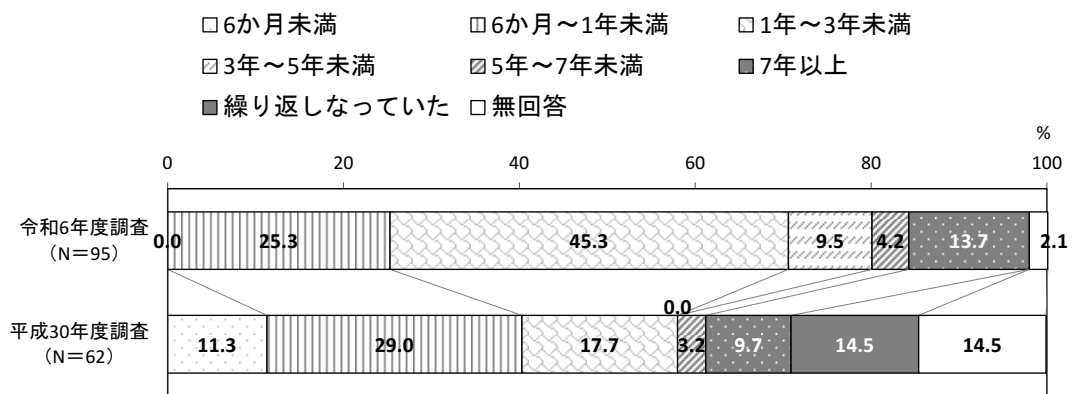
平成 30 年度調査と比較すると、「16 歳～18 歳」の割合が減少し、「19 歳～22 歳」の割合が増加しています。



**問 21 その状態はどれくらい続きましたか。(○は1つだけ)**

「1 年～3 年未満」の割合が 45.3%と最も高く、次いで「6 か月～1 年未満」の割合が 25.3%、「7 年以上」の割合が 13.7%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「1 年～3 年未満」の割合が増加しています。



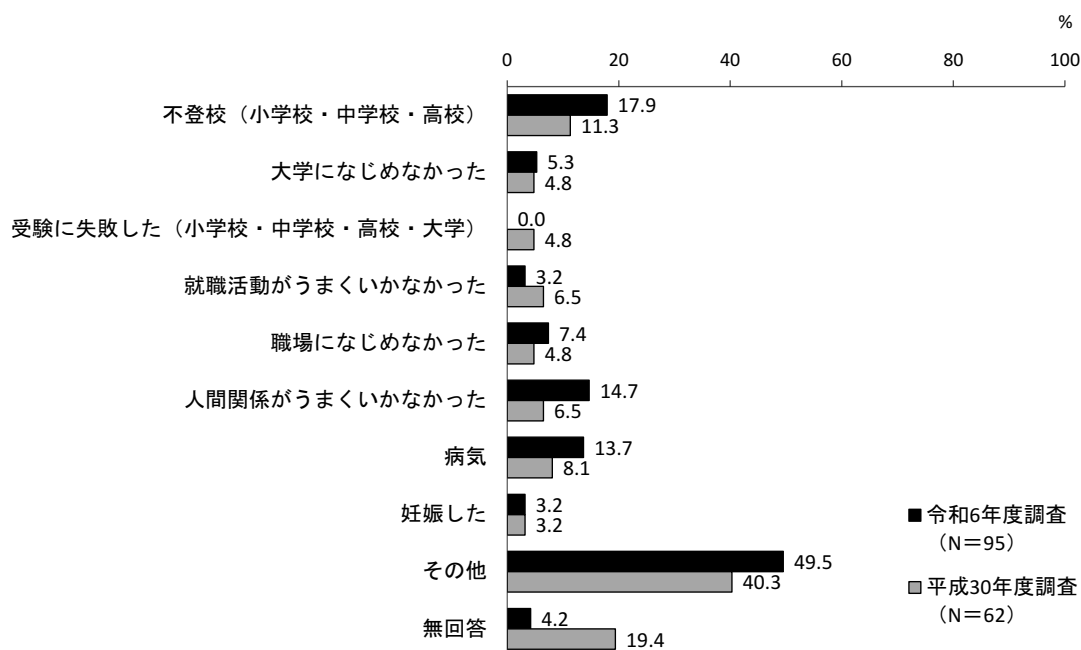
※令和6年度調査では、「6か月未満」及び「繰り返しになっていた」の選択肢はない。(平成30年度調査のみに設定)

問 22 その状態になったきっかけは何ですか。(〇はいくつでも)

「その他」の割合が 49.5%と最も高く、次いで「不登校(小学校・中学校・高校)」の割合が 17.9%、「人間関係がうまくいかなかった」の割合が 14.7%となっています。

「その他」の意見としては、コロナ禍のため、在宅勤務・テレワークのため、特に理由なしなどが挙げられています。

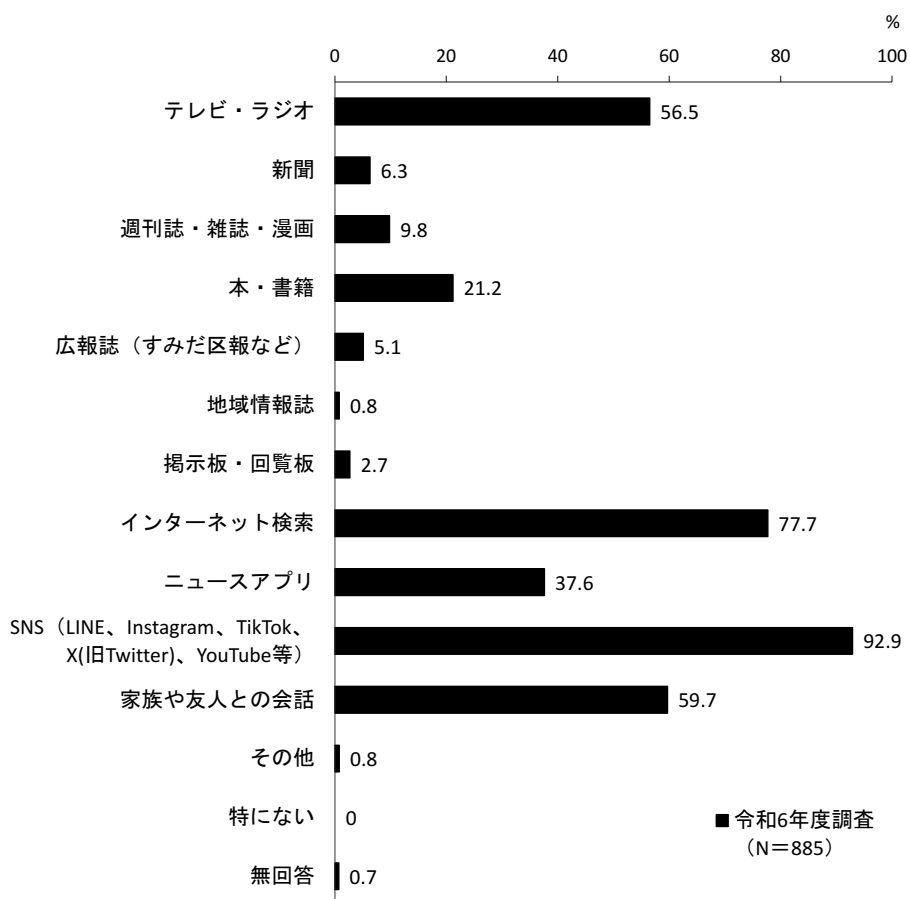
平成 30 年度調査と比較すると、「不登校(小学校・中学校・高校)」「人間関係がうまくいかなかった」「職場になじめなかった」「病気」の割合が増加しています。



### 3 情報収集やインターネットの利用について

問 23 ふだん、情報をどのようなものから得ていますか。(〇はいくつでも)

「SNS (LINE、Instagram、TikTok、X(旧 Twitter)、YouTube 等)」の割合が 92.9%と最も高く、次いで「インターネット検索」の割合が 77.7%、「家族や友人との会話」の割合が 59.7%、「テレビ・ラジオ」の割合が 56.5%となっています。

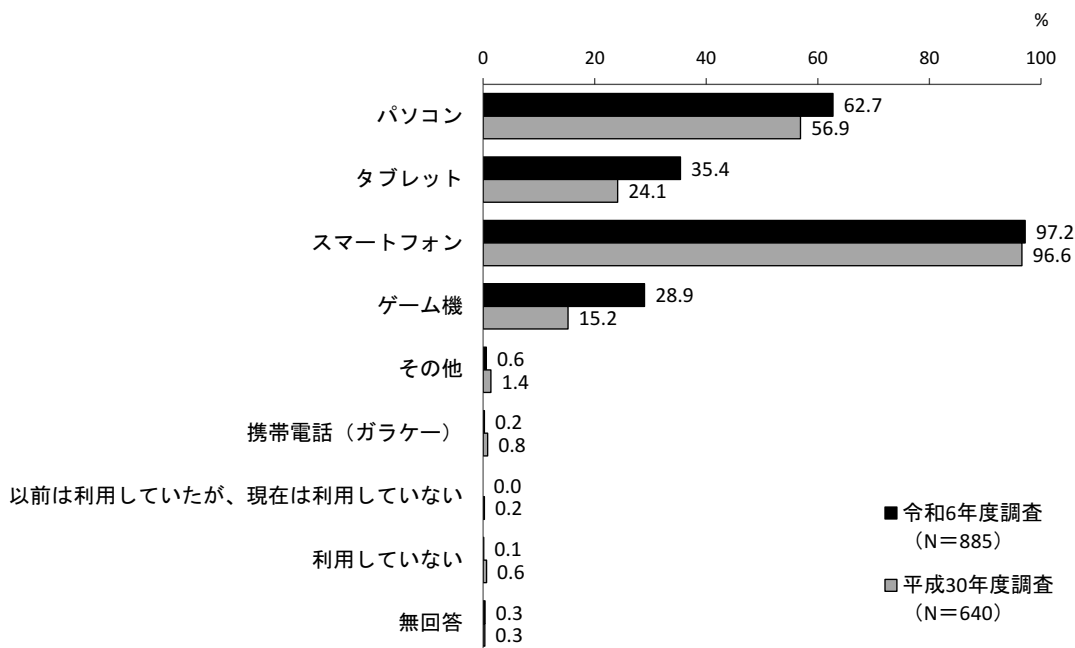


※「その他」の意見としては、仕事や職場の人との会話が挙げられています。

**問 24 学業・仕事以外でどのインターネット接続機器を利用していますか。(〇はいくつでも)**

「スマートフォン」の割合が97.2%と最も高く、次いで「パソコン」の割合が62.7%、「タブレット」の割合が35.4%、「ゲーム機」の割合が28.9%となっています。

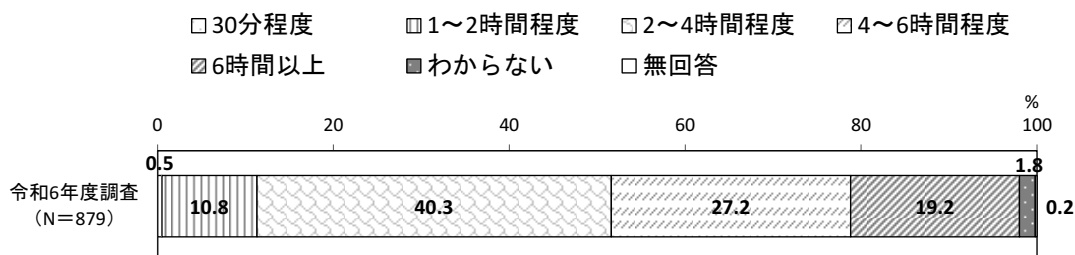
平成30年度調査と比較すると、同様の傾向ですが、「タブレット」「ゲーム機」の割合が増加しています。



※問24で「パソコン」「タブレット」「スマートフォン」「ゲーム機」「その他」が含まれる方のみ、問25～28の質問に回答してください。

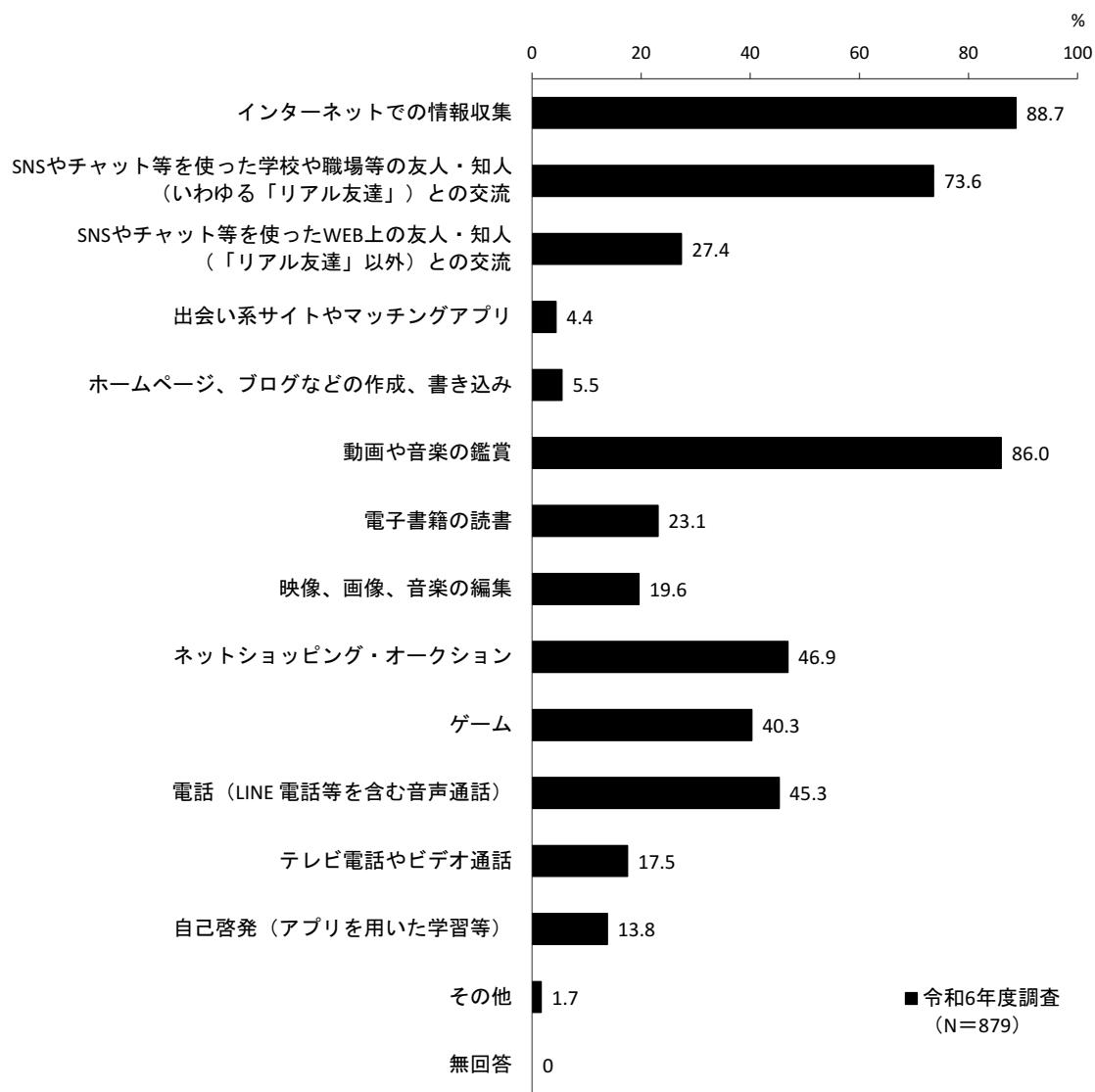
**問 25 スマートフォンやパソコン、タブレット端末などを1日およそ何時間ぐらい利用しますか(学校の授業や宿題、仕事に関する利用を除く)。(〇は1つだけ)**

「2～4時間程度」の割合が40.3%と最も高く、次いで「4～6時間程度」の割合が27.2%、「6時間以上」の割合が19.2%となっています。



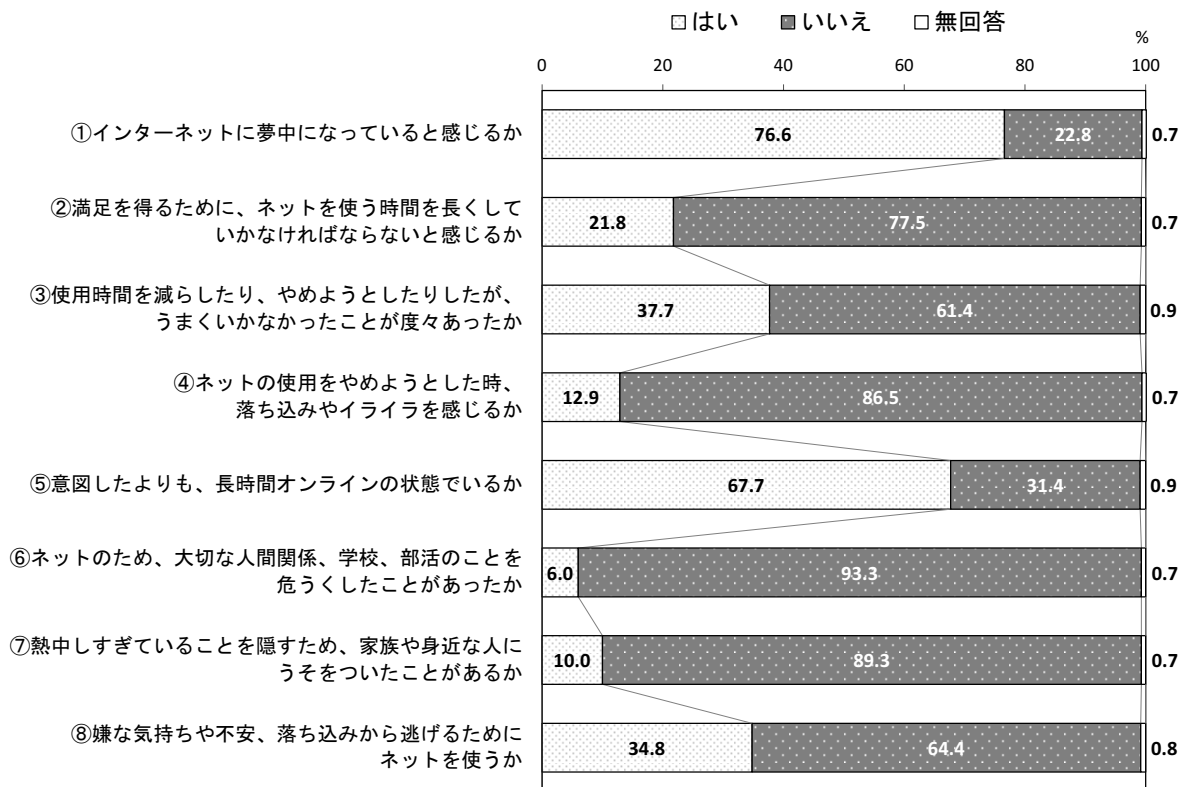
問 26 スマートフォンやパソコン、タブレット端末などの利用目的は何ですか。(〇はいくつでも)

「インターネットでの情報収集」の割合が 88.7%と最も高く、次いで「動画や音楽の鑑賞」の割合が 86.0%、「SNSやチャット等を使った学校や職場等の友人・知人（いわゆる「リアル友達」）との交流」の割合が 73.6%となっています。



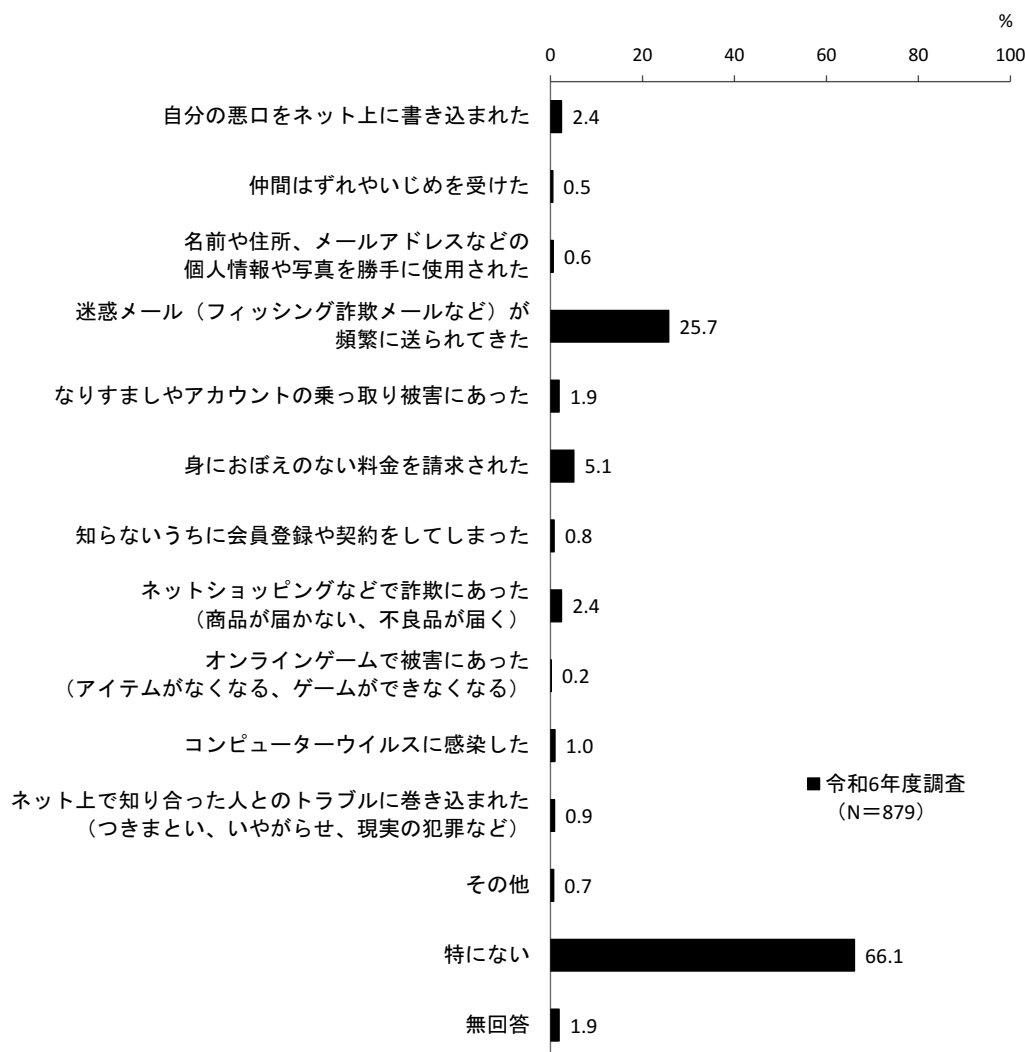
問 27 インターネットの利用について、あなた自身にあてはまる数字に○をつけてください。  
 (○は各項目につき1つ)

「①インターネットに夢中になっていると感じるか」、「⑤意図したよりも、長時間オンラインの状態であるか」で“はい”の割合が6割を超えています。



問 28 インターネットを利用して、直近1年以内で、次のようなトラブルにあったことはありますか。(〇はいくつでも)

「特にない」の割合が66.1%と最も高く、次いで「迷惑メール（フィッシング詐欺メールなど）が頻繁に送られてきた」の割合が25.7%となっています。



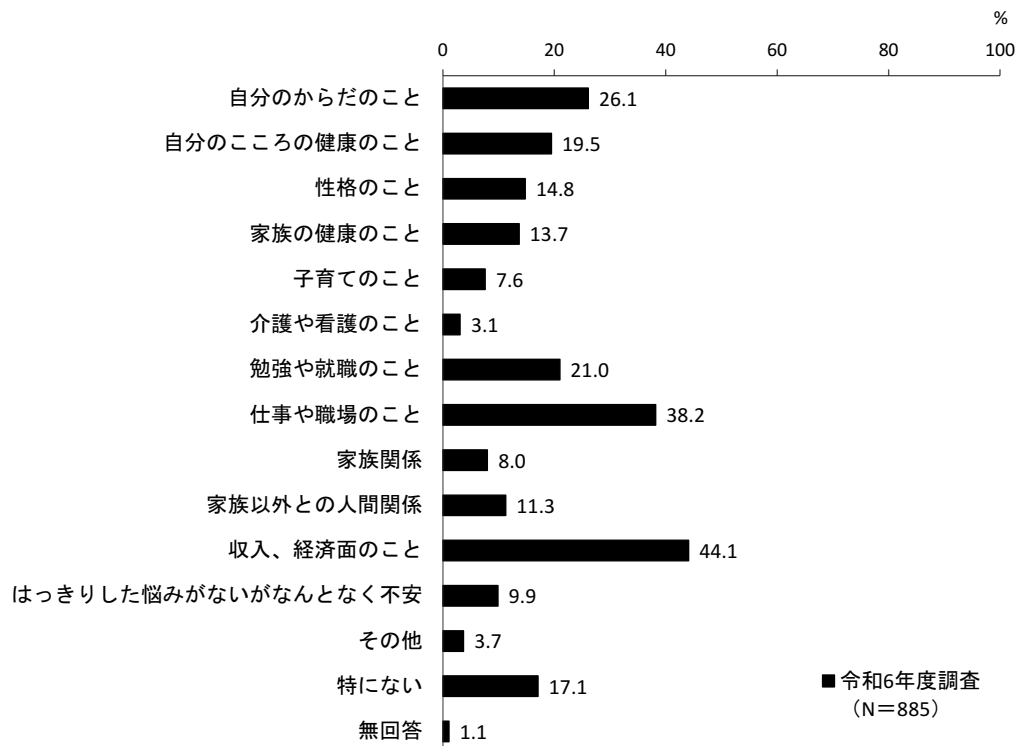
※「その他」の意見としては、詐欺やクレジットカードの不正利用、アカウント乗っ取られ、嫌がらせなどが挙げられています。



## 4 悩み事や人間関係について

問 29 現在、悩み事や心配なことはありますか（〇はいくつでも）

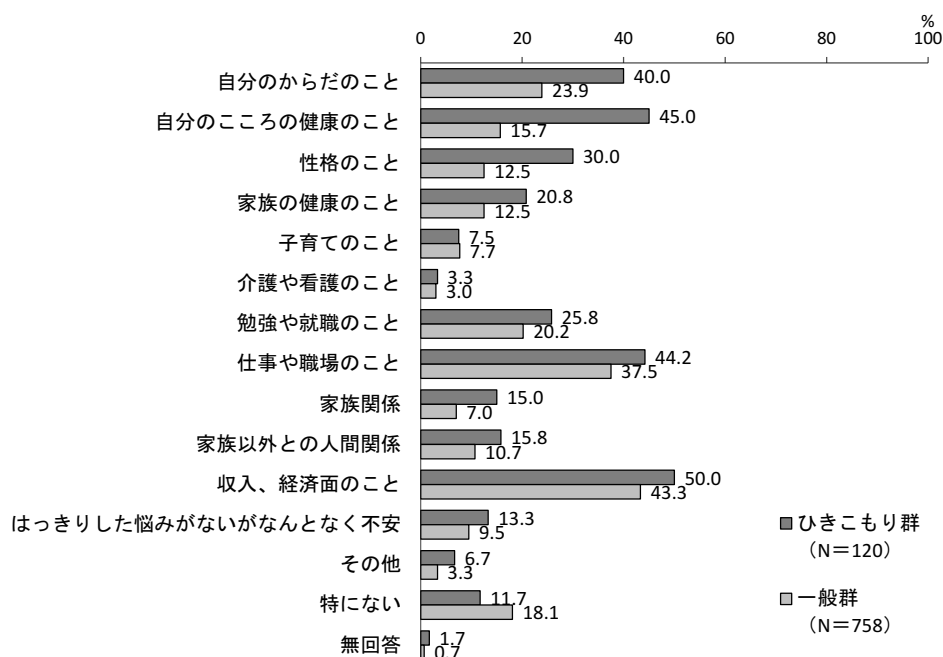
「収入、経済面のこと」の割合が 44.1%と最も高く、次いで「仕事や職場のこと」の割合が 38.2%、「自分のからだのこと」の割合が 26.1%となっています。



※「その他」の意見としては、将来のこと、恋愛・結婚、仕事、社会情勢などが挙げられています。

### 【ひきこもり群別】

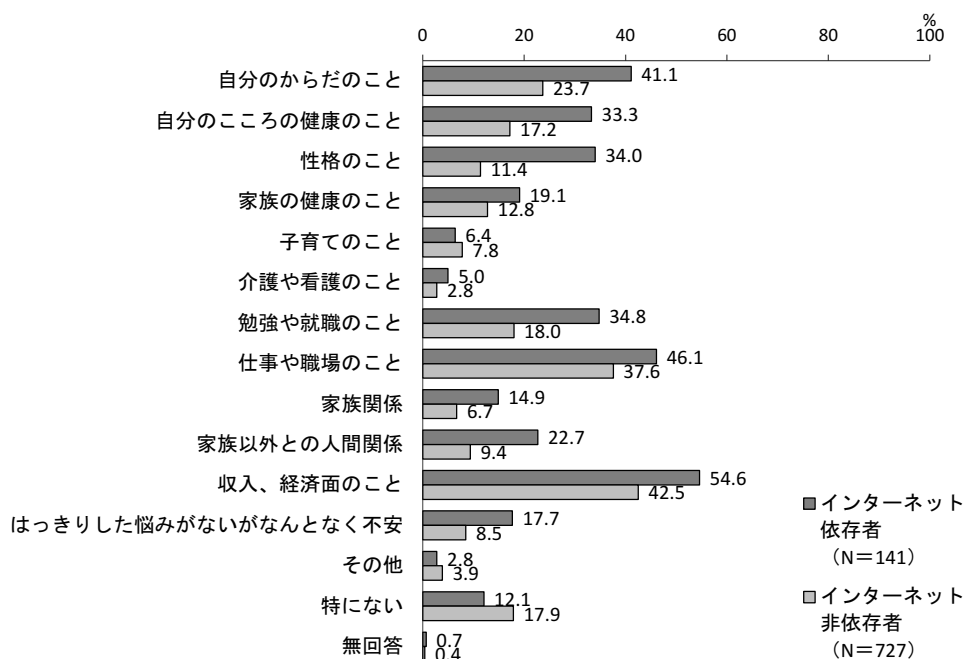
ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、全体的にひきこもり群で割合が高くなっています。その中で、「自分のことと健康のこと」「性格のこと」の割合は特に高くなっています。



### 【インターネット依存別】

インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、全体的にインターネット依存者で割合が高くなっています。

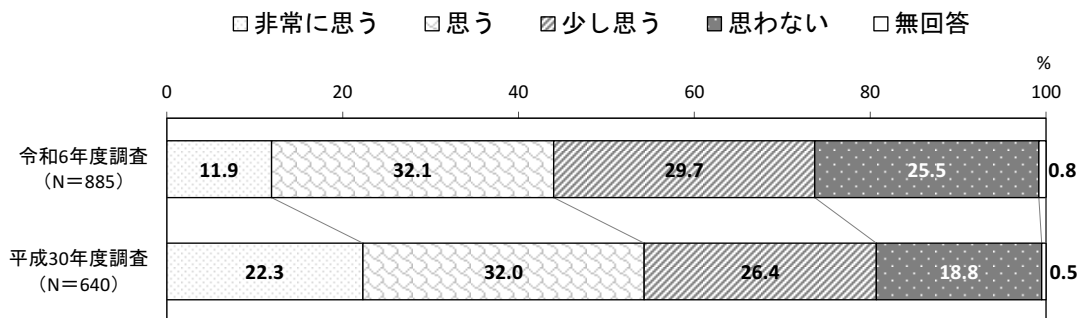
その中で、「性格のこと」「勉強や就職のこと」の割合は大きく高くなっています。



問 30 ふだん悩み事を誰かに相談したいと思えますか。(○は1つだけ)

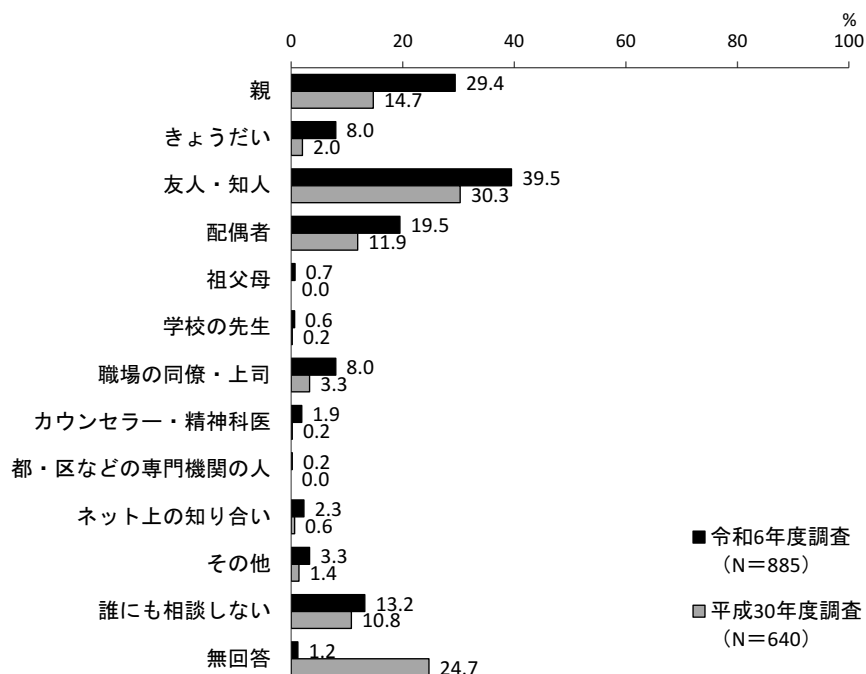
「思う」の割合が32.1%と最も高く、次いで「少し思う」の割合が29.7%となっており、「非常に思う」「思う」「少し思う」をあわせた“相談したいと思う”の割合が73.7%、「思わない」の割合が25.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「相談したいと思う」の割合が減少しています。



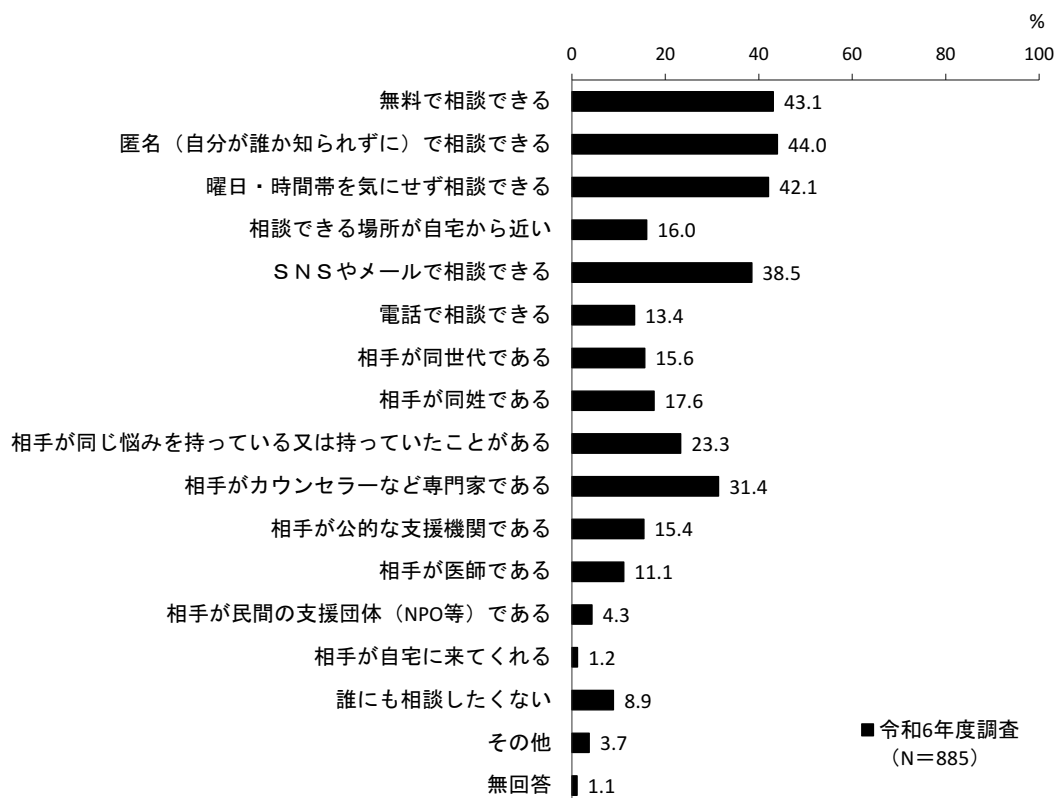
問 31 ふだん悩み事を誰に相談しますか。※複数選択として集計

「友人・知人」の割合が39.5%と最も高く、次いで「親」の割合が29.4%、「配偶者」の割合が19.5%となっています。



問 32 相談するなら、どのような人や場所だと相談しやすい・相談したいと思いますか。  
(〇はいくつでも)

「匿名（自分が誰か知られずに）で相談できる」の割合が 44.0%と最も高く、次いで「無料で相談できる」の割合が 43.1%、「曜日・時間帯を気にせず相談できる」の割合が 42.1%となっています。



※「その他」の意見としては、自分をよく知っている、相談内容が秘匿される、何も言わずにただ話を聞いてくれる、周りの人も利用している、などが挙げられています。

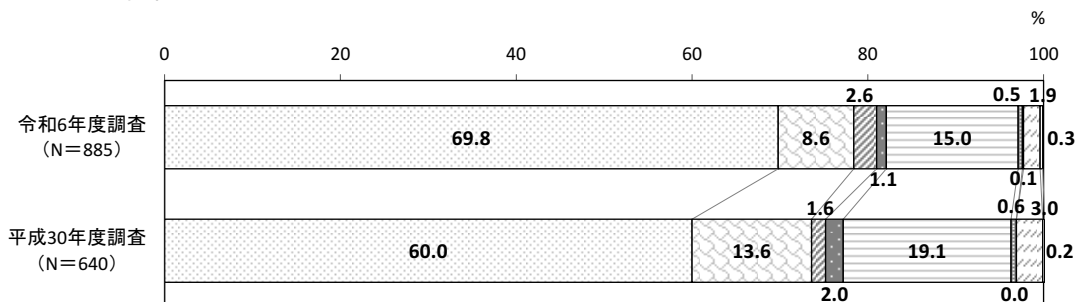
## 5 仕事に関することについて

問 33 現在は働いていますか。(○は1つだけ)

「勤めている(正社員)」の割合が69.8%と最も高く、次いで「学生(予備校生を含む)」の割合が15.0%、「勤めている(契約社員、派遣社員又はパート・アルバイト(学生のアルバイトは除く))」の割合が8.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「勤めている(正社員)」の割合が増加し、「勤めている(契約社員、派遣社員又はパート・アルバイト(学生のアルバイトは除く))」「学生(予備校生を含む)」の割合が減少しています。

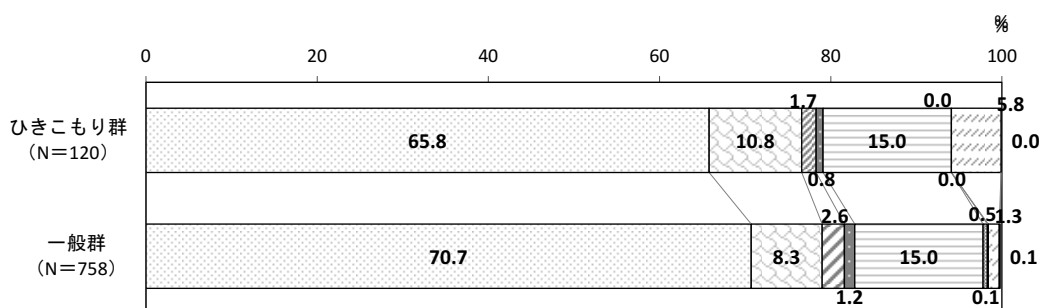
- 勤めている(正社員)
- 勤めている(契約社員、派遣社員又はパート・アルバイト(学生のアルバイトは除く))
- 自営業・自由業
- 専業主婦・主夫又は家事手伝い
- 学生(予備校生を含む)
- その他
- 派遣会社などに登録しているが、現在は働いていない
- 無職
- 無回答



### 【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「勤めている（契約社員、派遣社員又はパート・アルバイト（学生のアルバイトは除く）」「無職」の割合が高くなっています。

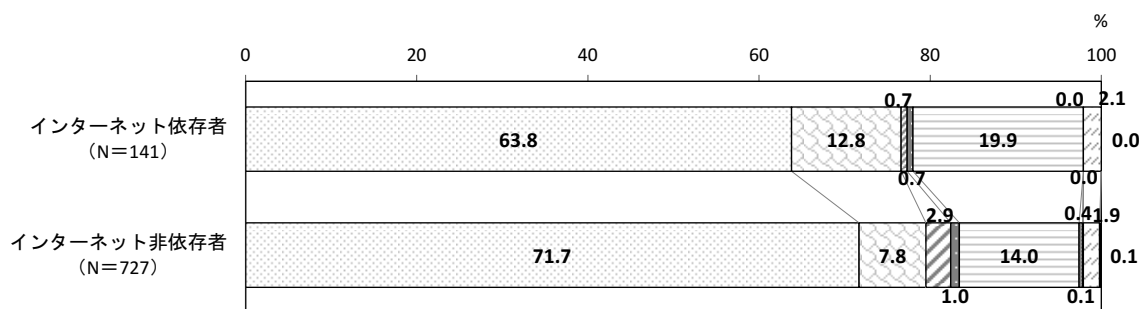
- 勤めている（正社員）
- 勤めている（契約社員、派遣社員又はパート・アルバイト（学生のアルバイトは除く））
- ▨ 自営業・自由業
- 専業主婦・主夫又は家事手伝い
- 学生（予備校生を含む）
- その他
- 派遣会社などに登録しているが、現在は働いていない
- 無職
- 無回答



### 【インターネット依存別】

インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、インターネット依存者で「勤めている（契約社員、派遣社員又はパート・アルバイト（学生のアルバイトは除く）」「学生（予備校生を含む）」の割合が高くなっています。

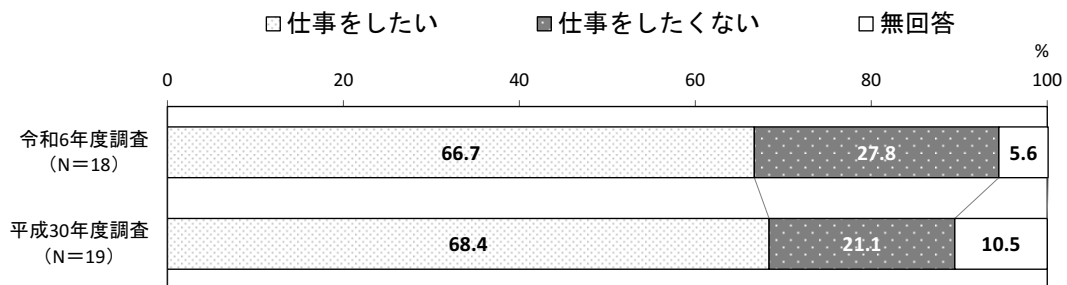
- 勤めている（正社員）
- 勤めている（契約社員、派遣社員又はパート・アルバイト（学生のアルバイトは除く））
- ▨ 自営業・自由業
- 専業主婦・主夫又は家事手伝い
- 学生（予備校生を含む）
- その他
- 派遣会社などに登録しているが、現在は働いていない
- 無職
- 無回答



※問 33 で「派遣会社などに登録しているが、現在は働いていない」「無職」と答えた方のみ、問 34 の質問に回答してください。

**問 34 現在、仕事をしたいと思っていますか。(○は1つだけ)**

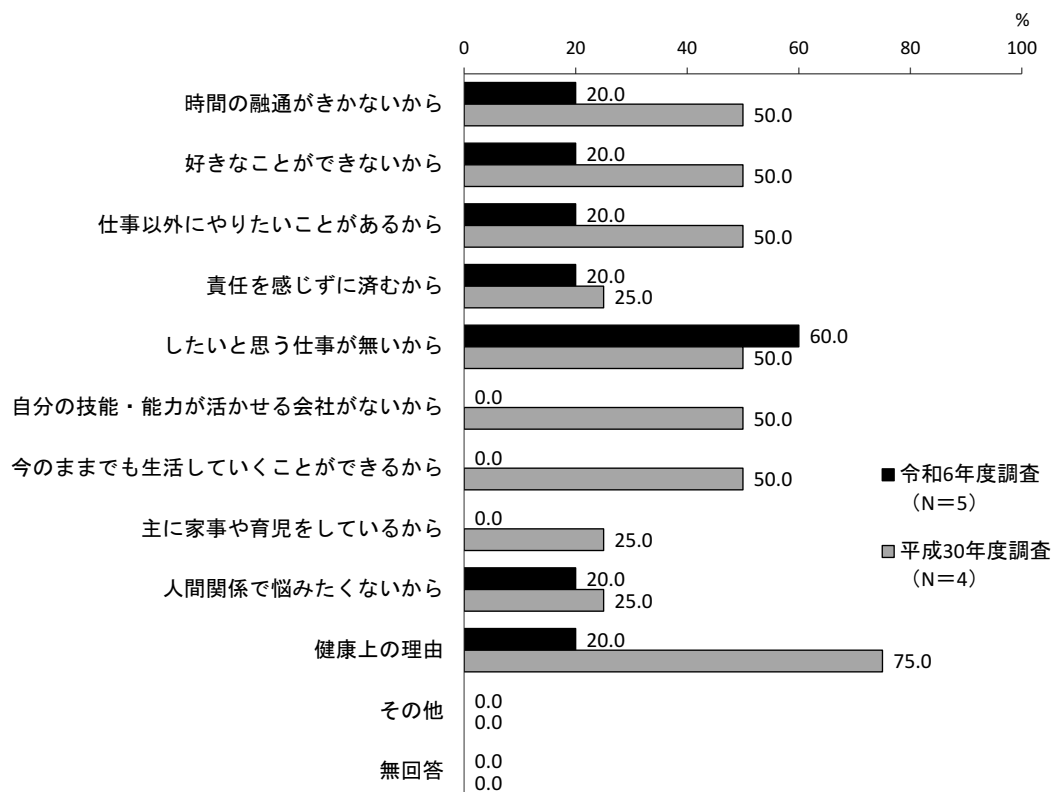
「仕事をしたい」の割合が 66.7%、「仕事をしたくない」の割合が 27.8%となっています。  
平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化は見られません。



※問 34 で「仕事をしたくない」と答えた方のみ、問 35 の質問に回答してください。

**問 35 仕事をしたくない理由は何ですか。(○はいくつでも)**

「したいと思う仕事が無いから」が 3 件 (60.0%)、「時間の融通がきかないから」「好きなことができないから」「仕事以外にやりたいことがあるから」「責任を感じずに済むから」「人間関係で悩みたくないから」「健康上の理由」がそれぞれ 1 件 (20.0%) となっています。

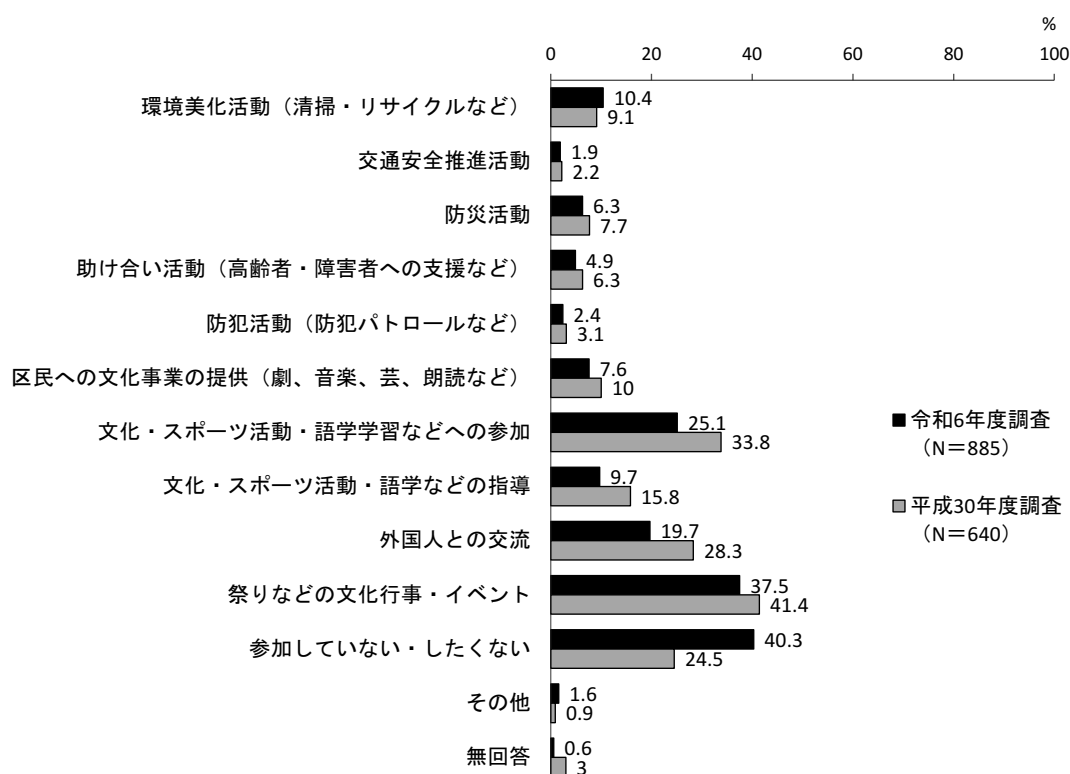


## 6 社会貢献・社会参画について

問 36 あなたが実際に参加している地域活動、または参加してみたい地域活動はどのような活動ですか。(〇はいくつでも)

「参加していない・したくない」の割合が40.3%と最も高く、次いで「祭りなどの文化行事・イベント」の割合が37.5%、「文化・スポーツ活動・語学学習などへの参加」の割合が25.1%、「外国人との交流」の割合が19.7%となっています。

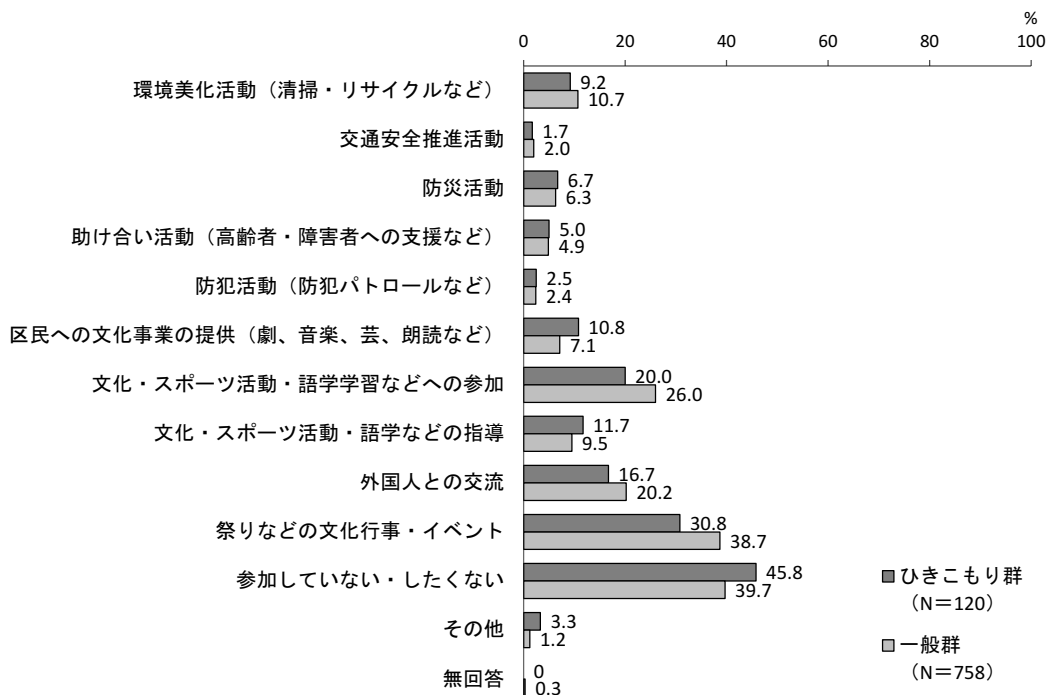
平成30年度調査と比較すると、「参加していない・したくない」の割合が大きく増加し、「文化・スポーツ活動・語学学習などへの参加」「外国人との交流」の割合がやや減少しています。





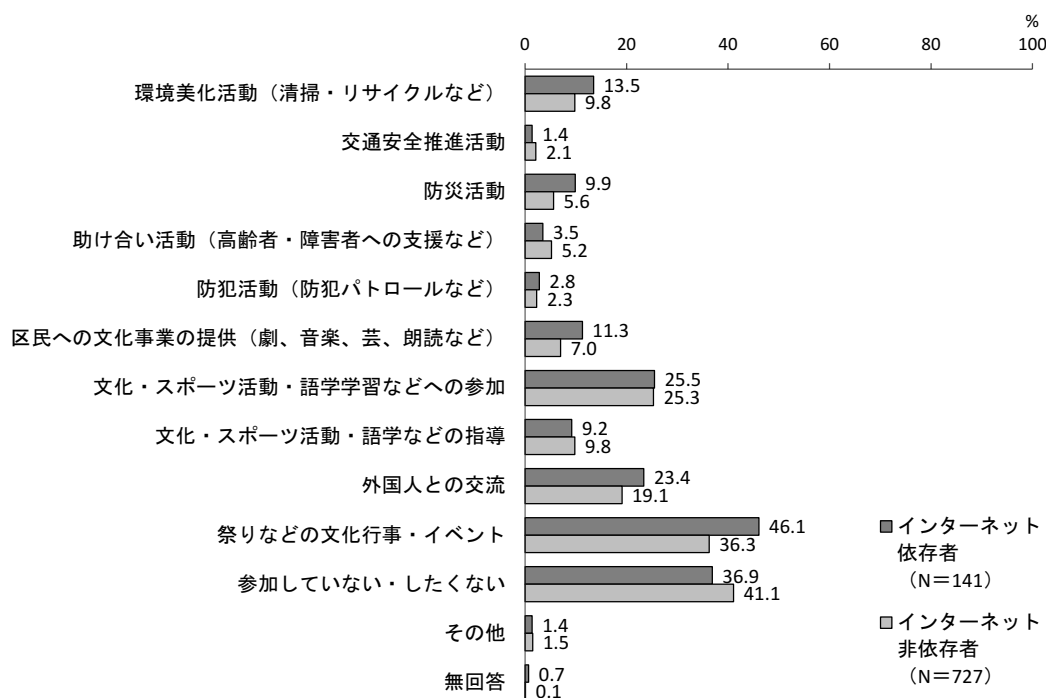
### 【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「参加していない・したくない」とともに「区民への文化事業の提供（劇、音楽、芸、朗読など）」の割合が高くなっています。



### 【インターネット依存別】

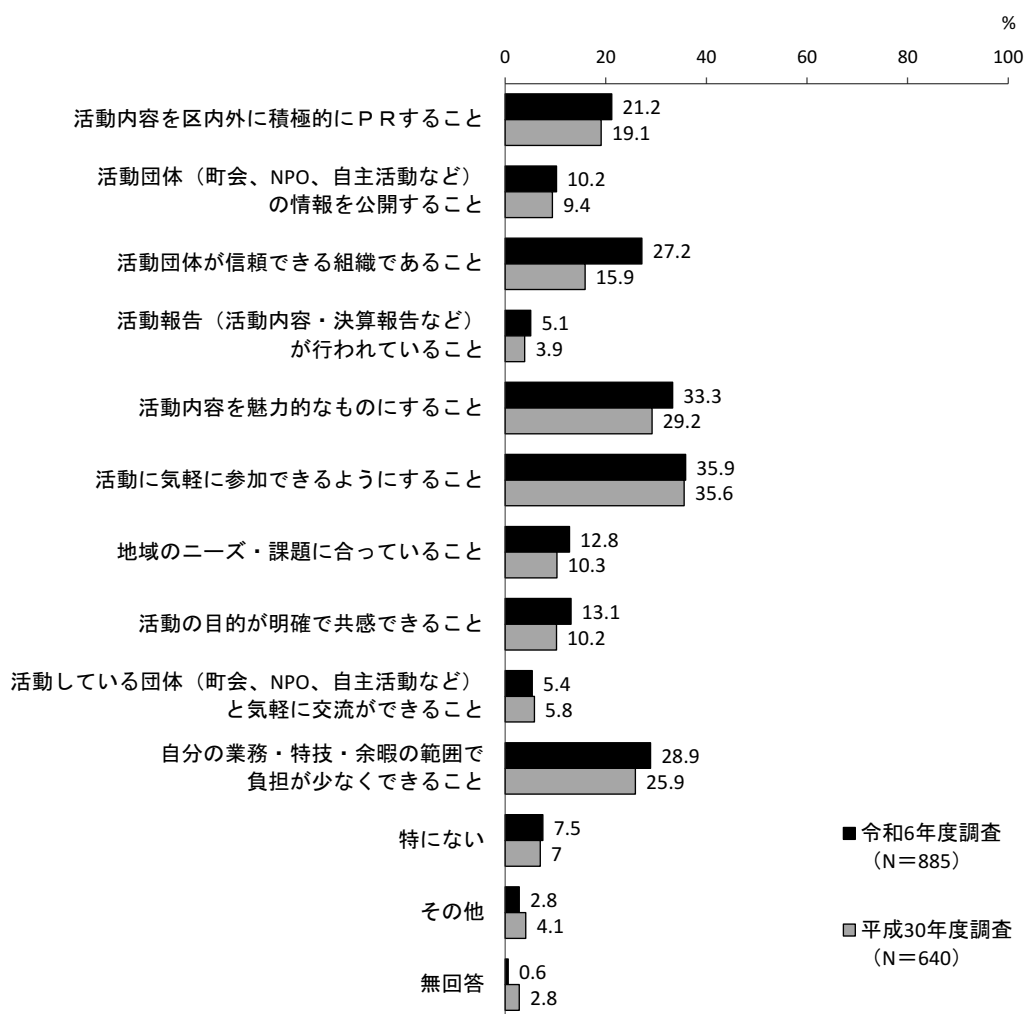
インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、インターネット依存者で「環境美化活動（清掃・リサイクルなど）」「防災活動」「区民への文化事業の提供（劇、音楽、芸、朗読など）」「祭りなどの文化行事・イベント」の割合が高くなっています。



問 37 地域活動に多くの人に参加するには何が重要だと思いますか。(〇は2つまで)

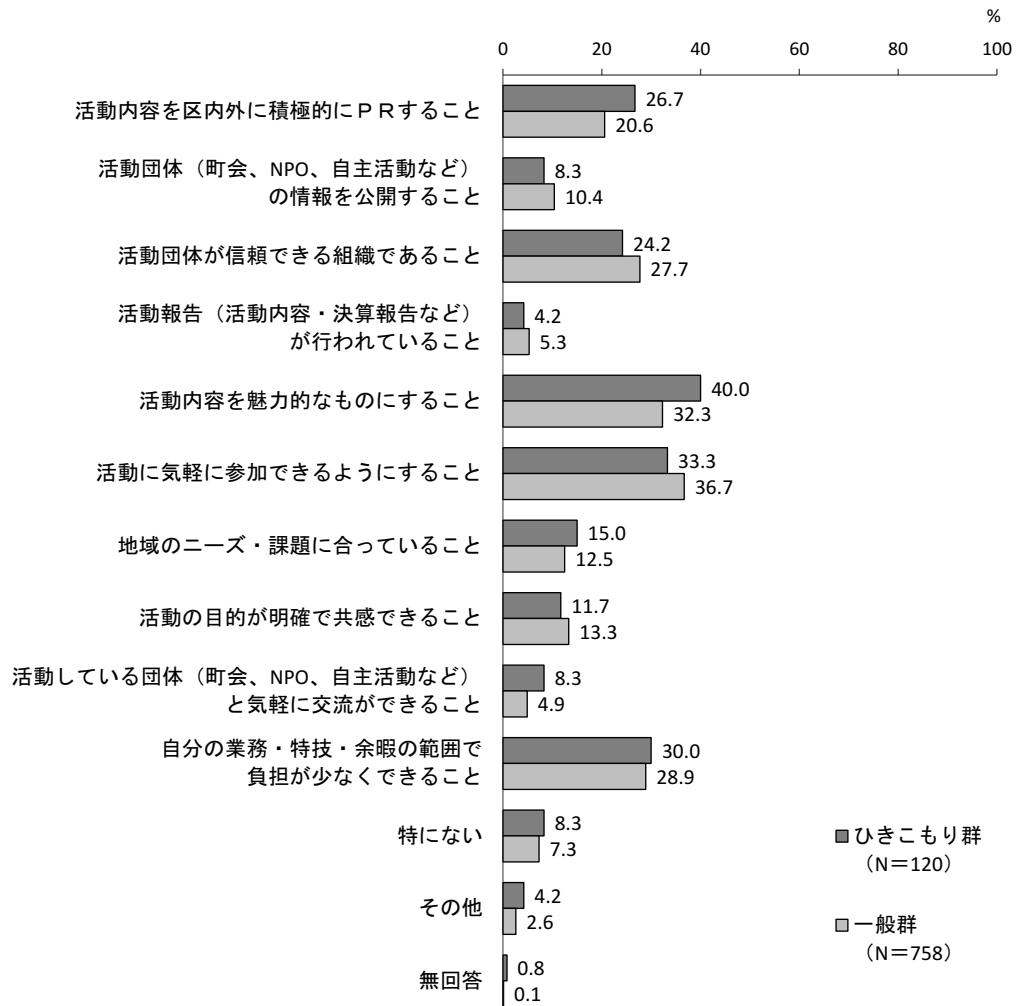
「活動に気軽に参加できるようにすること」の割合が 35.9%と最も高く、次いで「活動内容を魅力的なものにすること」の割合が 33.3%、「自分の業務・特技・余暇の範囲で負担が少なくできること」の割合が 28.9%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、傾向に大きな変化は見られませんが、「活動団体が信頼できる組織であること」の割合が増加しています。



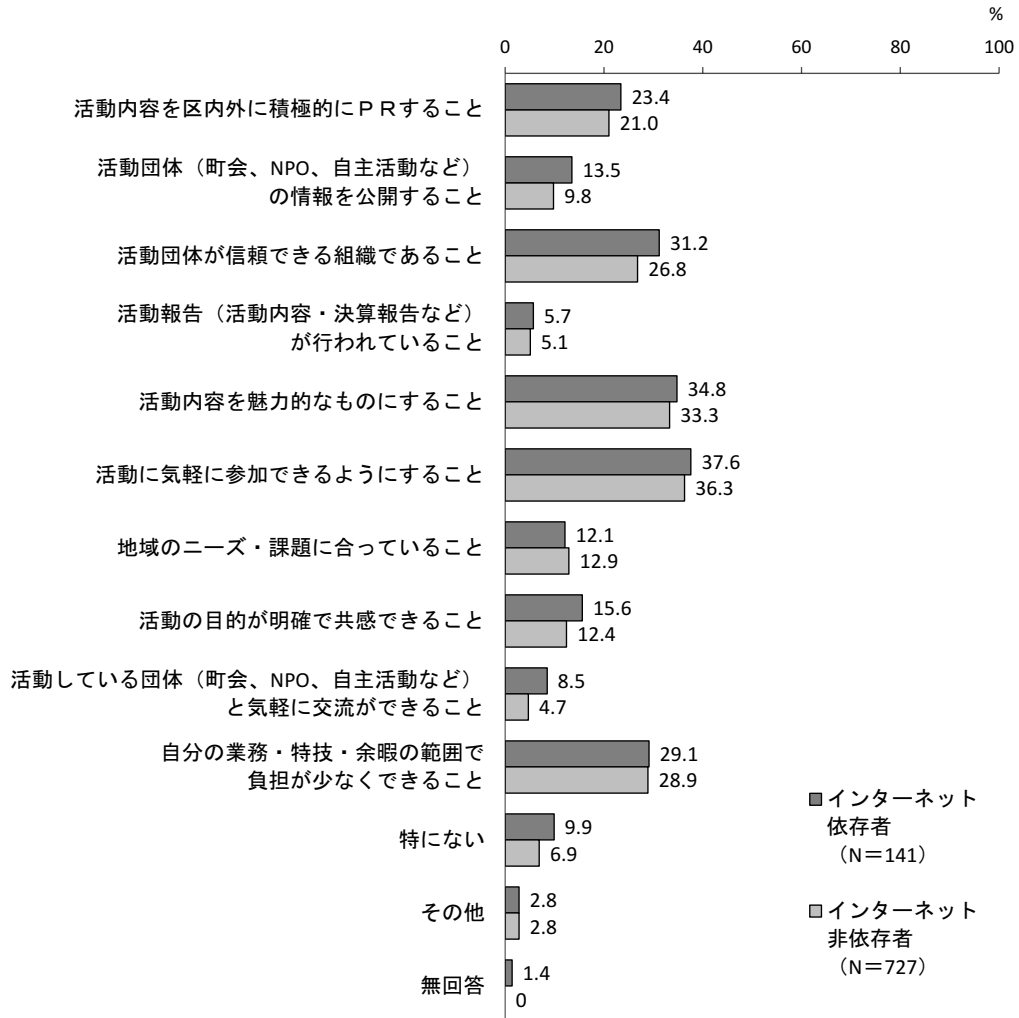
### 【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「活動団内容と区内外に積極的にPRすること」「活動内容を魅力的なものにすること」の割合が高くなっています。



### 【インターネット依存別】

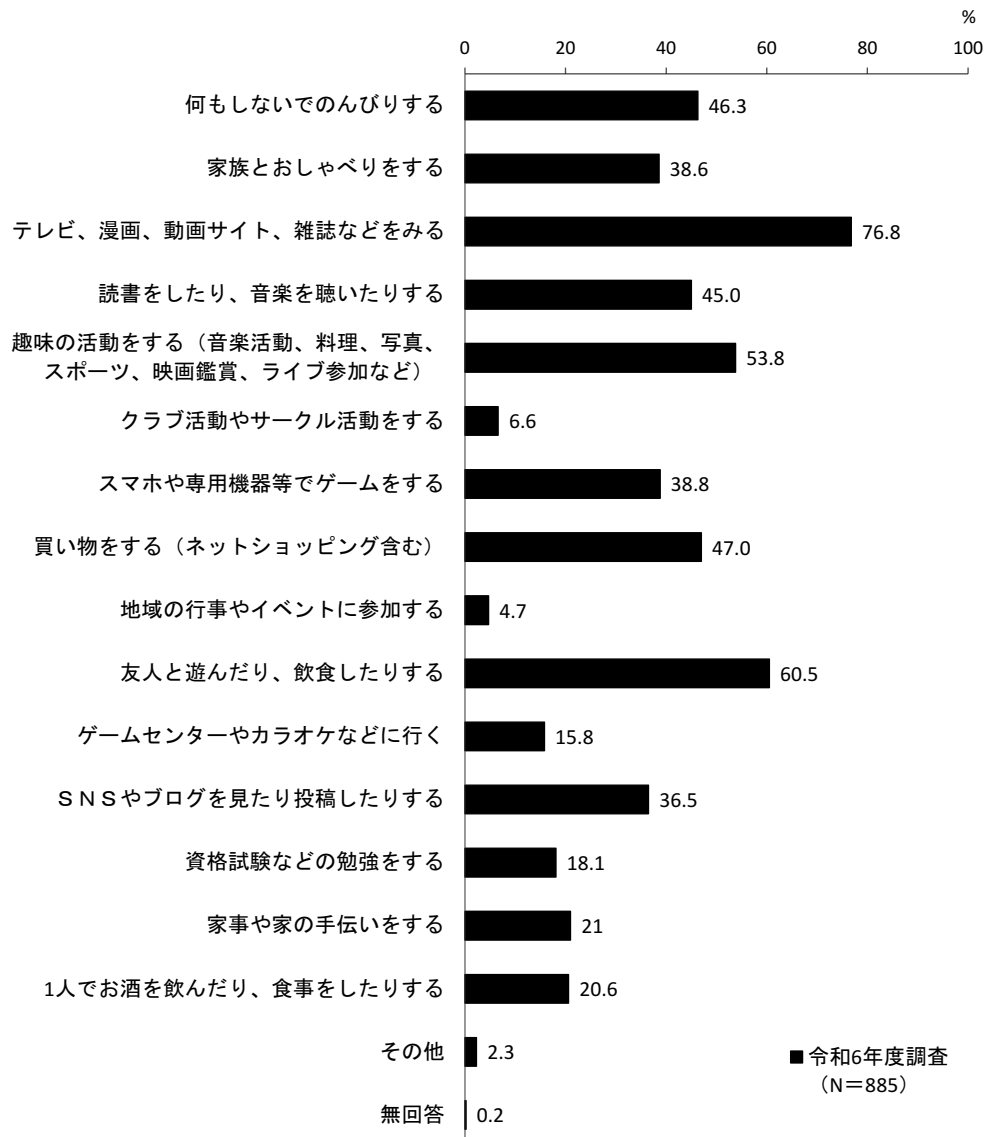
インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、全体的にインターネット依存者で割合が高くなっています。



## 7 自由な時間の過ごし方や居場所について

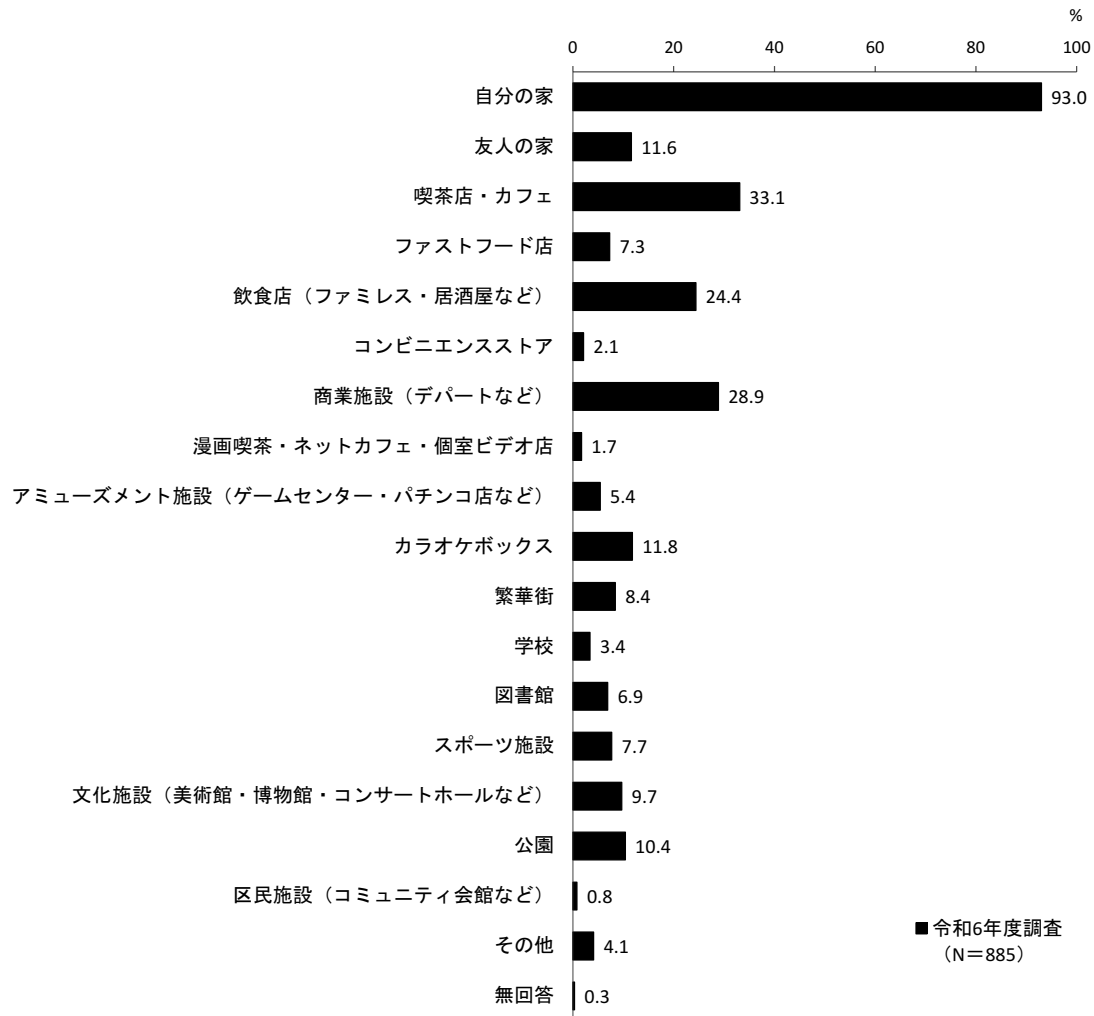
問 38 仕事や学校、家事などのほかに、自由な時間をどのように過ごすことが多いですか。  
(〇はいくつでも)

「テレビ、漫画、動画サイト、雑誌などをみる」の割合が 76.8%と最も高く、次いで「友人と遊んだり、飲食したりする」の割合が 60.5%、「趣味の活動をする（音楽活動、料理、写真、スポーツ、映画鑑賞、ライブ参加など）」の割合が 53.8%となっています。



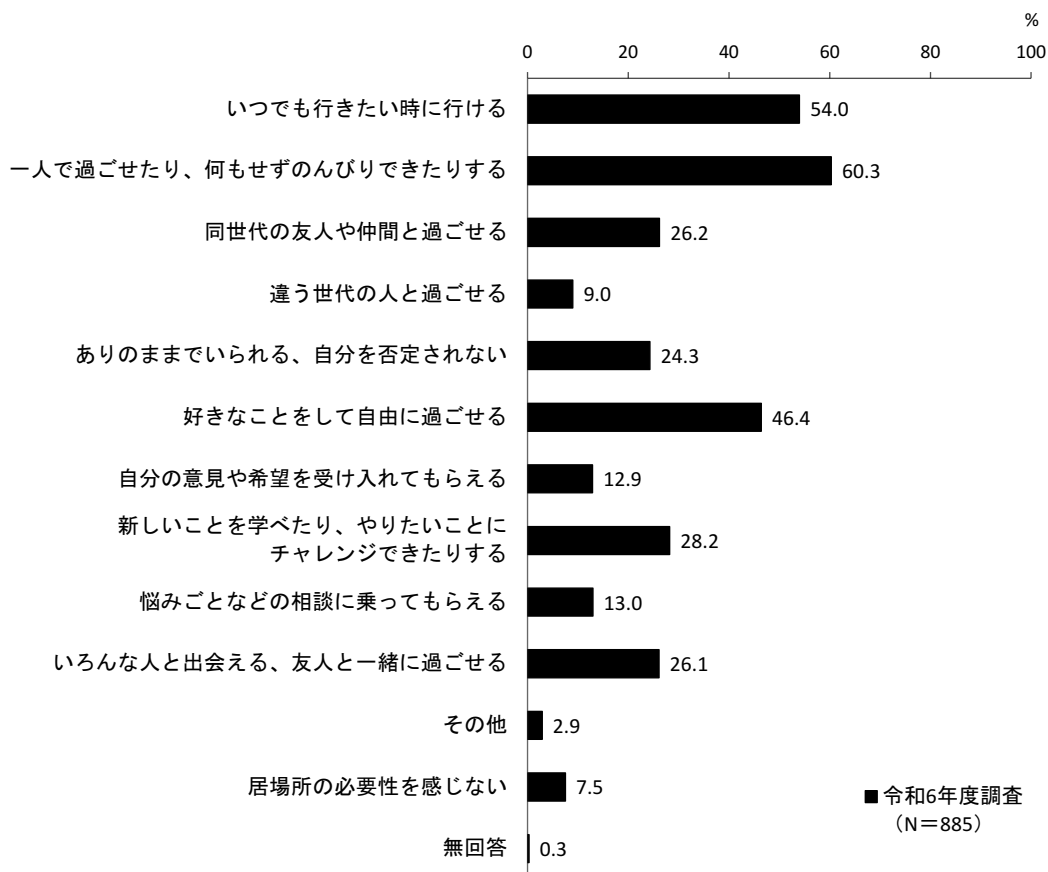
問 39 仕事や学校、家事などのほかに、自由な時間を過ごす場合、どのような場所で過ごすことが多いですか。(〇はいくつでも)

「自分の家」の割合が 93.0%と最も高く、次いで「喫茶店・カフェ」の割合が 33.1%、「商業施設 (デパートなど)」の割合が 28.9%、「飲食店 (ファミレス・居酒屋など)」の割合が 24.4%となっています。



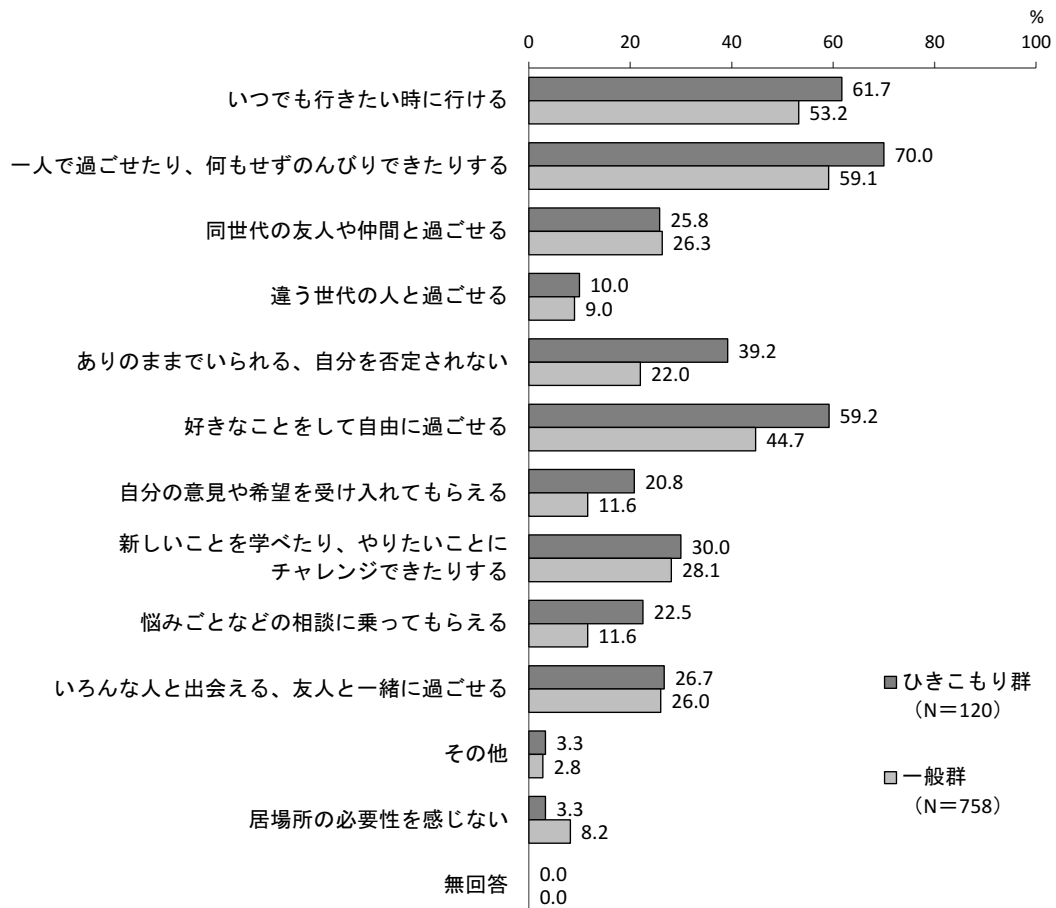
問 40 仕事や学校、家庭などのほかに、どのような居場所があればよいと思いますか。  
 (〇はいくつでも)

「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできたりする」の割合が60.3%と最も高く、次いで「いつでも行きたい時に行ける」の割合が54.0%、「好きなことをして自由に過ごせる」の割合が46.4%となっています。



### 【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「いつでも行きたいときに行ける」「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできたりする」「ありのままでいられる、自分を否定されない」「好きなことをして自由に過ごせる」の割合が高くなっています。

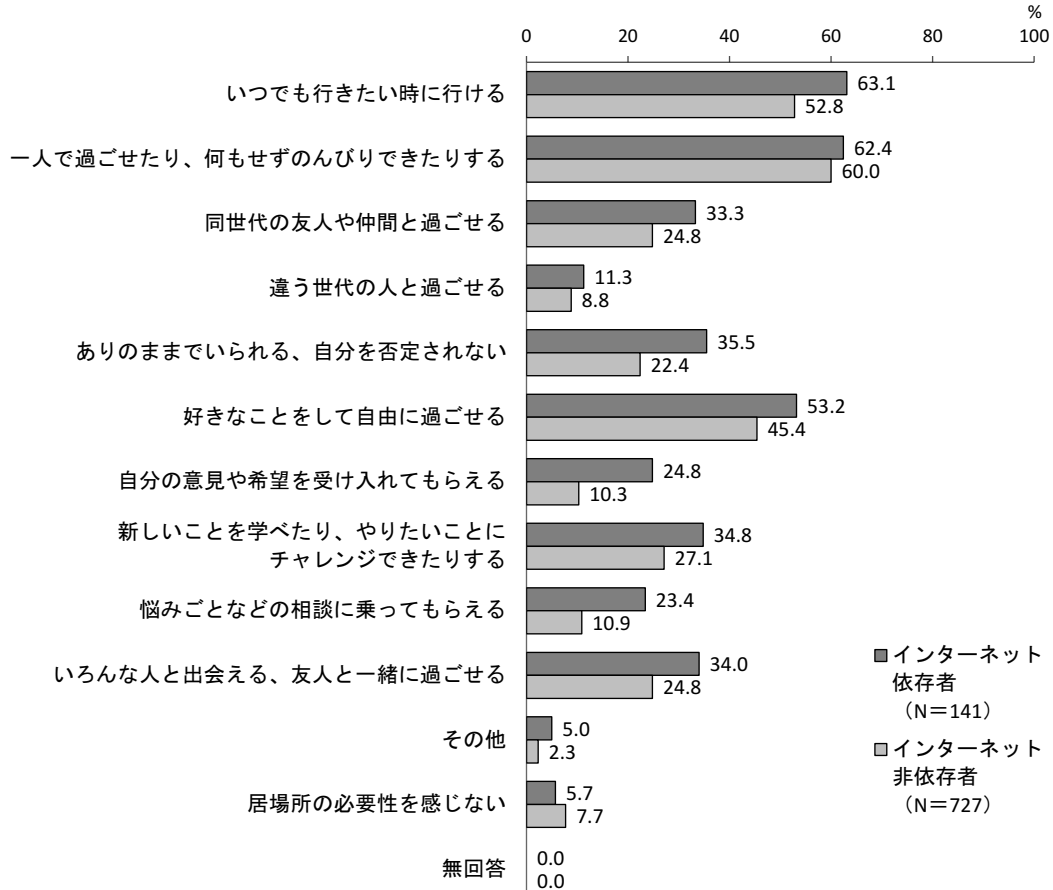




### 【インターネット依存別】

インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、全体的にインターネット依存者で割合が高くなっています。

特に、「いつでも行きたいときに行ける」「ありのままでいられる、自分を否定されない」「自分の意見や希望を受け入れてもらえる」「悩みごとなどの相談に乗ってもらえる」の割合は非依存者より高くなっています。



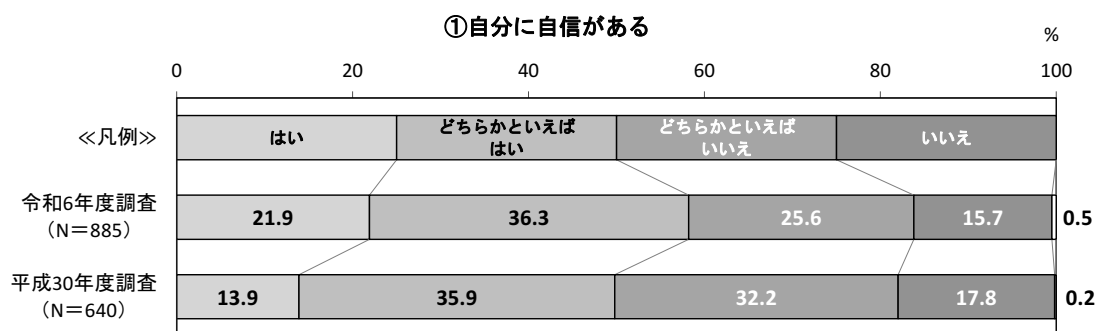
## 8 あなた自身のことについて

問 41 次にあげられたことについて、あなた自身にあてはまる数字に○をつけてください。  
(○は各項目につき1つ)

### ①自分に自信がある

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が58.2%、「どちらかといえばいい」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が41.3%となっています。

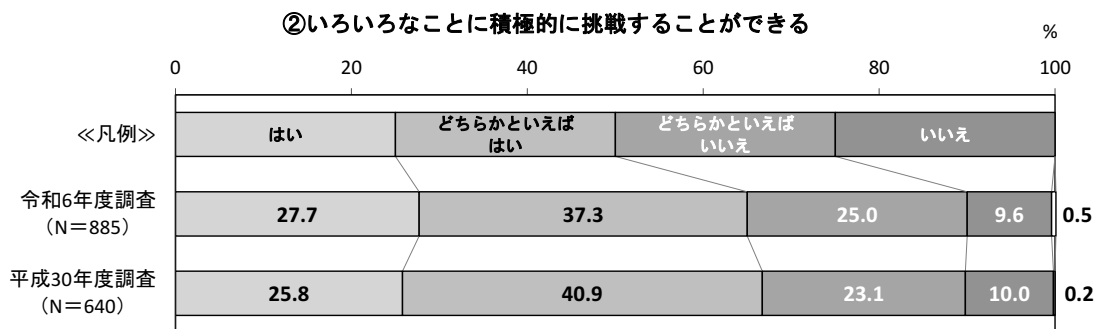
平成30年度調査と比較すると、“はい”の割合が増加しています。



### ②いろいろなことに積極的に挑戦することができる

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が65.0%、「どちらかといえばいい」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が34.6%となっています。

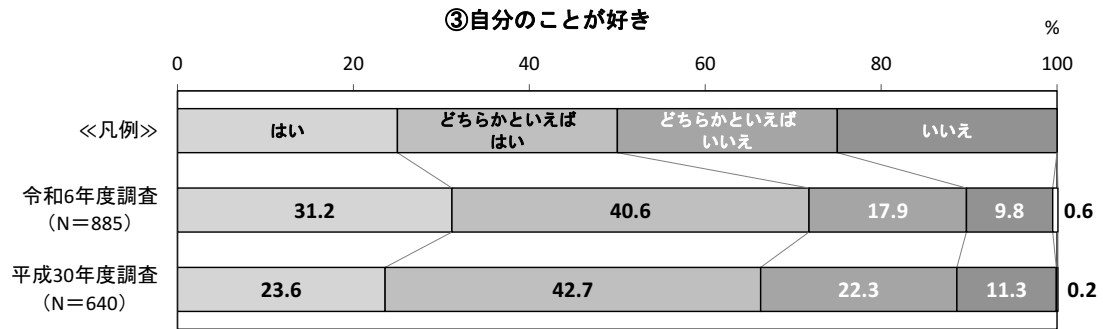
平成30年度調査と比較すると、“はい”の割合がやや減少しています。



### ③自分のことが好き

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が71.8%、「どちらかといえはいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が27.7%となっています。

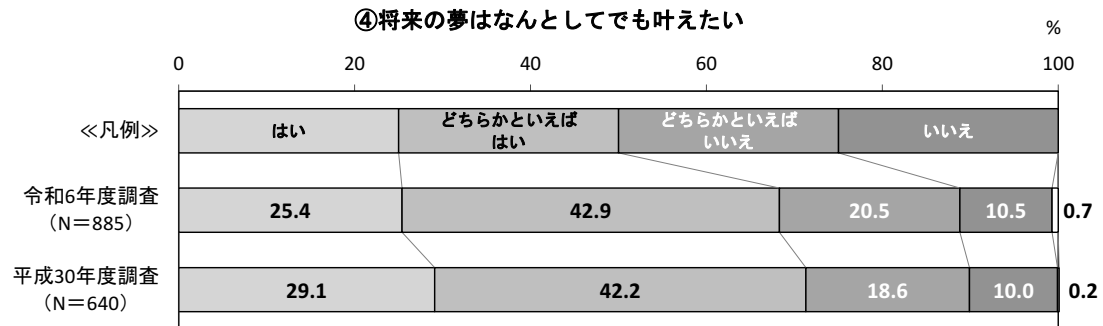
平成30年度調査と比較すると、“はい”の割合がやや増加しています。



### ④将来の夢はなんとしても叶えたい

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が68.3%、「どちらかといえはいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が31.0%となっています。

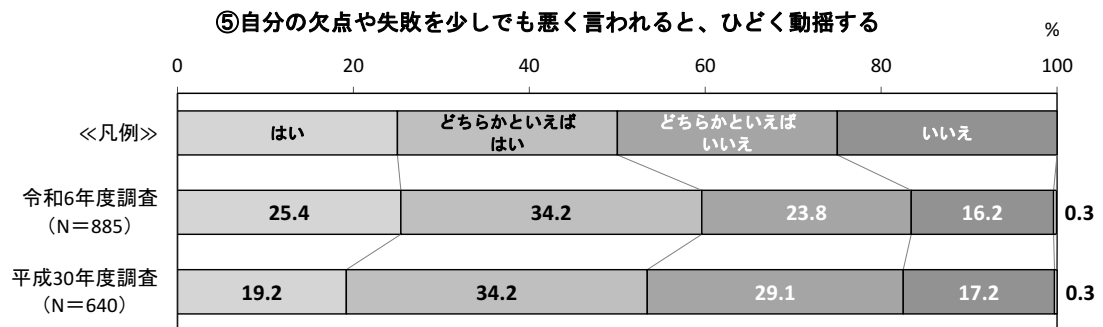
平成30年度調査と比較すると、“はい”の割合がやや減少しています。



### ⑤自分の欠点や失敗を少しでも悪く言われると、ひどく動揺する

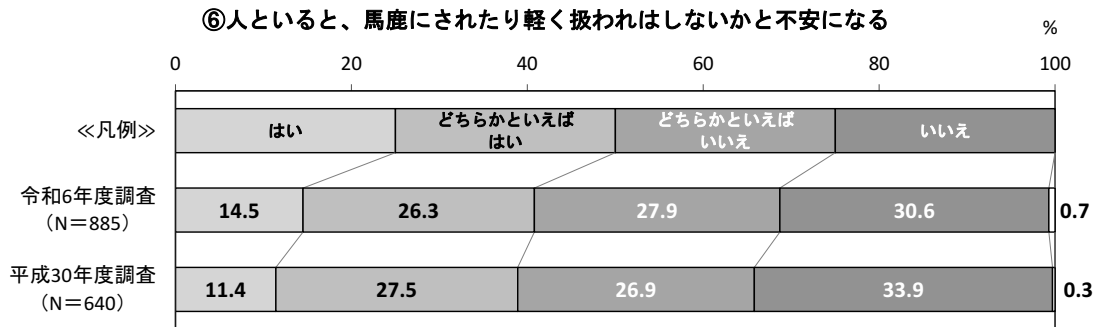
「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が59.6%、「どちらかといえはいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が40.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、“はい”の割合が増加しています。



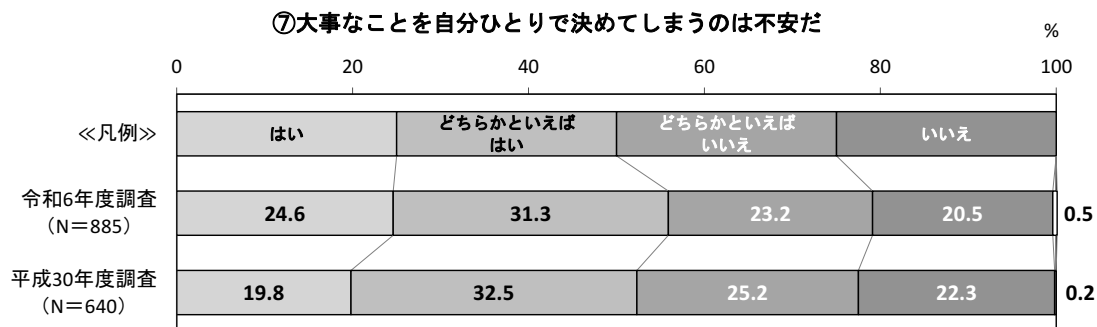
⑥人という、馬鹿にされたり軽く扱われはしないかと不安になる

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が40.8%、「どちらかといえはいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が58.5%となっています。  
 平成30年度調査と比較すると、“はい”の割合がやや増加しています。



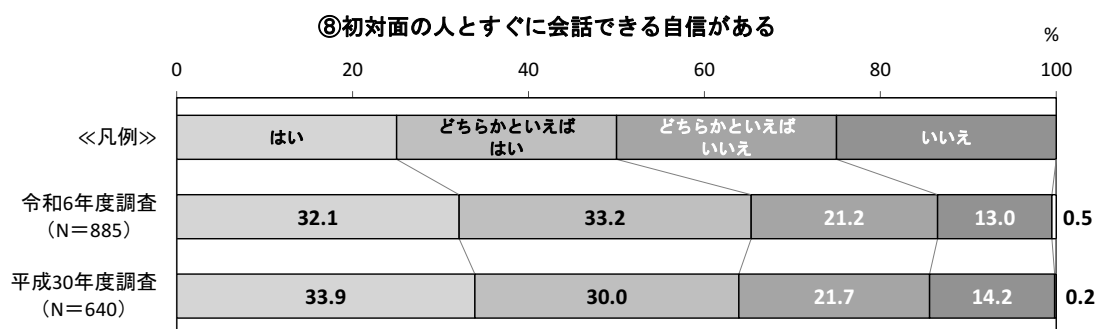
⑦大事なことを自分ひとりで決めてしまうのは不安だ

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が55.9%、「どちらかといえはいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が43.7%となっています。  
 平成30年度調査と比較すると、“はい”の割合が増加しています。



⑧初対面の人とすぐに会話できる自信がある

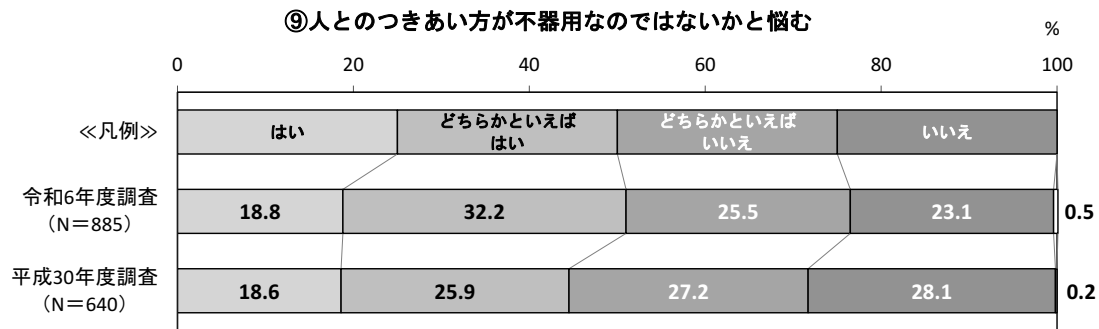
「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が65.3%、「どちらかといえはいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が34.2%となっています。  
 平成30年度調査と比較すると、“はい”の割合がやや増加しています。



⑨ 人とのつきあい方が不器用なのではないかと悩む

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が51.0%、「どちらかといえばいいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が48.6%となっています。

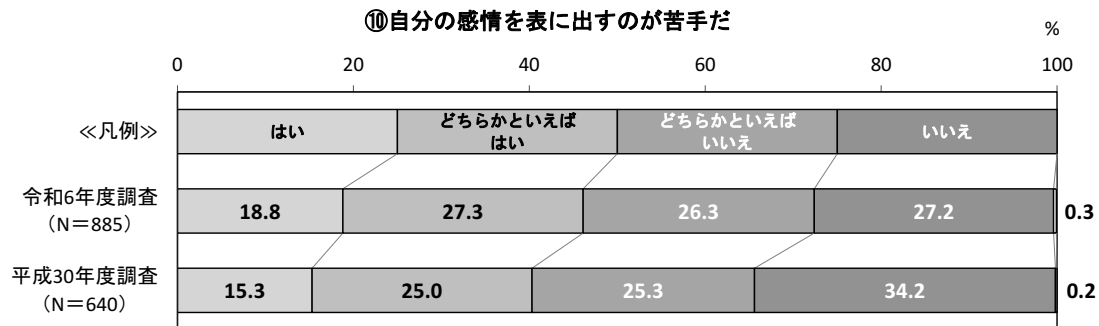
平成30年度調査と比較すると、“はい”の割合が増加しています。



⑩ 自分の感情を表に出すのが苦手だ

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が46.1%、「どちらかといえばいいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が53.5%となっています。

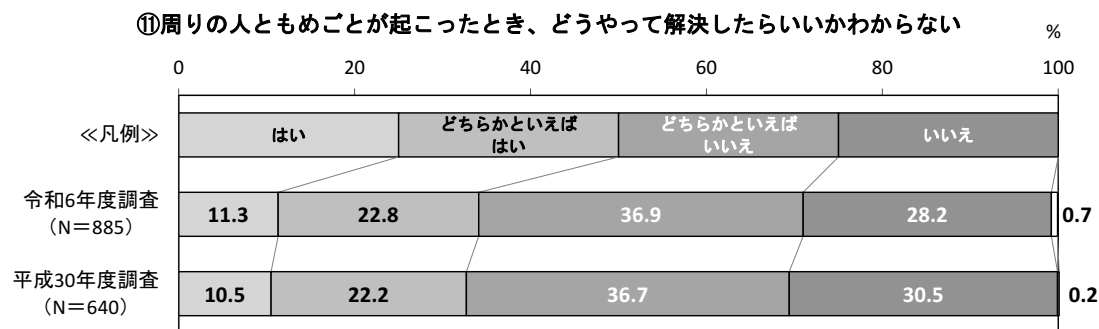
平成30年度調査と比較すると、“はい”の割合が増加しています。



⑪ 周りの人ともめごとが起こったとき、どうやって解決したらいいかわからない

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が34.1%、「どちらかといえばいいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が65.1%となっています。

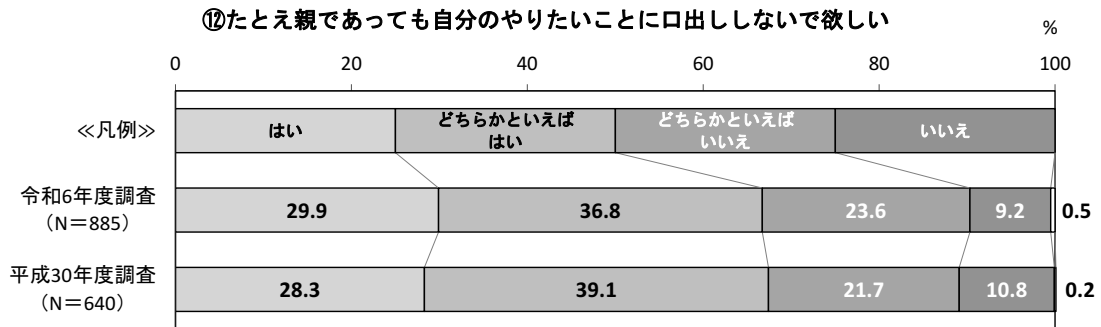
平成30年度調査と比較すると、大きな変化は見られません。



⑫ たとえ親であっても自分のやりたいことに口出ししないで欲しい

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が 66.7%、「どちらかといえはいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が 32.8%となっています。

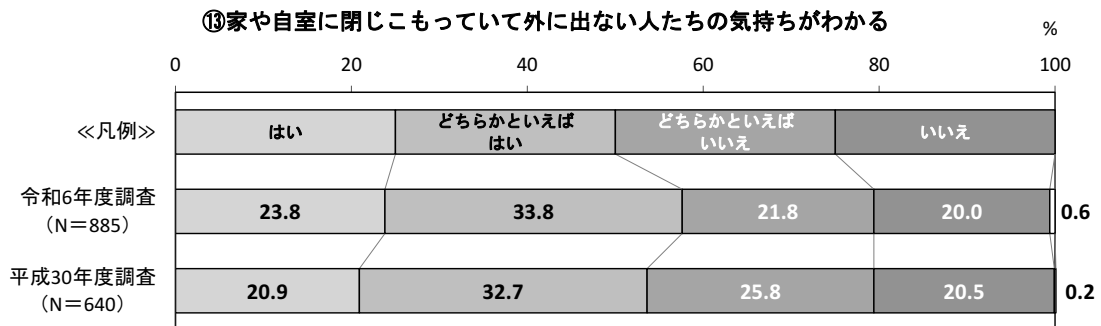
平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化は見られません。



⑬ 家や自室に閉じこもっていて外に出ない人たちの気持ちがわかる

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が 57.6%、「どちらかといえはいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が 41.8%となっています。

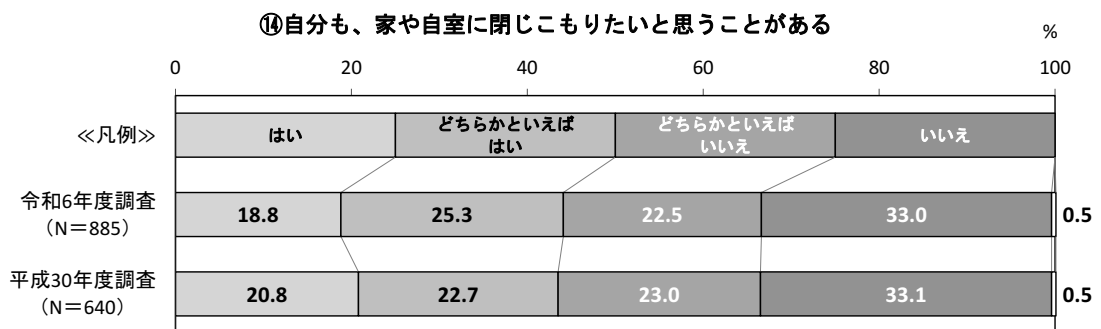
平成 30 年度調査と比較すると、“はい”の割合が増加しています。



⑭ 自分も、家や自室に閉じこもりたいと思うことがある

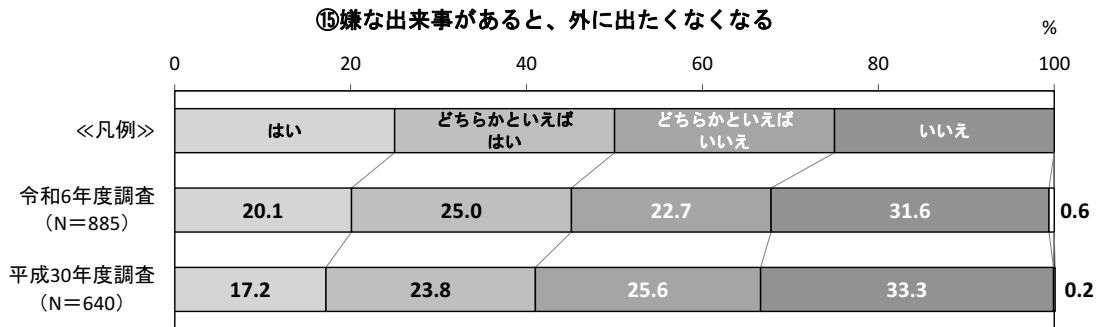
「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が 44.1%、「どちらかといえはいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が 55.5%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化は見られません。



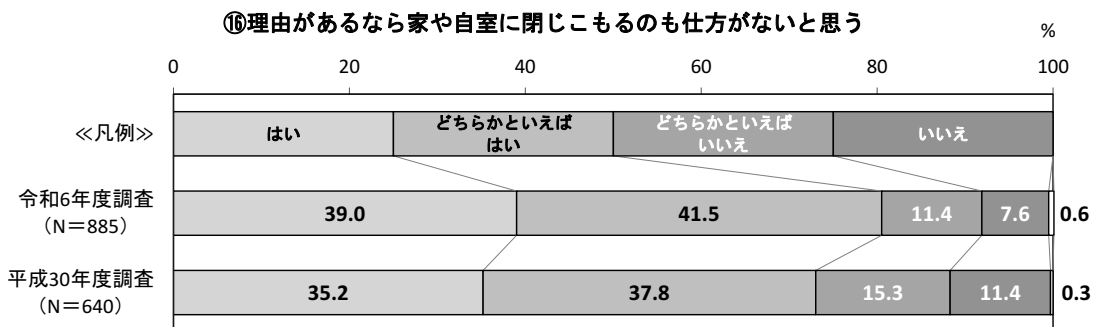
⑮ 嫌な出来事があると、外に出たくなくなる

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が45.1%、「どちらかといえばいいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が54.3%となっています。  
平成30年度調査と比較すると、“はい”の割合がやや増加しています。



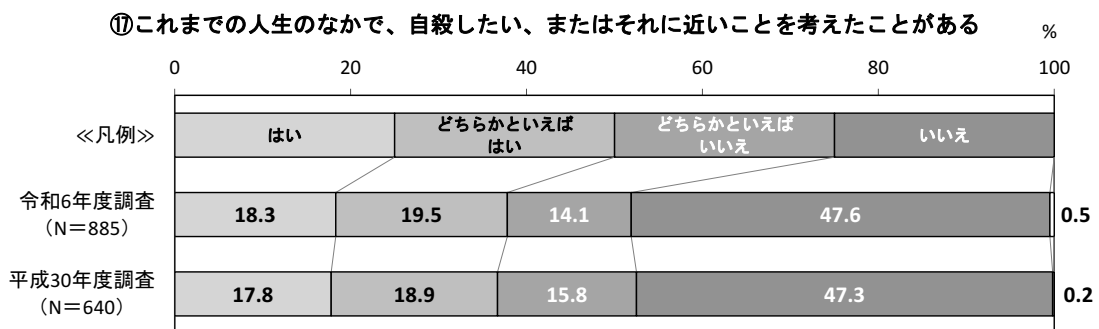
⑯ 理由があるなら家や自室に閉じこもるのも仕方がないと思う

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が80.5%、「どちらかといえばいいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が19.0%となっています。  
平成30年度調査と比較すると、“はい”の割合が増加しています。



⑰ これまでの人生のなかで、自殺したい、またはそれに近いことを考えたことがある

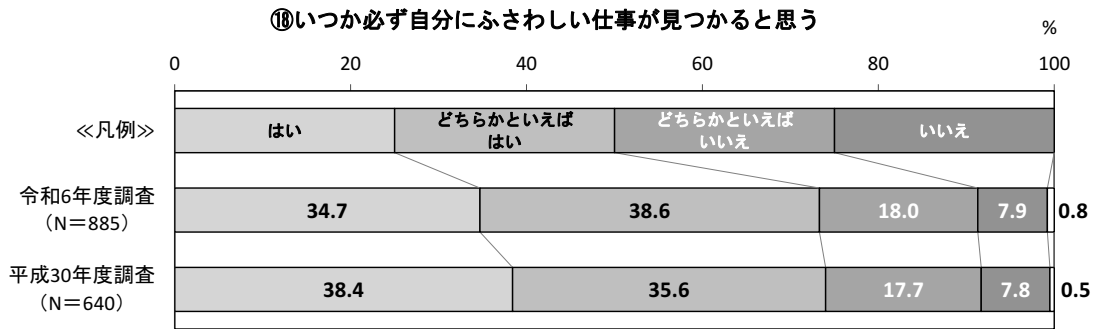
「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が37.8%、「どちらかといえばいいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が61.7%となっています。  
平成30年度調査と比較すると、大きな変化は見られません。



⑱ いつか必ず自分にふさわしい仕事が見つかると思う

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が73.3%、「どちらかといえはいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が25.9%となっています。

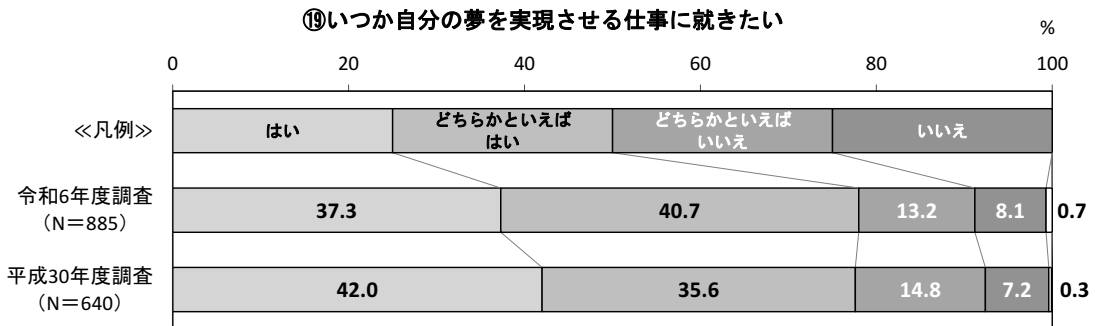
平成30年度調査と比較すると、大きな変化は見られません。



⑲ いつか自分の夢を実現させる仕事に就きたい

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が78.0%、「どちらかといえはいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が21.3%となっています。

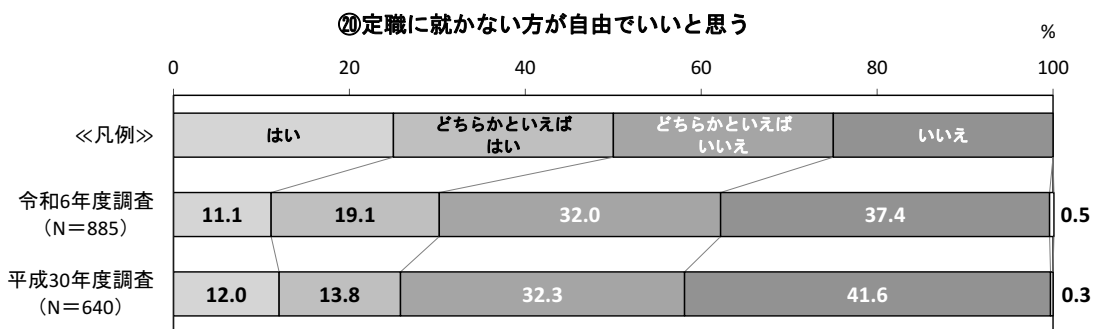
平成30年度調査と比較すると、大きな変化は見られません。



⑳ 定職に就かない方が自由でいいと思う

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が30.2%、「どちらかといえはいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が69.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、“はい”の割合が増加しています。

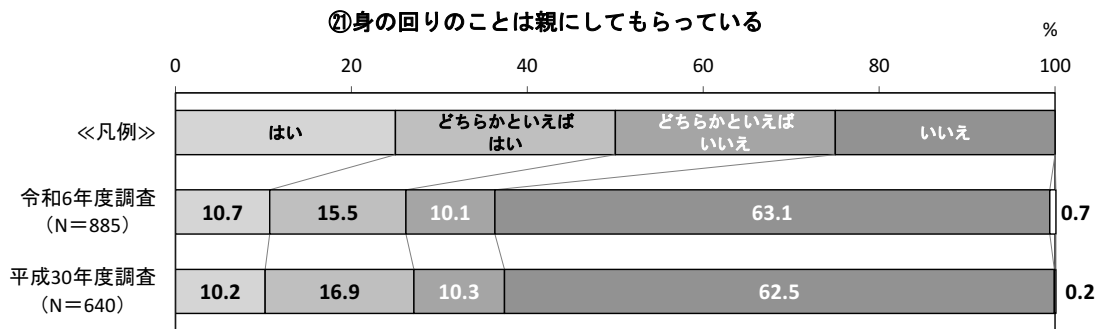




⑳ 身の回りのことは親にしてもらっている

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が26.2%、「どちらかといえはいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が73.2%となっています。

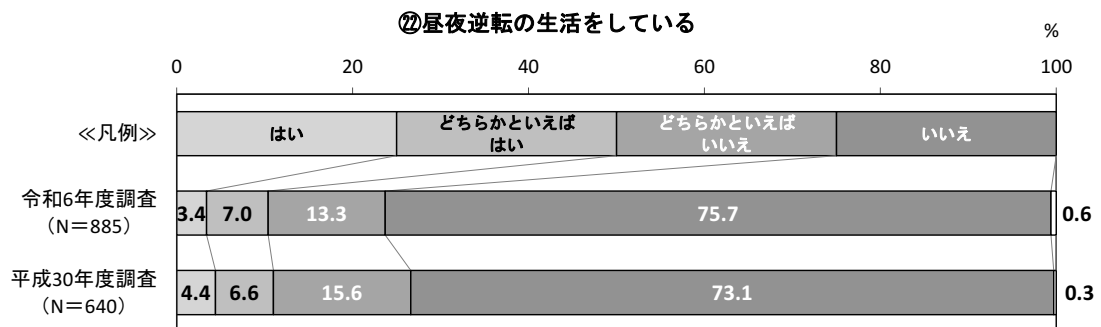
平成30年度調査と比較すると、大きな変化は見られません。



㉒ 昼夜逆転の生活をしている

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が10.4%、「どちらかといえはいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が89.0%となっています。

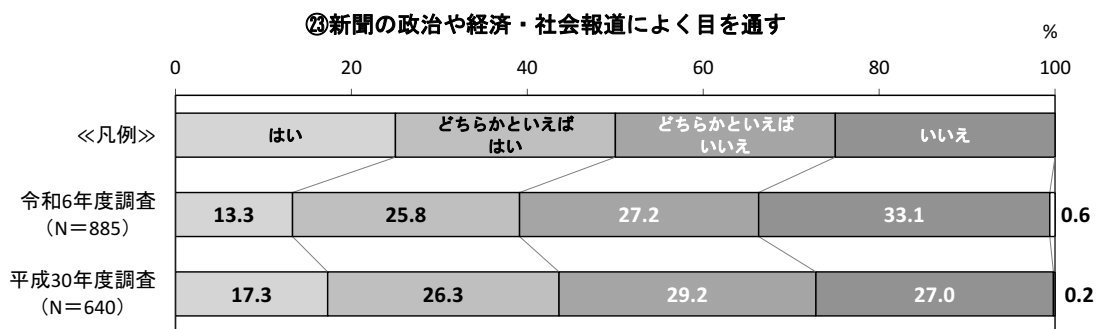
平成30年度調査と比較すると、大きな変化は見られません。



㉓ 新聞の政治や経済・社会報道によく目を通す

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が39.1%、「どちらかといえはいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が60.3%となっています。

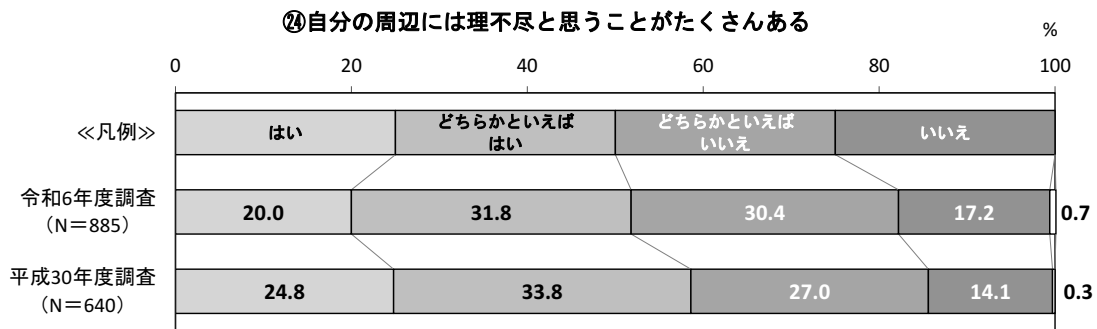
平成30年度調査と比較すると、“はい”の割合がやや減少しています。



②④ 自分の周辺には理不尽と思うことがたくさんある

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が51.8%、「どちらかといえはいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が47.6%となっています。

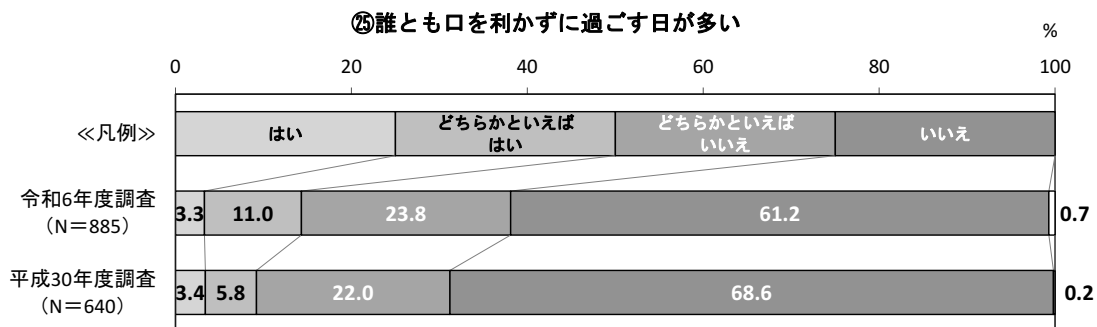
平成30年度調査と比較すると、“はい”の割合が減少しています。



②⑤ 誰とも口を利かずに過ごす日が多い

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が14.3%、「どちらかといえはいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が85.0%となっています。

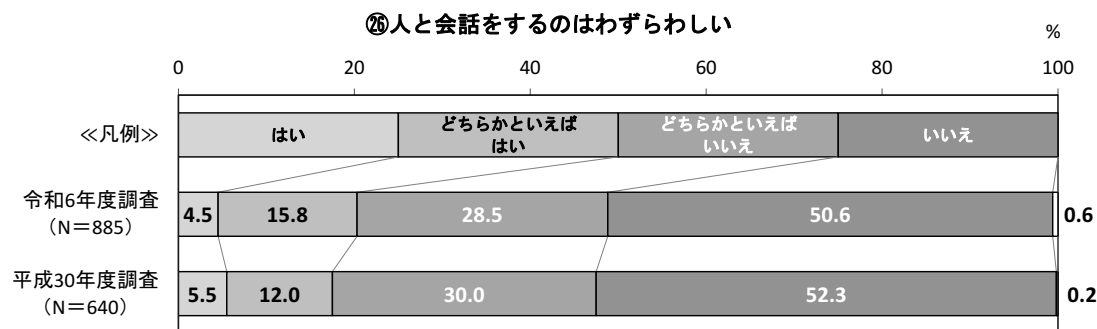
平成30年度調査と比較すると、“はい”の割合が増加しています。



②⑥ 人と会話をするのはわずらわしい

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が20.3%、「どちらかといえはいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が79.1%となっています。

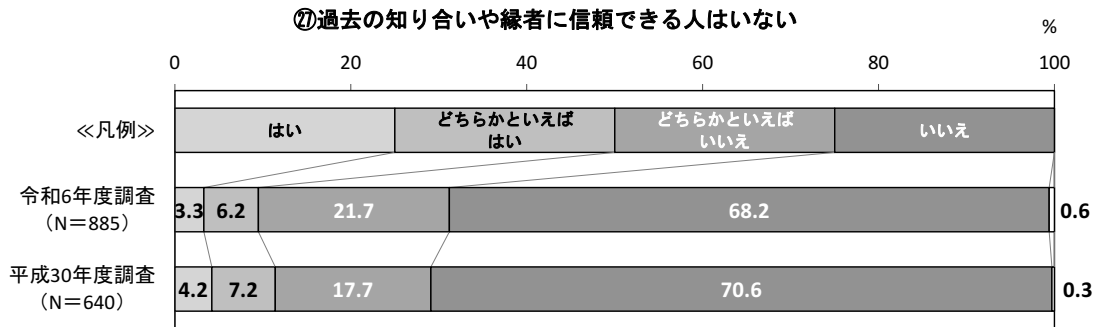
平成30年度調査と比較すると、“はい”の割合がやや増加しています。



⑳ 過去の知り合いや縁者に信頼できる人はいない

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が9.5%、「どちらかといえばいいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が89.9%となっています。

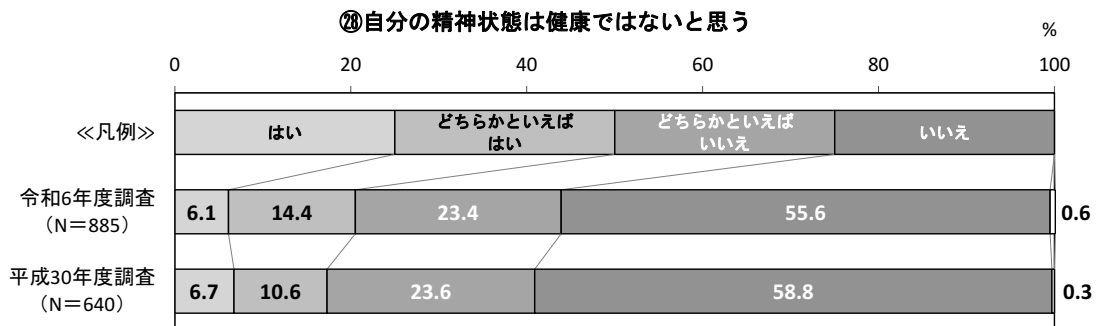
平成30年度調査と比較すると、“はい”の割合がやや減少しています。



㉒ 自分の精神状態は健康ではないと思う

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が20.5%、「どちらかといえばいいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が79.0%となっています。

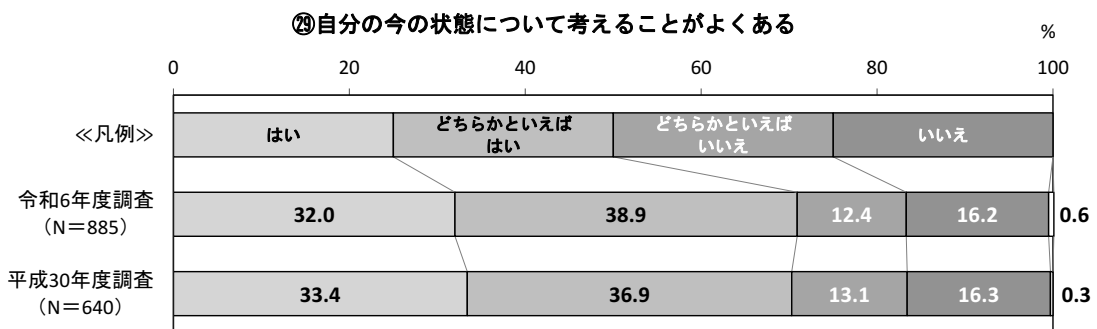
平成30年度調査と比較すると、“はい”の割合がやや増加しています。



㉔ 自分の今の状態について考えることがよくある

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が70.9%、「どちらかといえばいいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が28.6%となっています。

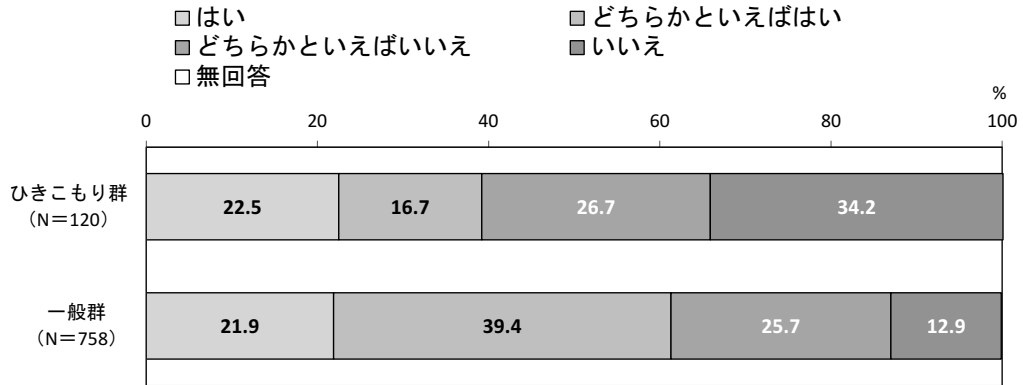
平成30年度調査と比較すると、大きな変化は見られません。



①自分に自信がある [クロス集計]

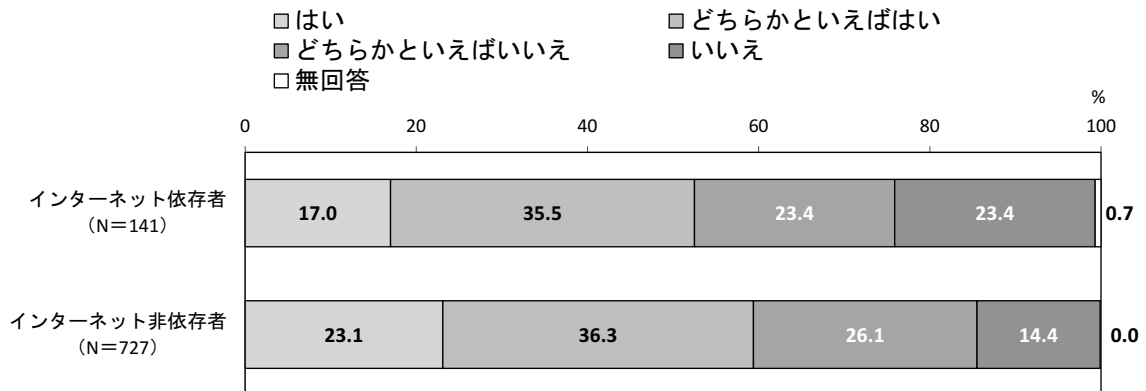
【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で“いいえ”の割合が高くなっています。



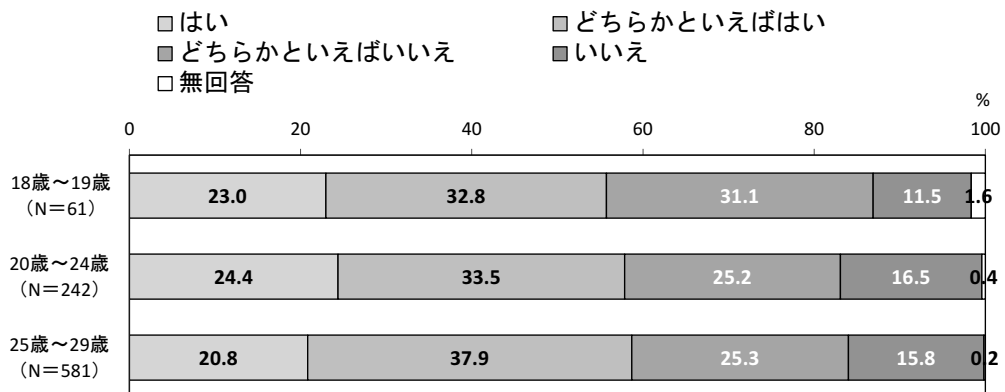
【インターネット依存別】

インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、インターネット依存者で“いいえ”の割合が高くなっています。



【年代別】

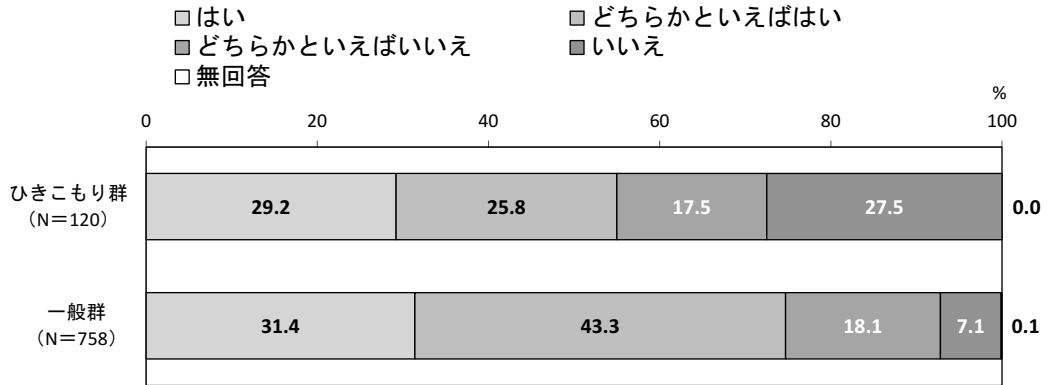
年代別でみると、「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合は、いずれの年代も50%を超えており、年代が上がるほど高くなっています。



### ③自分のことが好き [クロス集計]

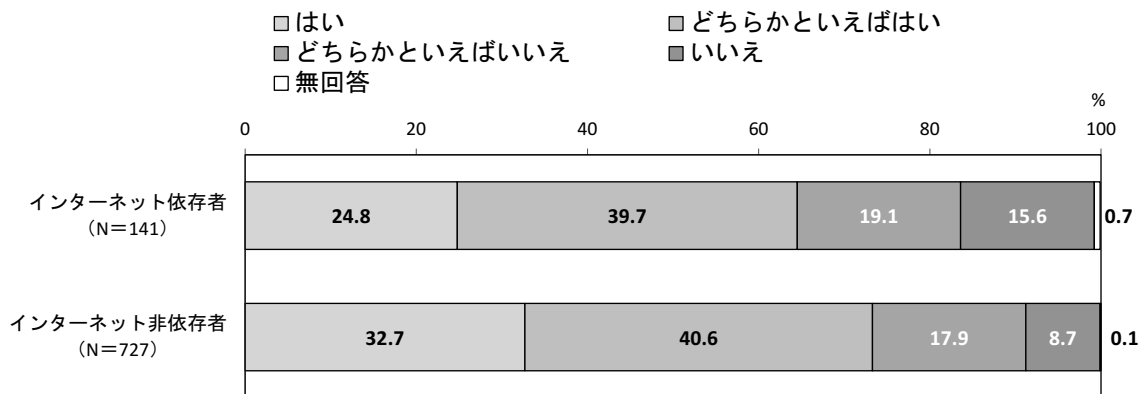
#### 【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で“いいえ”の割合が高くなっています。



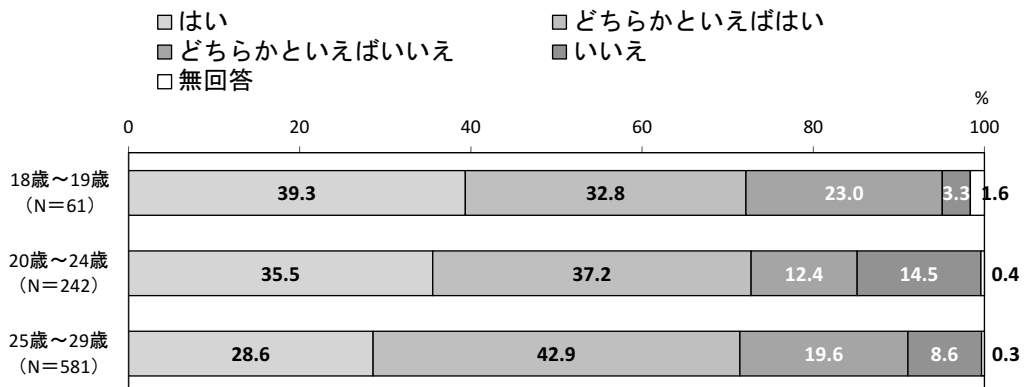
#### 【インターネット依存別】

インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、インターネット依存者で“いいえ”の割合が高くなっています。



#### 【年代別】

年代別でみると、「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合は、いずれの年代も70%を超えています。

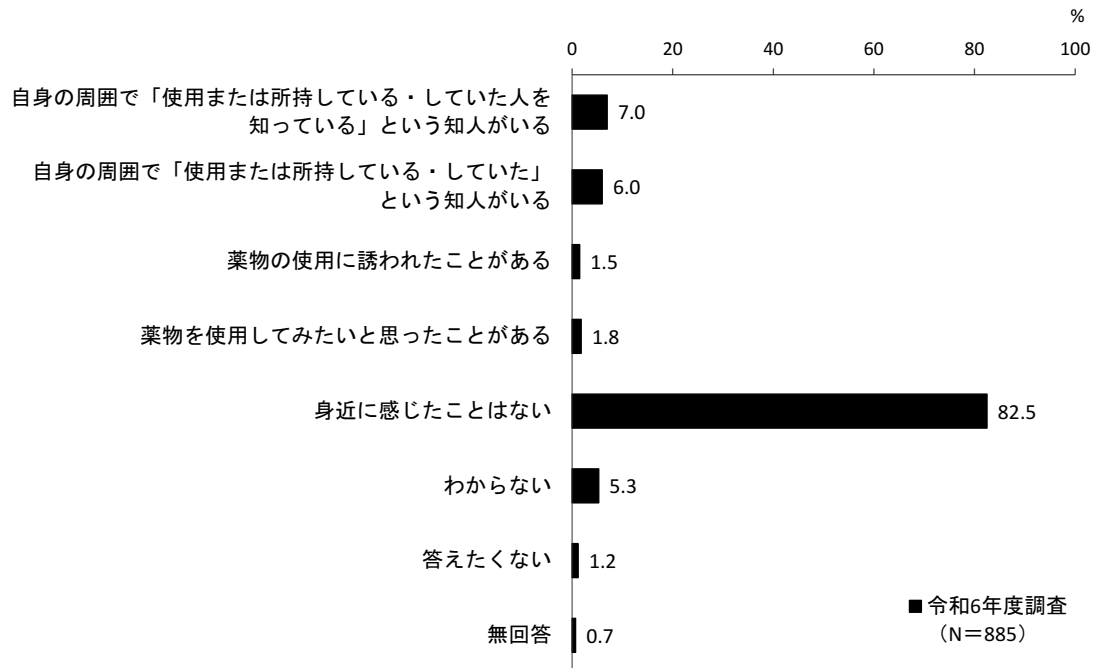


## 9 犯罪や非行について

問 42 薬物について、身近に感じた経験はありますか。(〇はいくつでも)

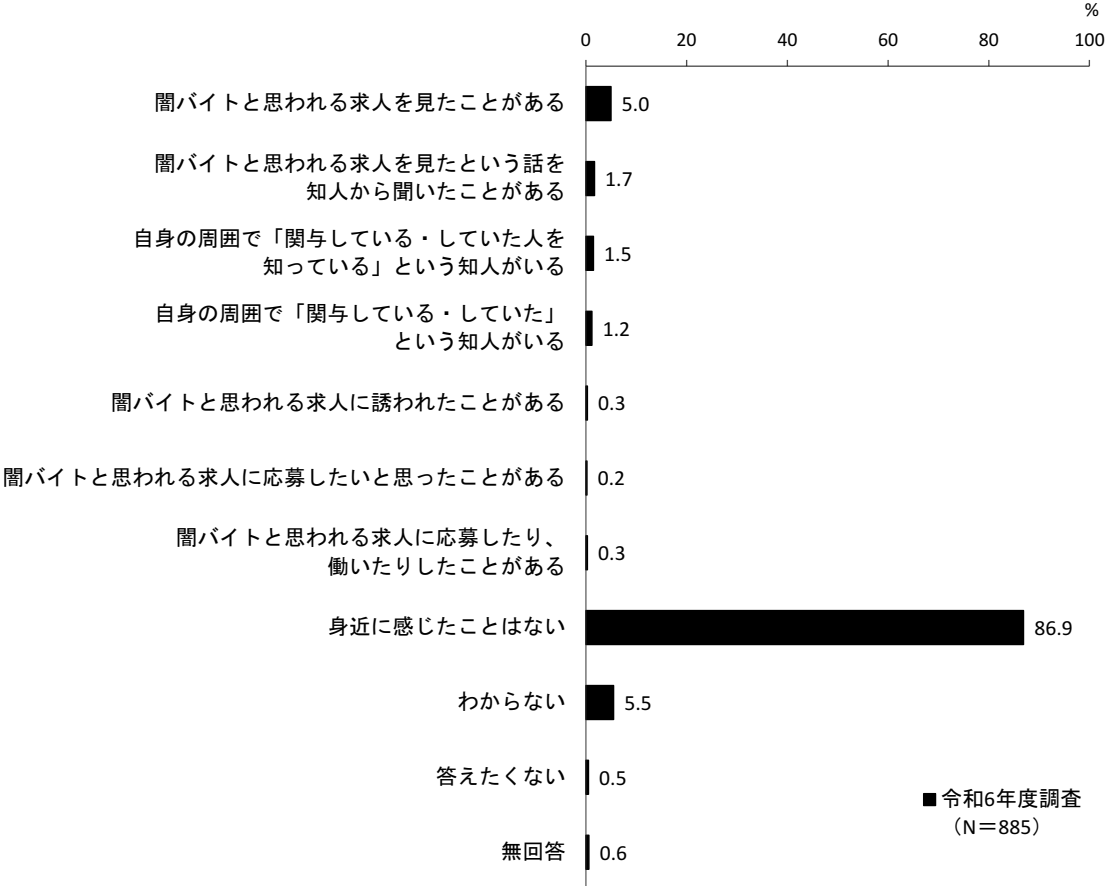
※ここで言う「薬物」は、合法、違法を問わず、身体に悪影響を及ぼす使用方法、あるいは薬物そのもののことを指します。また、大麻も含まれます。

「身近に感じたことはない」の割合が82.5%と最も高くなっています。



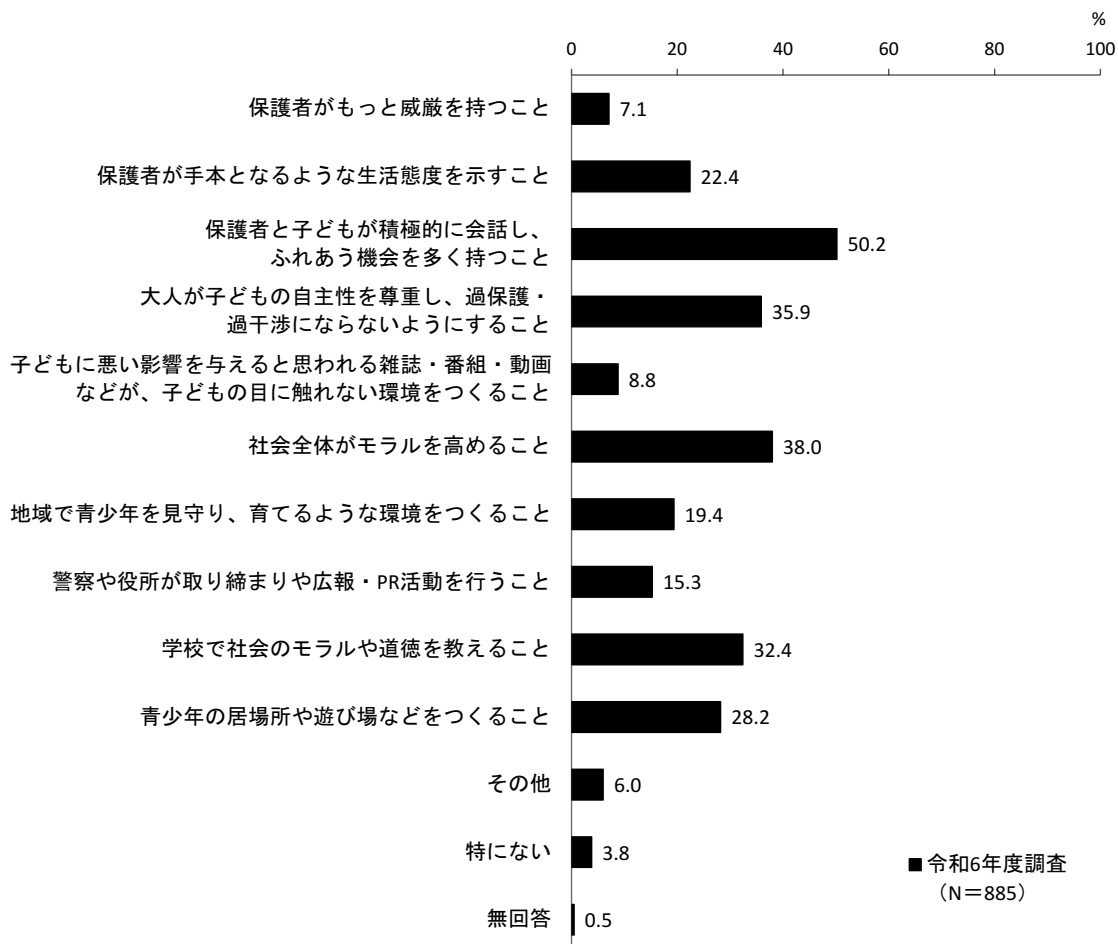
問 43 闇バイトについて、身近に感じた経験はありますか。(〇はいくつでも)

「身近に感じたことはない」の割合が86.9%と最も高くなっています。



問 44 子どもや若者が犯罪や非行に巻き込まれないようにするために、特に何が必要だと思いますか。(〇は3つまで)

「保護者と子どもが積極的に会話し、ふれあう機会を多く持つこと」の割合が 50.2%と最も高く、次いで「社会全体がモラルを高めること」の割合が 38.0%、「大人が子どもの自主性を尊重し、過保護・過干渉にならないようにすること」の割合が 35.9%となっています。



※「その他」の意見としては、以下の意見が挙げられています。

- まちの景観やデザイン、治安向上
- SNSの規則等の見直し、SNSでの適切な発信
- 若者及び保護者(大人)への教育、理解向上
- 経済的支援(母子家庭や貧困世帯への支援、若者の給与アップ)
- 法の見直し、刑罰の厳罰化 など

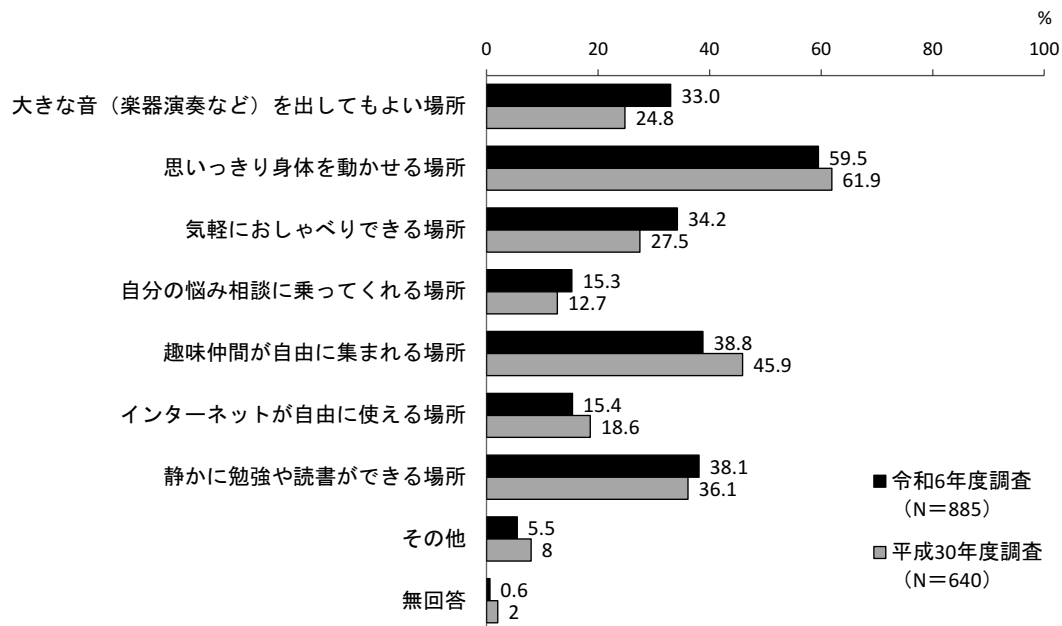


## 10 公共施設や施策について

問 45 若者向けにどんな場所がもっと墨田区にあればよいと思いますか。(〇は3つまで)

「思いっきり身体を動かせる場所」の割合が 59.5%と最も高く、次いで「趣味仲間が自由に集まれる場所」の割合が 38.8%、「静かに勉強や読書ができる場所」の割合が 38.1%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「大きな音（楽器演奏など）を出してもよい場所」「気軽におしゃべりできる場所」の割合が増加しています。

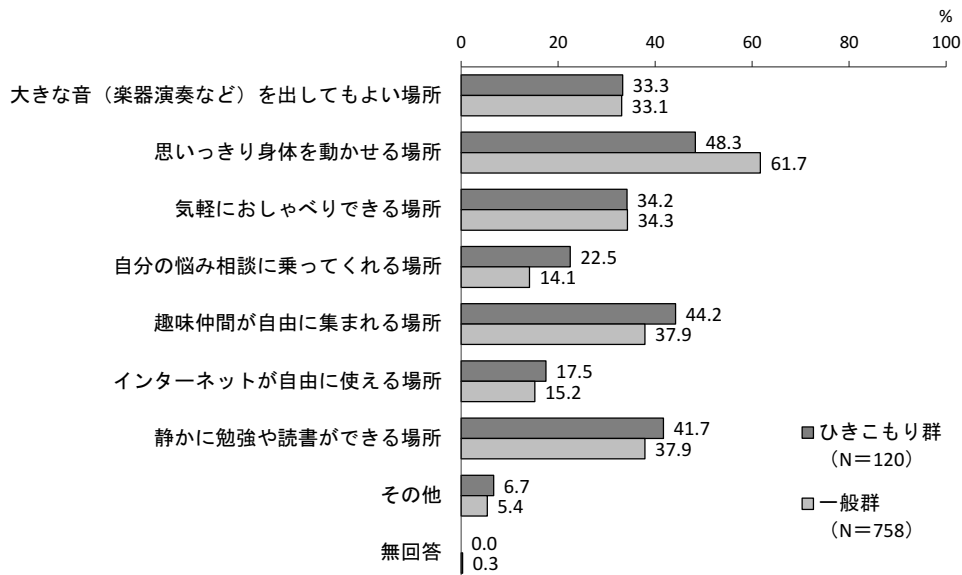


※「その他」の意見としては、以下の意見が挙げられています。

- 大きい公園（身体を動かせる場所）
- ボール遊びができる場所
- カフェ（自由に過ごせる、勉強できる、コミュニティがある）
- 長時間利用できる場所
- 子どもを預けられる場所 など

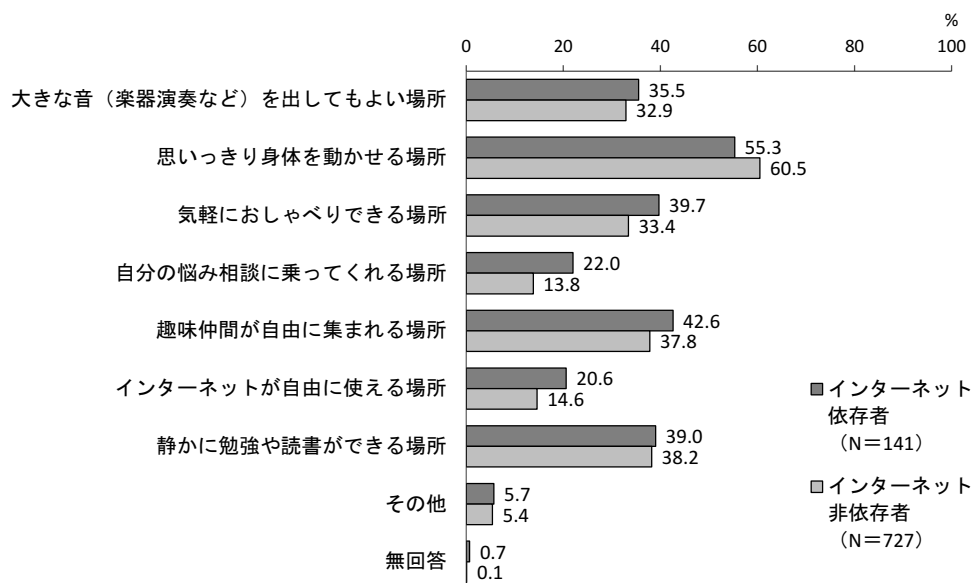
### 【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「自分の悩み相談に乗ってくれる場所」「趣味仲間が自由に集まれる場所」「静かに勉強や読書ができる場所」の割合が高くなっています。



### 【インターネット依存別】

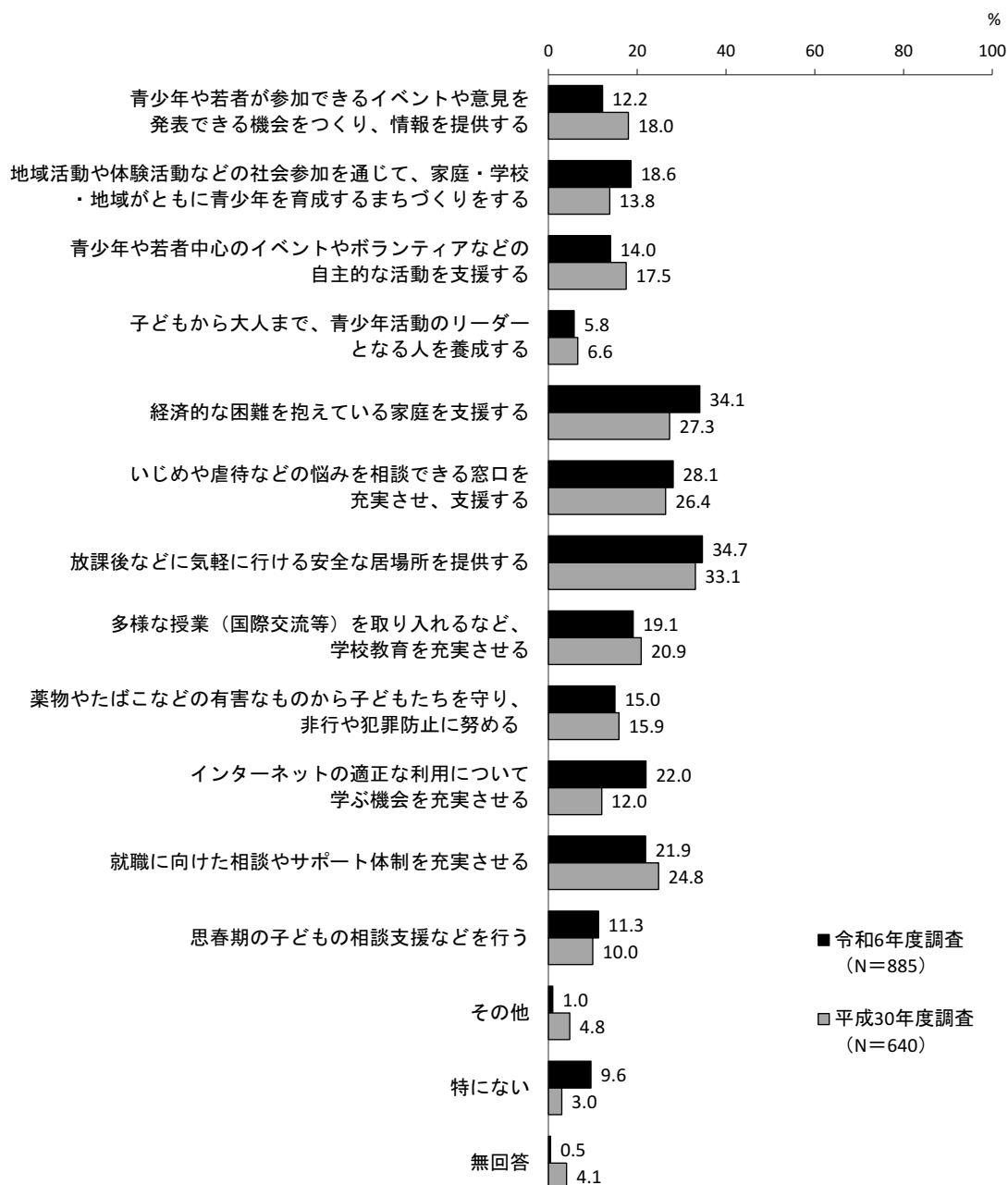
インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、インターネット依存者で「気軽におしゃべりできる場所」「自分の悩み相談に乗ってくれる場所」「趣味仲間が自由に集まれる場所」「インターネットが自由に使える場所」の割合が高くなっています。



問 46 墨田区が取り組む青少年や若者の施策にどんなことを望みますか。(〇は3つまで)

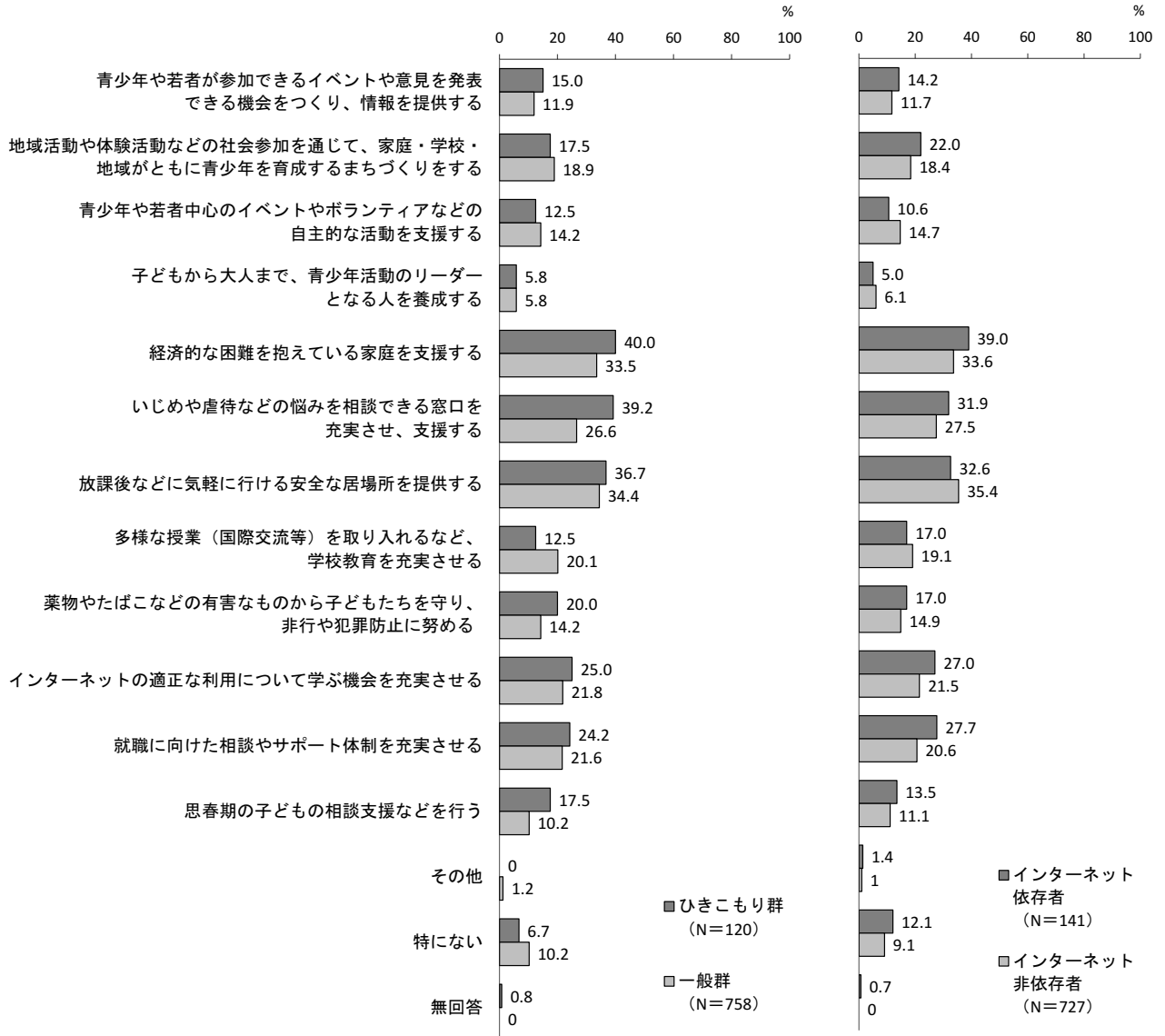
「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」の割合が 34.7%と最も高く、次いで「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」の割合が 34.1%、「いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口を充実させ、支援する」の割合が 28.1%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」「インターネットの適正な利用について学ぶ機会を充実させる」の割合が他と比べて増加しています。



【ひきこもり群別】

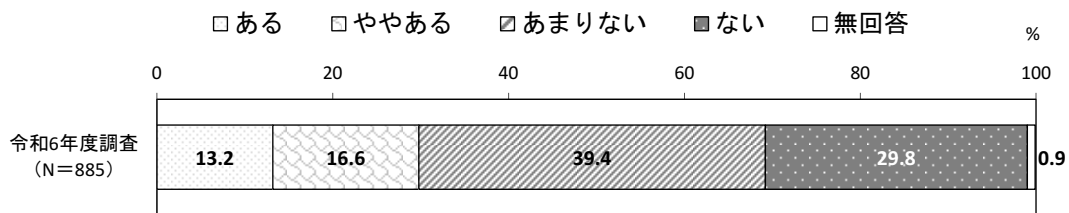
【インターネット依存別】



## 11 若者の意見反映について

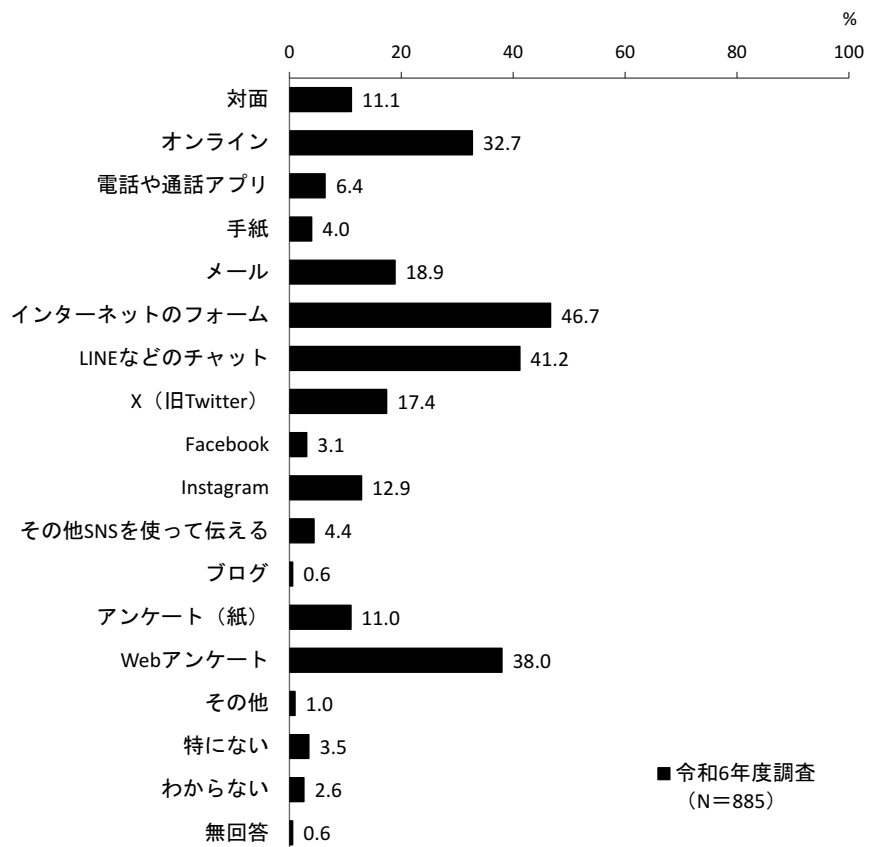
問 47 国や墨田区では、まちづくり等を行うにあたって、子どもや若者の意見の反映に取り組んでいます。墨田区に対して、自分の意見や思いを伝えたいと思ったことはありますか。  
(〇は1つだけ)

「あまりない」と「ない」を合わせた“ない”の割合が69.2%となっています。

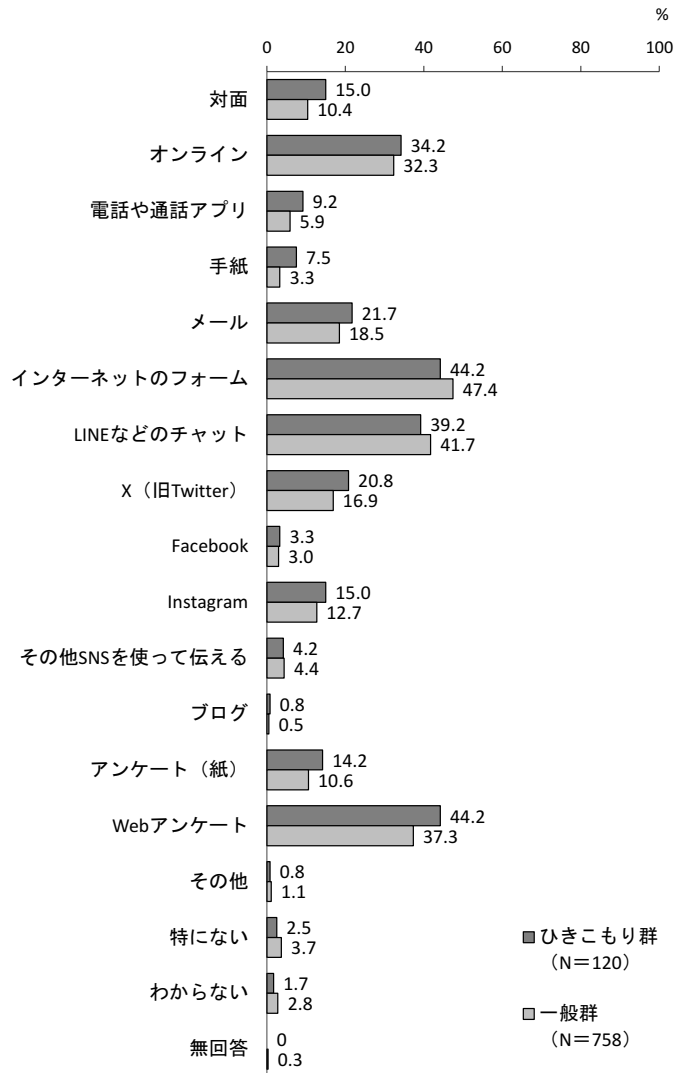


問 48 どのような方法や手段であれば、墨田区に対して意見や思いを伝えやすいですか。  
(〇はいくつでも)

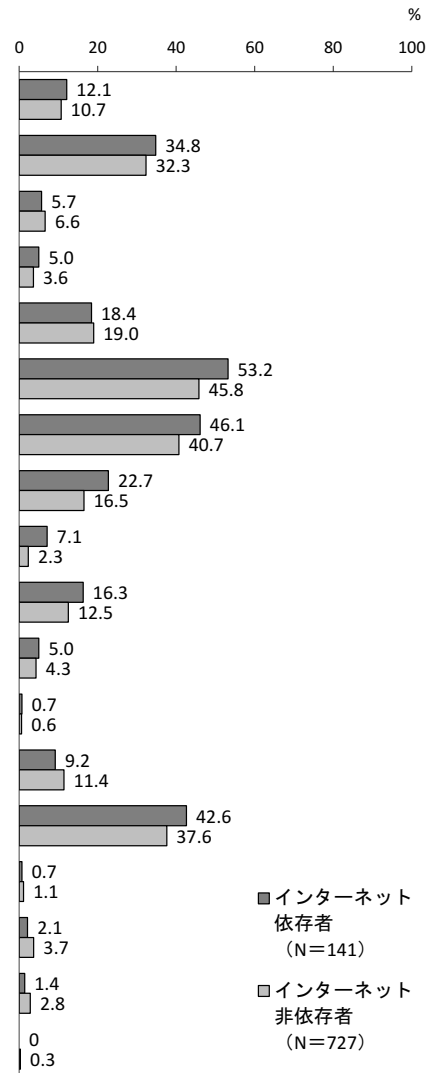
「インターネットのフォーム」の割合が46.7%と最も高く、次いで「LINEなどのチャット」の割合が41.2%、「Webアンケート」の割合が38.0%、「オンライン」との割合が32.7%となっています。



【ひきこもり群別】



【インターネット依存別】



問 49 若者に関する施策について、墨田区に望むことがありましたらご自由にご記入ください。

自由意見について、取りまとめのうえ、掲載しています。

※「特になし」などの回答は割愛しています。

■ 出産～子育て支援に関すること

ア 出産に係る支援について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産・育児・子育て支援を充実させてほしい。</li> <li>・ 不妊治療や無痛分娩の助成やサポートをしてほしい。</li> <li>・ 結婚、出産に伴う祝い金を充実してほしい。</li> </ul>
イ 子育て支援について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て支援のサービスを充実してほしい。</li> <li>・ 子育て世帯への経済的支援を充実してほしい。</li> <li>・ 子育ての金銭的負担を軽減してほしい。</li> <li>・ 出産・子育て前に対する支援や助成金がほしい。</li> <li>・ 子育てしやすい、子育てしたいと思える環境づくりが必要である。</li> <li>・ 子どもを安心して預けられる保育園を増やしてほしい。</li> <li>・ 学童保育や保育園等の環境を充実してほしい。</li> </ul>

■ 若者施策・若者支援に関すること

ア 若者への施策について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 墨田区が目指す若者の施策の意図を知りたかった。</li> <li>・ 区長がTikTokを始めて若者に親しまれる地域づくりから取りくむ必要があると思います。</li> </ul>
イ 若者の相談対応について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若者の就職、再就職や結婚等の人生相談が気軽にできる機関があると心強い。</li> <li>・ 悩みを相談できる場所を増やしてほしい。</li> <li>・ 相談できる場所を増やすのであれば、その次の解決につなげるようにしてほしい。</li> </ul>
ウ 若者の定住や住みたいまちについて
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若者が定住するために、結婚支援や子育て支援が必要である。</li> <li>・ 墨田区への愛着が湧くような取り組みを望みます。</li> <li>・ 若者が住みやすいまちにしてほしい。</li> </ul>
エ 若者の居場所について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若者の不安な気持ちをやわらげられる所を提供してほしい。</li> <li>・ 勉強や読書、運動、ダンスや楽器の練習など、若者が放課後に、やりたいことに熱中できる場所を提供してほしい。</li> <li>・ 若者が勉強しやすい環境づくりをしてほしい。</li> <li>・ 友人と集まったり、勉強したり、1人でも複数人でも長居しやすい、カフェのような場所があるとよい。</li> </ul>

■ 経済的支援や住まいに関すること

ア 経済的支援について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的な支援を充実してほしい。</li> <li>・ 減税してほしい。</li> </ul>
イ 住まいについて
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て世帯向けのマンションがほしい。</li> <li>・ 安価な住居を提供してほしい。</li> <li>・ 墨田区はアクセスもよく住みやすいが、家賃が高いため、家賃補助などがあるとよい。</li> </ul>

■公園や広場、スポーツ施設等の利用に関する意見

ア 公園や広場について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子供を安全に広々と遊ばせられる公園やアスレチックがあるとよい。</li> <li>・ 緑や芝生広場がある場所をつくってほしい。</li> <li>・ 特に目的がなくとも人が集い、時間が過ごせるがただ単に「ダベる」場所があるとよい。</li> <li>・ 気軽に本を読んだり、昼寝したりできる芝生や緑が豊かな公園があるとよい。</li> <li>・ 子どもが大きな声を出しても良いような安全な公園があるとよい。</li> </ul>
イ 体育館やスポーツ施設について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区営体育館などの施設をもっと気軽に利用できるようにしてほしい。</li> <li>・ ボール遊びできる場所、スポーツなど体を動かせる場所を増やしてほしい。</li> <li>・ 体育館などの施設の利用料金を安くしてほしい。</li> <li>・ ジムの料金を安くしてほしい（区民¥300、区外¥500 など）。</li> <li>・ 野球場を増やしてほしい。</li> <li>・ 野球場以外のスポーツ施設を増やしてほしい。</li> <li>・ サッカー場やバスケットコートがほしい。</li> <li>・ バドミントンのコートがほしい。</li> </ul>

■児童館・図書館・コミュニティ施設等に関する意見

ア 児童館について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童館が古いところが多い。</li> <li>・ 児童館の内容を中高生の過ごせる場所にしてほしい（ビリヤード・ダーツなど）。</li> <li>・ 待機児童を減らす取り組みは良いが、現場負担が大きくなっている。</li> <li>・ 児童福祉関係の給与が少ない。</li> </ul>
イ 図書館について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書館など勉強に取り組める場を増やす。</li> <li>・ 若者向けの本を、図書館に増やしてほしい。</li> <li>・ 図書館でしゃべったり飲食できるカフェスペースがあるとよい。</li> </ul>
ウ その他コミュニティ施設等について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勉強や仕事など自由に過ごすことができる無料のワークスペースができればよい。</li> <li>・ 屋内施設で小中学生が気軽に出入りできて遊べるような施設があると良い。</li> <li>・ 子供が自由に声を出して遊べる場所つくるべき。</li> <li>・ とりあえずコミュニティ系を充実した施設を作るべきですかね。</li> </ul>

■地域コミュニティや地域との交流の機会、国際交流に関する意見

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コロナもあり、人との関わりが少なく、対人関係が不安なことから、地域の祭りや、高齢者と若者が交流できる場所が増えて欲しい。</li> <li>・ 職業体験ができる機会を早いうちからたくさん増やしてほしい。</li> <li>・ 防災・防犯面を考えると地域住民との交流をした方が良いと思うが、活動の内容や参加者の年代、参加者の感想等がわかるとイメージしやすい。</li> <li>・ 外国人が参加しやすい多世代のコミュニケーション活動を増やすとよい。</li> </ul>
---

■交通に関する意見

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通の便があまり良くないのでコミュニティバスの増便や駐輪場の整備をさらに整えてほしい。</li> <li>・ 自転車やLUUPの使い方等について、改めて指導をすべきである。</li> <li>・ LUUPやカーシェアがもっと増えるとよい。</li> </ul>
---



#### ■防犯・喫煙マナー等に関する意見

- ・ 遅い時間に小学生だけで遊んでいる場面を見かけ、犯罪に巻き込まれないか日頃から心配している。防災無線で呼びかけてほしい。
- ・ 夜遅くに公園でたむろする若者がうるさいので対策してほしい。
- ・ 歩きタバコ、路上喫煙をより厳しく取り締まってほしい。

#### ■いじめや虐待、貧困対策に関する意見

- ・ いじめや虐待などで苦しむ子たちが気軽に助けを求められるような制度を作してほしい。
- ・ 虐待されている子供、DV 被害者、精神障害者やひきこもりなどの社会的弱者が明るい未来を描けるまちをつかってほしい。
- ・ 若者または子どもを持つ家庭の貧困対策（教育費の無償化、減税、給付金など）が必要である。

#### ■区の施策等に関する情報発信・情報共有に関する意見

- ・ 子育て世代が多く、公園なども充実している魅力や独自の取組をもっと積極的に発信したほうがよい。
- ・ 実際に取り組んでいることについて、もっとアピールしていくと良い。
- ・ 墨田区に住んでいる人々の意見や思いをストレートに反映してくれたら嬉しい。
- ・ 今やっている施策について、WEBで見られるようにQRコードを郵送するなどはどうか。今回のアンケートで考えるきっかけになった。
- ・ チラシとか張り紙はあまり見ないので、SNSでの広告等あれば目にしやすい。
- ・ 回覧板や郵便物にて、定期的なレポートを配布して、重要な活動について教えてほしい。
- ・ 若者（30歳未満）が暮らし続けると、自分が豊かになっていくことを示す情報の発信があるとよい。
- ・ 区内で行われるイベントを定点カメラでLIVE配信とか、区内での情報がリアルタイムで分かる媒体が欲しいです。

#### ■若者の意見把握・反映、まちづくり参加に関する意見

- ・ 今回のようなプッシュ型の調査があると意見を投げやすい。
- ・ 若者の意見の反映が、どのように反映されているのかが気になる。
- ・ 伝えたいことがあっても、どこからどのように意見を送れば良いかわからないので、窓口を分かりやすくしてほしい。
- ・ どのように意見を伝えれば、実際に動くところにつながるのかが知りたい。
- ・ 墨田区をもっと良くしたい若者を募って意見交換したり、区議会議員と話せる機会があったらいいと思う。

#### ■区政・まちづくりに関する意見

- ・ 好きな街だからこそ区民の声をしっかりと聞き、暮らしやすい環境をつかってほしい。
- ・ 労働者の生活を豊かにすることが、最終的に困窮する家庭環境を減らすことにつながる。イベントのような局所的な施策ではなく、広範囲に有効な施策を実施してほしい。
- ・ ぜひ失敗してもいいから勇気を持って大きな決断をしていただきたい。コミュニティの強いまちなのだから。
- ・ すべての人が暮らしやすく、文化的に、まちづくりに参加したいと思える環境づくりや、柔軟な視点を持って対応ができる行政を期待する。
- ・ 高齢者向けに使っている一人当たり財源の量を、その最若年層向けと比較して公開してほしい。
- ・ どんな境遇や属性を持っていても、暮らし続けたいと思える街になってほしい。若い世代の声が届く実感を得られる施策を行ってほしい。
- ・ 高齢化が進む中で子育て家庭が入ってくることはとても良いが、子育て支援がまだ充実していないように感じる。例えば、給食費を無償化したりすることでただでさえ収入が少ない若

者たちが子どもを産みやすく育てやすい区にすることでより区内も若者と元々多い高齢者との交流が自然にでき、活性化されると考える。

- ・ すみだトリフォニーがあるので、音楽が盛んな街になってほしい。ストリートピアノや音楽スタジオが増えるといいです。
- ・ 性的少数者、障がい者、海外にルーツを持つ若者等社会のマイノリティに寄り添う環境づくりが大事である。

#### ■ アンケート調査に関する意見

- ・ Web アンケートの方が若い世代は答えやすい

## 墨田区子ども・若者実態調査 ご協力をお願い

区民の皆様には、日頃から区政に対し、個別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび区では、「子ども・若者実態調査」を実施いたします。この調査は、墨田区内の若者が日頃どのような生活を送り、どのような課題を持っているかを把握することで、今後の子ども・若者支援施策を進める上での参考資料とすることを目的として行います。

「子ども・若者実態調査」の実施にあたり、16歳から29歳まで（令和6年4月1日基準）の区民の皆様を、層ごとのないよう統計的手法で無作為に選定させていただきます。この際、あなた様にご郵券をうかがうこととなりました。

調査は、無記名で行い、「こういう意見がハイパーセント」というように統計的に処理しませんが、個人が特定されるようなことは絶対にございません。

お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、調査結果につきましては、調査結果のとおりまめ後に区役所に開庁用の調査報告書を使用します。また、墨田区ホームページにも公開しますのでそちらをご参照ください。

令和6年6月

墨田区

### ◆調査票の記入について

- ・この調査は対象の宛名のご本人が対象となります。
- ・何らかの事情でご本人がご記入できない場合は、ご家族の方などに代筆していただくか、あなたの意思を尊重して代わってご回答していただく方をお願いいたします。
- ・期2（年齢）を除き、令和6年6月1日現在の内容でご記入ください。
- ・設問に選択肢のあるものは、あてはまる番号に○をつけてください。お答えが「その他」にあてはまる場合は、( ) 内に具体的にご記入ください。
- ・設問によって、○をつけていただく数を( ) 内に指定していますので、ご注意ください。

**回答にかかる時間は、15～20分です。ご協力の程お願い致します。**

### ◆調査票の回収について

回答期限：7月7日（日）※郵送の場合は消印有効

#### 【郵送回着の場合】※切手不要

- ・ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れ、郵送してくださいませようお願いします。（切手は不要です）

#### 【WEB回答の場合】

- ・パソコンやスマートフォンなどで、下記のURLを入力するか、右記のQRコードを読み取ってアクセスしてください。

URL: <https://forms.office.com/r/kZwZbV6E>

Web 回答



### 【本アンケート調査の内容について】

本アンケート調査では、以下の項目について、あなたの生活の状況やご意見などをお聞きしております。

ご回答いただいた内容は、今後の子ども・若者支援施策の立案に役立てます。

- 普段の生活について
- 情報収集やインターネットの利用について
- 休みや人間関係について
- 仕事に関することについて
- 社会貢献・社会参加について
- 自由な時間の過ごし方や居場所について
- あなたの自身のことについて
- 犯罪や非行について
- 公共施設や施設について
- 若者の意見反映について

ご協力の程お願い致します

## 1 基本属性について

問1 性別をお答えください。(本問は性別による意向の違いを知るためのものです。ご本人が自認している性をご記入ください。)

( ) 歳くらい

問2 令和5年4月1日時点の年齢をお答えください。(〇は1つだけ)

1. 18歳～19歳      2. 20歳～24歳      3. 25歳～29歳

問3 墨田区にお住いの期間はどのくらいですか。(〇は1つだけ)

1. 1年未満      2. 1年以上5年未満      3. 5年以上10年未満      4. 10年以上

## 2 普段の生活について

問4 現在同居しているご家族すべてに〇をつけてください。(〇はいくつでも)

1. 父      2. 母      3. 兄、姉      4. 弟、妹  
5. 祖父母      6. 配偶者(事実婚含む)      7. ご自身のお子さん  
8. その他の人( )

問5 平均的な就寝時刻と起床時刻を教えてください。(24時間表記)

就寝( ) 頃      起床( ) 頃

問6 朝ごはんを週に何日程度食べていますか。(〇は1つだけ)

1. 毎朝食べる      2. 週に5～6日程度食べる      3. 週に3～4日程度食べる  
4. 週に1～2日程度食べる      5. 全く食べない

問7 朝ごはんを週に何日程度食べていますか。また、どこで食べる人が多いですか。

(1) 週に何日 (〇は1つだけ)

1. 毎朝食べる      2. 週に5～6日程度食べる      3. 週に3～4日程度食べる  
4. 週に1～2日程度食べる      5. 全く食べない

(2) どこで (〇は1つだけ)

1. 自宅で食べる人が多い      2. 自宅外で食べる人が多い

問8 夜間(午後10時～翌午前4時)に外出しますか。(〇は1つだけ)

1. よく外出する  
2. たまに外出する  
3. あまり外出しない  
4. ほぼ外出しない

問8で「1～2」と答えた方のみ、問9～10の質問に回答してください。

問9 夜間(午後10時～翌午前4時)に外出した際、何時くらいに帰宅しますか。

( ) 時くらい

問10 夜間(午後10時～翌午前4時)に外出する際、主にどこにいきますか。(〇はいくつでも)

1. 友人の家      2. ファストフード店  
3. 飲食店(ファミレス・居酒屋など)      4. コンビニエンスストア  
5. 墨田区立・ネットカフェ・個室ビデオ店  
6. アミューズメント施設(ゲームセンター・パチンコ店など)  
7. カラオケボックス      8. 繁華街  
9. 公園      10. その他( )

問11 ふだんご自宅にいとまよくしていることすべてに〇をつけてください。

(〇はいくつでも)

1. テレビを見る      2. ラジオを聴く      3. 本を読む  
4. 新聞を読む      5. ゲームをする      6. 勉強をする  
7. 仕事をする      8. 家事・育児をする      9. インターネットをする  
10. あてはまるものはない

問12 ふだんどのくらい外出しますか。(〇は1つだけ)

1. 仕事や学校で平日は毎日外出する  
2. 仕事や学校で週に3～4日外出する  
3. 遊び等で頻りに外出する  
4. 人づきあいのためにとまどき外出する  
5. ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のみだけ外出する  
6. ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける  
7. 自宅からは出るが、家からは出ない  
8. 自宅からはとんど出ない

問12で「6～8」と答えた方のみ、問13～15の質問に回答してください。

問13 現在の状態となつてどのくらい暮らしますか。(〇は1つだけ)

1. 6か月未満      2. 6か月～1年未満      3. 1年～3年未満  
4. 3年～5年未満      5. 5年～7年未満      6. 7年以上

問 14 現在の状態になっただけか、(○はいくつでも)

1. 不登校 (小学校・中学校・高校)    2. 大学になじめなかった  
 3. 受験に失敗した (小学校・中学校・高校・大学)    4. 就職活動がうまくいかなかった  
 5. 周囲になじめなかった    6. 人間関係がうまくいかなかった  
 7. 病気 (病名: )    8. 妊娠した  
 9. その他 ( )

問 15 現在の状態について、関係機関に相談したいと思いませんか。(○は1つだけ)

1. 非常に思う    2. 思う    3. 少し思う    → 問 17へ  
 4. 思わない

問 15で「4」と答えた方のみ、問 16の質問に回答してください。

問 16 相談したいと思わない理由は何ですか。(○はいくつでも)

1. 自分のことを知られてくない    2. 行っても解決できないと思う  
 3. 何を言われるか不安に思う    4. 相手にうまく話せないと思う  
 5. 行ったことを人に知られたくない    6. お金がかかると思う  
 7. 相談機関が近くにない    8. その他 ( )  
 9. 特に理由はない

問 17 現在の状態について、関係機関に相談したことはありますか。(○は1つだけ)

1. ある    → 問 23へ  
 2. ない

問 17で「1」と答えた方のみ、問 18の質問に回答してください。

問 18 どのような相談機関に相談しましたか。相談したことのある機関に○をつけてください。(○はいくつでも)

1. スクールサポートセンター・ステップ学級 (通称指導教室)  
 2. 教育相談室などの相談機関  
 3. 児童相談所・福祉事務所などの児童福祉機関  
 4. 職業安定所 (ハローワーク)・ジョブカフェ・地域若者サポートステーションなどの就労支援機関  
 5. 保健所・保健センター  
 6. 病院・診療所  
 7. 民間施設 (いわゆる「フリースクール」など)  
 8. 上記以外の心理相談・カウンセリングなどをとする民間の機関  
 9. その他の施設・機関 (具体的に )

問 12で「1～4」と答えた方のみ、問 19の質問に回答してください。

問 19 今までに以下のような状態が6か月以上続いたことはありませんか。(○は1つだけ)

1. ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事するときだけ外出する  
 2. ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける  
 3. 自宅からは出るが、家からは出ない  
 4. 自宅からはほとんど出ない  
 5. 1～4のような状態が6か月以上続いたことはない    → 問 23へ

問 19で「1～4」と答えた方のみ、問 20～22の質問に回答してください。

問 20 はじめてその状態になったのは、あなたが何歳の頃ですか。(数字で具体的に)

- 歳    歳  
 問 21 その状態はどれくらい続きましたか。(○は1つだけ)  
 1. 6か月～1年未満    2. 1年～3年未満    3. 3年～5年未満  
 4. 5年～7年未満    5. 7年以上

問 22 その状態になっただけか、(○はいくつでも)

1. 不登校 (小学校・中学校・高校)    2. 大学になじめなかった  
 3. 受験に失敗した (高校・大学)    4. 就職活動がうまくいかなかった  
 5. 周囲になじめなかった    6. 人間関係がうまくいかなかった  
 7. 病気 (病名: )    8. 妊娠した  
 9. その他 ( )

### 3 情報収集やインターネットの利用について

問 23 ふだん、情報をどのようなものから得ていますか。(○はいくつでも)

1. テレビ・ラジオ    2. 新聞    3. 週刊誌・雑誌・漫画  
 4. 本・書籍    5. 広報紙 (ゆみだ区報など)    6. 地域情報誌  
 7. 掲示板・図書館    8. インターネット検索    9. ニュースアプリ  
 10. SNS (LINE, Instagram, TikTok, X (旧 Twitter), YouTube等)  
 11. 家族や友人との会話    12. その他 ( )  
 13. 特になし

問 24 学業・仕事以外でのインターネット接続機器を利用していましたが、(○はいくつでも)

1. パソコン	2. タブレット
3. スマートフォン	4. ゲーム機
5. その他(具体的に: )	6. 6～8と答えた方 → 問29へ
6. 携帯用テレビ(ガラケー)	
7. 以前は利用していたが、現在は利用していない	
8. 利用していない	

問 24 で「1～5」が書かれる方のみ、問 25～28 の質問に回答してください。

問 25 スマートフォンやパソコン、タブレット端末などを1日おおよそ何時間ぐらい利用しますか(学校の授業や宿題、仕事に関する利用を除く)。(○は1つだけ)

1. 30分程度	2. 1～2時間程度	3. 2～4時間程度
4. 4～6時間程度	5. 6時間以上	6. わからない

問 26 スマートフォンやパソコン、タブレット端末などの利用目的は何ですか。(○はいくつでも)

1. インターネットでの情報収集	
2. SNSやチャット等を使った学校や親戚等の友人・知人(いわゆる「リアル友達」)との交流	
3. SNSやチャット等を使ったWEB上の友人・知人(「リアル友達」以外)との交流	
4. 出会い系サイトやマッチングアプリ	
5. ホームページ、ブログなどの作成、書き込み	
6. 動画や音楽の鑑賞	
7. 電子書籍の読書	
8. 映像、画像、音楽の編集	
9. ネットショッピング・オークション	
10. ゲーム	
11. 電話(LINE、電話等を含む音声通話)	
12. テレビ番組やビデオ通話	
13. 自己啓発(アプリを用いた学習等)	
14. その他( )	

問 27 インターネットの利用について、あなた自身にあてはまる数字に○をつけてください。(○は各項目につき1つ)

	はい	いいえ
① インターネットに夢中になっていると感じるか	1	2
② 満足を得るために、ネットを使う時間を長くしていかなければならないと感じるか	1	2
③ 使用時間を減らしたり、やめようとしたりしたが、うまくいかなかったことが度々あったか	1	2
④ ネットの使用をやめようとした時、落ち込みやイライラを感じるか	1	2
⑤ 意図したよりも、長時間オンラインの状態にいるか	1	2
⑥ ネットのため、大切な人間関係、学校、部活のことを怠るようになったか	1	2
⑦ 熱中しすぎていることを思ふため、家族や身近な人にうそをついたことがあるか	1	2
⑧ 嫌な気持ちや不安、落ち込みから逃げるためにネットを使うか	1	2

問 28 インターネットを利用して、直近1年以内で、次のようなトラブルにあったことはありますか。(○はいくつでも)

1. 自分の悪口をネット上に書き込まれた	
2. 仲間はずれやいじめを受けた	
3. 名前や住所、メールアドレスなどの個人情報や写真を勝手に使用された	
4. 迷惑メール(フィッシング詐欺メールなど)が頻繁に送られてきた	
5. なりすましやアカフワントの乗っ取り被害にあった	
6. 身におぼえない料金を請求された	
7. 知らないうちに会員登録や契約をしてしまった	
8. ネットショッピングなどで詐欺にあった(商品が届かない、不良品が届く)	
9. オンラインゲームで被害にあった(アイテムがなくなる、ゲームができなくなる)	
10. コンピューターウイルスに感染した	
11. ネット上で知り合った人とのトラブルに巻き込まれた(つきまとい、いやがらせ、誹謗の被害など)	
12. その他( )	
13. 持っていない	

#### 4 悩み事や人間関係について

問 29 現在、悩み事や心配なことはありませんか。(〇はいくつでも)

1. 自分からだること
2. 自分のところの健康のこと
3. 性格のこと
4. 家族の健康のこと
5. 子育てのこと
6. 介護や看護のこと
7. 勉強や就職のこと
8. 仕事や帰郷のこと
9. 家族関係
10. 家族以外との人間関係
11. 収入、経済面のこと
12. はっきりした悩みは多いがなんとなく不安
13. その他 ( )
14. 特にない

問 30 ふだん悩み事を誰かに相談したいと思いますか。(〇は1つだけ)

1. 非常に思う
2. 思う
3. 少し思う
4. 思わない

問 31 ふだん悩み事を誰に相談しますか。(〇は1つだけ)

1. 親
2. きょうだい
3. 友人・知人
4. 配偶者
5. 相父母
6. 学校の先生
7. 地域の同僚・上司
8. カウンセラー・精神科医
9. 都・区などの専門機関の人
10. ネット上の知り合い
11. その他 ( )
12. 誰にも相談しない

問 32 相談するのなら、どのような人や場所だと相談しやすい・相談したいと思いますか。(〇はいくつでも)

1. 無料相談できる
2. 匿名(自分が誰か知らずに)で相談できる
3. 曜日・時間帯を気にせず相談できる
4. 相談できる場所が自宅から近い
5. SNSやメールで相談できる
6. 電話で相談できる
7. 相手が同世代である
8. 相手が同性である
9. 相手が同じ悩みを持っている又は持っていることがある
10. 相手がカウンセラーなど専門家である
11. 相手が公的な支援機関である
12. 相手が医師である
13. 相手が民間の支援団体(NPO等)である
14. 相手が自宅に来てくれる
15. 誰にも相談したくない
16. その他 ( )

#### 5 仕事に関することについて

問 33 現在は働いていますか。(〇は1つだけ)

1. 勤めている(正社員)
2. 勤めている(契約社員、派遣社員又はパート・アルバイト(学生のアルバイトは除く))
3. 自営業・自由業
4. 専業主婦・主夫又は家事手伝い
5. 学生(予備校生を含む)
6. その他 ( )
7. 派遣会社などに登録しているが、現在は働いていない
8. 無職

問 33 で「7～9」と答えた方のみ、問 34 の質問に回答してください。

問 34 現在、仕事をしたいと思っていますか。(〇は1つだけ)

1. 仕事をしたい → 問 36 へ
2. 仕事をしたくない

問 34 で「2」と答えた方のみ、問 35 の質問に回答してください。

問 35 仕事をしたくない理由は何ですか。(〇はいくつでも)

1. 同僚の融通がきかないから
2. 好きなことができないから
3. 仕事以外にやりたいことがあるから
4. 責任を感じずに済むから
5. したいと思う仕事が無いから
6. 自分の知識・能力が活かせる会社がないから
- 7.今のままでも生活していくことができるから
8. 主に冬季や帰省をしているから
9. 人間関係で悩まなくていいから
10. 雇用上の理由
11. その他 ( )

#### 6 社会貢献・社会参画について

問 36 あなたが美濃に参加している地域活動、または参加してみたい地域活動はどのような活動ですか。(〇はいくつでも)

1. 環境美化活動(清掃・リサイクルなど)
2. 交通安全推進活動
3. 防災活動
4. 助け合い活動(高齢者・障がい者への支援など)
5. 防災活動(防犯パトロールなど)
6. 夏祭りの文化事業の提供(劇、音楽、舞、芸能など)
7. 文化・スポーツ活動・国語高等などへの参加
8. 文化・スポーツ活動・国語などの指導
9. 外国人との交流
10. 祭りなどの文化行事・イベント
11. 参加していない・したくない
12. その他 ( )

問 37 地域活動に多くの人が参加するには何が必要だと思いますか。(〇は2つまで)

1. 活動内容を区内外に積極的にPRすること
2. 活動団体(町会、NPO、自主活動など)の情報を公開すること
3. 活動団体が連携できる組織であること
4. 活動報告(活動内容・決算報告など)が行われていること
5. 活動内容を魅力的なものにすること
6. 活動に気軽に参加できるようにすること
7. 地域のニーズ・課題に合っていること
8. 活動の目的が明確で共有できること
9. 活動している団体(町会、NPO、自主活動など)と気軽に交流ができること
10. 自分の職務・特技・余暇の範囲で負担が少なくできること
11. 特にない
12. その他 ( )

### 7 自由な時間の過ごし方や居場所について

問 38 仕事や学校、家事などのほかに、自由な時間をどのように過ごすことが多いですか。(〇はいくつでも)

1. 何もしないでのんびりする
2. 家族とおしゃべりする
3. テレビ、漫画、動画サイト、雑誌などをみる
4. 読書をしたり、音楽を聴いたりする
5. 趣味の活動をする(音楽活動、料理、写真、スポーツ、映画鑑賞、ライブ参加など)
6. クラブ活動やサークル活動をする
7. スマホや専用機器などでゲームをする
8. 買い物をする(ネットショッピング含む)
9. 地域の行事やイベントに参加する
10. 友人と遊んだり、飲食したりする
11. ゲームセンターやカフェなどに行く
12. SNSやブログを肩たり投稿したりする
13. 資格試験などの勉強をする
14. 家事や家の手入れをする
15. 1人でお酒を飲んだり、食事をしたりする
16. その他 ( )

問 39 仕事や学校、家事などのほかに、自由な時間を過ごす場合、どのような場所で過ごすことが多いですか。(〇はいくつでも)

1. 自分の家
2. 友人の家
3. 喫茶店・カフェ
4. ファストフード店
5. 飲食店(ファミレス・居酒屋など)
6. コンビニエンスストア
7. 商業施設(デパートなど)
8. 遠征喫茶・ネットカフェ・個室ビデオ店
9. アミューズメント施設(ゲームセンター・パチンコ店など)
10. カラオケボックス
11. 繁華街
12. 学校
13. 図書館
14. スポーツ施設
15. 文化施設(美術館・博物館・コンサートホールなど)
16. 公園
17. 区民施設(コミュニティ会館など)
18. その他 ( )

問 40 仕事や学校、家庭などのほかに、どのような居場所があればよいと思いますか。(〇はいくつでも)

1. いつでも行きたい時に行ける
2. 一人で過ごせたり、何もせずのんびりできたりする
3. 同世代の友人や仲間と過ごせる
4. 違う世代の人と過ごせる
5. ありのままにいられる、自分を否定されない
6. 好きなことをして自由に過ごせる
7. 自分の意見や希望を受け入れてもらえる
8. 新しいことを学べたり、やりたいことにチャレンジできたりする
9. 悩みことなどの相談のことももらえる
10. いろんな人と出逢える、友人と一緒に過ごせる
11. その他 ( )
12. 居場所の必要性を感じない



### 8 あなた自身のことについて

問41 次にあげられたことについて、あなた自身にあてはまる数字に○をつけてください。  
(○は各項目につき1つ)

	はい	いそ くさ はら いと	いそ くさ はら いと	いい え
① 自分に自信がある	1	2	3	4
② いろいろなことに積極的に挑戦することができる	1	2	3	4
③ 自分のことが好き	1	2	3	4
④ 将来の夢はなんとしてでも叶えたい	1	2	3	4
⑤ 自分の欠点や失敗を少しでも悪く言われると、ひどく動揺する	1	2	3	4
⑥ 人といると、馬面にされたり軽く扱われはしないかと不安になる	1	2	3	4
⑦ 大事なことを自分ひとりで決めてしまうのは不安だ	1	2	3	4
⑧ 初対面の人とすぐに会話できる自信がある	1	2	3	4
⑨ 人とのつきあい方が不器用なのではないかと悩む	1	2	3	4
⑩ 自分の感情を素に出すのが苦手だ	1	2	3	4
⑪ 周りの人ともめごとが起ったとき、どうやって解決したらいいかわからない	1	2	3	4
⑫ たどえ願であっても自分のやりたいことに口出ししないで欲しい	1	2	3	4
⑬ 家や自室に閉じこもって外に出ない人たちの気持ちがわかる	1	2	3	4
⑭ 自分も、家や自室に閉じこもりたいたいと思うことがある	1	2	3	4
⑮ 嫌な出来事があると、外に出たくなる	1	2	3	4
⑯ 理由があるなら家や自室に閉じこもるのも仕方がないと思う	1	2	3	4
⑰ これまでの人生のなかで、自殺したい、またはそれに近いことを考えたことがある	1	2	3	4
⑱ いつか必ず自分にふさわしい仕事が見つかると思う	1	2	3	4
⑲ いつか自分の夢を実現させる仕事に就きたい	1	2	3	4
⑳ 定期的に就かない方が自由でいいと思う	1	2	3	4

	はい	いそ くさ はら いと	いそ くさ はら いと	いい え
㉑ 身の回りのことは朝にでもらっている	1	2	3	4
㉒ 昼夜逆転の生活をしている	1	2	3	4
㉓ 新聞の政治や経済・社会報道によく目を通す	1	2	3	4
㉔ 自分の周辺には理不尽と思うことがたくさんある	1	2	3	4
㉕ 誰とも口を利かずに過ごす日が多い	1	2	3	4
㉖ 人と会話をするのはわずらわしい	1	2	3	4
㉗ 過去の知り合いや隣者に連絡できる人はいない	1	2	3	4
㉘ 自分の精神状態は健康ではないと思う	1	2	3	4
㉙ 自分の今の状態について考えることがよくある	1	2	3	4

### 9 犯罪や非行について

問42 薬物について、身近に感じた経験はありますか。(○はいくつでも)

※ここで言う「薬物」は、合法、違法を問わず、身体に影響を及ぼす使用方法、あるいは薬物そのものを指します。また、大麻も含まれます。

1. 自身の周囲で「使用または所持している・していた人を知っている」という知人がいる
2. 自身の周囲で「使用または所持している・していた」という知人がいる
3. 薬物の使用に誘われたことがある
4. 薬物を使用してみたいと思ったことがある
5. 身近に感じたことはない
6. わからない
7. 答えたくない

問 43 闇バイトについて、身近に感じた経験はありますか。(〇はいくつでも)

1. 闇バイトと思われる求人を見たことがある
2. 闇バイトと思われる求人を見たという話を知人から聞いたことがある
3. 自身の周囲で「闇バイト」で関わっている・していた人を知っている
4. 自身の周囲で「闇バイト」で関わっている・していた」という知人がいる
5. 闇バイトと思われる求人に関与したことがある
6. 闇バイトと思われる求人に関与したいと思ったことがある
7. 闇バイトと思われる求人に関与したり、働いたりしたことがある
8. 身近に感じたことはない
9. わからない
10. 答えたくない

問 44 子どもや若者が犯罪や非行に巻き込まれないようにするために、特に何が必要だと思いますか。(〇は3つまで)

1. 保護者がもっと威厳を持つこと
2. 保護者が手本となるような生活態度を示すこと
3. 保護者と子どもが積極的に会話し、心れあう機会を多く持つこと
4. 大人が子どもの自主性を尊重し、過保護・過干渉にならないようにすること
5. 子どもに悪い影響を与えると思われる雑誌・番組・動画などが、子どもの目に触れない環境をつくること
6. 社会全体がモラルを高めること
7. 地域で青少年を奨励し、育てるような環境をつくること
8. 警察や役所が取り締まりや広報・PR活動をを行うこと
9. 学校で社会のモラルや道徳を教えること
10. 青少年の居場所や遊び場などをつくること
11. その他 ( )
12. 特にない

### 10 公共施設や施策について

問 45 若者向けにどんな場所をもっと豊田区にあればよいと思いますか。(〇は3つまで)

1. 大きな昔 (茶屋・酒場など) を出してもよい場所
2. 思いっきり身体を動かせる場所
3. 気軽にしゃべりできる場所
4. 自分の悩み相談に乗ってくれる場所
5. 趣味仲間が自由に集まれる場所
6. インターネットが自由に使える場所
7. 静かに勉強や読書ができる場所
8. その他 ( )

問 46 豊田区が取り進む青少年や若者の施策にどんなことを望みますか。(〇は3つまで)

1. 青少年や若者が参加できているイベントや職員を母教できる機会をつくり、情報を提供する
2. 地産活動や体験活動などの社会参加を通じて、家庭・学校・地域がともに青少年を育成するまちづくりをする
3. 青少年や若者中心のイベントやボランティアなどの自主的な活動を支援する
4. 子どもから大人まで、青少年活動のリーダーとなる人を育成する
5. 経済的な困難を抱えている家庭を支援する
6. いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口を充実させ、支援する
7. 放課後などに気軽にに行ける安全な居場所を提供する
8. 多様な授業 (国際交流等) を取り入れるなど、学校教員を充実させる
9. 美術館やたばこなどの有害なものから子どもたちを守り、非行や犯罪防止につとめる
10. インターネットの適正な利用について学ぶ機会を充実させる
11. 就職に向けた相談やサポート体制を充実させる
12. 困難期の子どもの相談支援などを行う
13. その他 ( )
14. 特にない

### 11 若者の意見反映について

問 47 豊田区では、まちづくり等を行うにあたって、子どもや若者の意見の反映に取り組んでいます。豊田区に対して、自分の意見や思いを伝えたいと思ったことはありませんか。(〇は1つだけ)

1. ある
2. ややある
3. あまりない
4. ない

問 48 どのような方法や手段であれば、豊田区に対して意見や思いを伝えやすいですか。(〇はいくつでも)

1. 対面
2. オンライン
3. 電話や通話アプリ
4. 手紙
5. メール
6. インターネットのフォーム
7. LINE などのチャット
8. X (旧 Twitter)
9. Facebook
10. Instagram
11. その他 SNS を使って伝える
12. ブログ
13. アンケート (紙)
14. Web アンケート
15. その他 ( )
16. 特にない
17. わからない

問 49 若者に関する施策について、豊田区に望むことがありますらご自由に記入ください。

---



---



---



---

【ご協力いただきありがとうございます】

## 墨田区若者実態調査 調査結果報告書

---

令和6年11月

発行 墨田区教育委員会事務局地域教育支援課

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

T E L : 03-5608-6503 (直通)

F A X : 03-5608-6411

E-mail : CHIIKIKYOUIKU@city.sumida.lg.jp

---

## ○墨田区青少年問題協議会条例

### (設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、区長の附属機関として、墨田区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 協議会は、会長及び45人以内の委員をもって組織する。

2 会長は、区長をもって充てる。

3 協議会に副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員は、次に掲げる者につき、区長が委嘱し、又は任命する。

(1) 区議会議員

(2) 学識経験を有する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 区の職員

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、委嘱され、又は任命された時における前条第4項各号に掲げる身分を失ったときは、第1項の規定にかかわらず、委員の身分を失う。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

4 区長は、委員に職務遂行上の支障があり、又は委員としてふさわしくない行為があったと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、協議会の意見を聴いて、委員を解任することができる。

### (会長及び副会長の権限)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長とともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

### (招集)

第5条 協議会の会議は、区長が招集する。

### (定足数及び表決数)

第6条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (専門委員会)

第7条 協議会の審議事項等について専門の事項を調査させるため、協議会に専門委員会を置くことができる。

### (委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、墨田区規則で定める。

# (仮称) 墨田区こども計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

～こどもまんなかすみだの実現に向けて～

こども  
まんなか  
すみだ

令和7年3月

墨 田 区



## はじめに

(区長あいさつ)

～こどもまんなかすみだの実現に向けて～





## 目 次

### 第Ⅰ部 墨田区こども計画の策定にあたって

1	墨田区こども計画策定の背景と趣旨	I-1
2	計画の位置付け	I-2
3	計画期間	I-3
4	「こども」と「若者」の定義	I-3
5	基本理念	I-3
6	めざすべき姿	I-4
7	計画の構成	I-5
8	計画の推進	I-6

### 第Ⅱ部 墨田区子ども・子育て支援総合計画

第1章	墨田区子ども・子育て支援総合計画について	II-1
1	墨田区子ども・子育て支援総合計画策定の趣旨	II-1
2	計画策定の体制	II-2
第2章	墨田区におけるこども・子育てを取り巻く現状	II-3
1	児童数の推移	II-3
2	出生数と合計特殊出生率	II-5
3	就業率	II-6
4	教育・保育施設の現状	II-7
5	保育所の待機児童数	II-9
6	学童クラブの状況	II-11
7	子育て家庭の状況	II-12
8	こどもの貧困の状況	II-19
9	こどもの人口の将来推計	II-22
第3章	基本目標と基本方針	II-23
1	基本目標	II-23
2	基本方針	II-24
3	施策の体系	II-27
第4章	基本方針の実現に向けた取組	II-29
基本方針1	妊娠・出産期から子育てにおける支援を充実させます	II-29
基本方針2	乳幼児期における教育・保育の質とサービスの向上を図ります	II-32

基本方針3	こどもが自分らしく心豊かに育つことができる環境をつくります	II-34
基本方針4	配慮が必要なこどもや家庭への支援を強化します	II-40
基本方針5	地域でこどもの育ちを支える取組を促進します	II-45
基本方針6	子育てしやすい環境づくりを推進します	II-49
第5章	子ども・子育て支援事業計画	II-51
1	教育・保育の提供区域の設定	II-51
2	教育・保育の量の見込みと確保の内容	II-55
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	II-65

## 第Ⅲ部 墨田区若者計画

第1章	墨田区若者計画について	III-1
1	墨田区若者計画策定の趣旨	III-1
2	計画策定の体制	III-2
第2章	墨田区における若者を取り巻く現状	III-3
1	18歳以上30歳未満の人口	III-3
2	実態調査結果に見る若者の姿	III-5
3	若者を取り巻く現状・課題	III-28
第3章	基本目標と基本方針	III-30
1	基本目標	III-30
2	基本方針	III-31
3	施策を推進する視点	III-33
4	施策の体系	III-34
第4章	基本方針の実現に向けた取組	III-35
基本方針1	若者の健やかな成長に向けた支援を推進します	III-37
基本方針2	若者の豊かな人間力と社会を生き抜く力の育成を応援します	III-36
基本方針3	若者一人ひとりの状況に応じた支援を推進します	III-39
基本方針4	若者の健全育成と自立を支える環境づくりを推進します	III-43

## 第Ⅳ部 こども・子育て、若者を支える計画事業

1	計画事業一覧（ライフステージ別）	IV-1
2	計画事業の内容	IV-13

## 参考資料

- 1 策定経過 ..... 参考-1
- 2 墨田区こども条例 .....
- 3 こども基本法 .....
- 4 こども大綱（抜粋） .....

# 第 I 部

墨田区こども計画の策定にあたって

# 第 I 部 墨田区こども計画の策定にあたって

---

## 1 墨田区こども計画策定の背景と趣旨

これまで国は、急速に進展する少子化対策に対応し、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを目的として、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を、また、こども及びこどもを養育している人に必要な支援を行い、もって一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会の実現を目的として、平成 24 年に「子ども・子育て支援法」を制定し、総合的な少子化対策や、こどもが健やかに成長することができる社会の実現を進めてきました。

さらに、国は、こども・若者育成支援施策の総合的推進を図るため、平成 22 年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」を施行し、「子供・若者育成支援推進大綱」を策定するなど、新たなこども・若者育成支援の方向性が示してきました。

令和 5 年 4 月、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法としてこども基本法が施行され、それに伴い、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律（当時。現行名称は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」）に基づく 3 つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」が令和 5 年 12 月に策定されました。

こうした中、墨田区においては、「墨田区子ども・子育て支援総合計画（令和 2 年から令和 6 年度まで）」を定め、「子どもの最善の利益を優先するまち すみだ」を基本理念として横断的な取組を推進し、子育て支援環境の充実に取り組んできました。さらに、国や都の動向に加え、DX や SDGs の推進等社会情勢の変化や、こどもの居場所づくり、こどもの貧困、ヤングケアラー等深刻化する喫緊の課題に対し、庁内一丸となって対応していくことが求められていることを受け止め、こども・子育て支援、子育て環境の整備、母子保健、児童福祉、教育等に関わる施策のうち、新たに取り組む施策、特に強化・加速化する施策を取りまとめ、切れ目ない子育て支援を推進するとともに、区民に分かりやすく伝えていくことを目的とした「すみだ子ども・子育て応援プログラム」を令和 5 年 10 月に策定し、新たに「こどもまんなかすみだ」を掲げ、更なる支援に取り組んできました。

また、平成 31 年 3 月には「墨田区子ども・若者計画」を策定し、「全ての子ども・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができる」を基本理念とし、全てのこども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成に向けたこども・若者育成支援施策を推進してきたところです。

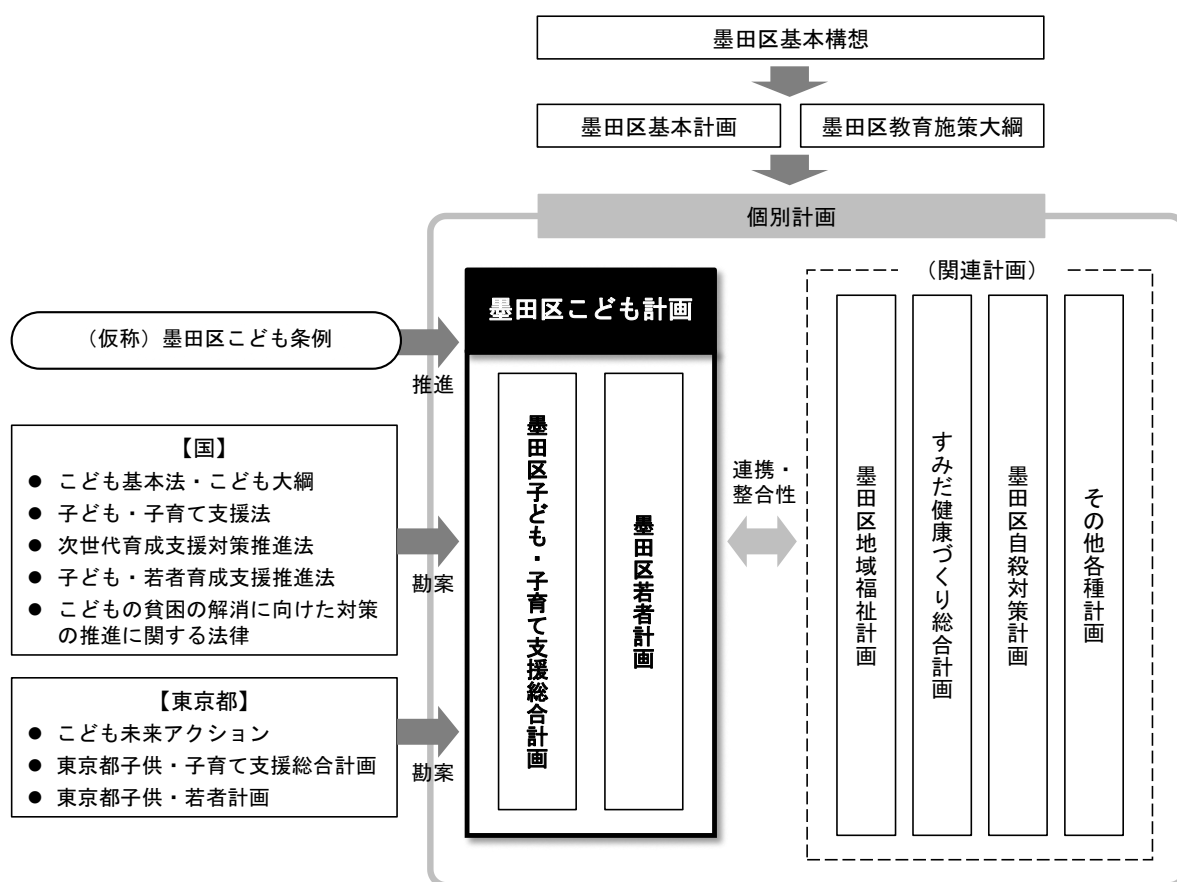
こうした状況を踏まえ、常にこどもをまんなかに捉え、こどもや子育て家庭の意見・視点を意識しながら、笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまち「こどもまんなかすみだ」の実現を図るため、「墨田区こども計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、国のこども大綱及び都の子供・子育て支援総合計画等を勘案し、墨田区こども条例の理念を推進するため、こども基本法に基づく区市町村こども計画として策定するものです。

また、墨田区基本構想、墨田区基本計画及び墨田区教育施策大綱や、関連計画である墨田区地域福祉計画及びすみだ健康づくり総合計画等との整合を図りながら、こども・子育て支援施策及び若者施策を総合的かつ一体的に推進するものです。

なお、本計画は、こども基本法に基づき、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法に基づく「墨田区子ども・子育て支援総合計画」、並びに子ども・若者育成支援推進法に基づく「墨田区若者計画」を一体化した計画とします。



また、本計画の上位計画である「墨田区基本計画」において、政策や施策とSDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) の17の目標との関係性を明確にし、SDGsの目標を踏まえて区勢運営を推進していくとしていることから、本計画においてもこの方針に沿って、SDGsの「誰一人取り残さない」という考え方のもと、策定しています。

### 関連するSDGsの目標



### 3 計画期間

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度の5年間とします。

### 4 「こども」と「若者」の定義

本計画において、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」とし、法令等に根拠のある場合等を除き、ひらがなで表記します。

また、「若者」とは、「おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」とします。

### 5 基本理念

本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

#### 《基本理念》

- ① 全てのこどもは、個人として尊重され、基本的人権が保障され、かつ、差別を受けないこと。
- ② 全てのこどもについて、適切に育てられること、生活を保障されること、愛されて保護されること。
- ③ 全てのこどもについて、教育を受ける機会が公平に与えられること。
- ④ 全てのこどもについて、意見を言う機会や、社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ⑤ 全てのこどもについて、発達の種類などに応じて意見が尊重され、その最善の利益が考慮されること。
- ⑥ 子育てに夢を持ち、子育ての喜びを実感できる社会環境を整備すること。
- ⑦ 地域社会の全体でこどもの育ちを支えること。
- ⑧ こどもの声を聴き、こどもとの対話を大切にすること。

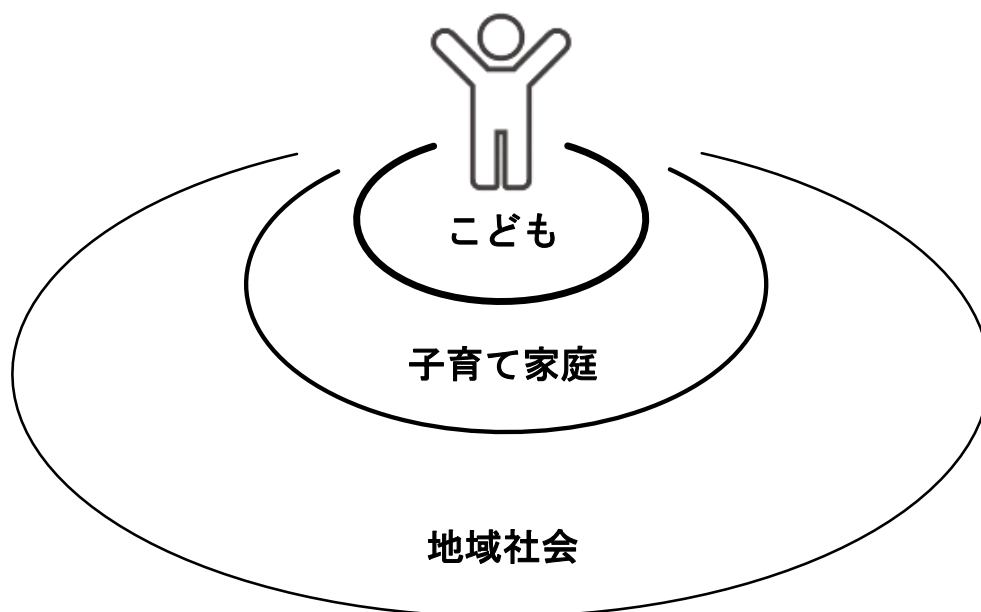
## 6 めざすべき姿

### こどもまんなかすみだの実現

こどもまんなかすみだとは、常にこどもをまんなかに捉え、こどもや子育て家庭等の意見・視点を意識しながら、笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまちの実現をめざすものです。

こどもやこどもの育ちを地域社会で支え、こどもの権利やこどもとの対話を大切にすることで、人がつながる、こどももおとなも笑顔にあふれる墨田区をめざしていきます。

**笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまち**





## 7 計画の構成

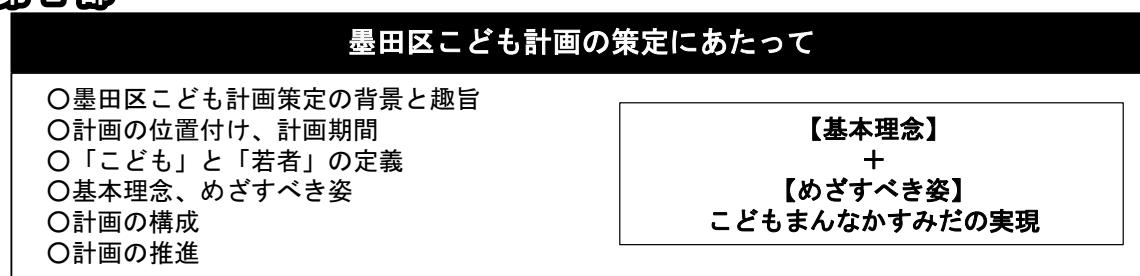
本計画の構成として、第Ⅰ部「墨田区子ども計画の策定にあたって」において、計画の策定趣旨や基本理念、めざすべき姿など、本計画全体に関わる事項を示します。

そして、めざすべき姿を具現化するための2つの計画を、第Ⅱ部で墨田区子ども・子育て支援総合計画、第Ⅲ部で墨田区若者計画として示します。

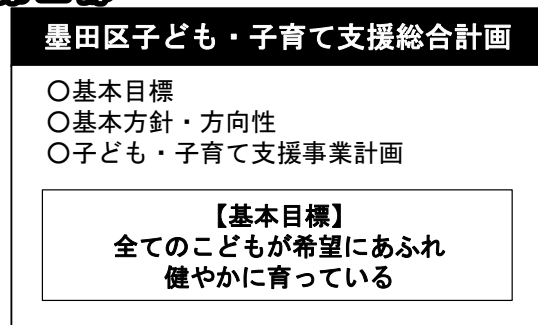
第Ⅳ部では、「墨田区子ども・子育て支援総合計画」及び「墨田区若者計画」に関わる計画事業をライフステージごとに一覧として示します。

### ■計画の全体構成図

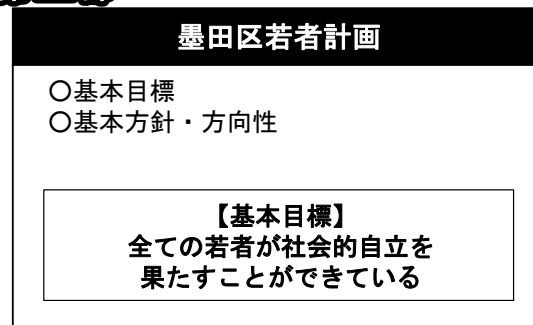
#### 第Ⅰ部



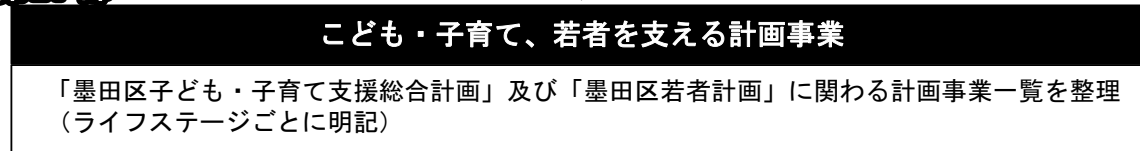
#### 第Ⅱ部



#### 第Ⅲ部



#### 第Ⅳ部



## 8 計画の推進

### (1) 推進体制及び計画の進行管理

本計画は、墨田区こどもまんなかすみだ推進本部において計画全体の進行管理を行っていくとともに、「墨田区子ども・子育て支援総合計画」と「墨田区若者計画」については、区民や地域団体等の幅広い関係者で構成される組織で事業等の進捗状況を確認していきます。

また、こども・子育て家庭、若者の意見聴取とその反映に努め、社会情勢に応じた施策の推進を図っていきます。

### (2) 関係機関・団体との連携推進

計画の推進にあたっては、めざすべき姿である「こどもまんなかすみだの実現」に向けて、墨田区役所全庁を挙げてこども・子育て、若者の支援施策に取り組むとともに、区内の多様な関係機関・団体との連携や協働を推進することで、一層の施策の充実を図っていきます。



### (3) 評価指標

計画の着実な推進を図ることを目的に、進捗状況を客観的に評価するための指標を設定し、計画期間経過後（令和11年度末）の目標値を定めます。評価指標は、計画全体と第Ⅱ部の「墨田区子ども・子育て支援総合計画」及び第Ⅲ部の「墨田区若者計画」のそれぞれで設けるものとし、次のとおりとします。

#### 【こども計画全体の指標】

評価指標	現状値	目標値
『こどもの権利』がしっかりと守られている」と感じる割合	46.5%	75.0%
『自分のことが好きだ』と感じる割合	67.6%	80.0%
「墨田区のまちづくりや区役所の仕事について自分の意見や考えを言うことができる」と感じる割合	17.7%	50.0%

#### 【第Ⅱ部 墨田区子ども・子育て支援総合計画の指標】

評価指標	現状値	目標値
子育ては「楽しいと感じることの方が多い」と思う割合	40.9%	70.0%
区の子育て支援事業の認知度	-	-
こんにちは赤ちゃん事業（乳児全戸訪問事業）	28.5%	35.0%
育児相談、子育て相談、子育て講座	50.7%	75.0%
すみだ安全・安心メール	54.2%	75.0%
子育て支援総合センター	50.8%	80.0%
「親同士のつながりと子育て力が育成されてきている」と感じる割合	37.2%	45.0%
「幼稚園・保育所・認定こども園等の教育・保育事業が充実している」と感じる割合	63.8%	75.0%
学童クラブ待機児童数	84人	0人
「子どもの豊かな育ちを育む場・機会が充実している」と感じる割合	66.0%	80.0%
「保護が必要な子どもとその家庭への支援が整っている」と感じる割合	44.9%	50.0%
「子育て家庭への経済的な支援と生活が困窮している子どもとその家庭への支援が整っている」と感じる割合	46.1%	60.0%
「子育てを協力・支えあえる地域のつながりがある」と感じる割合	45.5%	50.0%
「子どもの安全・安心を守るための環境が整備されている」と感じる割合	51.7%	60.0%
「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりが推進されている」と感じる割合	33.0%	50.0%

【第Ⅲ部 墨田区若者計画の指標】

評価指標	現状値	目標値
「いろいろなことに積極的に挑戦することができる」と感じる割合	65.0%	70.0%
朝食を毎日とる割合	43.8%	50.0%
週に1回以上運動・スポーツをしている割合（20代）	68.0%	75.0%
自分の精神状態は健康であると思う割合	79.0%	85.0%
地域活動に参加していない又は参加したくないと思う割合	40.3%	35.0%
働いている割合（正規・非正規の被用者＋自営業・自由業）	81.0%	85.0%
無職の割合	5.8%	4.0%
収入、経済面に対する不安感の割合	44.1%	40.0%
これまでの人生のなかで、自殺したい、またはそれに近いことを考えたことがある割合	37.8%	30.0%
悩み事を誰にも相談したいと思わない割合	73.7%	65.0%
自分が知りたい区政情報を入手できている割合（20代）	25.5%	30.0%
地域住民やボランティア団体によるパトロールなどの地域の防犯活動に参加したいと思う割合（20代）	18.8%	25.0%

# 第Ⅱ部

墨田区子ども・子育て支援総合計画

# 第Ⅱ部 墨田区子ども・子育て支援総合計画

---

## 第1章 墨田区子ども・子育て支援総合計画について

### 1 墨田区子ども・子育て支援総合計画策定の趣旨

これまで国は、急速に進展する少子化に対応し、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを目的として、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を、また、子ども及び子どもを養育している人に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的として、平成24年に「子ども・子育て支援法」を制定し、総合的な少子化対策や、子どもが健やかに成長することができる社会の実現を進めてきました。また、平成27年3月までの時限立法であった次世代育成支援対策推進法は、2回の法改正により、法律の有効期限が令和17年3月まで延長されています。

一方、令和5年4月、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として子ども基本法が施行され、それに伴い、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律（当時。現行名称は「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」）に基づく3つの子どもに関する大綱を一つに束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「子ども大綱」が令和5年12月に策定されました。

こうした中、墨田区においては、「すみだ子育て・子育ち応援宣言－墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画－（平成27年度から令和元年度まで）」、これを継承した「墨田区子ども・子育て支援総合計画（令和2年から令和6年度まで）」を策定し、墨田区の子ども・子育て支援の取組について定めてきました。

しかし、子どもを取り巻く課題が複雑・多様化するとともに、アフターコロナにおける新たな問題が表出する中で、児童虐待、ヤングケアラー、子どもの居場所不足、子どもの貧困問題など、子どもや子育て家庭に関する諸問題が深刻化しています。さらに、配慮が必要な子どもや子育て家庭への支援や、子育て支援のサービスや利便性の向上など、取り組むべきことは多岐にわたります。

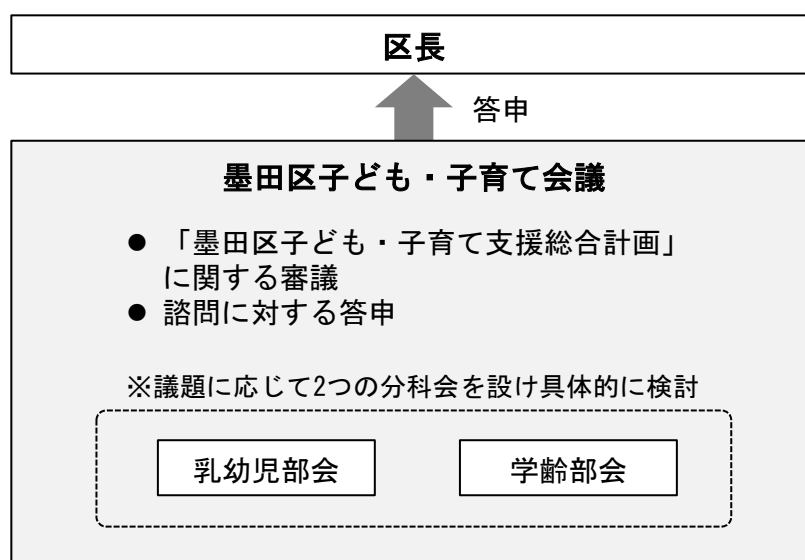
こうした状況を踏まえ、全ての子どもが、希望にあふれ健やかに成長できるよう、より一層の子どもや子育て家庭の支援施策の推進を図るため、「墨田区子ども・子育て支援総合計画」を改定します。

## 2 計画策定の体制

### ■策定体制

本計画の策定においては、学識経験者や区内のこども・子育てに関わる関係団体により構成する「墨田区子ども・子育て会議」にて審議しました。

墨田区子ども・子育て会議では、議題に応じて、構成者を「乳幼児部会」「学齢部会」に分けて具体的な検討を行いました。



### ■子ども・子育て支援ニーズ調査

本計画の策定にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量を見込むための基礎資料とするため、令和5年9月に「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施しました（詳細は第2章7を参照）。

## 第2章 墨田区におけるこども・子育てを取り巻く現状

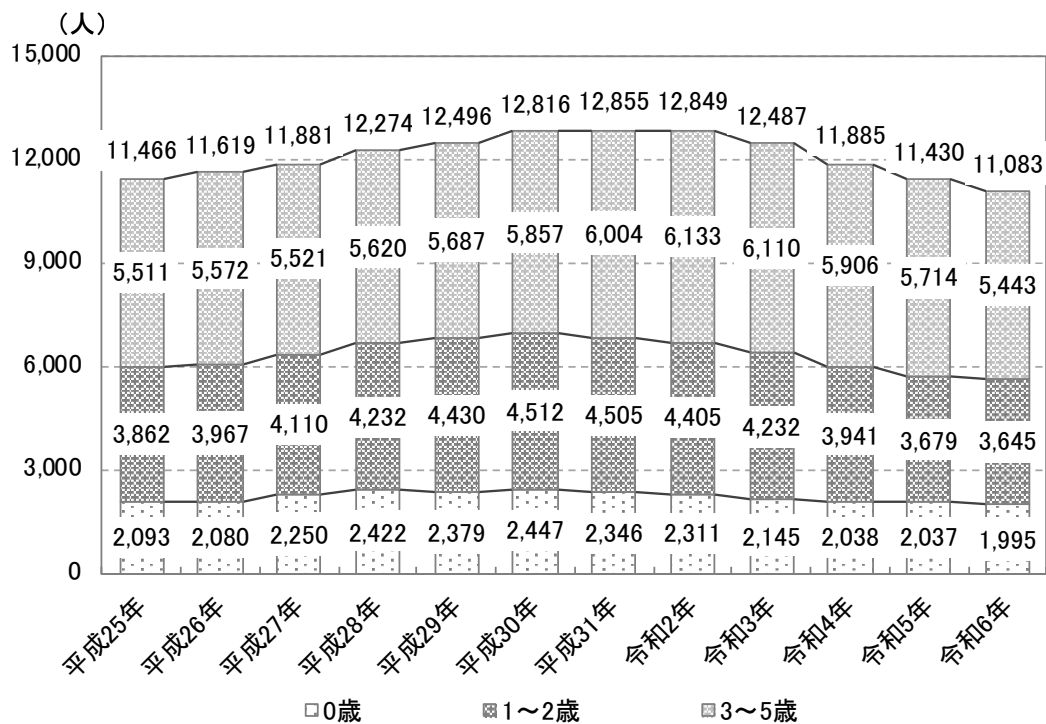
### 1 児童数の推移

#### (1) 未就学児童

平成25年以降の未就学児童の推移をみると、平成31年に12,855人でピークを迎え、その後減少傾向に転じ、令和6年には11,083人になっています。

0歳、1～2歳人口は、平成30年のピークから令和6年までに20%弱減少しています。

【未就学児童数の推移】



(各年4月1日現在)

資料：墨田区

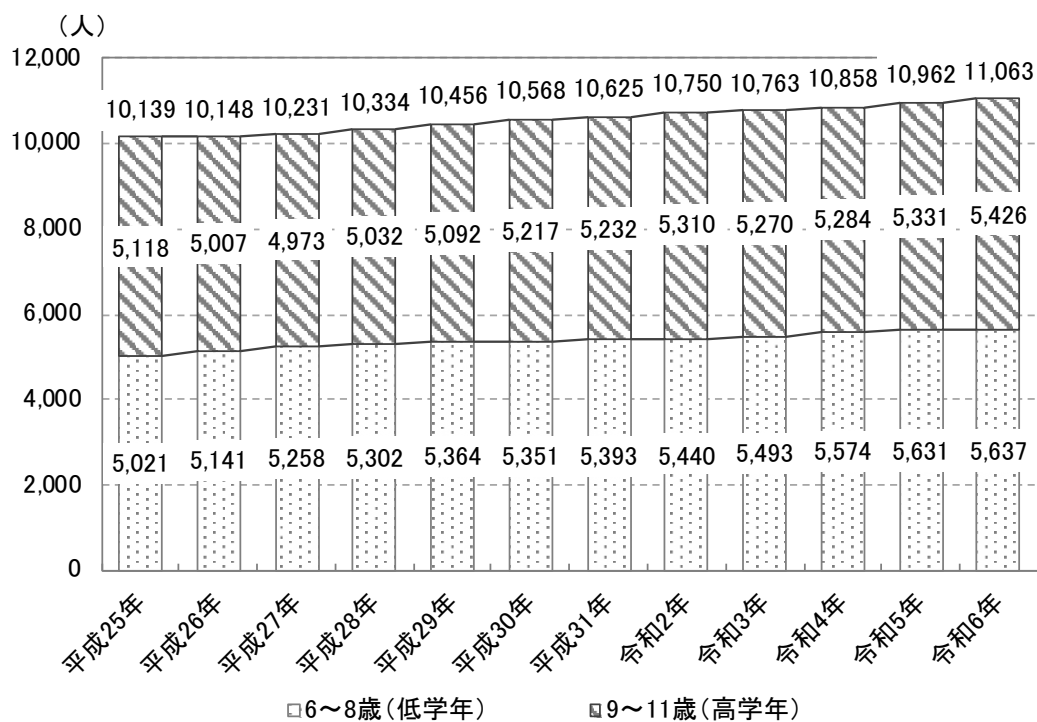


## (2) 就学児童

平成 25 年以降の就学児童の推移をみると、全体で微増傾向が続いています。

6～8 歳の低学年は、平成 30 年を除いて増加傾向にあります。9～11 歳の高学年は平成 27 年まで減少傾向にありましたが、平成 28 年以降は令和 2 年度を除いて増加傾向にあります。

【就学児童数の推移】



(各年 4 月 1 日現在)

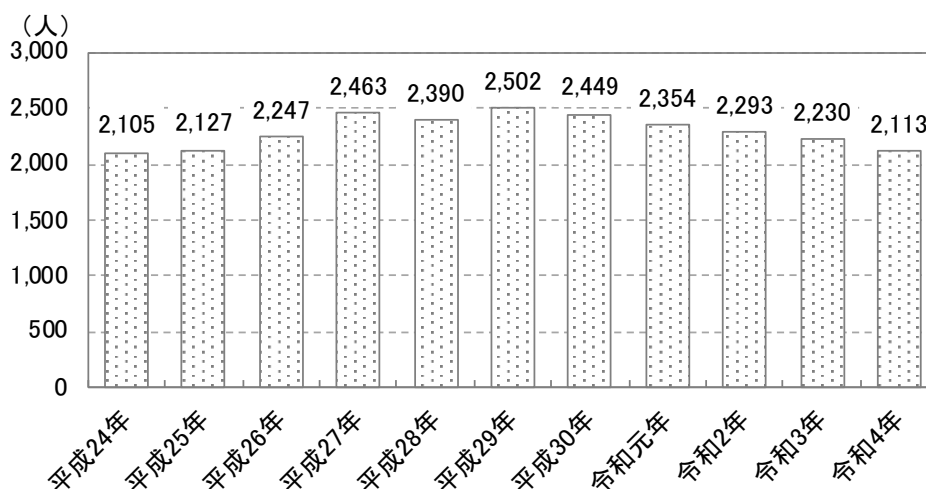
資料：墨田区

## 2 出生数と合計特殊出生率

### (1) 出生数

平成 24 年以降、概ね増加傾向が続き、平成 29 年は近年で最も多い 2,502 人となりました。その後減少傾向に転じ、令和 4 年には 2,113 人となっています。

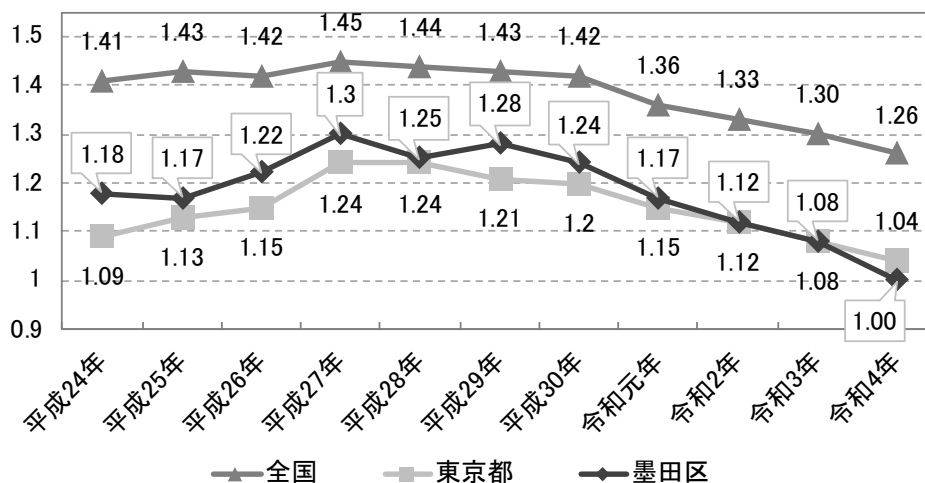
【出生数の推移】



### (2) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、全国と比べると低い数値となっています。東京都と比べると、令和元年までは概ね高い水準にありましたが、令和 2～3 年には同程度、令和 4 年には 1.00 と東京都を下回りました。

【合計特殊出生率の推移】

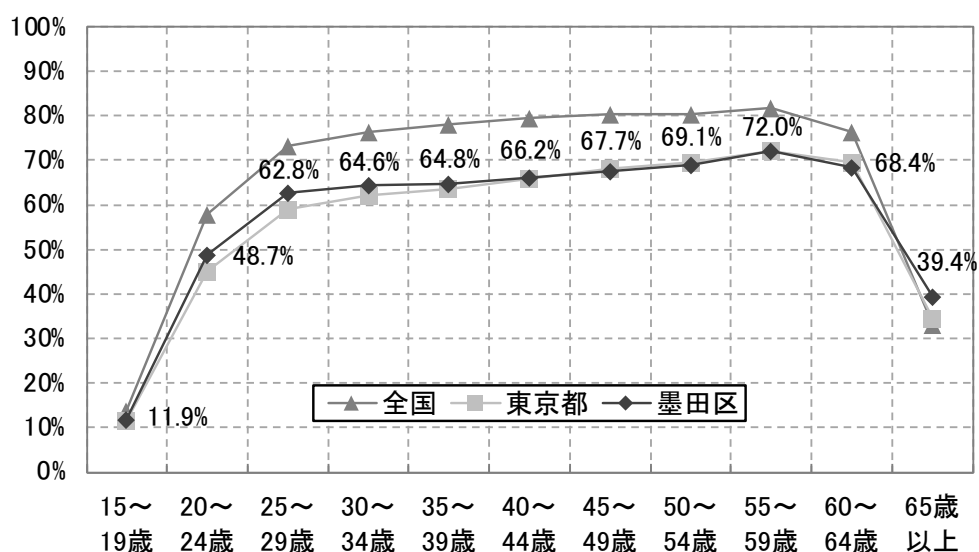


資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」

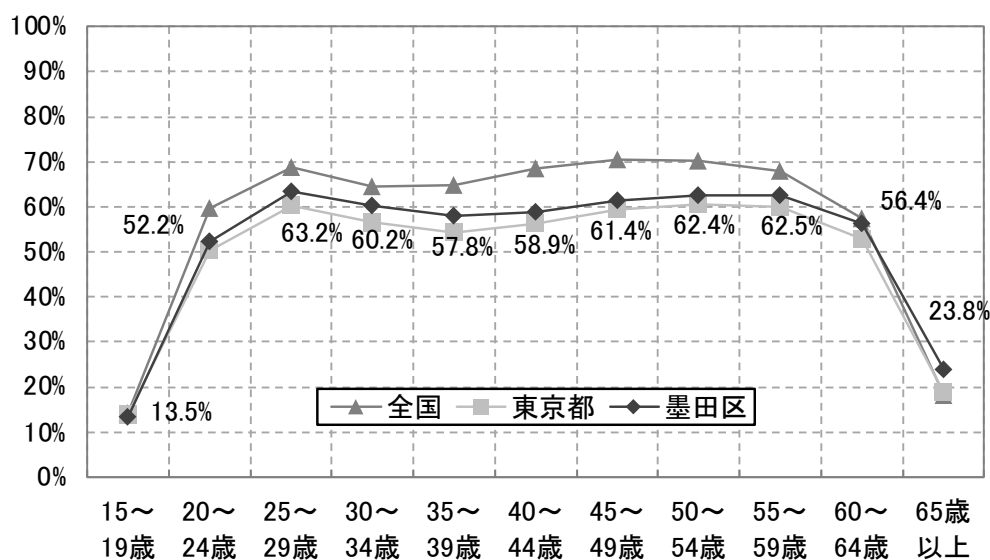
### 3 就業率

就業率を墨田区、東京都、全国で比較すると、男性はおおむね全国を下回っていますが、ほぼ東京都と同じような数値となっています。女性は、全体として緩やかなM字型の状況にあり、おおむね東京都と全国の中間の数値となっていますが、60歳以降では全国と同程度もしくは上回っています。

【男性の就業率（令和2年）】



【女性の就業率（令和2年）】



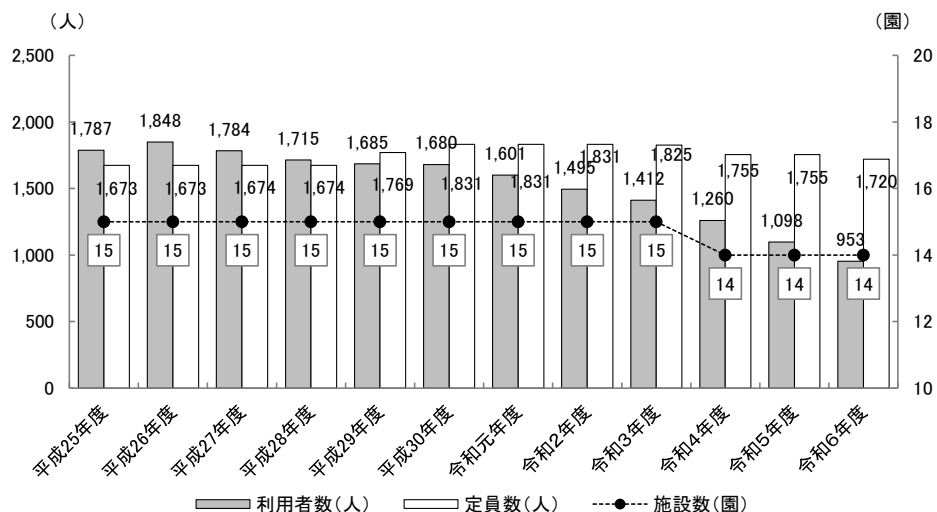
資料：令和2年国勢調査

## 4 教育・保育施設の現状

### (1) 幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）の定員・利用者数・施設数の推移

幼稚園は、令和5年度以降の施設数は14園で推移し、ここ数年の定員数は横ばいとなっていますが、利用者数は減少傾向にあります。

【幼稚園の定員・利用者数・施設数の推移】



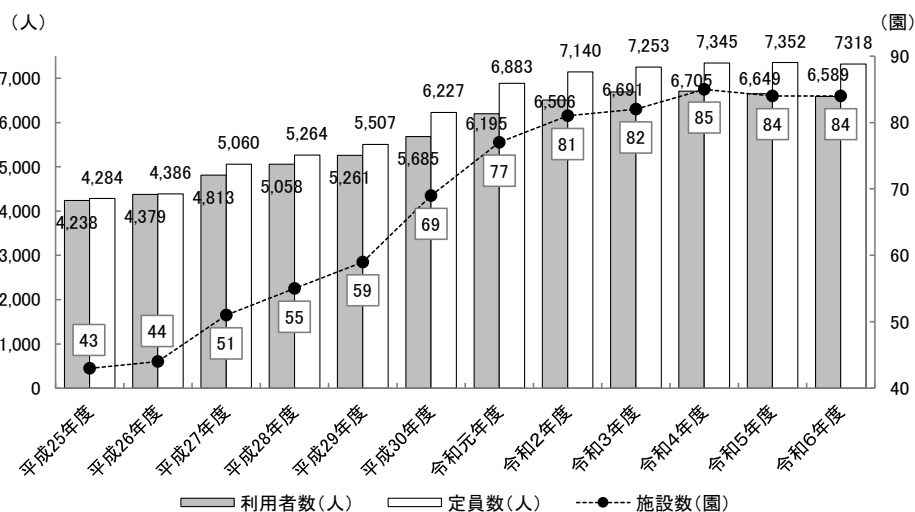
(各年度5月1日現在)

資料：墨田区

### (2) 認可保育施設（幼保連携型認定こども園含む）の定員・利用者数・施設数の推移

認可保育施設の定員、利用者数、施設数は、増加傾向にありましたが、ここ数年は横ばいとなっています。

【認可保育所の定員・利用者数・施設数の推移】



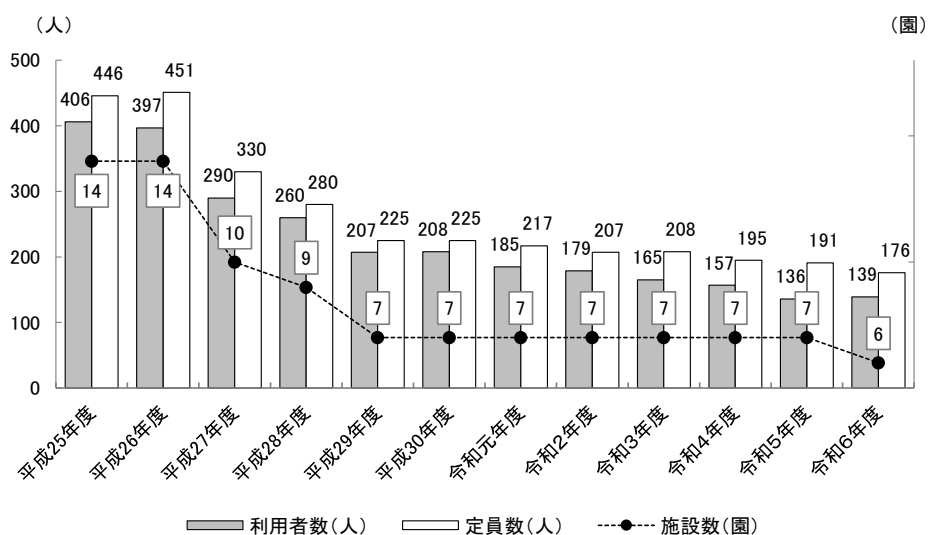
(各年度4月1日現在)

資料：墨田区

### (3) 認証保育所の定員・利用者数・施設数の推移

認証保育所の施設数は認可保育所への移行等に伴い減少し、ここ数年は横ばいとなっています。施設数の減少に伴い定員数、利用者数ともに減少傾向にあります。

【認証保育所の定員・利用者数・施設数の推移】



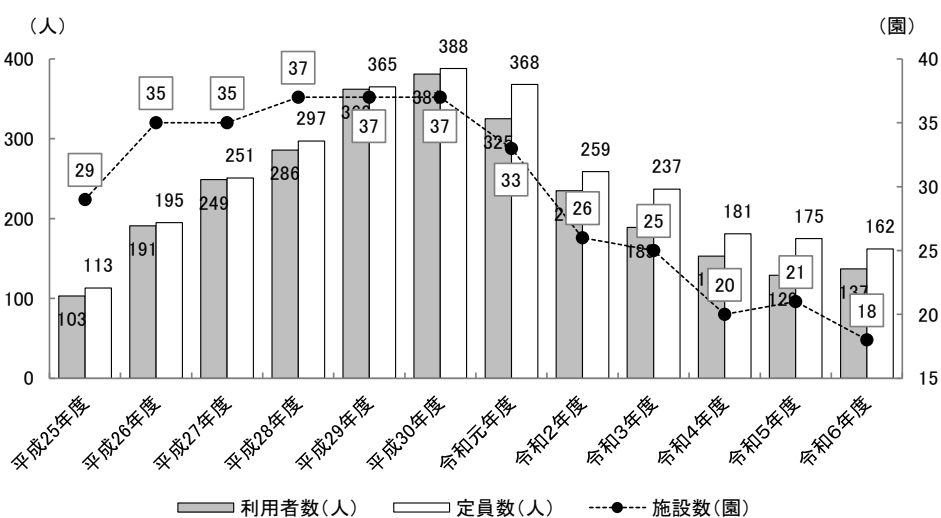
(各年度 4月1日現在)

資料：墨田区

### (4) その他の保育施設の定員・利用者数・施設数の推移

平成30年度から施設数、定員数、利用者数ともに減少傾向にあります。

【その他の保育施設の定員・利用者数・施設数の推移】



(各年度 4月1日現在)

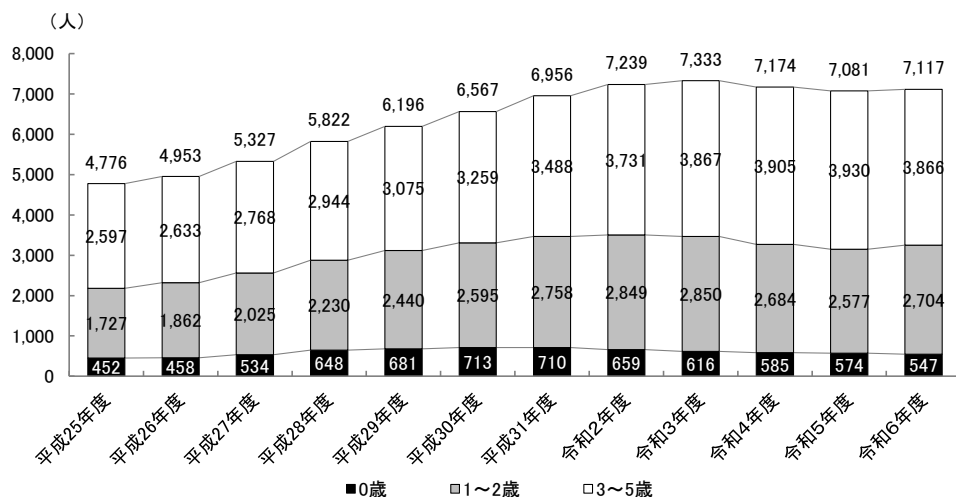
資料：墨田区

## 5 保育施設の待機児童数

### (1) 認可保育施設の申込み者数の推移

認可保育施設の申込み者数は、令和3年度の7,333人をピークに、微減傾向となり、令和6年度は7,117人となっています。

【認可保育所の申込み者数の推移】



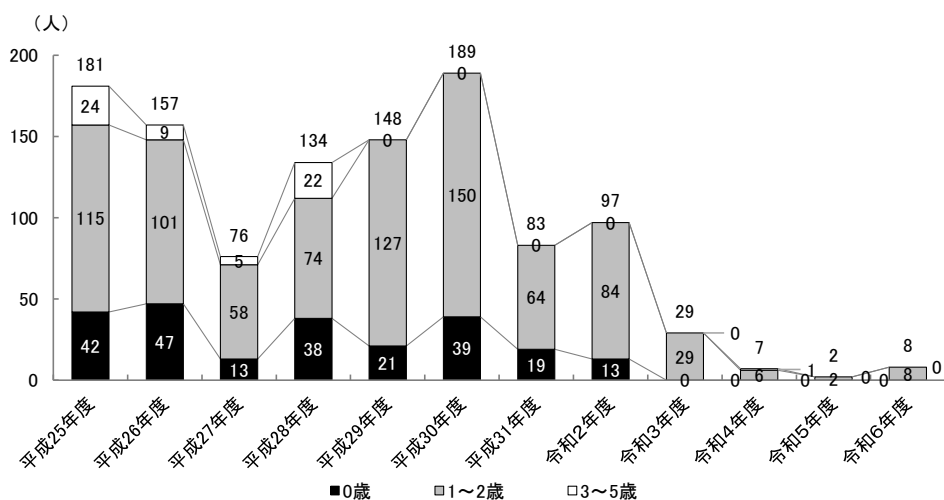
(各年4月1日現在)

資料：墨田区

### (2) 待機児童数の推移

待機児童は平成27年度以降増加傾向にありましたが、平成31年度には大きく減少しました。令和2年度以降も減少傾向にあり、区内の待機児童は解消に近づいています。

【待機児童数の推移】



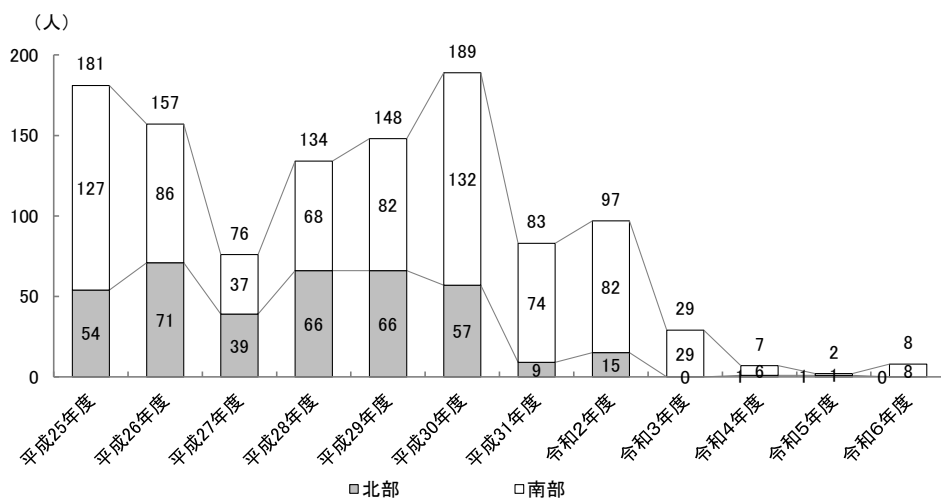
(各年4月1日現在)

資料：墨田区

### (3) 地域別の待機児童数の推移

待機児童を南北別で見ると、北部の待機児童は解消し、南部の待機児童も解消に近づいています。

【地域別の待機児童数の推移】



(各年4月1日現在)

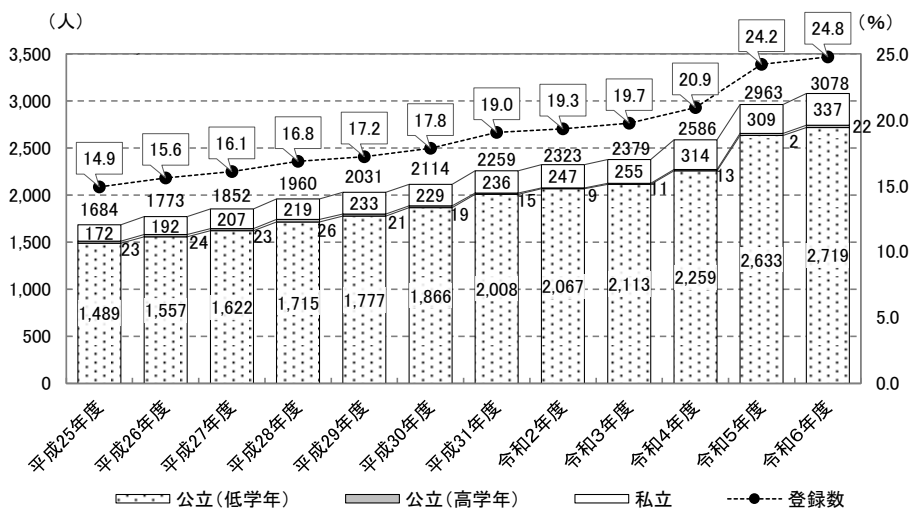
資料：墨田区

## 6 学童クラブの状況

### (1) 学童クラブの在籍数の推移

学童クラブの在籍数は、増加傾向にあり、令和6年度には3,078人となっています。それに伴って全児童数に占める学童クラブ登録率も増加傾向が続いていて、令和6年度には24.8%となっています。

【学童クラブの在籍数の推移】



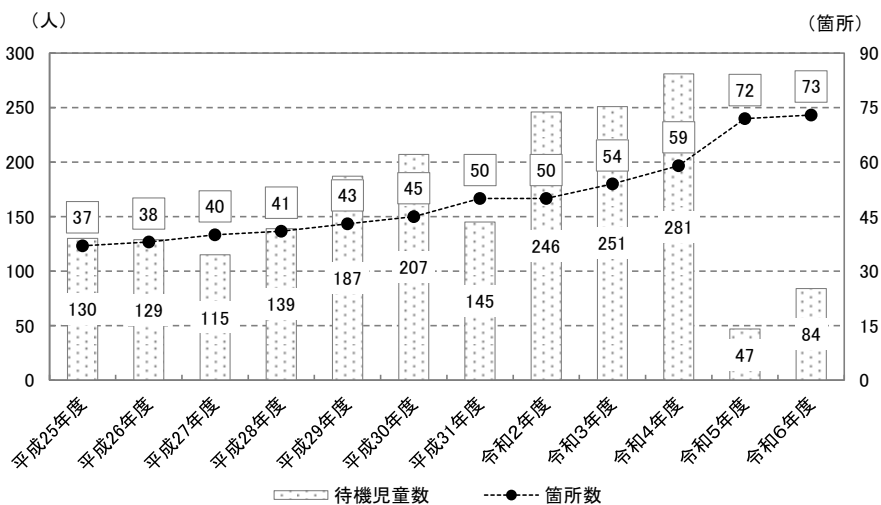
(各年4月1日現在)

資料：墨田区

### (2) 学童クラブの待機児童数と箇所数の推移

学童クラブの箇所数は徐々に増加し、令和6年度には73か所となっています。令和5年度に施設数が大幅に増加したことにより、待機児童は減少しましたが、解消には至っておらず令和6年度には84人となっています。

【学童クラブの待機児童数と箇所数の推移】



(各年4月1日現在)

資料：墨田区



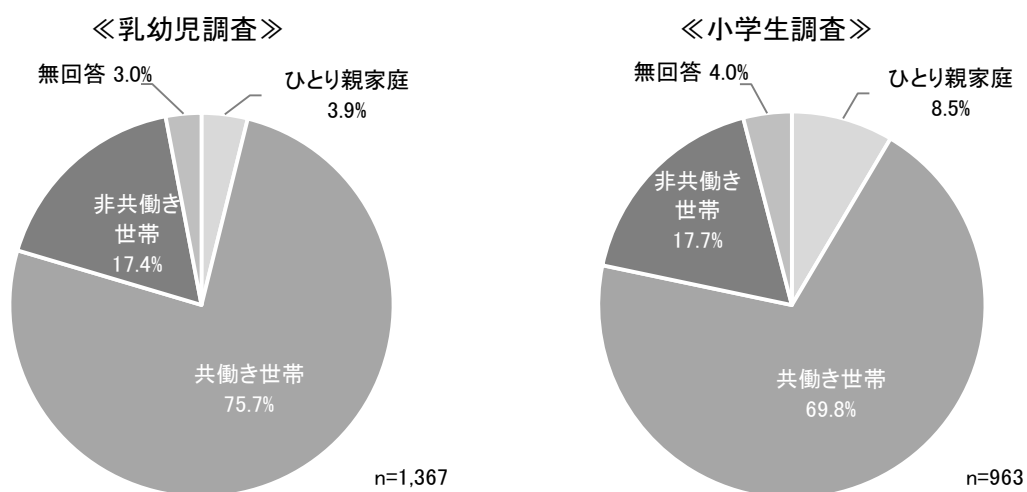
## 7 子育て家庭の状況

### (1) 家族類型

乳幼児の各世帯の家庭類型は、「共働き世帯」が75.7%で前回調査の61.4%から14.3ポイント増加し、「非共働き世帯」が17.4%と前回調査の30.6%から13.2ポイント減少となり、乳幼児の家庭類型における共働き世帯の増加がさらに顕著になっています。

小学生の各世帯の家庭類型は、「共働き世帯」が69.8%で前回調査の60.9%から微増し、「非共働き世帯」が17.7%と前回調査の20.9%からやや減少しています。

【各世帯の家族類型】



資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」（令和6年3月）

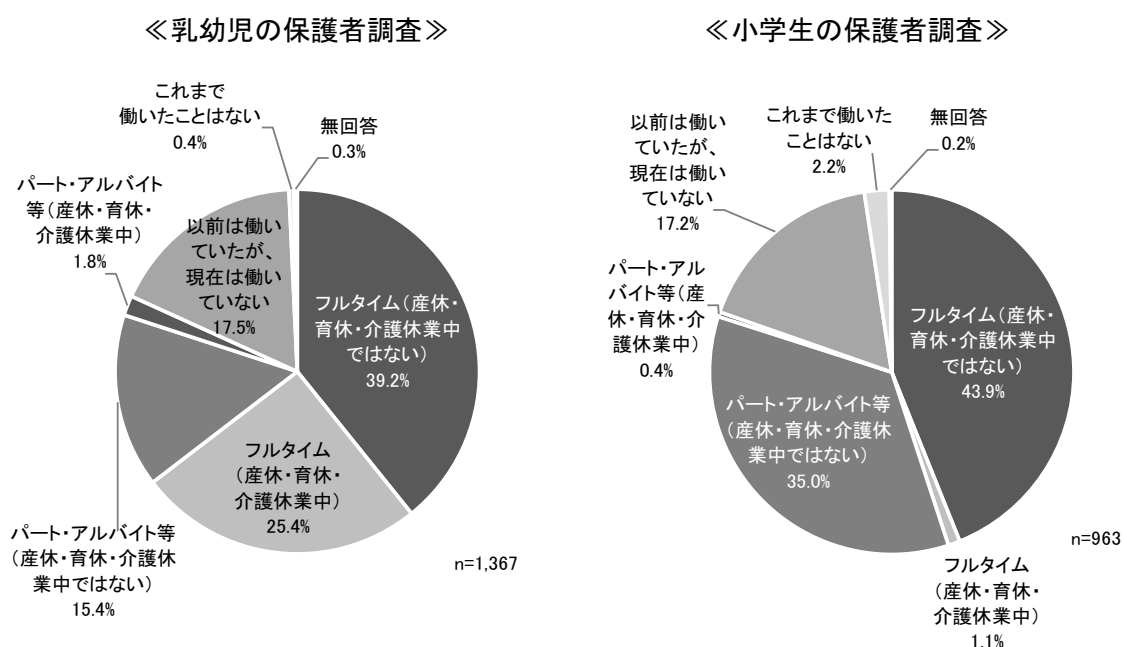
## (2) 母親の就労状況

乳幼児の母親の現在の就労状況は、「フルタイム(産休・育休・介護休業中ではない)」が39.2%と最も多く、前回調査の34.3%から4.9ポイント増加しました。次いで「フルタイム(産休・育休・介護休業中)」が25.4%、「以前は働いていたが、現在は働いていない」が17.5%などとなっています。

小学生の母親は、「フルタイム(産休・育休・介護休業中ではない)」が43.9%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等(産休・育休・介護休業中ではない)」が35.0%、「以前は働いていたが、現在は働いていない」が17.2%などとなっています。

乳幼児の母親も小学生の母親も、フルタイムで働いている母親の割合はそれぞれ前回調査から増加しており、総じて働いている母親の割合が増加している状況です。

### 【母親の就労状況】



資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」(令和6年3月)

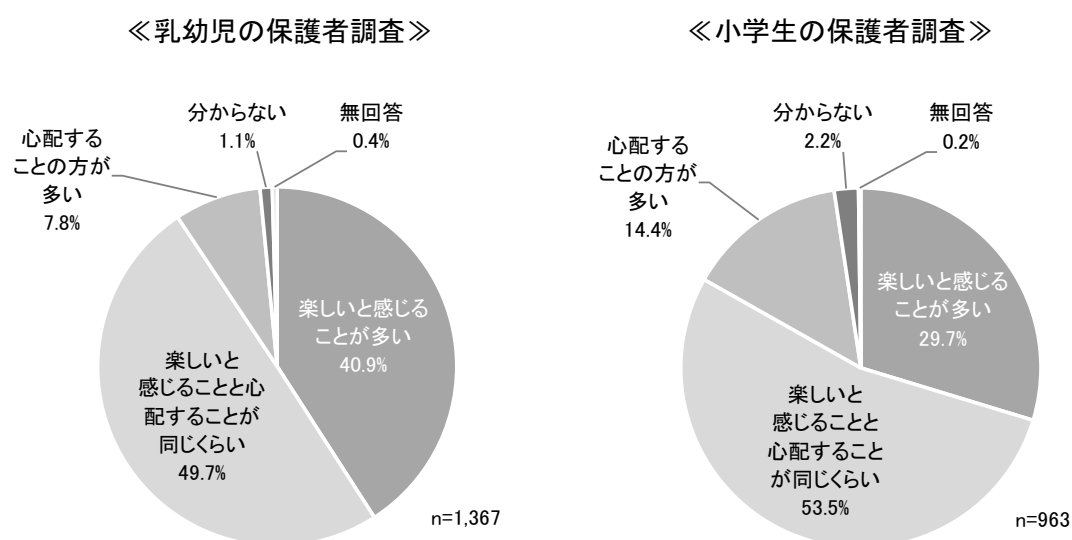
### (3) 保護者の子育てに対する意識

乳幼児の保護者は、子育てについて「楽しいと感じることと心配することが同じくらい」との回答が 49.7%で最も多く、次いで「楽しいと感じることの方が多し」が 40.9%、「心配することの方が多し」が 7.8%などとなっています。

小学生の保護者は、「楽しいと感じることと心配することが同じくらい」との回答が 53.5%で最も多く、次いで「楽しいと感じることの方が多し」が 29.7%、「心配することの方が多し」が 14.4%などとなっています。

乳幼児の保護者、小学生の保護者ともに前回と同様の傾向が見られます。

#### 【保護者の子育てに対する意識】

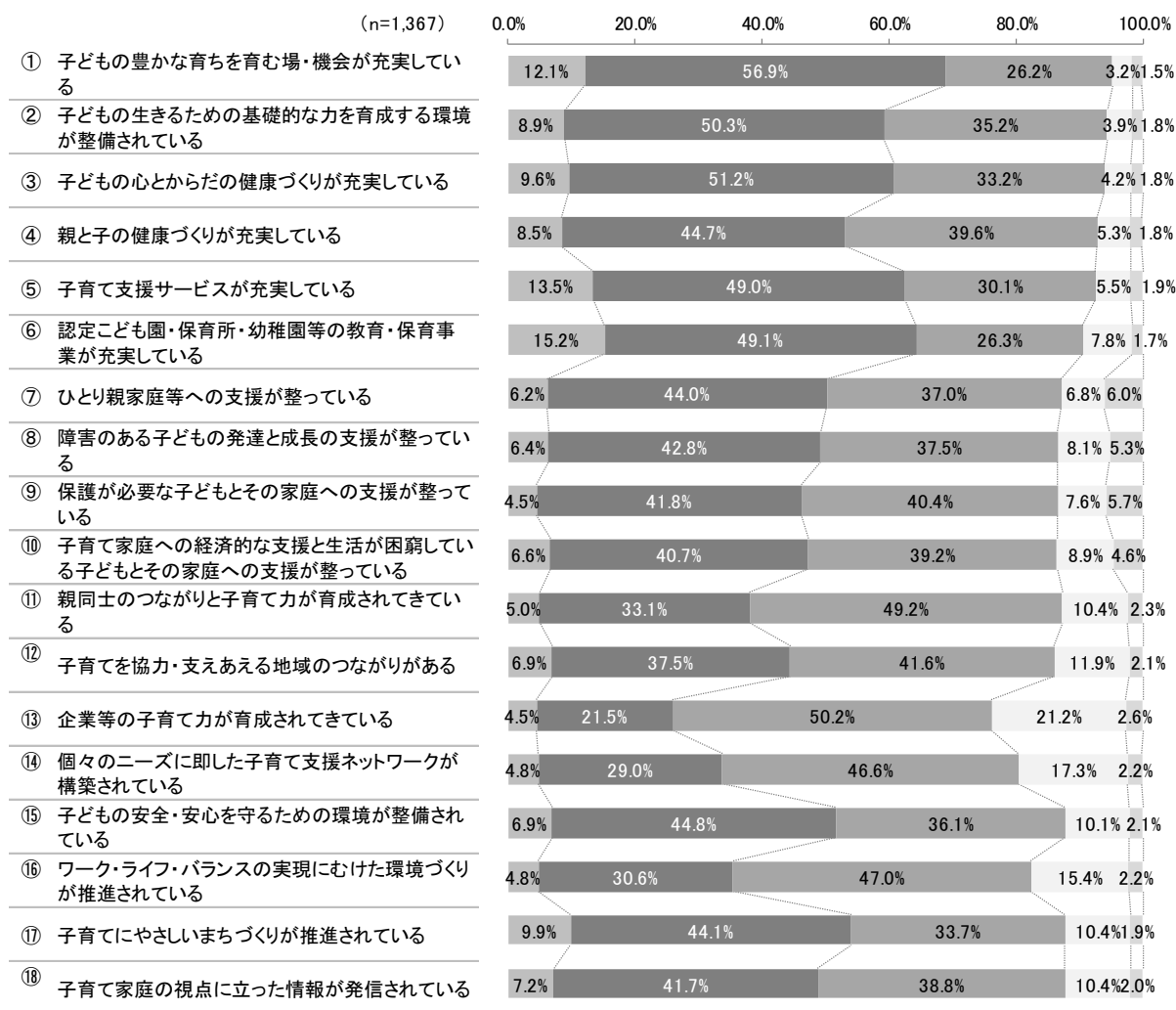


資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」(令和6年3月)

#### (4) 乳幼児の保護者の子育て環境に対する評価と要望

墨田区の乳幼児期の子育て環境について、そう思う割合(「とてもそう思う」と「まあそう思う」の合計)が高かったのは、①子どもの豊かな育ちを育む場・機会が充実している(69.0%)、⑥幼稚園・保育所・認定こども園等の教育・保育事業が充実している(64.3%)、⑤子育て支援サービスが充実している、(62.5%)、③子どもの心とからだの健康づくりが充実している(60.8%)などとなっています。

【乳幼児の保護者の子育て環境に対する評価】



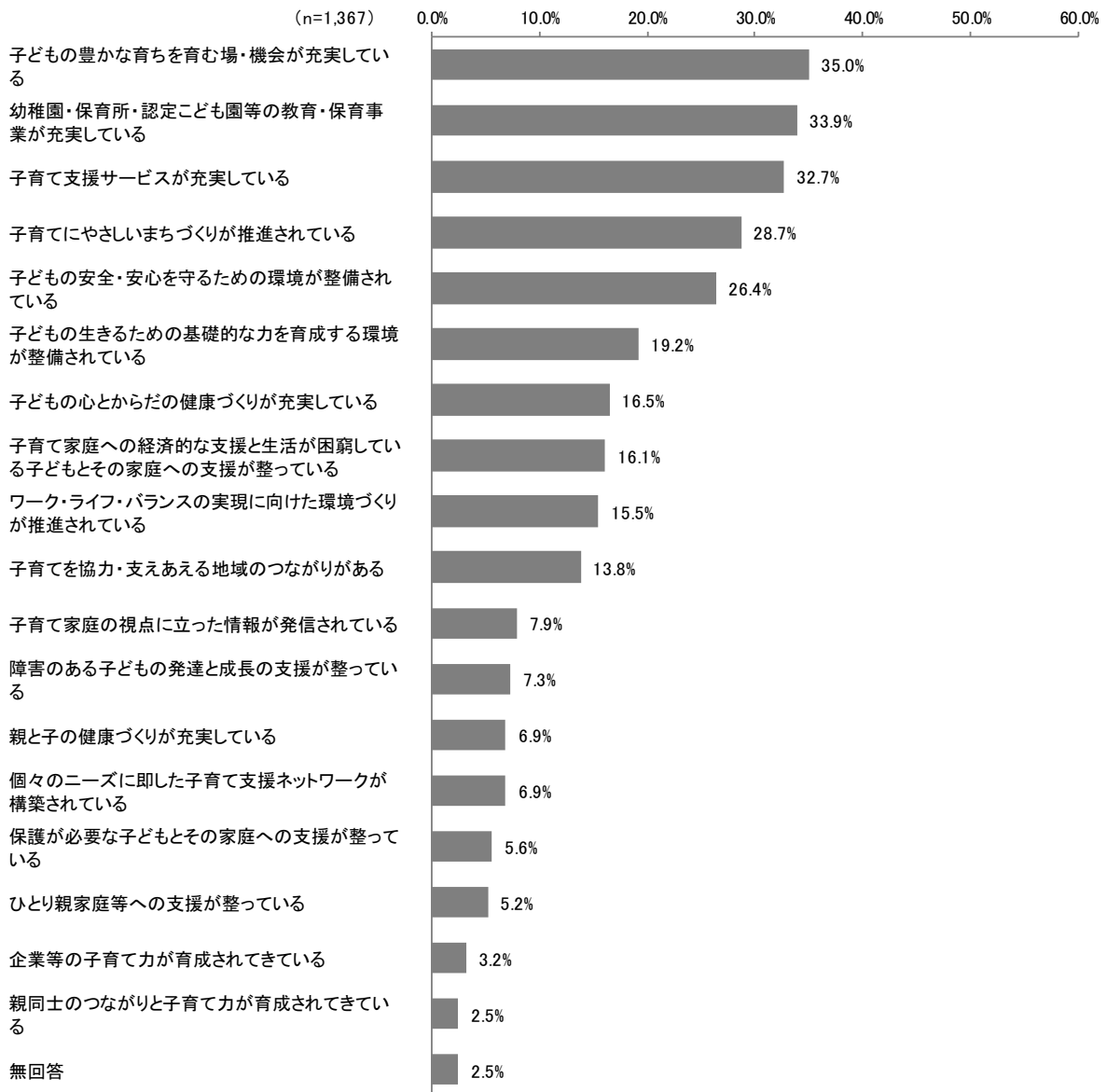
(凡例)

とてもそう思う | まあそう思う | あまり思わない | まったく思わない | 無回答

資料:「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」(令和6年3月)

墨田区がめざす子育て環境として重要だと思うことについては、「子どもの豊かな育ちを育む場・機会が充実している」が35.0%と最も多く、次いで「幼稚園・保育所・認定こども園等の教育・保育事業が充実している」が33.9%、「子育て支援サービスが充実している」32.7%などと続いています。

### 【乳幼児の保護者の子育て環境に対する要望】

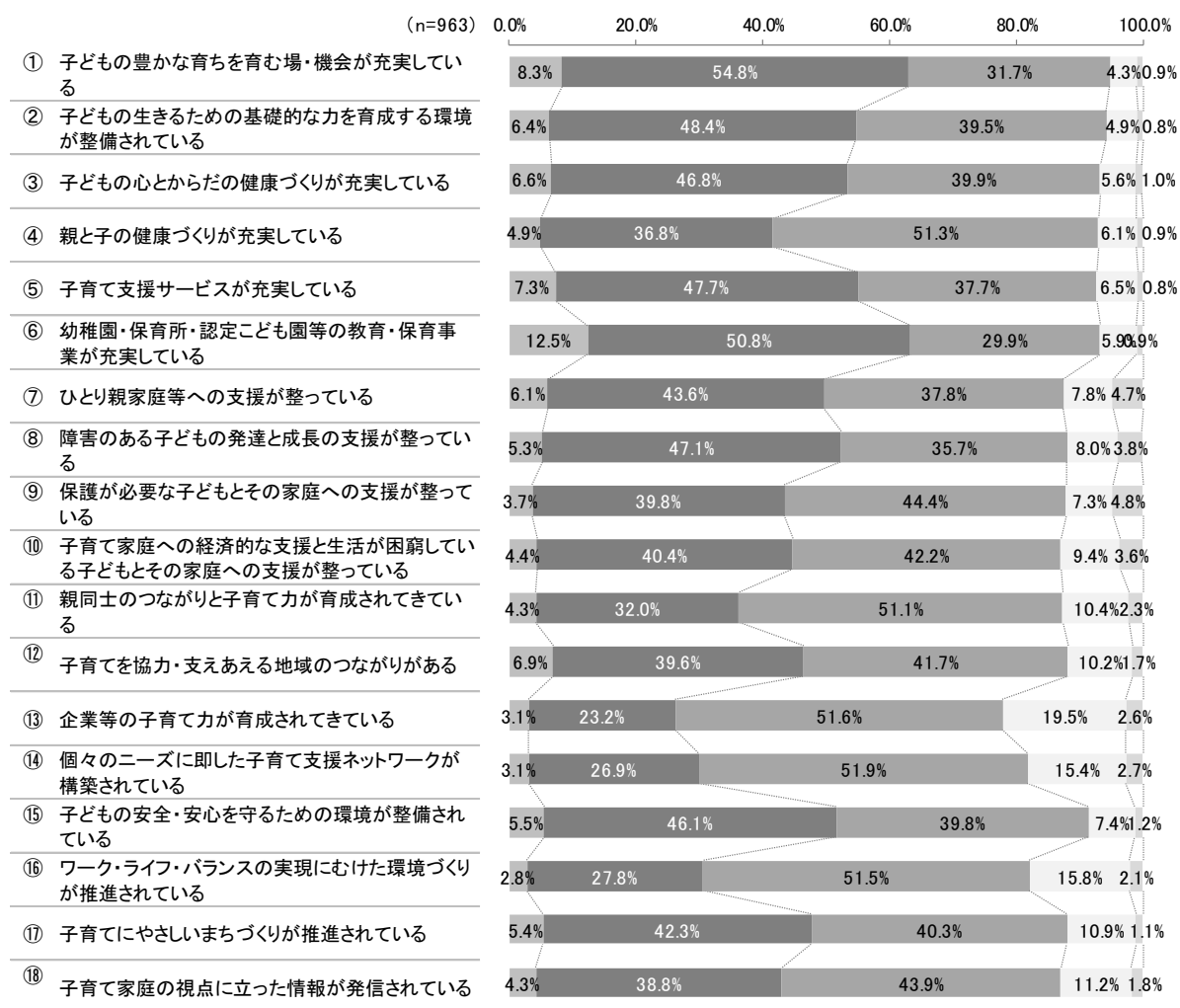


資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」（令和6年3月）

## (5) 小学生の保護者の子育て環境に対する評価と要望

墨田区の小学生の子育て環境について、そう思う割合（「とてもそう思う」と「まあそう思う」の合計）が高かったのは、⑥幼稚園・保育所・認定こども園等の教育・保育事業が充実している（63.3%）、①子どもの豊かな育ちを育む場・機会が充実している（63.1%）、⑤子育て支援サービスが充実している（55.0%）、②子どもの生きるための基礎的な力を育成する環境が整備されている（54.8%）、などとなっています。

【小学生の保護者の子育て環境に対する評価】



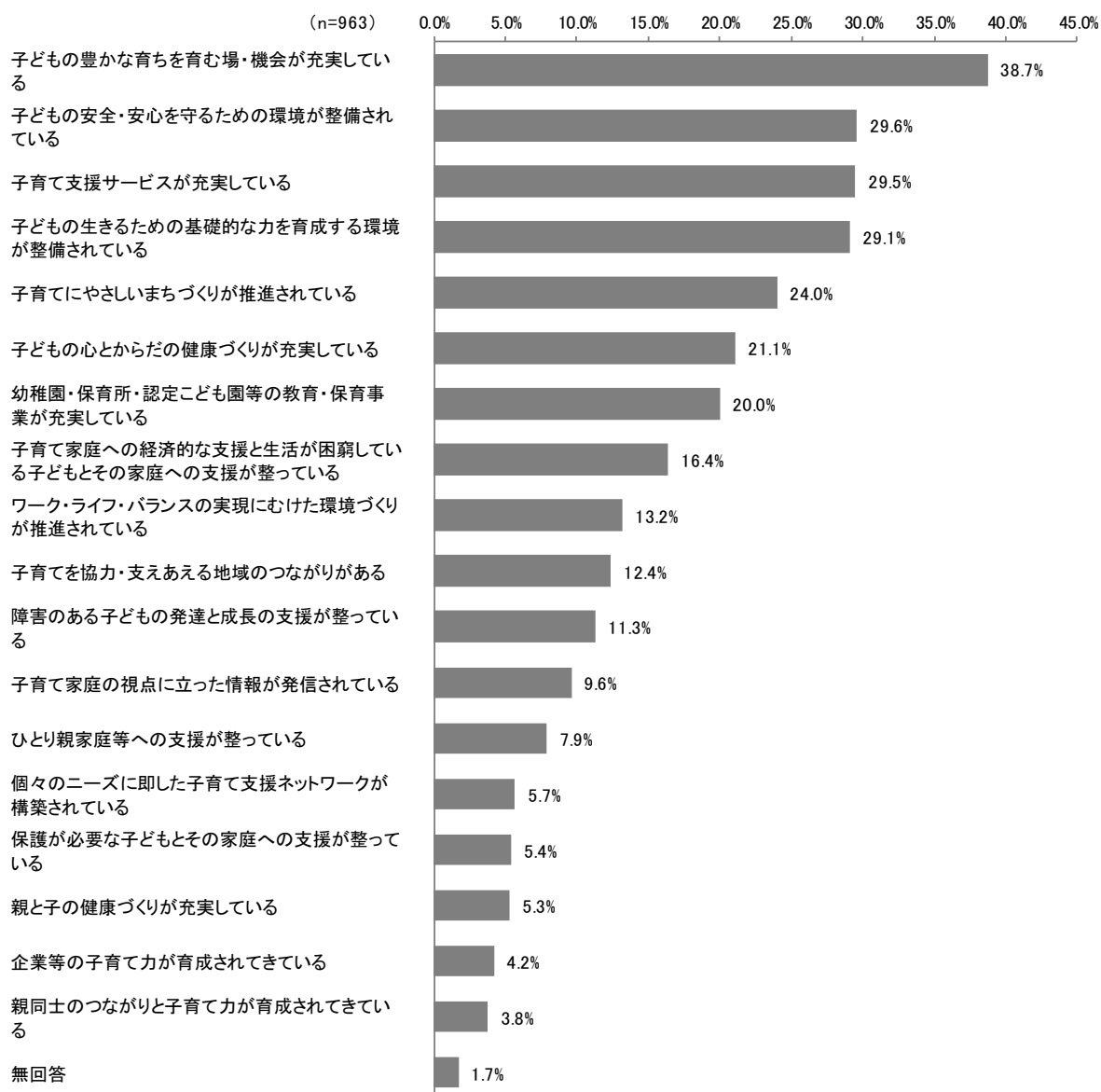
(凡例)

とてもそう思う | まあそう思う | あまり思わない | まったく思わない | 無回答

資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」（令和6年3月）

墨田区がめざす子育て環境として重要だと思うことについては、「子どもの豊かな育ちを育む場・機会が充実している」が38.7%と最も多く、次いで「子どもの安全・安心を守るための環境が整備されている」が29.6%、「子育て支援サービスが充実している」が29.5%などと続いています。

### 【小学生の保護者の子育て環境に対する要望】



資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」（令和6年3月）

## 8 こどもの貧困の状況

### (1) 全国の相対的貧困率

「相対的貧困率」は、国民一人あたりの可処分所得を高い順に並べ、その中央値の半分に満たない人の割合を言います。令和3年の相対的貧困率は、15.4%で、うち17歳以下のこどもの貧困率は、11.5%となっています。

また、18歳未満のこどもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の相対的貧困率をみると、令和3年は10.6%となっています。そのうち、大人が2人以上いる世帯は、8.6%であるのに対し、大人1人の世帯では44.5%と約半数を占めており、ひとり親世帯の相対的貧困率が高いことがうかがえます。

諸外国との比較では、OECD加盟の38か国中、データが公表されている加盟国の中で、相対的貧困率は8番目に高く、ひとり親世帯の相対的貧困率については、5番目に高くなっています。

#### 【相対的貧困率の年次推移（全国）】

単位：%

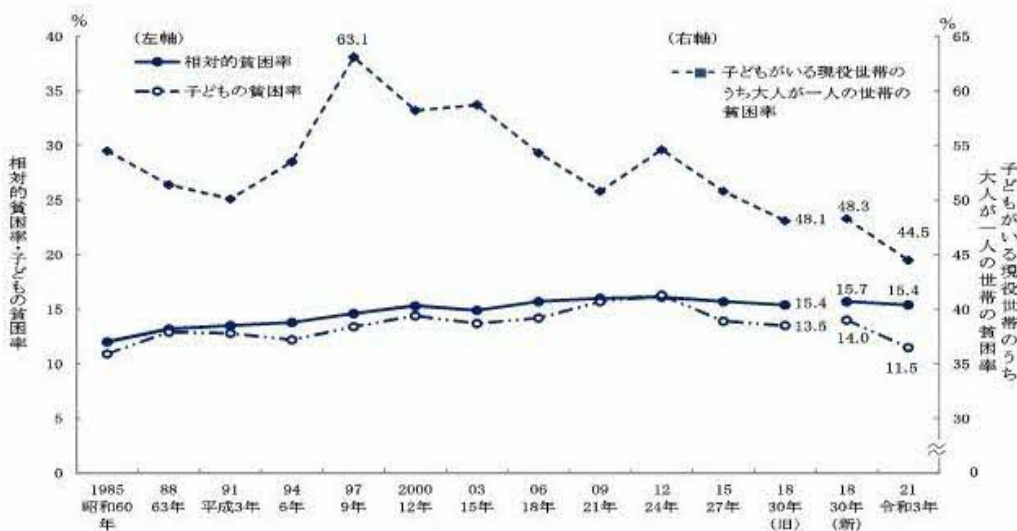
	1985 (昭和60)年	1988 ( 63)	1991 (平成3)年	1994 ( 6)	1997 ( 9)	2000 (12)	2003 (15)	2006 (18)	2009 (21)	2012 (24)	2015 (27)	2018 (30)		2021 (令和3)年
												旧基準	新基準	新基準
	(単位：%)													
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6
	(単位：万円)													
中央値 (a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244	253	248	254
貧困線 (a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	127	124	127

- 注：1) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。  
 2) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。  
 3) 等価可処分所得金額下位の世帯員は除く。  
 4) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。  
 5) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。  
 6) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。  
 7) 2021（令和3）年からは、新基準の数値である。

資料：厚生労働省「2022（令和4）年国民生活基礎調査」より引用



### 【相対的貧困率の年次推移（全国）】



注：1) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。  
 2) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。  
 3) 等価可処分所得金額平均の世帯員は除く。  
 4) 1994（平成27）年の数値は、兵庫県を除いたものである。  
 5) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。  
 6) 2018（平成30）年の「新基準」は、2016年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。  
 7) 2021（令和3）年からは、新基準の数値である。

資料：厚生労働省「2022（令和4）年国民生活基礎調査」より引用

### 【貧困率の国際比較】

単位：%

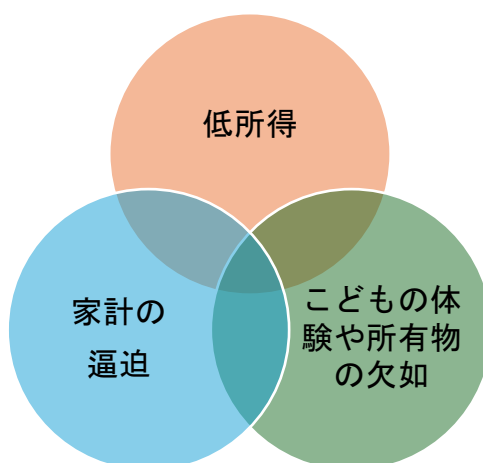
相対的貧困率			子どもの貧困率			子どもがいる世帯の貧困率						
順位	国名	割合	順位	国名	割合	計		大人が一人		大人が二人以上		
1	アイスランド	4.9	1	フィンランド	2.9	1	フィンランド	3.4	1	デンマーク	9.7	
2	チェコ	5.3	2	デンマーク	4.8	2	デンマーク	3.8	2	フィンランド	16.3	
3	デンマーク	6.5	3	アイスランド	5.4	2	アイスランド	3.8	3	アイスランド	18.9	
4	フィンランド	6.7	4	スロベニア	6.0	4	アイスランド	4.5	4	ノルウェー	23.4	
5	スロベニア	7.0	5	ノルウェー	6.7	5	スロベニア	5.1	5	ハンガリー	23.5	
6	ベルギー	7.3	6	ポーランド	7.1	6	チェコ	5.4	6	ポーランド	23.8	
7	アイスランド	7.7	7	カナダ	7.3	7	ノルウェー	6.7	7	スロベニア	24.5	
8	スロバキア	7.8	8	アイルランド	7.4	7	ポーランド	6.7	8	ラトビア	24.8	
9	ノルウェー	7.9	9	チェコ	7.8	9	アイルランド	7.0	9	スウェーデン	25.3	
10	オランダ	8.2	10	ベルギー	8.0	10	スウェーデン	7.8	10	ギリシャ	26.8	
11	フランス	8.4	11	スウェーデン	8.8	11	ベルギー	8.0	11	ドイツ	27.2	
12	カナダ	8.6	12	韓国	9.8	12	オーストリア	8.6	12	アイルランド	27.5	
13	ハンガリー	8.7	13	ハンガリー	10.2	13	ハンガリー	8.8	12	ポルトガル	27.5	
14	ポーランド	9.1	14	オランダ	10.3	14	オランダ	8.9	14	イギリス	28.1	
15	スウェーデン	9.2	15	エストニア	10.6	15	ラトビア	9.3	15	チェコ	28.4	
16	オーストリア	9.6	15	ラトビア	10.6	16	エストニア	9.4	16	エストニア	29.1	
17	ルクセンブルク	9.8	15	リトアニア	10.6	16	フランス	9.4	16	フランス	29.1	
18	スイス	9.9	18	スイス	11.4	16	ドイツ	9.4	18	ベルギー	29.5	
19	ドイツ	10.9	19	日本	11.5	19	カナダ	9.8	18	オランダ	29.5	
20	イギリス	11.2	20	フランス	11.7	20	日本	10.6	20	オーストリア	31.0	
21	ニュージーランド	12.4	20	ドイツ	11.7	20	スロバキア	10.6	21	トルコ	31.2	
22	オーストラリア	12.6	22	イギリス	11.9	22	ポルトガル	11.1	22	イタリア	33.4	
23	ポルトガル	12.8	23	オーストリア	12.0	23	ニュージーランド	11.3	23	スロバキア	33.6	
24	ギリシャ	13.0	24	スロバキア	12.4	24	オーストラリア	11.5	24	イスラエル	33.9	
25	イタリア	13.5	25	オーストラリア	13.3	25	韓国	11.6	25	メキシコ	34.2	
26	リトアニア	14.1	26	ニュージーランド	14.8	26	イギリス	12.3	26	ルクセンブルク	40.2	
27	トルコ	15.0	27	ポルトガル	15.2	27	ギリシャ	13.5	27	スペイン	40.3	
28	韓国	15.3	28	ギリシャ	15.3	28	リトアニア	13.8	28	オーストラリア	41.0	
29	日本	15.4	29	ルクセンブルク	15.6	29	ルクセンブルク	14.3	29	リトアニア	41.3	
30	スペイン	15.4	30	イタリア	17.2	30	メキシコ	16.4	30	チリ	42.6	
31	エストニア	15.8	31	アメリカ	18.6	31	イタリア	17.2	31	カナダ	44.1	
32	アメリカ	16.4	32	メキシコ	19.9	32	スペイン	17.6	32	日本	44.5	
33	チリ	16.5	33	イスラエル	20.1	33	イスラエル	18.2	33	アメリカ	45.7	
34	メキシコ	16.6	34	チリ	21.5	34	アメリカ	18.3	34	ニュージーランド	46.1	
35	イスラエル	16.9	35	スペイン	21.8	35	トルコ	18.4	35	コスタリカ	47.4	
36	ラトビア	16.9	36	トルコ	22.4	36	チリ	18.9	36	韓国	47.7	
37	コスタリカ	20.3	37	コスタリカ	27.4	37	コスタリカ	24.3	—	コロンビア	—	
—	コロンビア	—	—	コロンビア	—	—	コロンビア	—	—	スイス	—	
—	OECD平均	11.4	—	OECD平均	12.4	—	OECD平均	11.0	—	OECD平均	31.1	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	OECD平均	9.6

(注1)「相対的貧困率」及び「子どもの貧困率」の出典はOECD「Income Distribution Database」。「子どもがいる世帯の貧困率」の出典はOECD Family Database「Child poverty」。いずれも2023年7月19日閲覧。  
 (注2)「相対的貧困率」、「子どもの貧困率」及び「子どもがいる世帯の貧困率」の日本の数値は、2022年国民生活基礎調査(厚生労働省)に基づく2021年のデータであり、2015年に改定されたOECDの新たな所得定義に基づく数値。  
 (注3)「相対的貧困率」及び「子どもの貧困率」のチリ及びアイスランドは2017年、デンマーク、フランス、ドイツ、スロバキア、スイス及びトルコは2019年、コスタリカ、フィンランド、日本、ノルウェー及びスウェーデンは2021年、それ以外の国は2020年の数値。コロンビアは数値なし。  
 (注4)「子どもがいる世帯の貧困率」のニュージーランドは2014年、オランダは2016年、チリ、デンマーク、ハンガリー、アイスランド、スイス及びアメリカは2017年、カナダ、ラトビア、スウェーデン及びイギリスは2019年、コスタリカは2020年、日本は2021年、それ以外の国は2018年の数値。大人が一人の子どもがいる世帯の貧困率のスイスの数値はOECDデータベース上0%となっているが、有効な数値が不明なため数値なしとしている。コロンビアは数値なし。  
 (注5)各項目のOECD平均は、37か国(「子どもがいる世帯の貧困率」の「大人が一人」については36か国)の単純平均。

資料：子ども家庭庁「第1回子どもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会」資料より引用

## (2) 東京都の生活困難度

「生活困難度」は、こどもの生活における生活困難を「低所得（等価世帯所得が142.9万円未満）」、「こどもの体験や所有物の欠如（海水浴、旅行、本、勉強部屋等）」、「家計の逼迫」の3つの要素から捉え、2つ以上に該当する場合に「困窮層」、1つ該当する場合に「周辺層」と分類します。小学5年生については困窮層5.1%、周辺層11.2%、中学2年生については困窮層6.5%、周辺層15.0%、16～17歳については困窮層7.2%、周辺層14.5%となっています。



【東京都の各年齢層における生活困難層の状況】

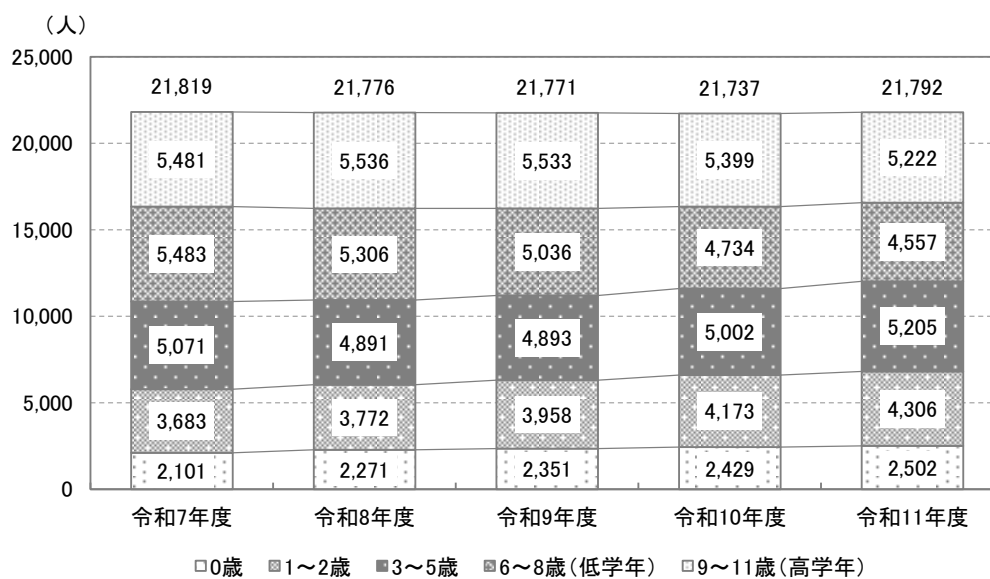
	小学5年生	中学2年生	16～17歳
生活困難層（困窮層＋周辺層）	16.3%	21.5%	21.7%
困窮層（2つ以上に該当）	5.1%	6.5%	7.2%
周辺層（いずれか1つ該当）	11.2%	15.0%	14.5%

資料：令和4年度東京都こどもの生活実態調査

## 9 こどもの人口の将来推計

【こどもの人口の将来推計】

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	2,101	2,271	2,351	2,429	2,502
1歳	1,922	1,958	2,113	2,184	2,253
2歳	1,761	1,814	1,845	1,989	2,053
3歳	1,632	1,672	1,720	1,748	1,882
4歳	1,668	1,583	1,620	1,666	1,691
5歳	1,771	1,636	1,553	1,588	1,632
0～5歳・小計	10,855	10,934	11,202	11,604	12,013
6歳	1,802	1,711	1,579	1,497	1,531
7歳	1,826	1,779	1,689	1,558	1,477
8歳	1,855	1,816	1,768	1,679	1,549
9歳	1,896	1,848	1,808	1,761	1,672
10歳	1,802	1,887	1,839	1,800	1,752
11歳	1,783	1,801	1,886	1,838	1,798
6～11歳・小計	10,964	10,842	10,569	10,133	9,779
合計	21,819	21,776	21,771	21,737	21,792



## 第3章 基本目標と基本方針

### 1 基本目標

墨田区子ども・子育て支援総合計画は、墨田区こども計画の基本理念のもと、めざすべき姿「こどもまんなかすみだの実現」に向けて、こども大綱を踏まえ、基本目標を以下のとおりとします。

《基本目標》

全てのこどもが希望にあふれ  
健やかに育っている

## 2 基本方針

基本目標「全てのこどもが希望にあふれ健やかに育っている」社会の実現に向けて、6つの基本方針を掲げ、こども・子育て支援施策を展開していきます。

### 基本方針1

#### 妊娠・出産期から子育てにおける支援を充実させます

[方向性]

- (1) 妊娠・出産期における支援の充実
  - 出産準備
  - 妊娠期から乳幼児期
- (2) こどもと親の健康づくりの促進
  - 母子の健診・予防接種
  - 医療を安心して受けられる仕組み
  - 食育
  - 健康づくり
- (3) 一人ひとりに応じた子育て支援サービスの充実と利便性向上
  - 親子の交流・情報交換の場づくり
  - 相談できる場の提供
  - 親のリフレッシュや不安解消

### 基本方針2

#### 乳幼児期における教育・保育の質とサービスの向上を図ります

[方向性]

- (1) 乳幼児が健やかに育つ教育・保育環境の整備
  - 保育の質の向上及び保育士等の人材育成・確保
  - 乳幼児期における教育・保育の推進
- (2) 多様なニーズに対応した保育の充実
  - さまざま状況への保育サポート
  - 病気や緊急時の保育環境

### 基本方針 3

こどもが自分らしく心豊かに育つことができる環境をつくります

[方向性]

- (1) こどもが安心して過ごせる居場所づくり
  - 児童館・学童クラブの整備
  - こどもの居場所づくり
- (2) こどもの豊かな育ちを育む場・機会の充実
  - 学び・体験の機会づくり
  - 読書活動による豊かな心の育成
  - スポーツによる心身の育成
- (3) こどもの生きるための基礎的な力の育成
  - 多様な学習プログラムによる学校教育の充実
  - 情報教育とデジタル化への環境整備
  - 環境に対する教育の充実
  - 防災に関する教育の充実
  - こころを育む教育の充実
  - 学校教育の環境向上
- (4) こどもの育ちや自立を支える取組の推進
  - こどもの自立に向けた取組

### 基本方針 4

配慮が必要なこどもや家庭への支援を強化します

[方向性]

- (1) ひとり親家庭等への支援
  - 相談の場・機会づくり
  - 経済的負担の軽減
  - 自立のための支援施設
  - 自立・教育の支援
- (2) 障害のあるこどもの発達と成長支援
  - 療育の充実
  - 療育等における経済的支援
  - 教育的ニーズに応じた環境づくり
- (3) こどもの貧困対策と支援
  - こどもの貧困に対する取組
- (4) さまざまなサポートが必要なこどもと家庭への支援
  - いじめ・不登校への取組
  - 児童虐待防止
  - 医療的ケア
  - 外国籍児童への支援
  - 経済的負担への支援
  - 相談支援
  - 多様性への取組

## 基本方針 5

### 地域でこどもの育ちを支える取組を促進します

#### [方向性]

- (1) 地域の子育て力の育成と協働
  - 子育てに関するネットワークづくり
  - 子ども会や少年団体の育成
  - 高齢者との関わりによる育成の機会
  - 生涯学習やボランティア活動への支援
  - 学校や地域・関係機関による青少年の健全育成
- (2) 企業等の子育て力との協働
  - 企業等との関わりづくり
- (3) こどもの安全安心を守る取組の推進
  - 防犯・交通安全
  - 犯罪対策
  - 安全安心に関する情報発信

## 基本方針 6

### 子育てしやすい環境づくりを推進します

#### [方向性]

- (1) 仕事と生活の調和に向けた取組の推進
  - 働き方に対する取組
- (2) 子育てを楽しめるまちづくりの推進
  - こどもを連れて出かけやすいまちづくり
  - 子育てしやすい住宅環境の整備
- (3) 子育て支援に関する情報発信の強化とDX化の推進
  - デジタルを活用した情報発信
  - 冊子や区報での情報発信
  - 多様な手法による情報発信

### 3 施策の体系

基本目標	基本方針	取組の方向性
<b>全てのこどもが希望にあふれ健やかに育っている</b>	<b>基本方針 1</b> 妊娠・出産期から子育てにおける支援を充実させます	(1) 妊娠・出産期における支援の充実 (2) こどもと親の健康づくりの促進 (3) 一人ひとりに応じた子育て支援サービスの充実と利便性向上
	<b>基本方針 2</b> 乳幼児期における教育・保育の質とサービスの向上を図ります	(1) 乳幼児が健やかに育つ教育・保育環境の整備 (2) 多様なニーズに対応した保育の充実
	<b>基本方針 3</b> こどもが自分らしく心豊かに育つことができる環境をつくります	(1) こどもが安心して過ごせる居場所づくり (2) こどもの豊かな育ちを育む場・機会の充実 (3) こどもの生きるための基礎的な力の育成 (4) こどもの育ちや自立を支える取組の推進
	<b>基本方針 4</b> 配慮が必要なこどもや家庭への支援を強化します	(1) ひとり親家庭等への支援 (2) 障害のあるこどもの発達と成長支援 (3) こどもの貧困対策と支援 (4) さまざまなサポートが必要なこどもと家庭への支援
	<b>基本方針 5</b> 地域でこどもの育ちを支える取組を促進します	(1) 地域の子育て力の育成と協働 (2) 企業等の子育て力との協働 (3) こどもの安全安心を守る取組の推進
	<b>基本方針 6</b> 子育てしやすい環境づくりを推進します	(1) 仕事と生活の調和に向けた取組の推進 (2) 子育てを楽しめるまちづくりの推進 (3) 子育て支援に関する情報発信の強化とDX化の推進



## 第4章 基本目標の実現に向けた取組

### 基本方針1 妊娠・出産期から子育てにおける支援を充実させます

#### 現状と課題

- 本区における0歳から11歳までの人口の将来推計は、横ばいの見通しとなっていますが、全国的に少子化が謳われており、その要因の一つに育児に対する経済的負担が挙げられます。また、妊娠・出産期においては、精神的な面でも母親やパートナーにかかる負担が大きく、特に、産後の育児疲れや孤立化なども大きな課題となっています。

令和5年度墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査によると、希望するこどもの数より実際のこどもの数が少ない理由として、育児の経済的負担(79.2%)、将来の教育費の負担(70.8%)などが多く挙げられています。また、子育てにおける孤立感は約半数が感じている状況となっています。

そのため、妊娠・出産期、さらには産後におけるさまざまな不安や悩みに対して適切に対応していくことが求められます。

- 母子保健はこどもの健やかな成長の基盤であり、食育や適切な生活習慣、健康づくりは特に重要な取組となります。本区の乳幼児健診の受診率は高い水準で推移していることから、引き続き母子や乳幼児の健診を推進し、こどもと親の健康づくりを支えていくことが求められます。

- 子育てにおいて、精神的な面で母親やパートナーにかかる負担は大きく、とくに出産直後から数か月の授乳や育児による睡眠不足、体調不良や疲労が大きな精神的負担の要因となり、その後は家事と育児の両立に追われるケースも少なくありません。精神的・体力的不安により、外出の機会や交流の機会が少なくなり、孤立・孤独を感じる方も多くいます。

令和5年度墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査によると、子育てにおける孤立感や不安感は約半数が感じている状況となっています。特に、在宅子育ての不安感や孤立感を和らげるために必要なこととして、こどもを預けられる場(48.6%)や家事・育児のサポート(39.1%)などのニーズが高くなっています。

また、多子世帯や孤立世帯などの子育てにおける困難を解消していくことが課題となっています。

そのため、さまざまな状況に応じた不安や悩みを解消できるよう、適切な情報提供や相談、サポート支援とともに、孤立化させないための交流や相談場所の設置など、ニーズに対応した適切で切れ目ない子育て支援のサービスの充実が求められています。

## (1) 妊娠・出産期における支援の充実

- ・出産を控えた妊婦とそのパートナーに向けた、妊娠・出産・育児に関する情報提供や実習、参加者同士の交流の場を図ります。
- ・産後の身体的回復と精神的負担の軽減を促進し、安心して子育てができるよう支援します。
- ・全ての妊婦が安心して出産・子育てができるよう、継続的な相談支援と経済的な不安解消を図ります。

### 【計画事業】

#### 《出産準備》

- ◇出産・子育て応援事業（ゆりかご・すみだ事業）[事業番号 1]
- ◇親子健康手帳（母子健康手帳）の交付 [事業番号 2]
- ◇入院助産事業 [事業番号 3]
- ◇出産準備クラス・パパのための出産準備クラス [事業番号 4]
- ◇妊産婦訪問指導事業 [事業番号 8]

#### 《妊娠期から乳幼児期》

- ◇国民健康保険料の産前産後期間の免除制度 [事業番号 5]
- ◇乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）[事業番号 7]
- ◇家事・育児サポーター事業 [事業番号 9]
- ◇（仮称）妊婦のための支援給付交付金事業 [事業番号 10]
- ◇周産期保健医療ネットワークシステムの運営 [事業番号 11]
- ◇出産・子育て応援事業（バースデーサポート）[事業番号 77]
- ◇産後ケア事業 [事業番号 78]

## (2) こどもと親の健康づくりの促進

- ・出産後のこどもの発育・栄養・生活環境等の育児指導の機会を設け、育児不安の解消、虐待の未然防止・早期発見を図ります。
- ・妊産婦やパートナー、新生児・幼児への適切な時期ごとの健康検診や歯科検診、予防接種などを行い、アレルギーや疾病の早期発見や予防といった健やかな育成に係る支援を行います。
- ・こどもの食育や健康・体力向上への取組の推進とともに、こどもの年齢に合わせて、喫煙や飲酒、薬物、性教育などについての学習機会や正しい理解の普及啓発を図ります。

### 【計画事業】

#### 《母子の健診・予防接種》

- ◇母子健康診査 [事業番号 13]
- ◇母子歯科健康診査 [事業番号 14]
- ◇歯科衛生相談運営 [事業番号 83]
- ◇乳幼児健康診査 (3～4 か月児、6～7 か月児、9～10 か月児、1 歳半児、3 歳児)、乳幼児経過観察健診、アレルギー健診 [事業番号 84]
- ◇アレルギー健診事業 [事業番号 85]
- ◇こどもの予防接種 [事業番号 118]

#### 《医療を安心して受けられる仕組み》

- ◇小児医療体制の充実・確保 [事業番号 23]
- ◇こども医療費助成 [事業番号 119]

#### 《食育》

- ◇食育の推進 [事業番号 38]
- ◇食育推進事業 [事業番号 39]
- ◇栄養価の高い学校給食の提供 [事業番号 194]
- ◇栄養指導 [事業番号 40]

#### 《健康づくり》

- ◇健康づくりのための普及啓発 [事業番号 41]
- ◇区立スポーツ施設整備運営事業 [事業番号 42]
- ◇スポーツ推進委員の活動 [事業番号 145]
- ◇ぜんそく児のための環境保健事業(機能訓練事業) [事業番号 166]
- ◇健康と体力向上の推進 [事業番号 193]
- ◇喫煙、飲酒、薬物乱用等への対策 [事業番号 229]
- ◇エイズ及び性感染症等に関する性教育 [事業番号 230]
- ◇健康診査 [事業番号 267]

### (3) 一人ひとりに応じた子育て支援サービスの充実と利便性向上

- ・子育て中の親子同士での交流・情報交換の機会の提供や子育てに関する講座の開催などを実施し、孤立の防止、育児不安の解消を図ります。
- ・地域のなかで安心して育児ができる環境を整えます。また、子育てに関わる地域の団体を対象に講習会を実施するなど、地域における教育力・相談力の向上に取り組みます。
- ・育児疲れや疾病、事故等により一時的にこどもの養育が困難になった場合にサポートができる支援の充実を図ります。

#### 【計画事業】

##### 《親子の交流・情報交換の場づくり》

- ◇両国・文花子育てひろばの運営 [事業番号 16]
- ◇児童館における地域子育て支援拠点事業 [事業番号 17]
- ◇民間事業者による地域子育て支援拠点事業 [事業番号 18]
- ◇利用者支援事業 [事業番号 24]
- ◇家庭と地域の教育力充実事業 [事業番号 43]
- ◇育児学級・育児講演会 [事業番号 79]
- ◇保育園における地域子育て支援 [事業番号 86]
- ◇幼稚園の園庭開放 [事業番号 87]
- ◇社会福祉会館における乳幼児事業 [事業番号 88]

##### 《相談できる場の提供》

- ◇保育コンシェルジュ [事業番号] 15
- ◇子育て安心ステーション事業 [事業番号 89]
- ◇乳幼児子育て相談 [事業番号 90]
- ◇いっしょに保育 [事業番号 91]
- ◇育児相談 [事業番号 92]

##### 《親のリフレッシュや不安解消》

- ◇一時預かり事業 [事業番号 93]
- ◇子育てママ対象講座 [事業番号 94]
- ◇ショートステイ [事業番号 116]
- ◇児童療育家庭ホームヘルプサービス [事業番号 117]

## 現状と課題

- 本区の認可保育施設は、施設数の増加に伴い利用定員の充足が図られたことにより、近年の利用者数は高い水準で横ばいの状況であり、保育所の待機児童数も平成 31 年度に概ね解消されてきています。一方、幼稚園では、定員数が確保されているものの、利用者数は減少傾向にあります。
- 令和 5 年度墨田区子ども・子育て会議において、乳幼児に対する教育・保育の重要性が謳われており、特に教育・保育の質の向上が重要な課題として答申に示されています。その背景としては保育士不足等の問題があることから、子育て施設における適切な人員の確保や配置、加えて、職員への積極的な研修等の機会を通じた資質向上が求められています。
- 令和 5 年度墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査では、就労していない乳幼児の母親の 73.8%は就労の意思があり、保育環境の整備においては、多様な就労形態やニーズに対応した取組が求められます。

また、共働き世帯の割合が増加しており、それぞれの働く環境に合わせた多様なニーズに対応し、サービスの充実を図っていく必要があります。特に、こどもが病気になった際の病児・病後児保育や一時保育はニーズが高い状況です。

このように、保護者の就労形態やニーズの多様化に対応した保育サービスの充実が求められています。

## (1) 乳幼児が健やかに育つ教育・保育環境の整備

- ・こどもへの質の高い安全安心な保育環境の確保を図ります。そのための人材確保や研修などの学びを通じた人材育成、また施設整備に関する支援や、施設運営に関する指導の助言を行います。

### 【計画事業】

#### 《保育の質の向上及び保育士等の人材育成・確保》

- ◇特定教育・保育施設等への指導検査 [事業番号 95]
- ◇保育士の確保事業 [事業番号 96]
- ◇保育所における質の向上のための取組 [事業番号 97]
- ◇保育施設の福祉サービス第三者評価制度の受審推進 [事業番号 98]
- ◇既存保育所の認定こども園への移行 [事業番号 99]
- ◇区立保育園への民間活力導入事業 [事業番号 100]

#### 《乳幼児期における教育・保育の環境づくり》

- ◇小規模保育事業・家庭的保育事業 [事業番号 80]
- ◇私立保育所等整備助成事業 [事業番号 101]
- ◇幼児教育の推進 [事業番号 152]
- ◇幼保小中一貫教育推進事業 [事業番号 157]

## (2) 多様なニーズに対応した保育の充実

- ・さまざまなニーズに合わせ、どんなときも安心して子育てできる環境の充実を図ります。

### 【計画事業】

#### 《さまざまな状況への保育サポート》

- ◇定期利用保育事業 [事業番号 81]
- ◇延長保育 [事業番号 102]
- ◇スポット延長保育 [事業番号 103]
- ◇休日保育 [事業番号 104]
- ◇年末保育 [事業番号 105]
- ◇私立幼稚園等の預かり保育 [事業番号 153]

#### 《病気や緊急時の保育環境》

- ◇病児保育事業 [事業番号 113]
- ◇すみだ子育て支援ネット「はぐ」 [事業番号 114]
- ◇緊急一時保育 [事業番号 106]

## 現状と課題

○ 現在、本区には児童館12館、コミュニティ会館児童室3室があり、放課後等のこどもの居場所になっています。令和6年4月には、墨田区内で初となる地域交流機能（地域活動施設）を持った児童館としてフレンドリープラザ八広児童館が開館し、令和6年12月から児童館等の来館・退館受付システム「すみチル」が導入され、より身近で、利用しやすい児童館づくりが進められています。

一方、令和5年度墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査では、自分の時間を過ごす場所として、小学生(4~6年生)で34.0%、中学生で19.5%、高校生等で20.1%が児童館などを挙げています。加えて、児童館に求めるものとして、スポーツや同世代と話ができる場を多くの小学生が挙げています。

こどもの健全育成や豊かな育ちにおいてはこどもが自分らしくいることができる居場所が重要であり、児童館をはじめ、こどもの居場所づくりの充実が求められています。

○ 学童クラブにおいては、年々登録数が増加しており、令和5年度には施設数の増加に伴い、学童クラブの待機児童数は激減したものの解消には至っていない状況です。今後も、保護者の共働きの増加に伴い、こどもの放課後における居場所のニーズは高まることが予想されるため、ニーズに対応した整備が求められています。

また、いわゆる「小1の壁」については、子ども・子育て会議においても課題として挙げられており、就学前から学齢期への移行に向けた切れ目ない支援として学童クラブの量の確保が課題となっています。

○ 墨田区で生まれ育つこどもが、次代を担う人材として成長するためには、健全な青少年育成も大切です。そのためには、多様な体験や交流、読書、スポーツなど、小学生や中学生、高校生等に対する育ちの場と機会を創出し、自立した大人へ成長できる支援も必要となります。

○ こどもの生きる力を高めていく基盤としては学校教育が重要です。「すみだ教育指針（墨田区教育振興基本計画）」に基づき、こどもたちが「挑戦する力」「つながる力」「役立つ力」を身につけることをめざし、より質の高い学校教育を推進するための仕組みづくりと、一人ひとりのこどもに応じた教育の展開が必要となります。そのため、国際教育や環境教育、防災学習、人権教育などを積極的に展開するとともに、新たに、リプロダクティブヘルスを進めることが求められています。加えて、これら学校教育の向上を図るための環境づくりや資質向上も必要となっています。

## (1) こどもが安心して過ごせる居場所づくり

- ・こどもの居場所や交流の場を整備・充実させ、他者との関わりの中かで育まれる心の成長を促します。
- ・こどもの健全育成を目的に、異年齢のこども同士や親子の交流を深める場の提供と子育て支援を図ります。
- ・保護者が労働などにより家庭で育成できない場合の適切な遊びや生活の場、放課後の居場所づくりを図ります。
- ・こどもが地域社会の中かで心豊かに健やかに育まれる環境づくりをめざし、安全安心な居場所や相談できる場の提供、交流活動の機会を提供できるよう取組みます。

### 【計画事業】

#### 《児童館・学童クラブの整備》

- ◇児童館事業 [事業番号 120]
- ◇児童館の改修 [事業番号 121]
- ◇コミュニティ会館事業 [事業番号 122]
- ◇学童クラブ事業 [事業番号 176]
- ◇学童クラブ待機児童の放課後の居場所の確保 [事業番号 178]

#### 《こどもの居場所づくり》

- ◇ひきこもり支援推進事業 [事業番号 45]
- ◇こどもの居場所ネットワークづくり [事業番号 44]
- ◇放課後子ども教室推進事業 [事業番号 177]

## (2) こどもの豊かな育ちを育む場・機会の充実

- ・自然とふれあう体験や林業・農業体験などを通じて、環境に対する意識を高めることや社会奉仕の心を育む機会を図ります。
- ・スポーツや音楽、ボランティアを通じて、個々の心の豊かさを育むとともに、仲間づくり、集団活動での協調性・リーダーシップを養い、こどもたちの健全育成に取り組めます。また体験の場を提供し、参加を通じて地域交流や社会問題への関心を深めるといった自主性や積極性を育みます。
- ・こどもが自主的に学習できる場の提供や、読書の機会を充実させ、生涯にわたる学ぶ力を育み、より豊かな人生を送れるように図ります。
- ・模擬区議会の体験や区民として参加する場の機会を充実させ、すみだの未来を担うこどもたちの郷土に対する関心や愛着心などの向上を図ります。

### 【計画事業】

#### 《学び・体験の機会づくり》

- ◇すみだまつり・こどもまつり [事業番号 49]



- ◇自然環境学習 [事業番号 156]
- ◇ものづくりフェア [事業番号 158]
- ◇わんぱく天国 [事業番号 167]
- ◇環境体験学習 [事業番号 168]
- ◇起震車による地震体験 [事業番号 173]
- ◇クリーンキャンペーン [事業番号 174]
- ◇サブ・リーダー講習会 [事業番号 180]
- ◇夏休み自然体験教室 [事業番号 181]
- ◇生産体験活動 [事業番号 197]
- ◇被保護学童・生徒に対する修学旅行支度金 [事業番号 198]
- ◇児童・生徒向けボランティアスクール [事業番号 231]
- ◇すみだ少年少女合唱団 [事業番号 232]
- ◇児童館における定期学習会の実施 [事業番号 233]
- ◇夏体験ボランティア事業 [事業番号 244]
- ◇中学生区議会 [事業番号 256]
- ◇音楽活動 [事業番号 260]

《読書活動による豊かな心の育成》

- ◇こども読書活動推進計画事業 [事業番号 25]
- ◇こども読書活動の推進（学校と図書館の連携強化／地域での読書活動の推進／区立図書館での児童・生徒向けサービスの充実） [事業番号 26]
- ◇家庭における読書活動の推進 [事業番号 123]
- ◇「ほうかご図書室」事業 [事業番号 182]
- ◇こども読書活動の推進（学校図書館の充実） [事業番号 196]

《スポーツによる心身の育成》

- ◇スポーツ振興事業 [事業番号 46]
- ◇区民健康スポーツデー [事業番号 47]
- ◇総合型地域スポーツクラブ自立支援 [事業番号 48]
- ◇各種スポーツ活動 [事業番号 195]

### (3) こどもの生きるための基礎的な力の育成

- ・こどもが安全安心な学校生活を送りながら、生活習慣の形成から確かな学力を身に着けることができる学校教育を推進します。
- ・こどもたちが主体となり問題を解決する能力・組織で取組む能力を向上する機会を設け、自身で考え判断し表現する力を育みます。
- ・具体的には、英語に慣れ親しむ機会や地域の伝統文化に触れる機会など、広く言語や文化に触れる教育の機会を図るとともに、ICT化の推進やSNS利用についてなど、情報活用能力の向上を図ります。また、ひとりひとりの防災行動力を高めるとともに、将来の地域防災の担い手育成を含めた防災教育などを推進します。

#### 【計画事業】

##### 《多様な学習プログラムによる学校教育の充実》

- ◇特色ある学校づくり [事業番号 159]
- ◇国際理解教育の推進 [事業番号 199]
- ◇学力向上推進事業 [事業番号 201]
- ◇図書館を使った調べる学習コンクール [事業番号 204]
- ◇体験的な活動を取り入れた学習の展開 [事業番号 205]
- ◇伝統文化等に触れる機会の提供 [事業番号 206]

##### 《情報教育とデジタル化への環境整備》

- ◇情報教育の推進 [事業番号 200]
- ◇普通教室等ICT運営管理事業 [事業番号 211]
- ◇学校ICT化推進事業 [事業番号 210]

##### 《環境に対する教育の充実》

- ◇環境学習の支援 [事業番号 183]
- ◇ごみの減量と分別に関する環境学習 [事業番号 184]

##### 《防災に関する教育の充実》

- ◇総合防災教育 [事業番号 144]
- ◇消防少年団 [事業番号 234]
- ◇防災教育 [事業番号 257]

##### 《こころを育む教育の充実》

- ◇若年層に向けた男女共同参画意識の醸成 [事業番号 71]
- ◇リプロダクティブヘルス推進事業 [事業番号 72]
- ◇道徳教育の推進 [事業番号 202]
- ◇人権教育 [事業番号 203]
- ◇交流教育・障害児理解教育の実施 [事業番号 207]
- ◇学校教育における生活習慣にかかわる指導 [事業番号 208]
- ◇SOSの出し方に関する教育 [事業番号 209]
- ◇学校のボランティア活動普及事業 [事業番号 245]

《学校教育の環境向上》

- ◇教職員研修事業 [事業番号 160]
- ◇学校支援指導員派遣事業 [事業番号 161]

(4) **こどもの育ちや自立を支える取組の推進**

- ・未来を担うこどもに、選挙への関心を高める取組を行います。
- ・就職活動に向けた情報提供や準備・相談など、より良い就職につながる支援を行います。

**【計画事業】**

《こどもの自立に向けた取組》

- ◇男女共同参画に関する各種啓発の取組 [事業番号 50]
- ◇創業機運醸成事業 [事業番号 213]
- ◇小中学生向け啓発物の配布 [事業番号 214]
- ◇明るい選挙啓発ポスターコンクール [事業番号 235]
- ◇学卒求人申込説明会 [事業番号 261]
- ◇中高生の就職支援 [事業番号 262]

## 現状と課題

- ひとり親家庭における経済的・肉体的・心理的な負担による子育ての困難未だ過重であると言わざるを得ません。区内の母子・父子相談件数の推移を見ると、減少傾向にあるものの、子育てと仕事を両立していく上で多くの困難に直面している状況があると言えます。

そのため、引き続き、経済的支援や就労支援、相談体制を充実させていくほか、墨田区の特徴でもあり強みでもあるつながりを活かして、地域社会で子どもの成長を見守るとともに、子育て家庭を支えていく環境を整えていくことが求められます。
- 本区における知的障害を持つ児童数は増加傾向にあり、区では、幼稚園・保育所や学童クラブなどにおいて配慮が必要な子どもへの療育の支援を進めています。引き続き、障害の有無に関わらず、ともに育ちながら、それぞれの個性と能力を伸ばしていけるよう、教育・保育の環境づくりや体制づくりなど療育の支援を充実させていく必要があります。

そのため、WEBの活用による相談サポート体制づくりなど、療育を必要とする家庭に対する支援の充実を図ることが望まれています。加えて、療育の認定に関わる期間短縮などスムーズな登録の仕組みづくり、療育に関わる適切な量の確保と体制づくりの推進が求められています。

また、障害のある子どもの教育面では、特別支援学級・教室の運営や就学相談など、一人ひとりに応じた教育を受けることができるための支援充実も必要です。
- 貧困に関しては、令和4年度東京都子どもの生活実態調査によると、生活困難層として、小学5年生で16.3%、中学2年生で21.5%、16～17歳で21.7%が該当するという結果が見られ、子どもの貧困の問題は如実になってきています。

全ての子どもが教育や体験の機会を得て、健やかに成長できるよう、家庭内のさまざまな課題を早期に把握した上で、適切な支援を早期かつ包括的に講ずることが求められています。
- 子ども・子育てを取り巻く環境は多様化しています。いじめや不登校、児童虐待をはじめ、ヤングケアラーや医療的なケアが必要な子ども、外国にルーツを持つ子ども、自身の性について悩む子どもなど、さまざまな問題を抱える子どもや家庭があります。それらの子どもや家庭の悩みや状況に応じて相談できる機会の充実や経済的支援など、一人ひとりに応じた継続的な支援が求められています。

## (1) ひとり親家庭等への支援

- ・さまざまな悩みを抱えるひとり親家庭の方が安心して相談できる環境を整え、不安の軽減・解消に取り組みます。
- ・経済的な支援や就業・自立支援を通して、ひとり親家庭の方が社会の中で安定して生活していける基盤を持つことをめざします。

### 【計画事業】

#### 《相談の場・機会づくり》

- ◇母子・父子、女性、家庭相談 [事業番号 51]
- ◇養育費等支援事業 [事業番号 132]

#### 《経済的負担の軽減》

- ◇児童扶養手当 [事業番号 124]
- ◇児童育成手当 [事業番号 125]
- ◇ひとり親家庭の医療費の助成 [事業番号 126]
- ◇ひとり親家庭自立支援給付金事業 [事業番号 127]
- ◇ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付事業 [事業番号 128]
- ◇東京都母子及び父子福祉資金の貸付 [事業番号 130]
- ◇特定自転車駐車場の使用料減額 [事業番号 146]

#### 《自立のための支援施設》

- ◇母子等緊急一時保護事業 [事業番号 27]
- ◇母子生活支援施設 [事業番号 131]

#### 《自立・教育の支援》

- ◇ひとり親家庭就業・自立支援事業 [事業番号 129]
- ◇こどもの未来応援事業（こども食堂・食品ロス削減） [事業番号 169]
- ◇こどもの学習・生活支援事業 [事業番号 236]

## (2) 障害のあるこどもの発達と成長支援

- ・幼稚園・保育所・学校では、配慮が必要な子どもたちを受け入れる体制を整備し、こどもの発達と成長、学習や就学支援を行います。
- ・障害のある子どもたちが社会に参画していくことを目的として、日常生活に必要な基本的動作・知識技能の学習、集団生活への適応訓練や、社会における基本的なルールなどを学ぶ機会を設けています。さらに、一人ひとりの状況に合わせて、適切な支援のうえでの通常学級での学習や、就学に関わる手当の支給などによって、それぞれの個性と能力を最大限伸ばし、地域社会の中で自立していける環境やプロセスを整備していきます。
- ・それぞれのこどもが置かれている状況や障害の種類・特質ごとに適切な支援を行うため、専門的な技能をもった人員を育成し、手当の給付やヘルパーの派遣など、生活していくうえで必要な支援を行っていきます。

## 【計画事業】

### 《療育の充実》

- ◇保育施設における障害児保育 [事業番号 107]
- ◇心理相談員の保育施設への巡回 [事業番号 108]
- ◇医療的ケア児に対する居宅訪問型保育事業 [事業番号 109]
- ◇障害児通所支援事業 [事業番号 133]
- ◇障害児移動支援事業 [事業番号 134]
- ◇幼稚園等における特別支援教育 [事業番号 154]
- ◇学童クラブへの障害児の受入 [事業番号 179]

### 《療育等における経済的支援》

- ◇小児精神障害の医療費助成制度 [事業番号 28]
- ◇自立支援医療（精神通院）の支給 [事業番号 52]
- ◇障害児福祉手当 [事業番号 148]
- ◇児童育成手当（障害） [事業番号 149]
- ◇自立支援医療（育成医療）の支給 [事業番号 135]
- ◇特別児童扶養手当 [事業番号 150]

### 《教育的ニーズに応じた環境づくり》

- ◇特別支援教育への対応 [事業番号 215]
- ◇特別支援学級・教室の運営 [事業番号 216]
- ◇特別支援学級等の就学相談 [事業番号 217]
- ◇就学奨励費の支給 [事業番号 218]
- ◇介助支援の実施 [事業番号 219]
- ◇すみだ教室の実施 [事業番号 268]

## （3）こどもの貧困対策と支援

- ・こどものライフステージに応じた就学や自立に向けた施策を展開し、こどもの成長を支援します。

## 【計画事業】

### 《こどもの貧困に対する取組》

- ◇就学援助 [事業番号 220]
- ◇被保護学童に対する学童服・運動衣の購入費の支給 [事業番号 221]
- ◇被保護者自立促進事業（学習環境整備支援費） [事業番号 237]
- ◇受験生チャレンジ支援貸付事業 [事業番号 263]
- ◇墨田区私立高等学校等入学資金貸付事業 [事業番号 264]
- ◇被保護者自立促進事業（大学等進学支援費） [事業番号 266]
- ◇墨田育英会事業 [事業番号 269]

- ◇生活困窮者自立支援事業 [事業番号 290]
- ◇生活困窮者家計改善支援事業 [事業番号 291]

#### (4) さまざまなサポートが必要な子どもと家庭への支援

- ・さまざまな困難を抱えている子どもと家庭を、適切な配慮・支援と結びつけるために、区、学校、地域住民、家庭、事業者その他の関係者が連携して、相談・支援体制を構築していきます。

##### 【計画事業】

###### 《いじめ・不登校への取組》

- ◇教育支援センター事業 [事業番号 212]
- ◇いじめ・不登校防止対策事業 [事業番号 222]

###### 《児童虐待防止》

- ◇要保護児童対策協議会を中心とした虐待防止、再発防止の強化 [事業番号 29]
- ◇児童虐待防止に向けた啓発活動の推進 [事業番号 30]
- ◇社会的養護推進のための啓発強化 [事業番号 33]
- ◇児童虐待に関する相談 [事業番号 31]

###### 《ヤングケアラー》

- ◇ヤングケアラーの認知向上のための啓発 [事業番号 170]
- ◇ヤングケアラーの相談・支援 [事業番号 171]

###### 《医療的ケア》

- ◇重症心身障害児（者）等介護者支援事業 [事業番号 138]
- ◇医療的ケア児に関する庁内連絡会議の運営 [事業番号 141]
- ◇医療的ケア児の受入対策 [事業番号 140]

###### 《外国籍児童への支援》

- ◇外国語相談 [事業番号 74]
- ◇外国籍等児童・生徒の支援 [事業番号 223]

###### 《経済的負担への支援》

- ◇国民年金保険料の産前産後期間の免除制度 [事業番号 6]
- ◇幼児教育・保育の無償化 [事業番号 110]
- ◇認証保育所保育料負担軽減補助事業 [事業番号 111]
- ◇児童手当 [事業番号 136]
- ◇私立幼稚園等園児の保護者への助成 [事業番号 155]

###### 《相談支援》

- ◇児童相談 [事業番号 32]
- ◇各種相談の実施 [事業番号 53]
- ◇養育支援訪問事業 [事業番号 137]

◇教育相談事業 [事業番号 139]

◇発達が気になるお子さんの相談 [事業番号 142]

◇思春期相談・思春期講演会 [事業番号 246]

《多様性への取組》

◇性的マイノリティの人の人権等様々な人権問題に関する啓発 [事業番号 54]



## 現状と課題

- こどもの健全育成や自立において、地域でこどもの育ちを支え合うことは重要な取組です。特に、本区においては、“人のつながり”は墨田らしさの特徴の一つであり、こどもを支える環境づくりにおいて強みと言えます。

一方で、令和5年度墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査によると、地域との交流の状況はあいさつする程度が64.1%と、深いかかわりがあるとは言えない結果が見られます。

これまで、本区では、助け合いの精神や人情深い下町気質を活かし、地域全体でこどもの育ちを支えてきていますが、今後も引き続き地域全体で意識を高めながら取り組んでいくことが求められています。
- 本区はものづくりのまちであり、近年では令和3年より千葉大学墨田キャンパスで毎月開催されているあそび大学において、区内のものづくりに関わる企業から廃材が提供されるなど、企業との協働によるこどもの遊びや体験の機会が創出されています。

このように、区内の企業の子育てへの参画や協力を促進し、区や地域との連携・協働につなげていくことが求められています。
- こどもの健やかな育ちを支えていく上で、防犯や交通安全、犯罪対策のほか、近年においては性犯罪やネット上のつながりから巻き込まれる犯罪も増加しており、これらに対しては地域でこどもの安全安心を守っていくことが必要です。

令和5年度墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査によると、区がめざすべき環境として、こどもの安全安心を守るための環境づくりが、就学前及び小学生の保護者ともに、上位に挙げられています。

今後も引き続き、事故や犯罪の未然防止などこどもの安全安心のまちづくりに向けて取り組んでいくことが求められています。

## (1) 地域の子育て力の育成と協働

- ・親同士の関係をつくり孤立を防ぐとともに、相談窓口や地域のボランティアが担う子育て支援サービスなどを通じて、地域の子育て力の向上を図っていきます。
- ・子ども自身が地域の中にかかわりを広げることを促し、健全に育つことをめざします。
- ・学校や地域団体との連携を強化するとともに、子どもを守り支える団体の人材や担い手を育成し、地域で子どもが安全安心に過ごすことができる仕組みや体制づくりを強化します。

### 【計画事業】

#### 《子育てに関するネットワークづくり》

- ◇地域子育てネットワークの構築 [事業番号 34]
- ◇地域福祉プラットフォーム事業 [事業番号 55]
- ◇民生委員・児童委員活動 [事業番号 57]
- ◇協治（ガバナンス）まちづくり推進基金事業 [事業番号 58]
- ◇ファミリー・サポート・センター事業 [事業番号 115]
- ◇子育て支援活動助成事業 [事業番号 143]
- ◇学校運営連絡協議会の設置と運営 [事業番号 162]
- ◇学校安全ボランティア事業 [事業番号 186]
- ◇PTAへの支援 [事業番号 225]
- ◇学校支援ネットワーク事業 [事業番号 227]

#### 《子ども会や少年団体の育成》

- ◇子ども会活性化事業 [事業番号 185]
- ◇少年団体の育成 [事業番号 265]

#### 《高齢者との関わりによる育成の機会》

- ◇シニア人材バンク事業 [事業番号 19]
- ◇ふれあい給食事業 [事業番号 112]
- ◇次代に継ぐ平和のかたりべ事業 [事業番号 238]
- ◇高齢者とのコミュニケーション（講演会等）事業 [事業番号 224]

#### 《生涯学習やボランティア活動への支援》

- ◇すみだ生涯学習センター事業 [事業番号 175]
- ◇自主グループ等への支援 [事業番号 247]
- ◇ボランティア推進事業 [事業番号 248]
- ◇ボランティアセンターの活動 [事業番号 249]

#### 《学校や地域・関係機関による青少年の健全育成》

- ◇子ども・若者への見守り支援 [事業番号 56]
- ◇青少年問題協議会の運営 [事業番号 151]
- ◇墨田区青少年健全育成区民大会 [事業番号 226]
- ◇ふれあい協議会 [事業番号 239]
- ◇墨田区青少年非行・被害防止強調月間 [事業番号 250]

- ◇更生保護活動 [事業番号 251]
- ◇社会を明るくする運動 [事業番号 252]
- ◇地域教育懇談会 [事業番号 253]
- ◇青少年委員活動の推進 [事業番号 254]
- ◇青少年育成委員会活動への支援 [事業番号 255]

## (2) 企業等の子育て力との協働

- ・企業が子育て支援に関わり地域に貢献していくことを促すことで、子どもたちがすみだの産業について知り、それを通じたこどもの職業観の育成や墨田区で働くイメージの形成につなげていきます。

### 【計画事業】

#### 《企業等との関わりづくり》

- ◇就職・仕事カウンセリングルームの運営 [事業番号 59]
- ◇すみだ探究工房 [事業番号 172]
- ◇中学生の職場体験の充実 [事業番号 258]

## (3) こどもの安全安心を守る取組の推進

- ・犯罪に巻き込まれることを防ぐために、パトロールや保護者への緊急情報発信メール、SNSや掲示板の監視などの防犯活動を行っていきます。
- ・災害時に適切な行動をとり、自らの身を守れるようになるために、防災指導や救命救急の指導を行っていきます。
- ・交通事故に遭うことを防ぐために、地域住民と連携して危険箇所の確認・改善や、交通安全指導などを行っていきます。

### 【計画事業】

#### 《防犯・交通安全》

- ◇防犯パトロールカーによる巡回 [事業番号 60]
- ◇交通安全普及啓発 [事業番号 61]
- ◇児童の交通安全教育事業 [事業番号 163]
- ◇地域防犯対策 [事業番号 187]
- ◇防犯ブザーの配布 [事業番号 189]
- ◇こどもの110番事業 [事業番号 190]
- ◇スクールゾーン育成事業費 [事業番号 191]
- ◇通学路防犯設備整備事業 [事業番号 192]
- ◇地域パトロール [事業番号 240]

《犯罪対策》

- ◇緊急通報装置等の防犯設備 [事業番号 165]
- ◇帰宅呼びかけ放送 [事業番号 188]
- ◇セーフティ教室 [事業番号 228]
- ◇スクールサポーター制度 [事業番号 241]
- ◇有害環境の浄化活動 [事業番号 242]
- ◇サイバーパトロールの実施 [事業番号 243]
- ◇デートDV予防啓発講座 [事業番号 259]

《安全安心に関する情報発信》

- ◇危機情報のメール配信 [事業番号 62]
- ◇緊急情報発信メール配信事業 [事業番号 164]

## 現状と課題

- 令和5年度墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査によると、育児休業の取得状況は、母親が71.9%、父親は22.5%と前回調査よりもそれぞれ割合は高まっているものの、父親の育休取得はまだ低い割合となっています。

こどもの健やかな成長を支えていくためには、家庭において親子がともに過ごす時間が大切であるため、女性も男性も仕事と育児などの生活の両立ができるよう柔軟な働き方の選択や男性の育児休業を取得できる環境づくりと意識醸成が求められています。

- 子育て中の親が望むときに外出できるようにすることは、心身の健康保持や孤立の防止にもつながります。一方、妊産婦や子どもを連れた外出にはさまざまなハードルがあり、利用しづらい環境が多くあります。

そのため、バリアフリー化や授乳室・おむつ替えスペースの確保・増設などによって障壁を取り除くとともに、公園や施設を利用しやすくすることで、子育てを楽しめるまちをつかっていくことが重要です。また、住宅の経済的負担を軽減し、区内への定住を促進するために、子育て家庭への住宅支援を図っていくことも必要となっています。

- 令和5年度墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査では、子育てに関する情報共有の媒体として、LINEなどの定期的な配信サービスやSNSでの情報発信などへのニーズが高い結果となっています。また、ファミリー・サポート・センター等の予約、保育所や児童館の利用申請などの各種子育てサービスの利用におけるオンライン化へのニーズが高くなっています。

特に、子育て中に孤立しがちな保護者は、活用できる支援サービスの情報にアクセスできない状況も見られます。

そのため、子育て支援における施設利用や申込、支援サービスに関する情報取得、オンラインによる相談、一時預かりの利用申込など、さまざまな子育て支援施策の展開においてDXを進め、保護者の負担軽減と支援サービスの利用向上を図っていくことが求められます。

## (1) 仕事と生活の調和に向けた取組の推進

- ・仕事と生活を無理なく両立し、子育てを過度な負担なく行っていけることを目的として、ワーク・ライフ・バランスの重要性の啓発活動や男性の育児休暇の取得促進といった、共同参画のための取組を実行していきます。

### 【計画事業】

#### 《働き方に関する取組》

- ◇若者や子育て世代等の女性などに対する就労支援 [事業番号 63]
- ◇ワーク・ライフ・バランス推進事業 [事業番号 73]
- ◇男性対象講座「すみだパパスクール」 [事業番号 82]

## (2) 子育てを楽しめるまちづくりの推進

- ・バリアフリー化や多目的トイレの整備・増設、授乳・おむつ替えスペースの整備などを行い、安全で快適なまちづくりを行っていくことで、子育て中の親が望むときに外出できる環境を整備していきます。
- ・魅力や特色のある公園を整備することで、外出する動機を増やしていきます。
- ・子育て家庭への住まいの支援を行い、経済的負担を軽減することで墨田区への定住を促進していきます。

### 【計画事業】

#### 《こどもを連れて出かけやすいまちづくり》

- ◇赤ちゃん休けいスポット [事業番号 12]
- ◇こどもや子育て世帯が利用しやすい公園づくり（公園等新設・再整備事業） [事業番号 20]
- ◇子育て世帯が安全に移動できる道路の環境づくり事業 [事業番号 21]
- ◇ボール遊びができる公園等の整備 [事業番号 35]
- ◇放置自転車対策 [事業番号 36]
- ◇健康づくりのための環境整備 [事業番号 64]
- ◇公園等新設・再整備事業 [事業番号 65]
- ◇トイレ改築事業 [事業番号 66]
- ◇道路バリアフリー整備事業 [事業番号 67]
- ◇歩行者・自転車通行空間再整備事業 [事業番号 68]
- ◇特定自転車駐車場の優先当選 [事業番号 147]

#### 《子育てしやすい住宅環境の整備》

- ◇すみだ良質な集合住宅認定制度 [事業番号 69]
- ◇子育て世帯等定住促進事業 [事業番号 75]
- ◇住宅修築資金融資あっせん [事業番号 76]

### (3) 子育て支援に関する情報発信の強化とDX化の推進

- ・子育て家庭に必要な支援を届けるために、情報を必要とする全ての人が気軽にアクセス可能なわかりやすい情報を、区報やメール・SNSなどを多様な手段で発信していきます。

#### 【計画事業】

##### 《多様な手法による情報発信》

- ◇区公式LINEを活用した情報配信（きずなメール）[事業番号 22]
- ◇すみだいきいき子育てガイドブックの発行[事業番号 37]
- ◇各種広報媒体による情報発信[事業番号 70]

## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関わる市町村子ども・子育て支援事業計画であり、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」である「教育・保育提供区域」を設定して、その区域ごとの「量の見込み」及び「確保の方策」を計画するものとされています。

### 1 教育・保育の提供区域の設定

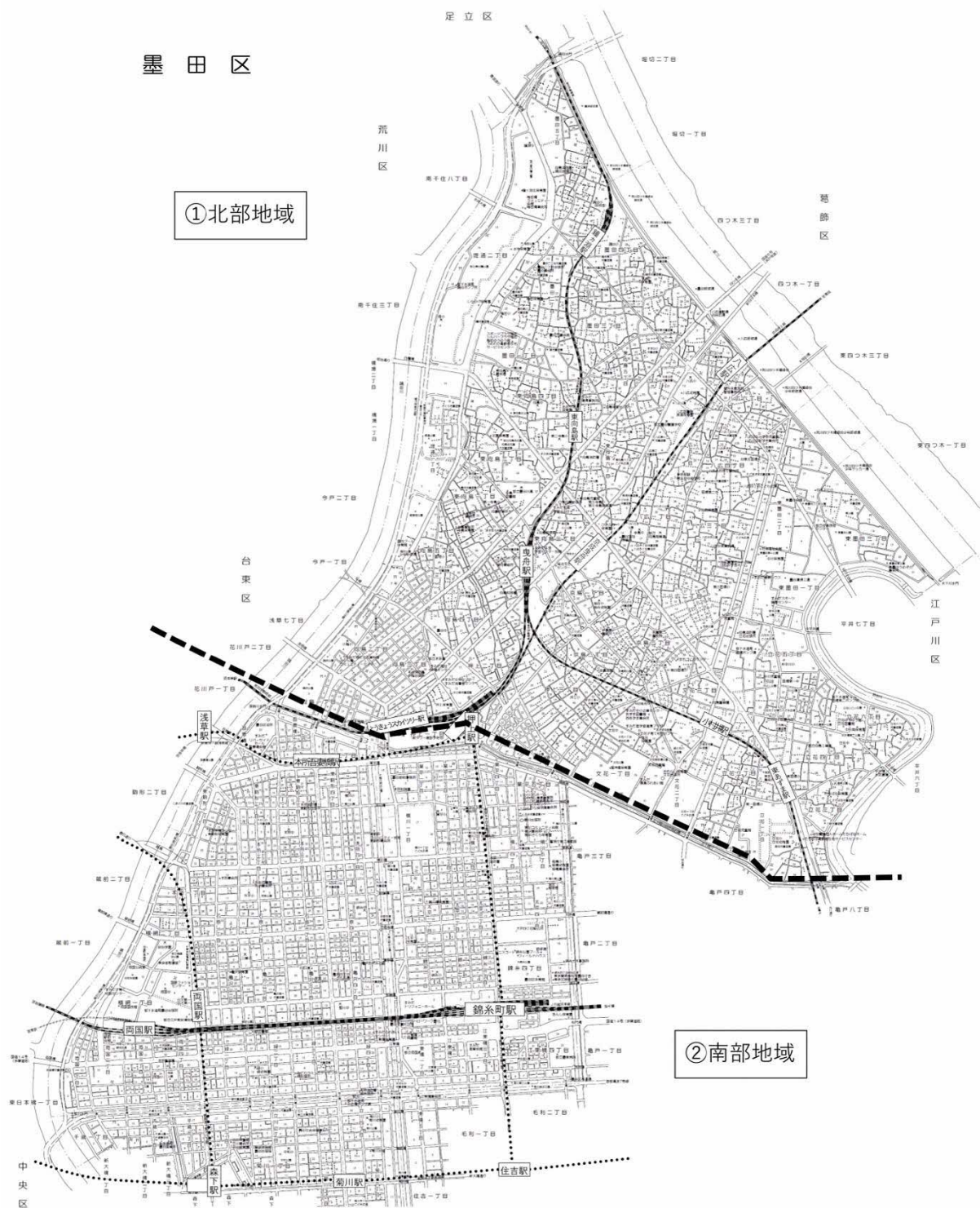
教育・保育施設(幼稚園、認可保育所、認定こども園)及び地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)は、こどもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざす考え方から、南北別に2区域の設定とします。



■提供区域の設定

墨田区

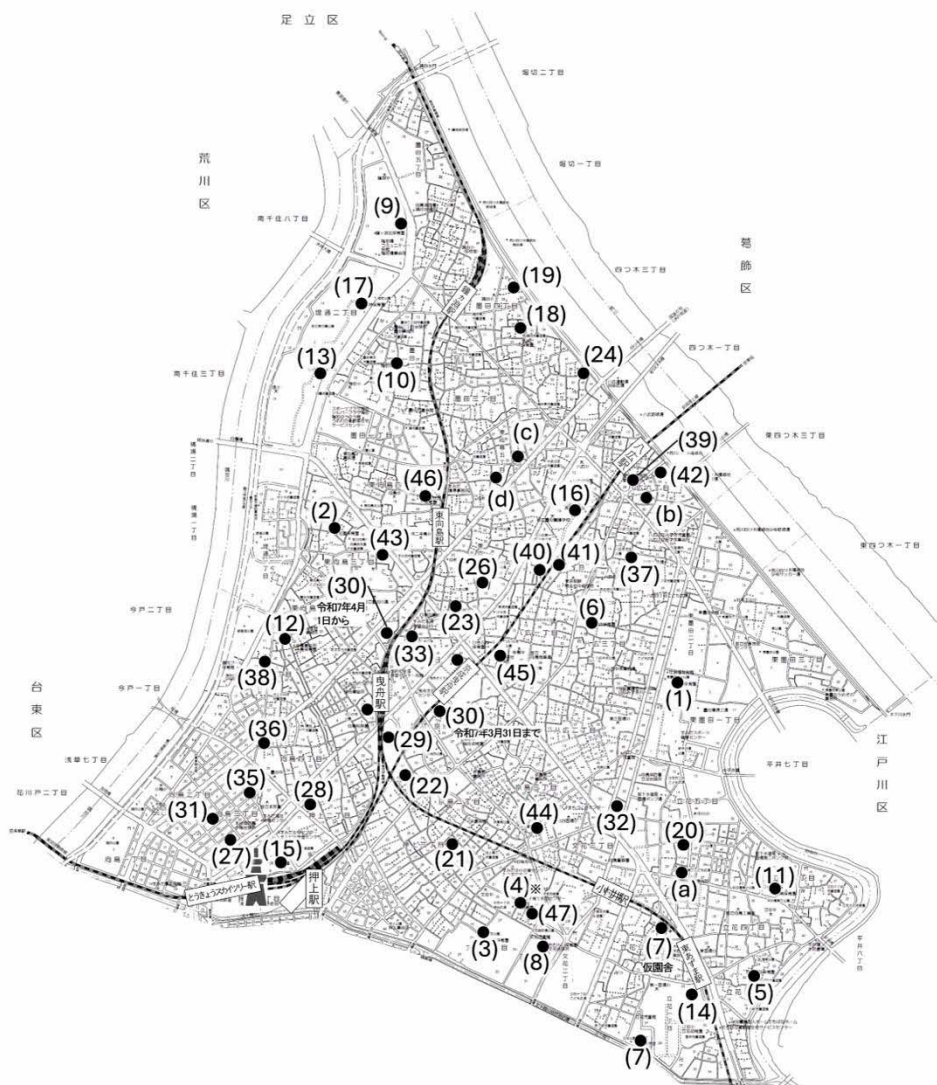
①北部地域



②南部地域

■認可保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育所配置図【北部地域】

(令和6年4月1日現在)

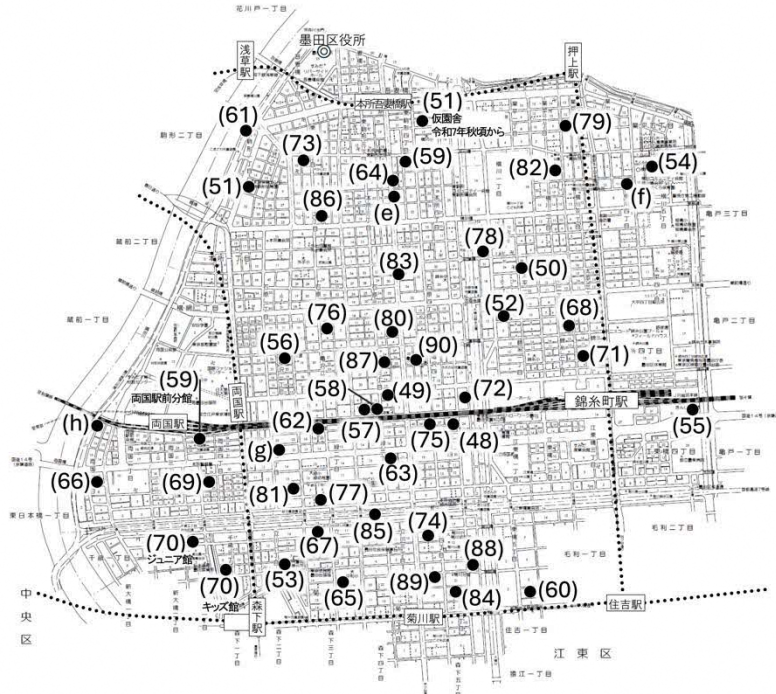


公立	1	中川保育園	公設民営	14	横川さくら保育園分園	私立	19	ほがらか保育園	31	向島ひまわり保育園	
	2	花園保育園		15	押上保育園		20	厚生館保育園		32	キッズガーデン墨田八広
	3	福神橋保育園		16	長浦保育園		21	幼保連携型認定こども園 共愛館保育園		33	ミアヘルサ保育園ひびき曳舟
	4	文花保育園 (～R7.3.31)		17	水神保育園		22	興望館こども園		34	まなびの森保育園曳舟
	5	たちばな認定こども園 (R7.4.1～)	小規模	18	すみだ保育園		23	東京愛育苑さゆり保育園		35	わらべ向島保育園
	6	たちばな保育園 (～R7.3.31)八広認定こども園 (R7.4.1～)八広保育園		a	(～R7.3.31) AIAI MINI小村井 (R7.4.1～)		24	木ノ下保育園		36	わらべ向島保育園分園
	7	東あずま保育園 東あずま保育園仮園舎		b	八広ぶどうの木保育室		25	杉の子学園保育所		37	うれしい保育園八広
	8	おむらい保育園		c	未来っ子保育園東向島園		26	ナースリー保育園		38	にじいろ保育園向島
	9	鐘ヶ淵北保育園	d	ぶどうの木保育室	27		小梅保育園	39		まなびの森保育園八広	
	10	梅若保育園	28	グローバルキッズ押上園	28		グローバルキッズ押上園	40		グローバルキッズ八広園	
	11	中川南保育園	29	小学館アカデミー ひきふね駅前保育園 (～R7.3.31)	29		小学館アカデミー ひきふね駅前保育園 (～R7.3.31)	41		たんぼぼ保育所八広園	
	12	寺島保育園	30	チェリッシュあおぞら保育園 曳舟分園 (R7.4.1～)	30		チェリッシュあおぞら保育園 曳舟分園 (R7.4.1～)	42		キッズガーデン第二墨田八広	
	13	しらひげ保育園					(仮)チェリッシュ曳舟保育園	43		さくらさくみらい東向島	
						44	グローバルキッズ曳舟保育園 (公私連携型保育所)				
						45	グローバルキッズ曳舟保育園 (公私連携型保育所)				
						46	グローバルキッズ曳舟保育園 (公私連携型保育所)				
							46	グローバルキッズ曳舟保育園 (公私連携型保育所)			



■認可保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育所配置図【南部地域】

(令和6年4月1日現在)



公立	48	江東橋保育園
	49	江東橋保育園分園
	50	横川橋保育園
	51	東駒形保育園 (R7.秋頃～) 東駒形保育園仮園舎
	52	太平保育園
53	立川保育園	
公設民営	54	横川さくら保育園
	55	きんし保育園
	56	亀沢保育園

小規模	e	ぶどうの木保育室 (～R7.3.31)
	f	ちゃのま保育園 (R7.4.1～) ちゃのま保育園横川
	g	ちゃのま保育園両国駅前園 (R7.4.1～)
	h	ル・アンジェ両国保育園

私立	57	墨田みどり保育園
	58	墨田みどり保育園分園
	59	光の園保育学校 光の園保育学校 (両国駅前分園)
	60	菊川保育園
	61	育正保育園
	62	こひつじ保育園
	63	わらべみどり保育園
	64	本所たから保育園
	65	すみだ中和こころ保育園
	66	両国・なかよし保育園
	67	すみだ川のほとりに 笑顔咲くほいくえん
	68	まなびの森保育園錦糸町
	69	両国すきっぷ保育園
	70	のびのび保育園 (0～2歳はキッズ館、3～5歳は ジュニア館)

71	すこやか錦糸保育園
72	AIAI NURSERY錦糸町
73	ういず東駒形保育園
74	ベネッセ 菊川北保育園
75	チェリッシュあおぞら保育園
76	アスク両国保育園
77	アウトピア保育園
78	そらまめ保育園すみだ横川
79	ひらがなのツリーほいくえん
80	石原ここわ保育園
81	アスク緑保育園
82	キッズガーデン業平
83	AIAI NURSERY石原
84	キッズパートナー菊川
85	にじいろ保育園菊川

## 2 教育・保育の量の見込みと確保の内容

### (1) 認定区分と施設・事業

子ども・子育て支援新制度では、保護者は給付を受ける資格があることの申請を区市町村に行い、それに基づいて区市町村が認定を行います(ただし、幼稚園の場合は、幼稚園を通じた申請となります。)

認定は、「年齢」と「保育の必要性の有無」により1号から3号の区分で行われ、区分によって利用できる施設や事業が定められます。

【認定区分】

認定区分	年 齢	保 育	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上	幼稚園等での教育を希望	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上	保育の必要性があり、保育所等での保育を希望	認可保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満(0～2歳)		認可保育所、地域型保育事業、認定こども園

※認定の基準は、国の基準を踏まえて墨田区の規則で定めます。

認定によって利用できる施設・事業は、「教育・保育施設(施設型給付)」と「地域型保育事業(地域型保育給付)」に分かれます。それぞれの施設と事業の内容は次のとおりです。

【施設・事業の内容】

区分	施設・事業名	対象認定 対象年齢	内容
教育・保育 施設 (施設型給付)	幼稚園	1号認定 3～5歳	満3歳から小学校就学前までの子を預かり、幼児教育を行います。延長して預かり保育を行うこともあります。
	認可保育所	2・3号認定 0～5歳	保護者が仕事などのため日中家庭で保育できない子を保育します。
	認定こども園	1～3号認定 0～5歳	保護者の仕事の状況にかかわらず、こどもを受入れ、教育・保育を一体的に行います(幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設です)。
地域型 保育事業 (地域型保育 給付)	家庭的保育事業	3号認定 0～2歳	家庭的な雰囲気の中で、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。
	小規模保育事業		少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中、きめ細かな保育を行います。
	事業所内保育事業		会社の事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもと一緒に保育します。
	居宅訪問型保育事業		障害・疾患等で個別のケアが必要な場合などに保護者の自宅で1対1の保育を行います。

## (2) 区域別の量の見込みと確保の内容

教育・保育の量の見込みと確保の内容は、提供区域ごとと認定区分ごとに記載します。

また、量の見込みと確保の内容は、年度ごとにそれぞれの数値を記載し、その差異を示しています。

子ども・子育て支援新制度によらない施設や事業(例えば、私学助成を受ける幼稚園や東京都認証保育所など)も、確保の内容に含めます。

各年度における確保量の基準日は、当年度の4月1日とします。

## 1) 全区域

単位：人

年度	認定区分	①量の 見込み	②確保の内容						差異 (②-①)	
			幼稚園		認可 保育所	認定 こども 園	地域型 保育 事業	認証 保育所 等		
			新制度	私学 助成						
令和6 年度	1号	-	1,065	690	-	18	-	-	-	
	2号	-	-	-	4,062	281	-	57	-	
	3号	1~2歳	-	-	2,260	153	137	228	-	
		0歳	-	-	531	51	25	81	-	
令和7 年度	1号	924	986	690	-	18	-	-	770	
	2号	3,851	-	-	4,214	158	-	48	569	
	3号	1~2歳	2,693	-	-	2,347	91	130	214	89
		0歳	545	-	-	558	30	23	74	140
令和8 年度	1号	893	986	690	-	18	-	-	801	
	2号	3,836	-	-	4,219	158	-	48	589	
	3号	1~2歳	2,682	-	-	2,342	91	130	214	95
		0歳	543	-	-	558	30	23	74	142
令和9 年度	1号	863	986	690	-	18	-	-	831	
	2号	3,821	-	-	4,218	158	-	48	603	
	3号	1~2歳	2,671	-	-	2,343	91	127	214	104
		0歳	541	-	-	558	30	22	74	143
令和10 年度	1号	833	986	690	-	18	-	-	861	
	2号	3,806	-	-	4,217	158	-	48	617	
	3号	1~2歳	2,660	-	-	2,344	91	127	214	116
		0歳	539	-	-	558	30	22	74	145
令和11 年度	1号	805	986	690	-	18	-	-	889	
	2号	3,791	-	-	4,216	158	-	48	631	
	3号	1~2歳	2,649	-	-	2,345	91	127	214	128
		0歳	537	-	-	558	30	22	74	147

2) 北部区域

単位：人

年度	認定区分	①量の 見込み	②確保の内容						差異 (②-①)	
			幼稚園		認可 保育所	認定 こども 園	地域型 保育 事業	認証 保育所 等		
			新制度	私学 助成						
令和6 年度	1号	-	559	362	-	9	-	-	-	
	2号	-	-	-	2,132	148	-	30	-	
	3号	1~2歳	-	-	1,187	80	72	120	-	
		0歳	-	-	279	27	13	43	-	
令和7 年度	1号	485	518	362	-	9	-	-	404	
	2号	2,022	-	-	2,212	83	-	25	298	
	3号	1~2歳	1,414	-	-	1,232	48	68	112	46
		0歳	286	-	-	293	16	12	39	74
令和8 年度	1号	469	518	362	-	9	-	-	420	
	2号	2,014	-	-	2,215	83	-	25	309	
	3号	1~2歳	1,408	-	-	1,229	48	68	112	49
		0歳	285	-	-	293	16	12	39	75
令和9 年度	1号	453	518	362	-	9	-	-	436	
	2号	2,006	-	-	2,214	83	-	25	316	
	3号	1~2歳	1,402	-	-	1,230	48	67	112	55
		0歳	284	-	-	293	16	12	39	76
令和10 年度	1号	438	518	362	-	9	-	-	451	
	2号	1,998	-	-	2,214	83	-	25	324	
	3号	1~2歳	1,396	-	-	1,230	48	67	112	61
		0歳	283	-	-	293	16	12	39	77
令和11 年度	1号	423	518	362	-	9	-	-	466	
	2号	1,990	-	-	2,213	83	-	25	331	
	3号	1~2歳	1,391	-	-	1,231	48	67	112	67
		0歳	282	-	-	293	16	12	39	78



3) 南部区域

単位：人

年度	認定区分	①量の 見込み	②確保の内容						差異 (②-①)	
			幼稚園		認可 保育所	認定 こども 園	地域型 保育 事業	認証 保育所 等		
			新制度	私学 助成						
令和6 年度	1号	-	506	328	-	9	-	-	-	
	2号	-	-	-	1,930	133	-	27	-	
	3号	1~2歳	-	-	1,073	73	65	108	-	
		0歳	-	-	252	24	12	38	-	
令和7 年度	1号	439	468	328	-	9	-	-	366	
	2号	1,829	-	-	2,002	75	-	23	271	
	3号	1~2歳	1,279	-	-	1,115	43	62	102	43
		0歳	259	-	-	265	14	11	35	66
令和8 年度	1号	424	468	328	-	9	-	-	381	
	2号	1,822	-	-	2,004	75	-	23	280	
	3号	1~2歳	1,274	-	-	1,113	43	62	102	46
		0歳	258	-	-	265	14	11	35	67
令和9 年度	1号	410	468	328	-	9	-	-	395	
	2号	1,815	-	-	2,004	75	-	23	287	
	3号	1~2歳	1,269	-	-	1,113	43	60	102	49
		0歳	257	-	-	265	14	10	35	67
令和10 年度	1号	395	468	328	-	9	-	-	410	
	2号	1,808	-	-	2,003	75	-	23	293	
	3号	1~2歳	1,264	-	-	1,114	43	60	102	55
		0歳	256	-	-	265	14	10	35	68
令和11 年度	1号	382	468	328	-	9	-	-	423	
	2号	1,801	-	-	2,003	75	-	23	300	
	3号	1~2歳	1,258	-	-	1,114	43	60	102	61
		0歳	255	-	-	265	14	10	35	69

#### 4) 1号認定

単位：人

【全区域】		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		-	924	893	863	833	805
②確保の 内容	教育・保育施設	1,083	1,004	1,004	1,004	1,004	1,004
	幼稚園(私学助成)	690	690	690	690	690	690
差異(②-①)		-	770	801	831	861	889

【北部】		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		-	485	469	453	438	423
②確保の 内容	教育・保育施設	569	527	527	527	527	527
	幼稚園(私学助成)	362	362	362	362	362	362
差異(②-①)		-	404	420	436	451	466

【南部】		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		-	439	424	410	395	382
②確保の 内容	教育・保育施設	514	477	477	477	477	477
	幼稚園(私学助成)	328	328	328	328	328	328
差異(②-①)		-	366	381	395	410	423

#### 【今後の方向性】

現状の受け入れ体制でニーズを満たすことができる見込みです。

5) 2号認定

単位：人

【全区域】		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		-	3,851	3,836	3,821	3,806	3,791
②確保の 内容	教育・保育施設	4,343	4,372	4,377	4,376	4,375	4,374
	認可外施設等	57	48	48	48	48	48
差異（②-①）		-	569	589	603	617	631

【北部】		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		-	2,022	2,014	2,006	1,998	1,990
②確保の 内容	教育・保育施設	2,280	2,295	2,298	2,297	2,297	2,296
	認可外施設等	30	25	25	25	25	25
差異（②-①）		-	298	309	316	324	331

【南部】		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		-	1,829	1,822	1,815	1,808	1,801
②確保の 内容	教育・保育施設	2,063	2,077	2,079	2,079	2,078	2,078
	認可外施設等	27	23	23	23	23	23
差異（②-①）		-	271	280	287	293	300

【今後の方向性】

現状の受け入れ体制でニーズを満たすことができる見込みです。

6) 3号認定 (0歳)

単位：人

【全区域】		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		-	545	543	541	539	537
②確保の 内容	教育・保育施設	582	588	588	588	588	588
	地域型保育事業	25	23	23	22	22	22
	認証保育所等	81	74	74	74	74	74
差異 (②-①)		-	140	142	143	145	147

【北部】		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		-	286	285	284	283	282
②確保の 内容	教育・保育施設	306	309	309	309	309	309
	地域型保育事業	13	12	12	12	12	12
	認証保育所等	43	39	39	39	39	39
差異 (②-①)		-	74	75	76	77	78

【南部】		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		-	259	258	257	256	255
②確保の 内容	教育・保育施設	276	279	279	279	279	279
	地域型保育事業	12	11	11	10	10	10
	認証保育所等	38	35	35	35	35	35
差異 (②-①)		-	66	67	67	68	69

【今後の方向性】

現状の受け入れ体制でニーズを満たすことができる見込みです。

## 7) 3号認定(1~2歳)

単位：人

【全区域】		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		-	2,693	2,682	2,671	2,660	2,649
②確保の 内容	教育・保育施設	2,413	2,438	2,433	2,434	2,435	2,436
	地域型保育事業	137	130	130	127	127	127
	認証保育所等	228	214	214	214	214	214
差異(②-①)		-	89	95	104	116	128

【北部】		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		-	1,414	1,408	1,402	1,396	1,391
②確保の 内容	教育・保育施設	1,267	1,280	1,277	1,278	1,278	1,279
	地域型保育事業	72	68	68	67	67	67
	認証保育所等	120	112	112	112	112	112
差異(②-①)		-	46	49	55	61	67

【南部】		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		-	1,279	1,274	1,269	1,264	1,258
②確保の 内容	教育・保育施設	1,146	1,158	1,156	1,156	1,157	1,157
	地域型保育事業	65	62	62	60	60	60
	認証保育所等	108	102	102	102	102	102
差異(②-①)		-	43	46	49	55	61

## 【今後の方向性】

現状の受け入れ体制でニーズを満たすことができる見込みですが、特定の年齢や地域にニーズが集中することも考えられるため、必要に応じて保育所等の整備について検討していきます。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容は事業ごとに記載し、必要に応じて区域ごとに記載します。また、量の見込みと確保の内容は、年度ごとにそれぞれの数値を記載し、その差異を示しています。

地域子ども・子育て支援事業は、事業ごとに区全域である1区域か、南北別の2区域とします。

【地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定】

事業	区域検討の考え方	提供区域
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ運営事業)	希望する地域で利用できるように、こどもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	2区域
時間外保育事業 (延長保育事業)	希望する地域で利用できるように、こどもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	2区域
子育て短期支援事業 (子どもショートステイ事業)	全区域でのニーズに応えられるよう、施設数や定員の拡充を図りながら、必要な時に利用できる状態をめざします。	区全域
地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	こどもと保護者が希望した地域で利用できるように、こどもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	2区域
幼稚園による一時預かり	状況に応じて柔軟に利用できる状態をめざします。	区全域
一時預かり事業等	希望する地域で利用できるように、こどもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	2区域
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	希望するタイミングで利用できるように、こどもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	区全域
病児・病後児保育事業	希望する地域で利用できるように、こどもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	2区域
利用者支援事業	区全域を対象とした情報提供やニーズ把握などの支援体制の構築をめざします。	区全域
妊婦健診	妊婦が自らの状況に応じて既存医療機関を利用するため、区域を分ける必要性はありません。	2区域
乳児家庭全戸訪問事業	乳児がいるすべての家庭を対象とするため、区域を分ける必要性はありません。	区全域
養育支援訪問時事業	虐待等支援が必要な家庭を訪問するため、区域を分ける必要性はありません。	区全域
妊婦等包括相談支援事業		区全域
乳児等通園支援事業		区全域
産後ケア事業		区全域

(1) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ運営事業)

【事業の内容】

保護者が労働などにより昼間に家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学童保育所を利用し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位:人/月

【全区域】			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の 見込み	低学年		-	2,910	2,939	2,905	2,839	2,840
	高学年	特に配慮を必要とするニーズ	-	56	59	62	63	63
	合計		-	2,966	2,998	2,967	2,902	2,903
② 確保の 内容	低学年		2,798	2,883	2,880	2,947	2,986	3,046
	高学年		22	56	59	62	63	63
	合計		2,820	2,939	2,939	3,009	3,049	3,109
差異(②-①)			-	-27	-59	42	147	206

※「特に配慮を必要とするニーズ」の量の見込みの設定に当たっては、令和6年度時点における18歳未満人口の障害者手帳交付比率を各年度の高学年人口に乗じて算出した値に、各年度の想定申込率を乗じて算出しました。

※区域別の数値は、各年度における対象年齢児童の人口比で按分。

【北部】			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の 見込み	低学年		-	1,528	1,543	1,525	1,490	1,491
	高学年	特に配慮を必要とするニーズ	-	29	31	33	33	33
	合計		-	1,557	1,574	1,558	1,523	1,524
② 確保の 内容	低学年		1,469	1,514	1,512	1,547	1,568	1,599
	高学年		12	29	31	33	33	33
	合計		1,481	1,543	1,543	1,580	1,601	1,632
差異 (②-①)			-	-14	-31	22	78	108

【南部】			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の 見込み	低学年		-	1,382	1,396	1,380	1,349	1,349
	高学年	特に配慮を必要とするニーズ	-	27	28	29	30	30
	合計		-	1,409	1,424	1,409	1,378	1,379
② 確保の 内容	低学年		1,329	1,369	1,368	1,400	1,418	1,447
	高学年		10	27	28	29	30	30
	合計		1,340	1,396	1,396	1,429	1,448	1,477
差異 (②-①)			-	-13	-28	20	70	98

### 【今後の方向性】

現状の体制で、想定される需要量は満たす見込みですが、今後も児童館や公共施設の改築等の機会を捉えて、学童クラブの設置を進めていきます。



## (2) 時間外保育事業(延長保育事業)

### 【事業の内容】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、保育所、認定こども園などで保育を行う事業です。

単位:人/月

【全区域】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	1,449	1,460	1,496	1,549	1,604
②確保の内容	24,552	24,655	24,655	24,655	24,655	24,655
差異(②-①)	-	23,206	23,195	23,159	23,106	23,051

【北部】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	761	767	785	813	842
②確保の内容	12,890	12,944	12,944	12,944	12,944	12,944
差異(②-①)	-	12,183	12,177	12,158	12,131	12,102

【南部】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	688	693	711	736	762
②確保の内容	11,662	11,711	11,711	11,711	11,711	11,711
差異(②-①)	-	11,023	11,019	11,001	10,975	10,949

### 【今後の方向性】

現状の受け入れ体制でニーズを満たすことはできています。

### (3) 子育て短期支援事業(子どもショートステイ事業)

#### 【事業の内容】

保護者が疾病や冠婚葬祭、出張、育児不安等の理由により、一時的にこどもを養育することが困難な場合、区が委託する乳児院・児童養護施設・協力家庭で、こどもを短期間養育します。

単位:人日/年

【全区域】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	56	57	58	60	62
②確保の内容	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
③定員(人/日)	3	3	3	3	3	3
差異(②-①)	-	1,039	1,038	1,037	1,035	1,033

#### 【今後の方向性】

こどもの最善の利益を鑑み、必要なときに住み慣れた地域で受け入れることができるよう、継続して環境確保に取り組んでいきます。

#### (4) 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)

##### 【事業の内容】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

単位：人回/年

【全区域】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	185,327	193,616	202,155	211,542	218,159
②確保の内容	317,295	329,985	344,734	359,936	376,636	388,386
③箇所数	19	19	19	19	19	19
差異(②-①)	-	144,658	151,118	157,781	165,094	170,227

【北部】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	97,297	101,648	106,131	111,060	114,533
②確保の内容	163,323	169,855	177,447	185,272	193,868	199,916
③箇所数	11	11	11	11	11	11
差異(②-①)	-	72,558	75,799	79,141	82,808	85,383

【南部】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	88,030	91,968	96,024	100,482	103,626
②確保の内容	153,972	160,130	167,287	174,664	182,768	188,470
③箇所数	8	8	8	8	8	8
差異(②-①)	-	72,100	75,319	78,640	82,286	84,844

##### ※確保の内容

児童館については、乳幼児と親の1組あたりの専用面積を3.3㎡とし、利用者が2回転すると仮定して算出。

子育てひろば、民接地域子育て支援拠点については乳幼児と親の1組あたりの専用面積を3.3㎡とし、利用者が3回転すると仮定して算出。

##### 【今後の方向性】

両国・文花子育てひろば、各児童館、コミュニティ会館で継続して親子同士の交流や情報交換の場を提供するほか、子育てに関する各種講座や講習会等を実施します。また、関係機関と連携し、事業内容の充実と利用者の拡大を図ります。

## (5) 一時預かり事業

### 1) 幼稚園による一時預かり事業

#### 【事業の内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間において、幼稚園で一時的に保育を行う事業です。

単位：人日/年

【全区域】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	35,047	34,916	33,750	32,653	31,104
②確保の内容		35,047	34,916	33,750	32,653	31,104
差異(②-①)	-	0	0	0	0	0

※「教育・保育の量の見込みと確保の内容」において、2号認定児童を認定こども園で受け入れる方向性のため、本事業では2号認定分を計上していない。

#### 【今後の方向性】

現在の体制を維持していきます。

## 2) 一時預かり事業等

### 【事業の内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間において、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に保育を行う事業です。また、病児・病後児保育を除くファミリー・サポート・センター事業も含まれます。

単位：人日/年

【全区域】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	4,913	4,971	5,105	5,296	5,481
②確保の内容	79,171	80,085	81,637	84,299	87,417	90,437
差異(②-①)	-	75,172	76,666	79,194	82,121	84,956

【北部】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	2,579	2,610	2,680	2,780	2,878
②確保の内容	44,241	44,771	45,935	47,634	49,396	51,124
差異(②-①)	-	42,192	43,325	44,954	46,616	48,246

【南部】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	2,334	2,361	2,425	2,516	2,603
②確保の内容	34,930	35,314	35,702	36,665	38,021	39,313
差異(②-①)	-	32,980	33,341	34,240	35,505	36,710

### 【今後の方向性】

現状の受け入れ体制で、想定される需要量を満たしている状況にありますが、特定の日に需要が集中することも考えられるため、必要な時に利用しやすい環境づくりを進めていくこととし、既存施設の活用の中で可能な限り事業の拡充を図ります。

## (6) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

### 【事業の内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位：人日/年

【全区域】		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の 見込み	低学年	-	2,964	2,866	2,723	2,560	2,463
	高学年	-	741	717	681	640	616
	合計	-	3,705	3,583	3,404	3,200	3,079
② 確保の 内容	低学年	4136	4136	4136	4136	4136	4136
	高学年	948	948	948	948	948	948
	合計	5,084	5,084	5,084	5,084	5,084	5,084
差異 (②-①)		-	1,379	1,501	1,680	1,884	2,005

受け入れ可能数(50人/日：平均して預かれる会員数)を、年齢区分(乳幼児、小学校低学年、小学校高学年)ごとの実績数(令和5年度)で按分したものうち、小学校低学年、小学校高学年の推計値

- ・受け入れ可能数50人/日(平均して預かれる会員数)×365日(開所日数)=18,250人日/年
- ・小学校低学年：18,250人日/年×842/3,715(小学校低学年/全利用者：令和5年度実績値)=4,136
- ・小学校高学年：18,250人日/年×193/3,715(小学校低学年/全利用者：令和5年度実績値)=948

### 【今後の方向性】

事業の周知に努め事業認知度を向上させるとともに、新たな担い手の育成をすすめ、利用しやすい環境づくりを推進していきます。

## (7) 病児・病後児保育事業

### 【事業の内容】

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

単位：人日/年

【全区域】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	755	761	779	807	836
②確保の内容	1,758	1,758	1,758	1,758	1,758	1,758
差異(②-①)	-	1,003	997	979	951	922

【北部】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	396	400	409	424	439
②確保の内容	879	879	879	879	879	879
差異(②-①)	-	483	479	470	455	440

【南部】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	359	361	370	383	397
②確保の内容	1,855	1,855	1,855	1,855	1,855	1,855
差異(②-①)	-	1,496	1,494	1,485	1,472	1,458

(訪問型：5人／(現在平均して預かれる病後児サポーター数)×293日(開所日数)＝1,465人日/年)

(医療機関型：4人/日(定員)×244日(開所日数)＝976人日/年)

(北部と南部は、0～11歳の人口比率で按分)

### 【今後の方向性】

現状の受け入れ体制でニーズを充足することができていますが、医療機関型病児保育は、南部のみに整備されていることから、区民の利便性の向上を図るため、保育所併設型や複合施設併設型等、さまざまな手法による事業拡充に努めます。

また、訪問型保育支援事業(病後児保育)は、事業の充実及びサポーターの育成に努めます。

## (8) 利用者支援事業

### 【事業の内容】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：箇所数

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
箇所数	-	17	17	17	17	17

### 【今後の方向性】

現在区役所で実施している保育コンシェルジュ事業や子育て支援総合センター、子育てひろば（2施設）、児童館（12館）、保健所（1施設）での実施体制を維持し、利用者にとって身近な場所において、情報提供や相談・助言等のほか、子育てニーズの把握や関係機関との連携・調整、地域課題の把握など、幅広い支援を行います。

## (9) 妊婦健康診査

### 【事業の内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、1健康状態の把握、2検査・計測、3保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：人回／年

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	-	31,794	32,914	34,006	35,028	35,924
確保の内容	すべての対象者に事業を実施します。					

### 【今後の方向性】

すべての妊婦に対して事業を実施し、妊娠中の健康管理を促します。



## (10) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業の内容】

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：回／年

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	-	2,101	2,271	2,351	2,429	2,502
確保の内容	すべての対象者に事業を実施します。					

### 【今後の方向性】

訪問率 100%を目標にし、病院や産院との連携を強化し、訪問指導の充実を図ります。

## (11) 養育支援訪問事業

### 【事業の内容】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位：人日／年

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	-	19	18	18	18	18
確保の内容	支援が必要なケースすべてに事業を実施します。					

### 【今後の方向性】

要支援家庭及び要保護家庭が少ない状態が望ましいですが、支援を必要とする保護者が安心して子どもを養育することができるよう、相談・指導、家事支援、育児支援を行います。

(12) 妊婦等包括相談支援事業

【事業の内容】

単位：回/年

【全区域】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-					
②確保の内容						
差異 (②-①)	-					

【今後の方向性】

### (13) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

#### 【事業の内容】

単位：人日/年

0歳児	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	-	-	-	-	-
②確保の内容	-	-	-	-	-	-
差異(②-①)	-	-	-	-	-	-

1歳児	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	-	-	-	-	-
②確保の内容	-	-	-	-	-	-
差異(②-①)	-	-	-	-	-	-

2歳児	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	-	-	-	-	-
②確保の内容	-	-	-	-	-	-
差異(②-①)	-	-	-	-	-	-

#### 【今後の方向性】

事業開始に向けた調査等を行うなど実施に向けた準備を進めていく。

(14) 産後ケア事業

【事業の内容】

単位：人日/年

【全区域】	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-					
②確保の内容						
差異 (②-①)	-					

【今後の方向性】

# 第Ⅲ部

## 墨田区若者計画

# 第Ⅲ部 墨田区若者計画

---

## 第1章 墨田区若者計画について

### 1 墨田区若者計画策定の趣旨

こども・若者を取り巻く環境の悪化や社会生活を円滑に営む上で、さまざまな悩みを持つこども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、こども・若者育成支援施策の総合的推進を図るため、平成22年4月に子ども・若者育成支援推進法が施行され、同年7月に同法に基づく大綱として基本的な方針を定めた「子ども・若者ビジョン」が策定されました。平成28年2月には「子ども・若者ビジョン」の見直しが行われ、「子供・若者育成支援推進大綱」が第2次大綱として策定されました。また、東京都においても、平成27年8月に「東京都子供・若者計画」、その後、令和2年4月には「東京都子供・若者計画（第2期）」が策定され、新たなこども・若者育成支援の方向性が示されました。

その後、こども・若者を取り巻く状況は大きく変化し、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、状況がさらに深刻さを増す中、全てのこども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会をめざし、こども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりでこども・若者の健全育成に取り組んでいくため、令和3年4月には「子供・若者育成支援推進大綱」が第3次に改定され、「全ての子供・若者の健やかな育成」「困難を有する子供・若者やその家族の支援」「創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援」「子供・若者の成長のための社会環境の整備」「子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援」の五つの基本方針が掲げられました。

一方、令和5年4月、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法としてこども基本法が施行され、それに伴い、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律（当時。現行名称は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」）に基づく三つのこどもに関する大綱の一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」が令和5年12月に策定されました。

こうした中、墨田区では、平成31年3月に「墨田区子ども・若者計画」を策定し、「全ての子ども・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができる」を基本理念とし、全ての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成に向けたこども・若者育成支援施策を推進してきたところです。

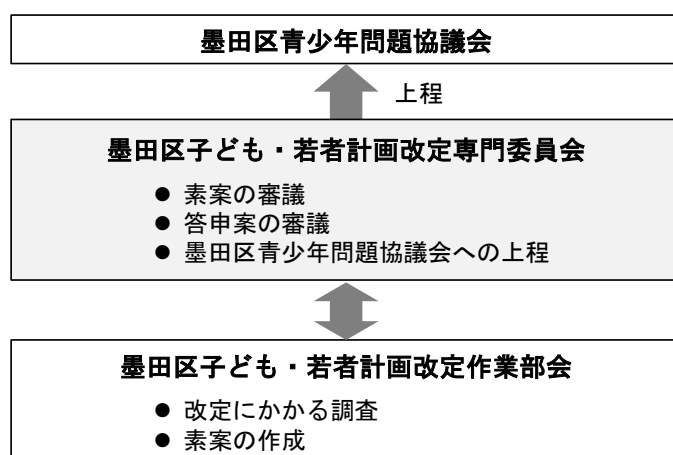
しかし、アフターコロナにおける新たな問題の表出など、特に若者を取り巻く環境が大きく変化する中で、若年無業者（ニート）やひきこもり、児童虐待、いじめ、さらには、若者の貧困問題など、若者に関する諸問題が深刻化しています。こうした状況を踏まえ、若者が健やかに成長し、夢や希望を育み、円滑に社会生活を営むことができるよう、より一層の若者の育成支援施策の推進を図るため、「墨田区若者計画」を改定します。

## 2 計画策定の体制

### ■策定体制

本計画の策定においては、若者施策に関わる区民や地域団体等の幅広い関係者で構成する「墨田区青少年問題協議会」にて審議しました。

また、計画及び施策等については、「墨田区子ども・若者計画改定専門委員会」及び「墨田区子ども・若者計画改定作業部会」にて検討を行いました。



### ■実態調査

本計画の策定にあたり、墨田区内の若者が日頃どのような生活を営み、どのような意識を持っているかを把握することで、今後の若者支援施策を進める上での参考資料とするため、令和6年6月から8月にかけて、「墨田区若者実態調査」を実施しました（詳細は第2章2を参照）。

## 第2章 墨田区における若者を取り巻く現状

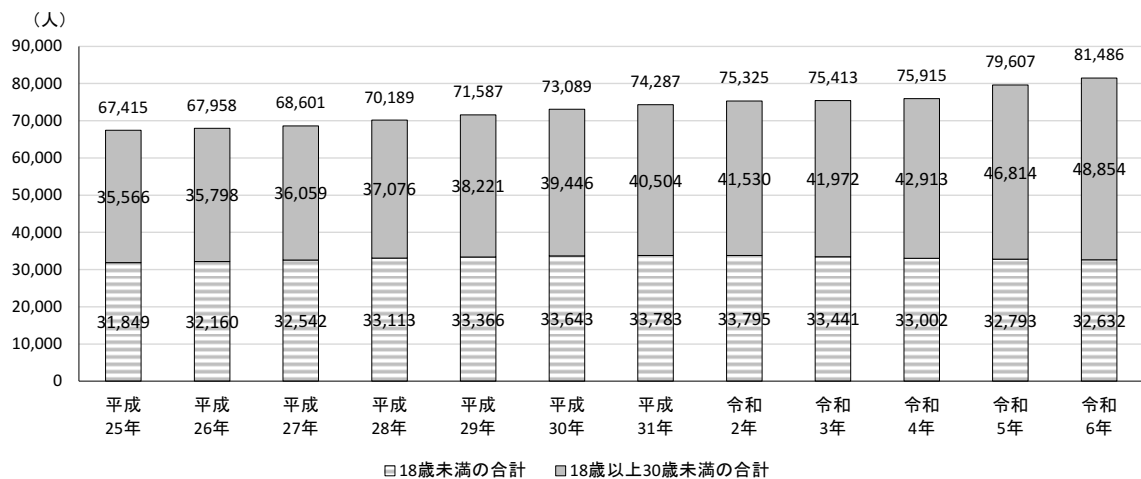
### 1 18歳以上30歳未満の人口

#### (1) 18歳以上30歳未満人口の推移

令和6年4月1日現在、墨田区に住む18歳以上30歳未満の人口は48,854人で、平成25年以降増加傾向です。

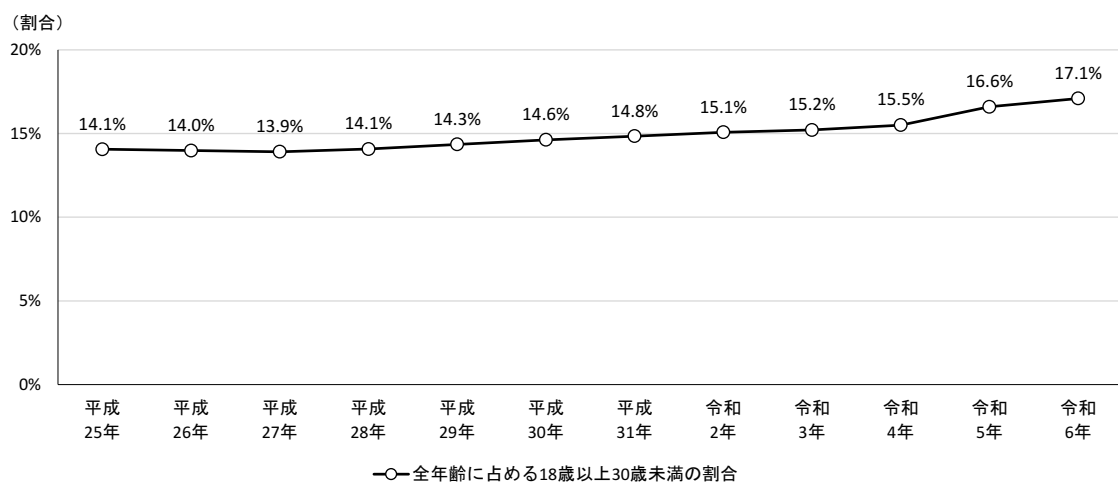
全年齢に占める18歳以上30歳未満の割合は、令和6年4月1日現在で17.1%となっています。

【墨田区における30歳未満人口の推移】



(各年4月1日現在)

【全年齢に占める18歳以上30歳未満の割合】



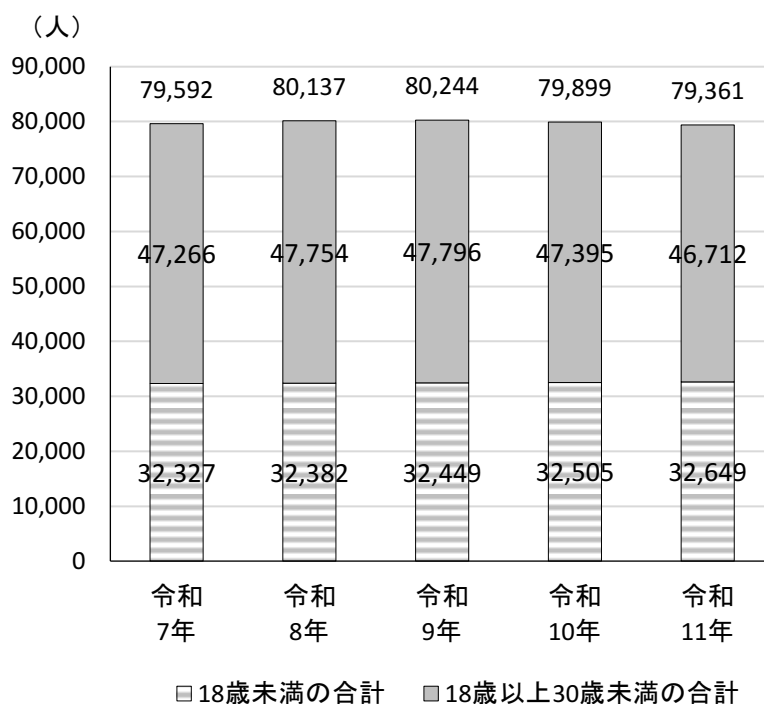
(各年4月1日現在)



(2) 18歳以上30歳未満の人口推計

【18歳以上30歳未満の人口の将来推計】

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～17歳計	32,327	32,382	32,449	32,505	32,649
18歳	1,850	1,774	1,820	1,885	1,836
19歳	1,836	1,987	1,901	1,949	2,016
20歳	2,037	1,977	2,136	2,042	2,089
21歳	2,201	2,134	2,070	2,233	2,133
22歳	2,792	2,829	2,729	2,634	2,827
23歳	3,430	3,392	3,423	3,288	3,162
24歳	4,277	4,063	4,005	4,027	3,855
25歳	5,062	4,934	4,674	4,593	4,604
26歳	5,592	5,701	5,543	5,237	5,133
27歳	6,026	6,125	6,232	6,048	5,703
28歳	6,131	6,452	6,548	6,651	6,445
29歳	6,032	6,386	6,715	6,808	6,908
18～29歳計	47,266	47,754	47,796	47,395	46,712



## 2 実態調査結果に見る若者の姿

### (1) 調査の概要

- 調査目的：墨田区内の若者が日頃どのような生活を営み、どのような意識を持っているかを把握することで、今後の若者支援施策を進める上での参考資料として、調査を実施したものです。
- 調査対象：墨田区在住の18歳から29歳（令和6年4月1日基準）を無作為抽出
- 調査期間：令和6年6月14日から令和6年8月2日まで
- 調査方法：郵送による配布、郵送及びWEBによる回収
- 回収状況：下記のとおり

配布数	有効回答数	有効回答率	備考
4,468	885	19.8%	紙回答：399件（45.1%） WEB回答：486件（54.9%）

### 1) ひきこもり群・一般群の定義

#### ①広義のひきこもり群の定義

本調査では、社会的自立に至っているかどうかに着目して、平成30年度調査と同様に（国が実施している「若者の生活に関する調査報告書」を引用）以下のように定義します。

- ふだんの外出頻度について、次のいずれかに回答した者で、かつ、その状態になってから6か月以上と回答した者
  - ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する
  - ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
  - 自室からは出るが、家からは出ない
  - 自室からほとんど出ない

から

- 上記の状態となったきっかけについて、「病気」又は「妊娠」と回答した者
- ふだん自宅でよくしていることについて、「家事・育児をする」と回答した者
- 現在の就労状況について、「専業主婦・主夫又は家事手伝い」と回答した者

を除いた者

#### ②ひきこもり親和群の定義

- 次の4項目について、すべて「はい」と回答した者、又は3項目に「はい」で1項目のみ「どちらかといえばはい」と回答した者
  - 家や自室に閉じこもっていて外に出ない人たちの気持ちがわかる
  - 自分も、家や自室に閉じこもりたいと思うことがある
  - 嫌な出来事があると、外に出たくなくなる
  - 理由があるなら家や自室に閉じこもるのも仕方がないと思う

から「広義のひきこもり群」を除いた者

### ③ひきこもり群の定義

本調査では、標本数の関係から「広義のひきこもり群」と「ひきこもり親和群」に該当する者を「ひきこもり群」として定義して集計しています。

### ④一般群の定義

回答者全体から「ひきこもり群」を除いた者で、ひきこもり群の抽出に関連する調査項目すべてに回答した者です。

## 2) インターネット依存者の定義

### ①インターネット依存者の定義

- インターネットの利用について、次の8項目のうち、5項目以上に「はい」と回答した者
- インターネットに夢中になっていると感じるか
  - 満足を得るために、ネットを使う時間を長くしていかなければならないと感じるか
  - 使用時間を減らしたり、やめようとしたりしたが、うまくいかなかったことが度々あったか
  - ネットの使用をやめようとした時、落ち込みやイライラを感じるか
  - 意図したよりも、長時間オンラインの状態にいるか
  - ネットのため、大切な人間関係、学校、部活のことを危うくしたことがあったか
  - 熱中しすぎていることを隠すため、家族や身近な人にうそをついたことがあるか
  - 嫌な気持ちや不安、落ち込みから逃げるためにネットを使うか

### ②インターネット非依存者の定義

回答者全体から「インターネット依存者」を除いた者で、インターネット依存者の抽出に関連する調査項目すべてに回答した者です。

### ③ひきこもり・インターネット依存者

#### 【ひきこもり群】

	回答者数	広義の ひきこもり群	ひきこもり 親和群	ひきこもり群
令和6年度調査	885人	16人 (1.8%)	104人 (11.8%)	120人 (13.6%)

#### 【インターネット依存】

	回答者数	インターネット 依存者
令和6年度調査	885人	141人 (15.9%)

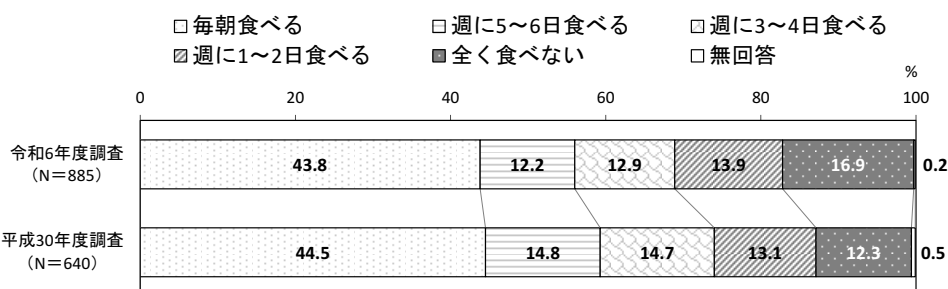
## (2) 調査結果

※ 回答は各設問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

### 1) 朝ごはんを食べる頻度について

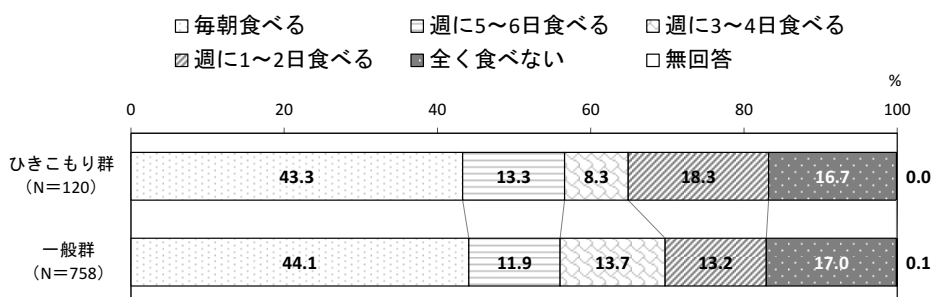
「毎朝食べる」の割合が43.8%と最も高く、次いで「全く食べない」の割合が16.9%となっています。

平成30年度調査と比較すると、他と比べて「週に3～4日食べる」の割合がやや減少し、「全く食べない」の割合がやや増加しています。



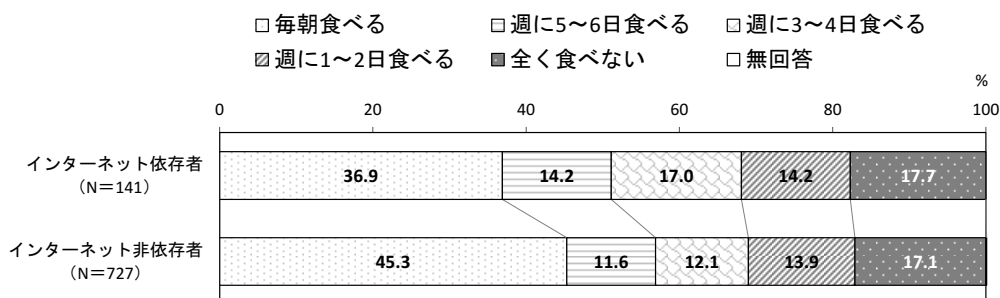
### 【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「週に1～2日食べる」の割合がやや高くなっています。



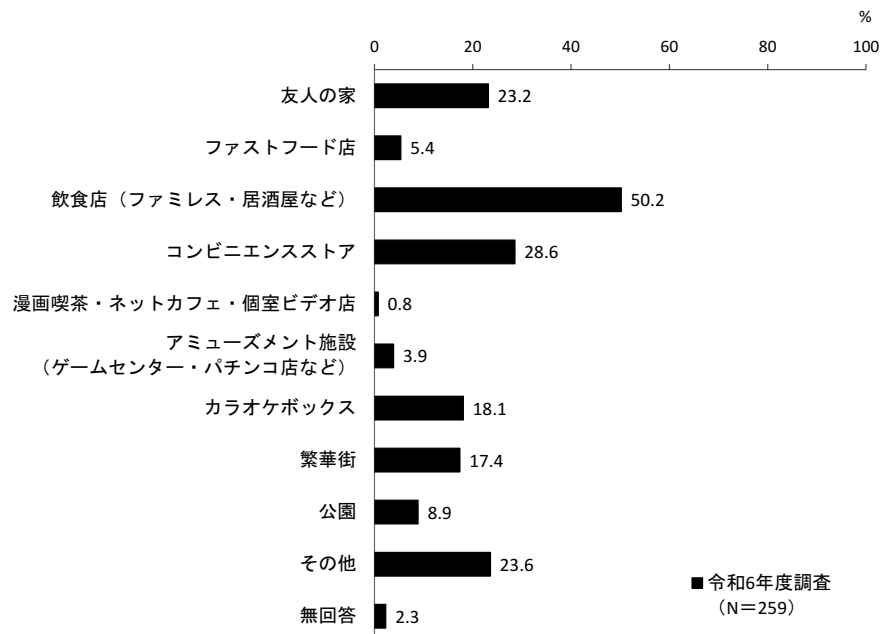
### 【インターネット依存別】

インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、インターネット依存者で「毎朝食べる」の割合が低くなっています。



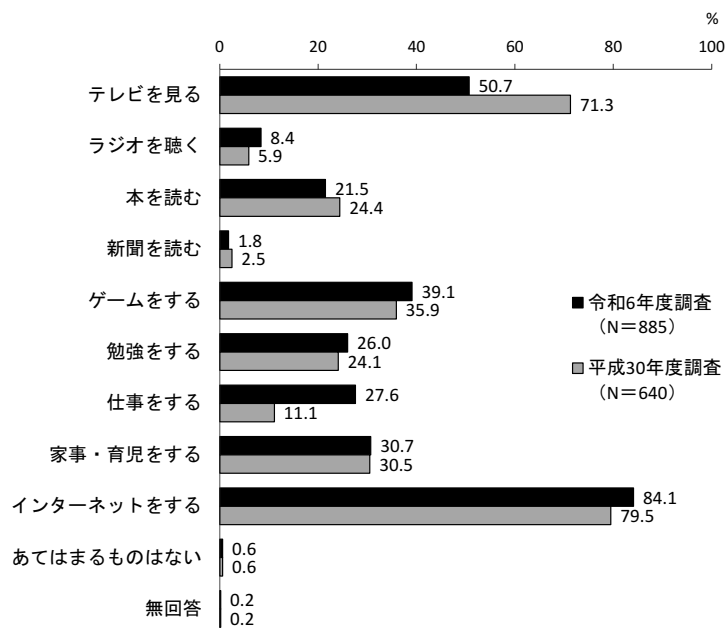
## 2) 夜間(午後10時～翌日午前4時)に外出する際にいる場所について

「飲食店(ファミレス・居酒屋など)」の割合が50.2%と最も高く、次いで「コンビニエンスストア」の割合が28.6%、「友人の家」の割合が23.2%となっています。



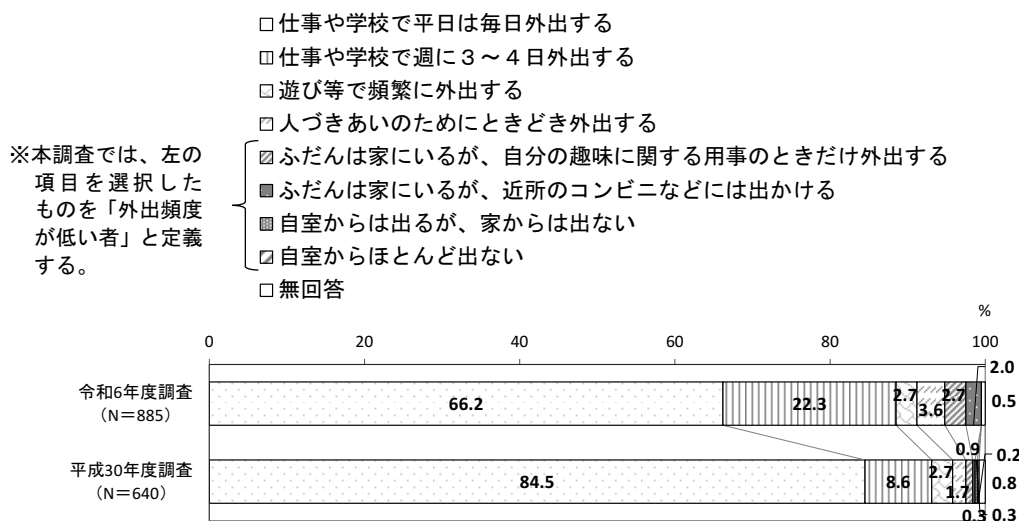
## 3) 自宅にいるときによくしていることについて

「インターネットをする」の割合が84.1%とも最も高く、次いで「テレビを見る」の割合が50.7%、「ゲームをする」の割合が39.1%となっています。



#### 4) 外出頻度について

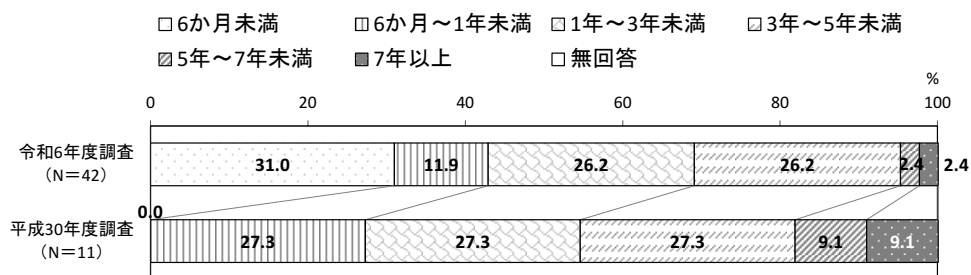
「仕事や学校で平日は毎日外出する」の割合が66.2%と最も高く、次いで「仕事や学校で週に3～4日外出する」の割合が22.3%となっています。



※ 以下5)～7)は、4)において「外出頻度が低い者」の回答となっています。

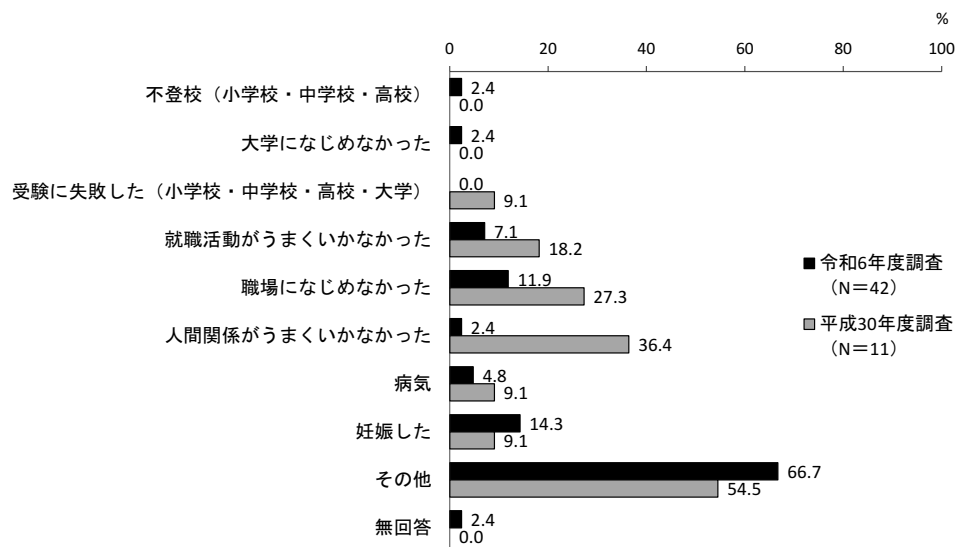
#### 5) 現在の状態（外出頻度が低い状態）になってからの期間について

「6か月未満」の割合が31.0%と最も高く、次いで「1年～3年未満」「3年～5年未満」の割合がともに26.2%となっています。



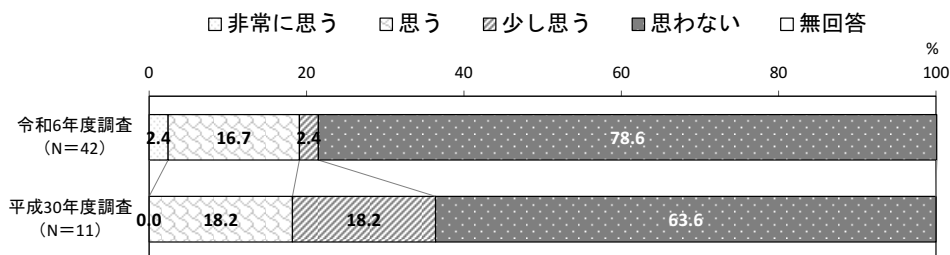
## 6) 現在の状態（外出頻度が低い状態）になったきっかけについて

「その他」の割合が 66.7%と最も高く、次いで「妊娠した」の割合が 14.3%、「職場になじめなかった」の割合が 11.9%、「就職活動がうまくいかなかった」の割合が 7.1%となっています。「その他」の意見としては、在宅勤務・テレワークのため、などが挙げられています。



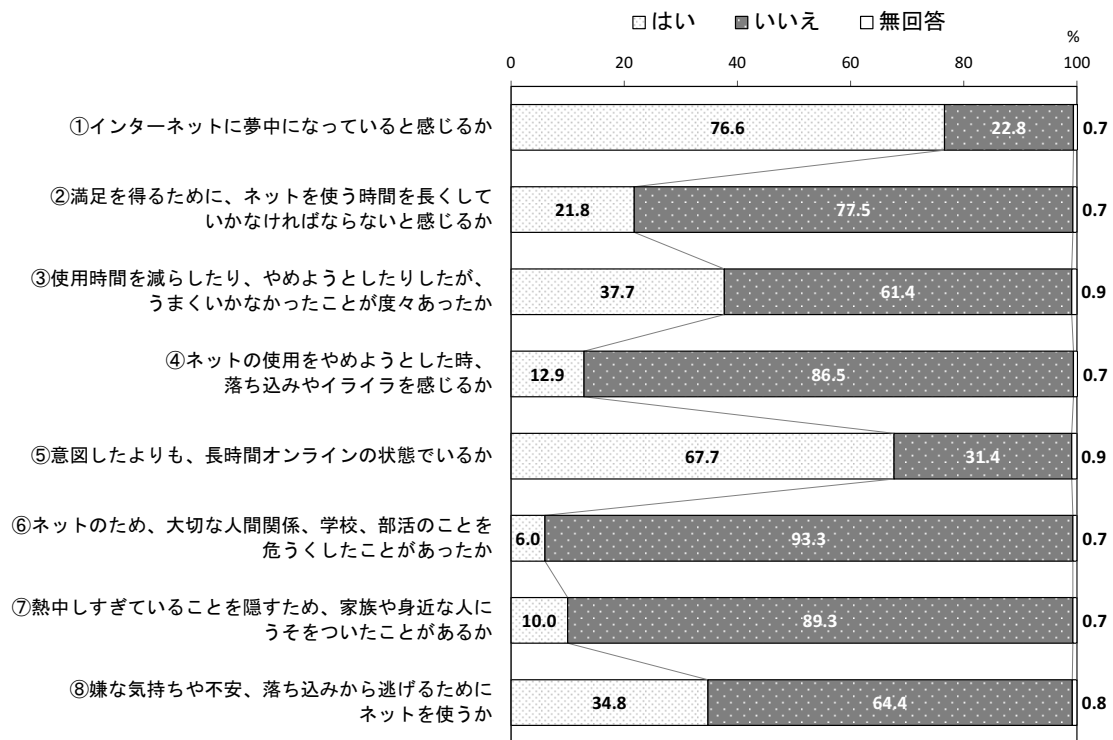
## 7) 現在の状態（外出頻度が低い状態）を関係機関に相談したいと思うかについて

「非常に思う」、「思う」と「少し思う」をあわせた“相談したいと思う”の割合が 21.5%、「思わない」の割合が 78.6%となっています。



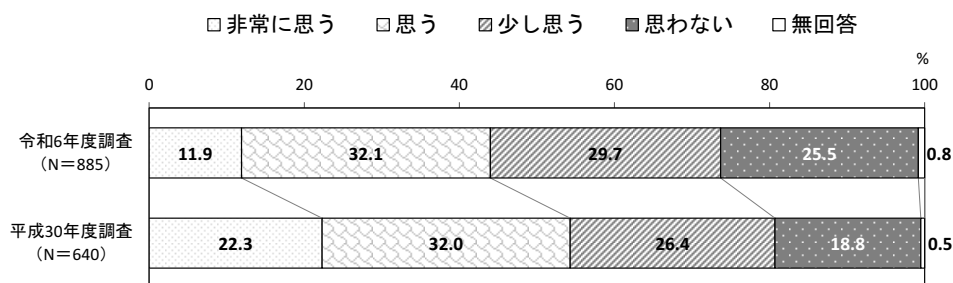
## 8) インターネットの利用状況について

「①インターネットに夢中になっていると感じるか」、「⑤意図したよりも、長時間オンラインの状態であるか」で「はい」の割合が6割を超えています。



## 9) 悩み事を誰かに相談したいと思うかについて

「思う」の割合が32.1%と最も高く、次いで「少し思う」の割合が29.7%となっており、「非常に思う」「思う」「少し思う」をあわせた“相談したいと思う”の割合が73.7%、「思わない」の割合が25.5%となっています。

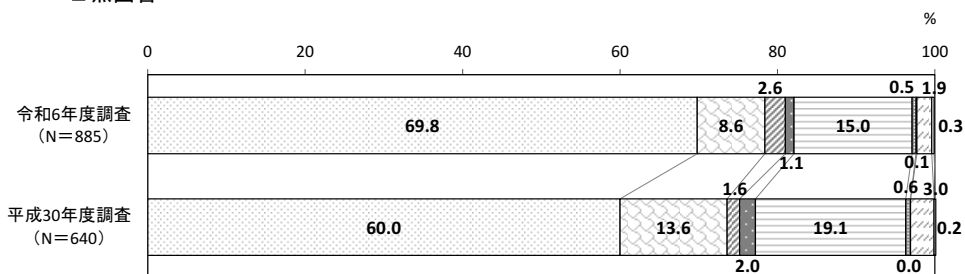




### 10) 現在の就労状況について

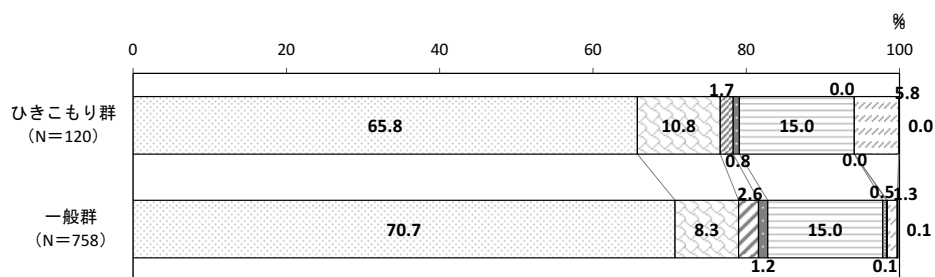
「勤めている（正社員）」の割合が69.8%と最も高く、次いで「学生（予備校生を含む）」の割合が15.0%、「勤めている（契約社員、派遣社員又はパート・アルバイト（学生のアルバイトは除く）」の割合が8.6%となっています。

- 勤めている（正社員）
- 勤めている（契約社員、派遣社員又はパート・アルバイト（学生のアルバイトは除く））
- 自営業・自由業
- 専業主婦・主夫又は家事手伝い
- 学生（予備校生を含む）
- その他
- 派遣会社などに登録しているが、現在は働いていない
- 無職
- 無回答



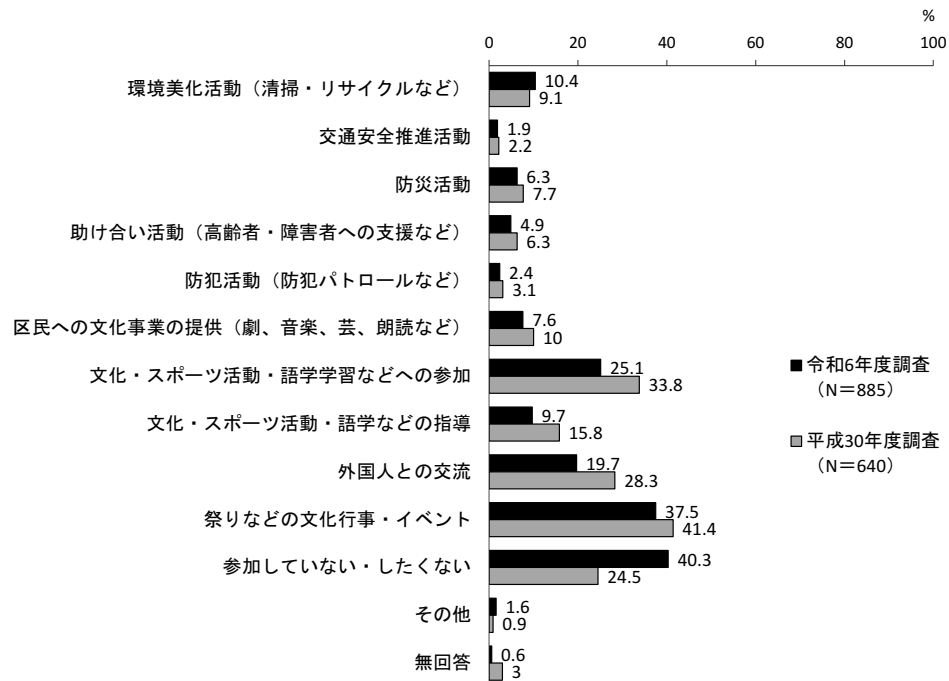
### 【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「勤めている（契約社員、派遣社員又はパート・アルバイト（学生のアルバイトは除く）」「無職」の割合が高くなっています。



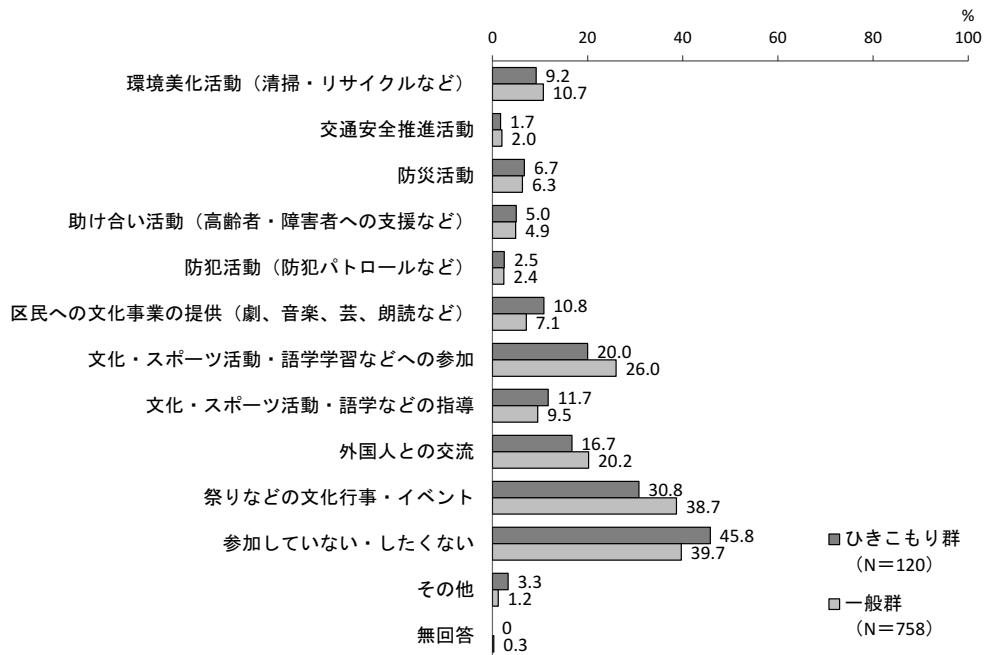
### 11) 実際に参加している地域活動、または参加してみたい地域活動について

「参加していない・したくない」の割合が40.3%と最も高く、次いで「祭りなどの文化行事・イベント」の割合が37.5%、「文化・スポーツ活動・語学学習などへの参加」の割合が25.1%、「外国人との交流」の割合が19.7%となっています。



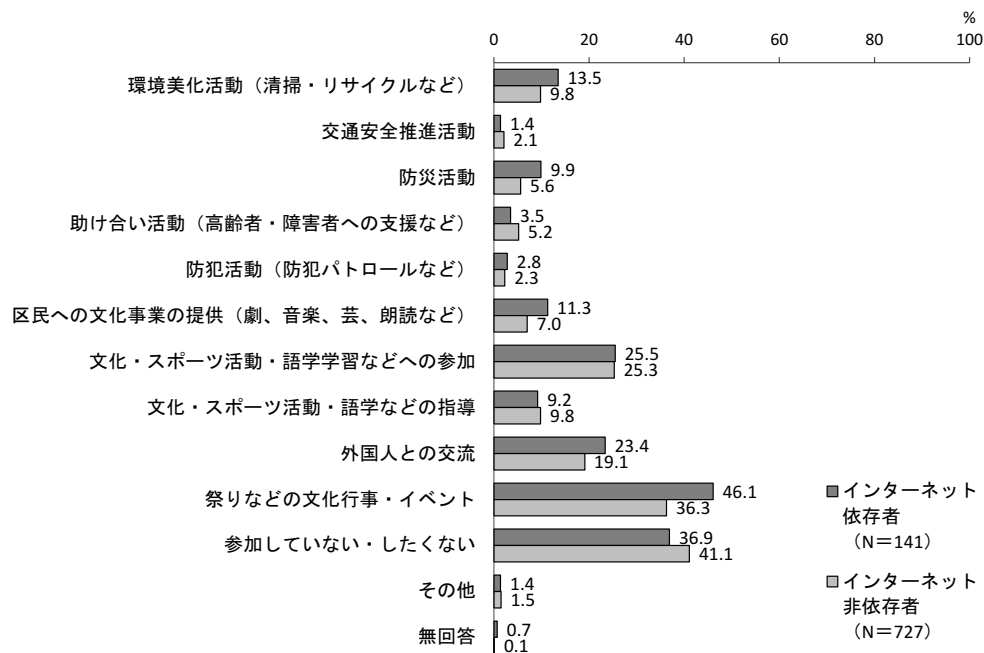
### 【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「参加していない・したくない」とともに「区民への文化事業の提供（劇、音楽、芸、朗読など）」の割合が高くなっています。



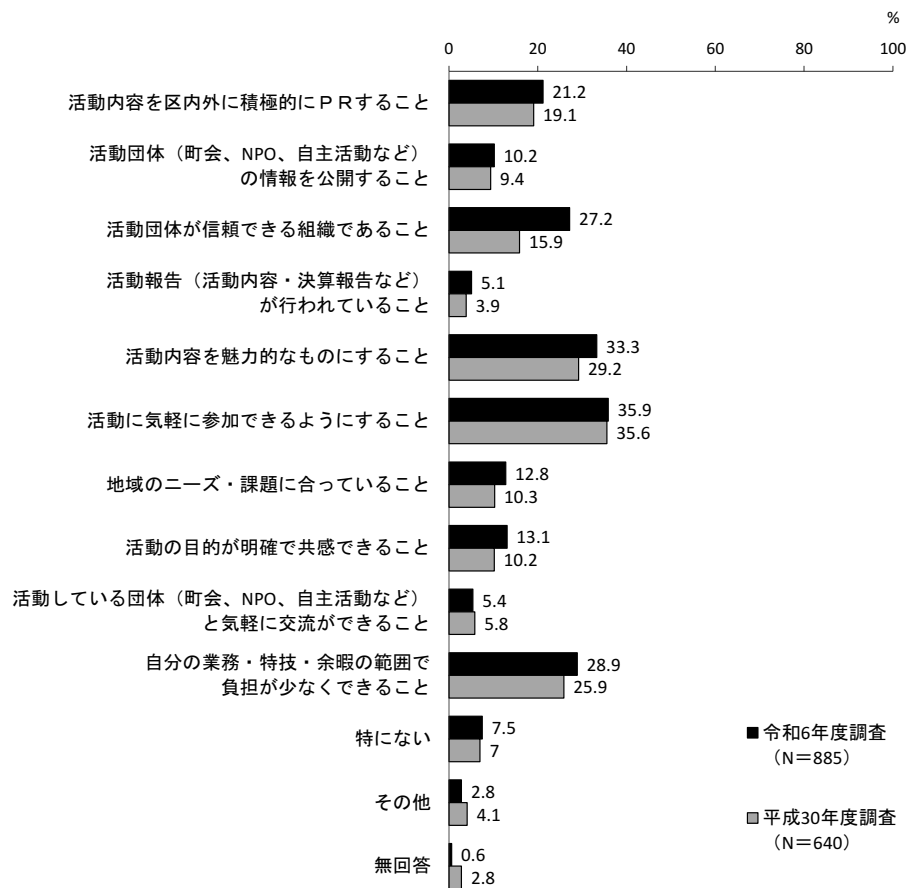
### 【インターネット依存別】

インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、インターネット依存者で「環境美化活動（清掃・リサイクルなど）」「防災活動」「区民への文化事業の提供（劇、音楽、芸、朗読など）」「祭りなどの文化行事・イベント」の割合が高くなっています。



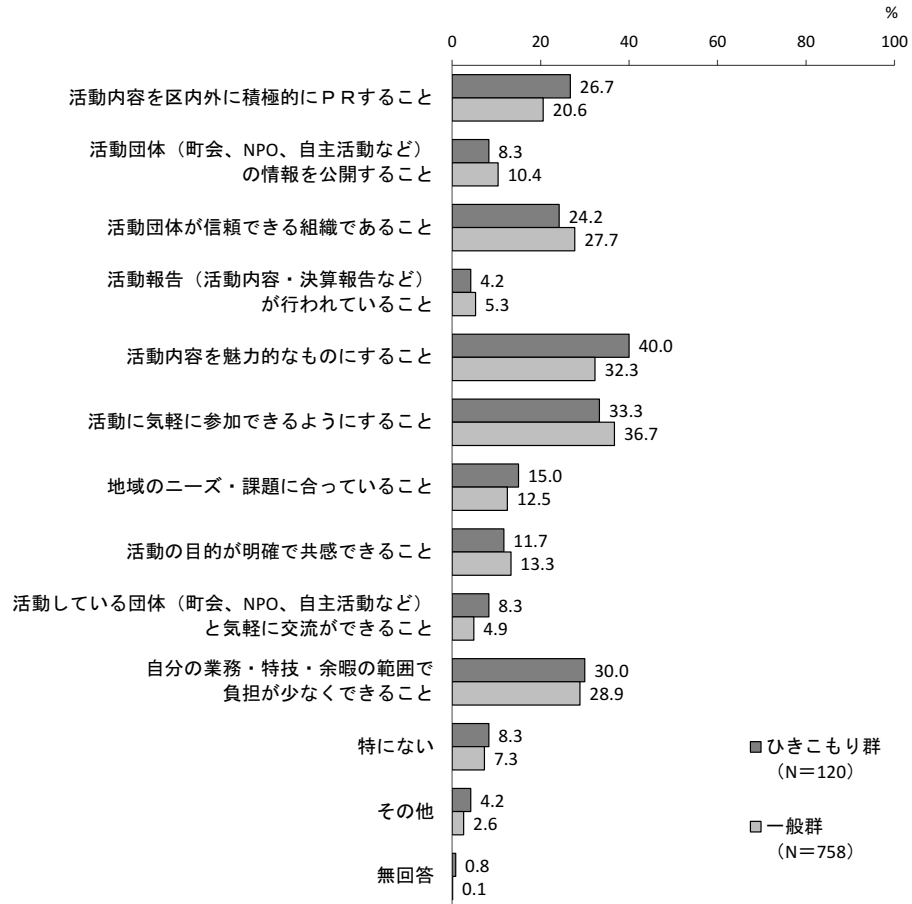
## 12) 地域活動に多くの人が参加するために必要なことについて

「活動に気軽に参加できるようにすること」の割合が35.9%と最も高く、次いで「活動内容を魅力的なものにすること」の割合が33.3%、「自分の業務・特技・余暇の範囲で負担が少なくできること」の割合が28.9%となっています。



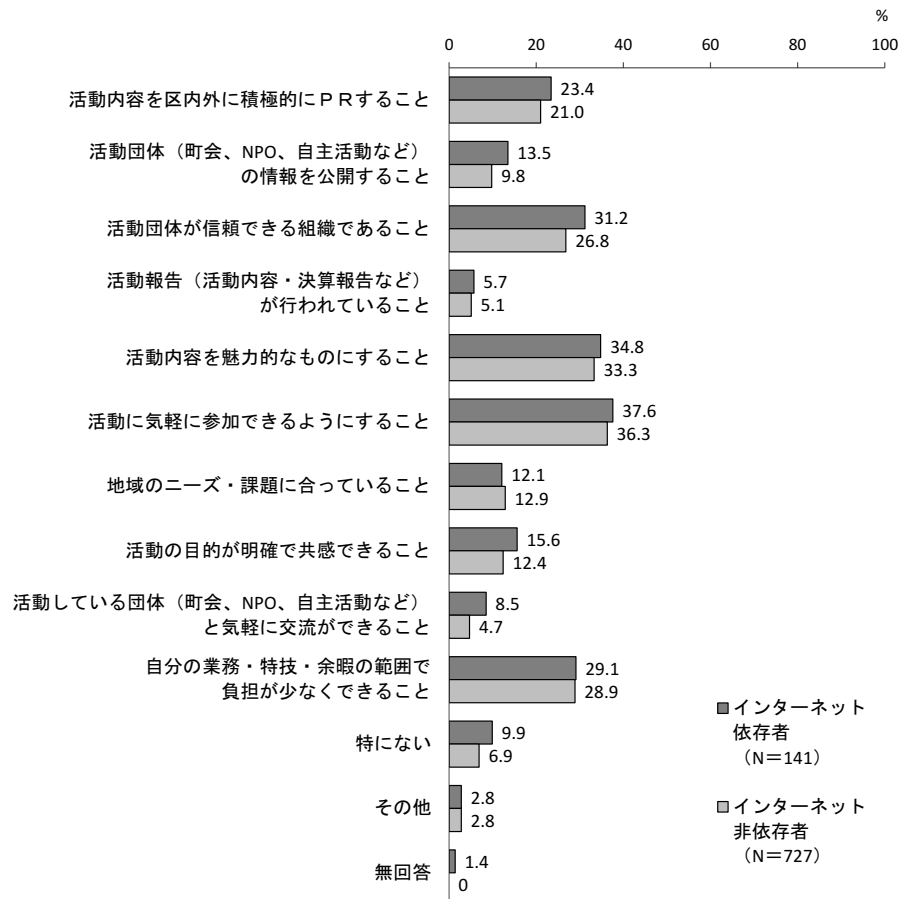
### 【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「活動内容を区内外に積極的にPRすること」「活動内容を魅力的なものにすること」の割合が高くなっています。



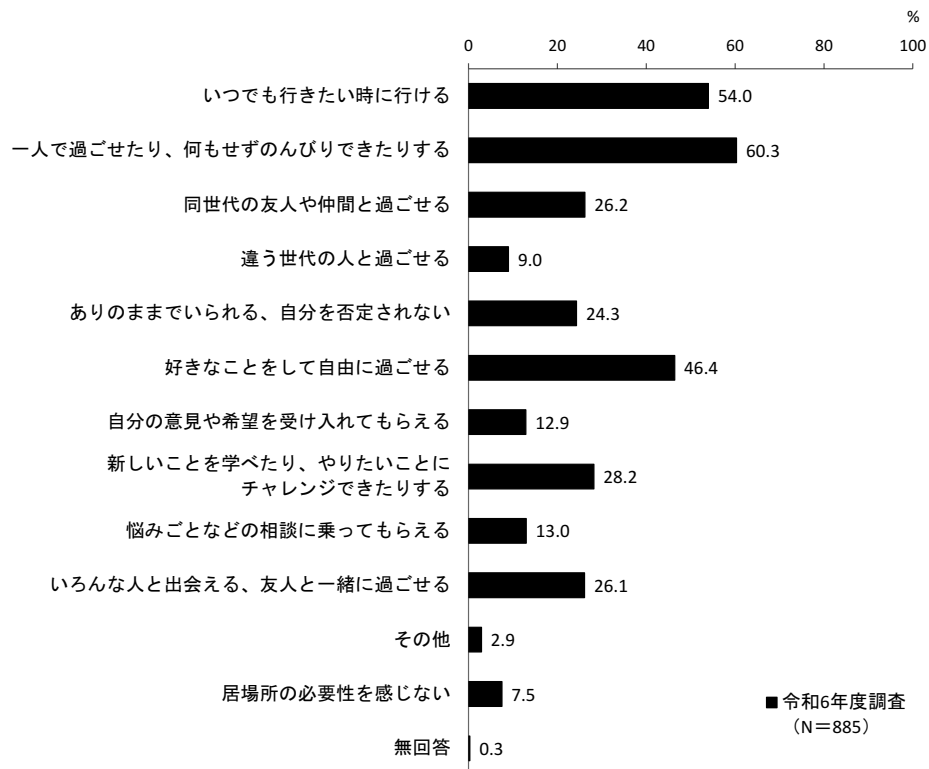
### 【インターネット依存別】

インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、全体的にインターネット依存者で割合が高くなっています。



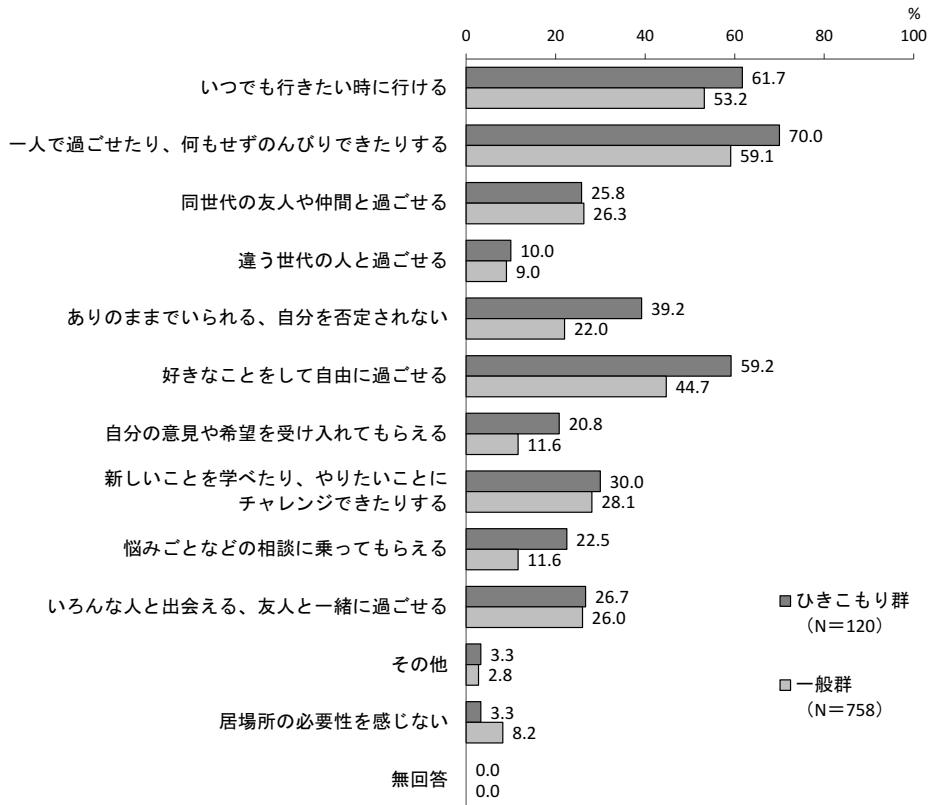
### 13) 仕事や学校、家庭などのほかにあればよいと思う居場所について

「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできたりする」の割合が60.3%と最も高く、次いで「いつでも行きたい時に行ける」の割合が54.0%、「好きなことをして自由に過ごせる」の割合が46.4%となっています。



### 【ひきこもり群別】

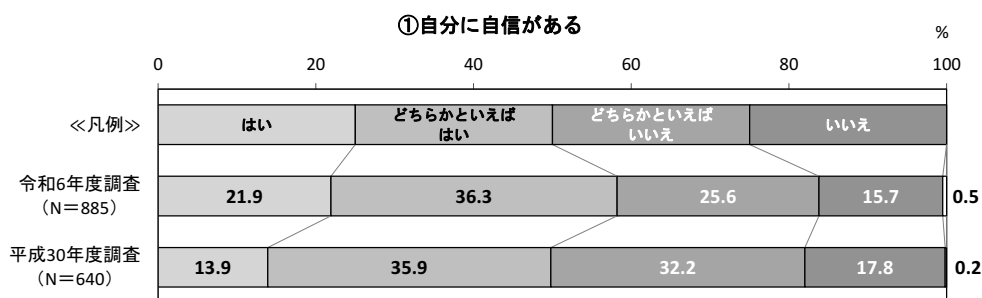
ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「いつでも行きたいときに行ける」「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできたりする」「ありのままにいられる、自分を否定されない」「好きなことをして自由に過ごせる」の割合が高くなっています。





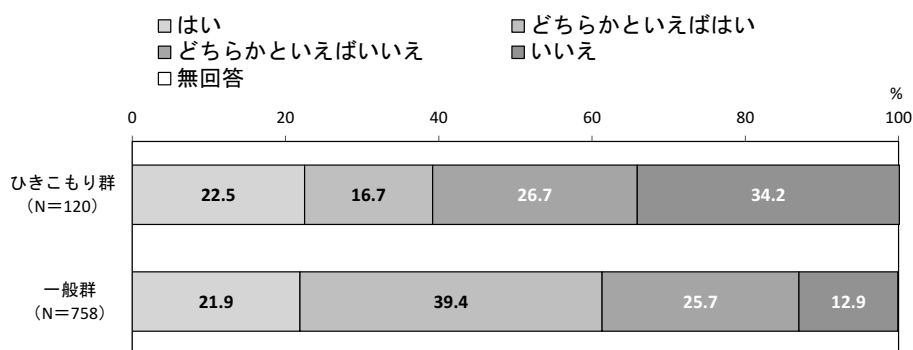
#### 14) 自分に自信があるかについて

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が58.2%、「どちらかといえ  
ばいいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が41.3%となっています。



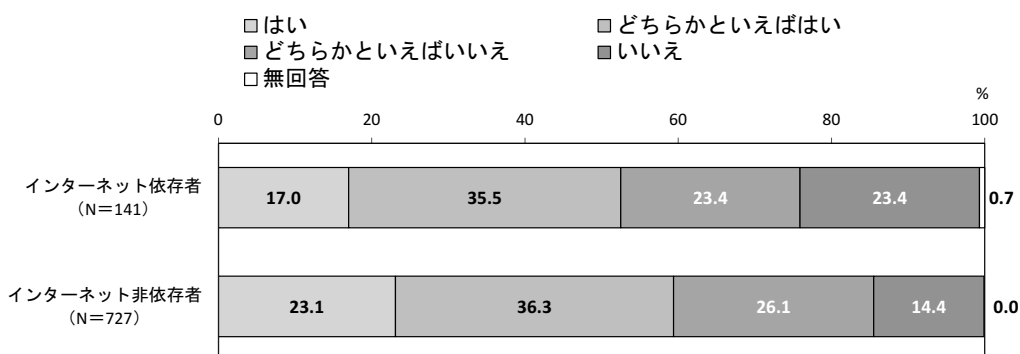
#### 【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で“いいえ”の割合が高くなっています。



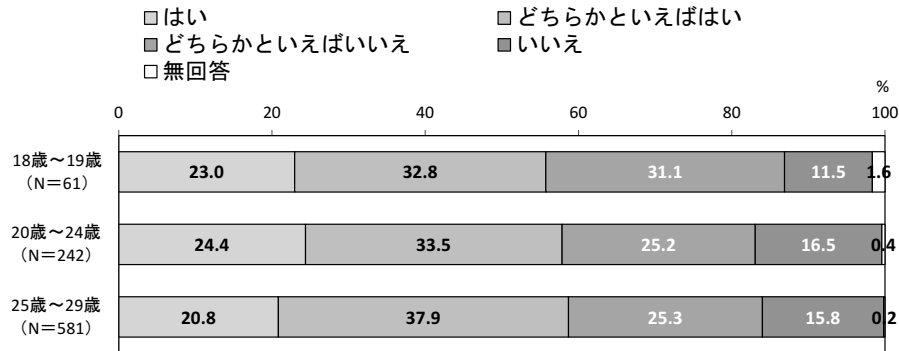
#### 【インターネット依存別】

インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、インターネット依存者で  
“いいえ”の割合が高くなっています。



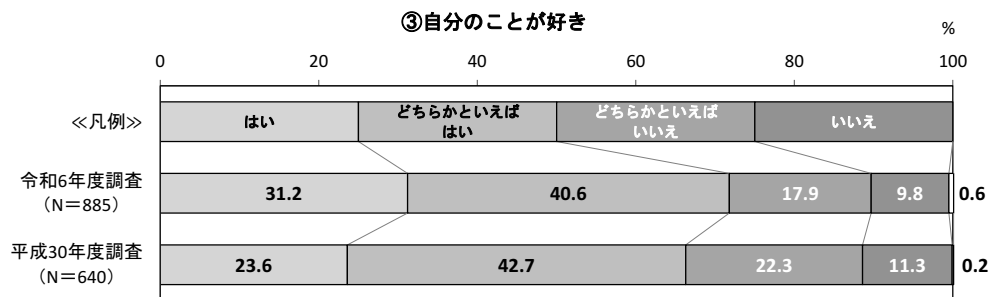
### 【年代別】

年代別でみると、「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合は、いずれの年代も50%を超えており、年代が上がるほど高くなっています。



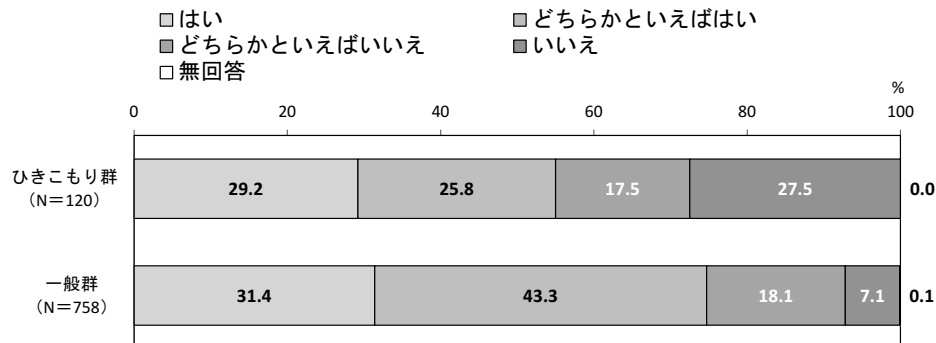
### 15) 自分のことが好きかどうかについて

「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合が71.8%、「どちらかといえはいえ」と「いいえ」を合わせた“いいえ”の割合が27.7%となっています。



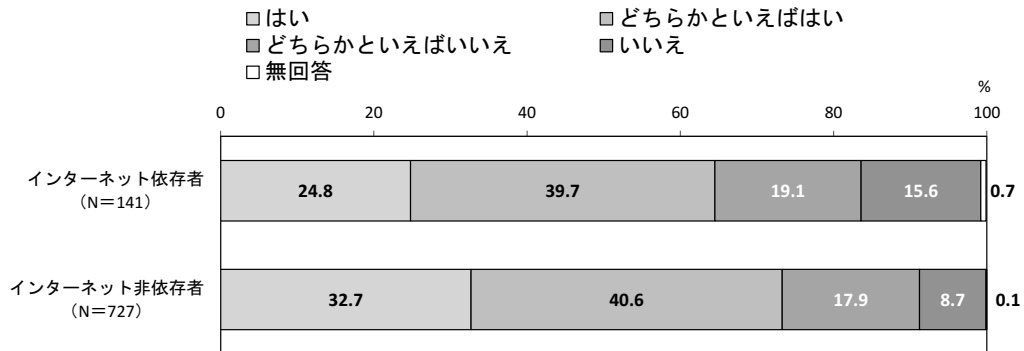
### 【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で“いいえ”の割合が高くなっています。



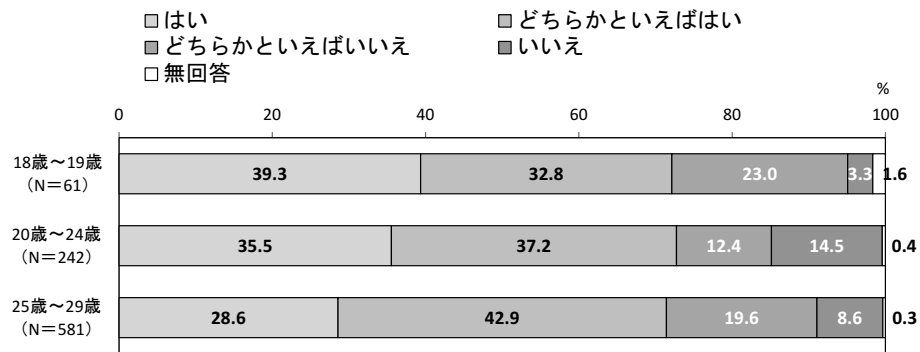
### 【インターネット依存別】

インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、インターネット依存者で“いいえ”の割合が高くなっています。



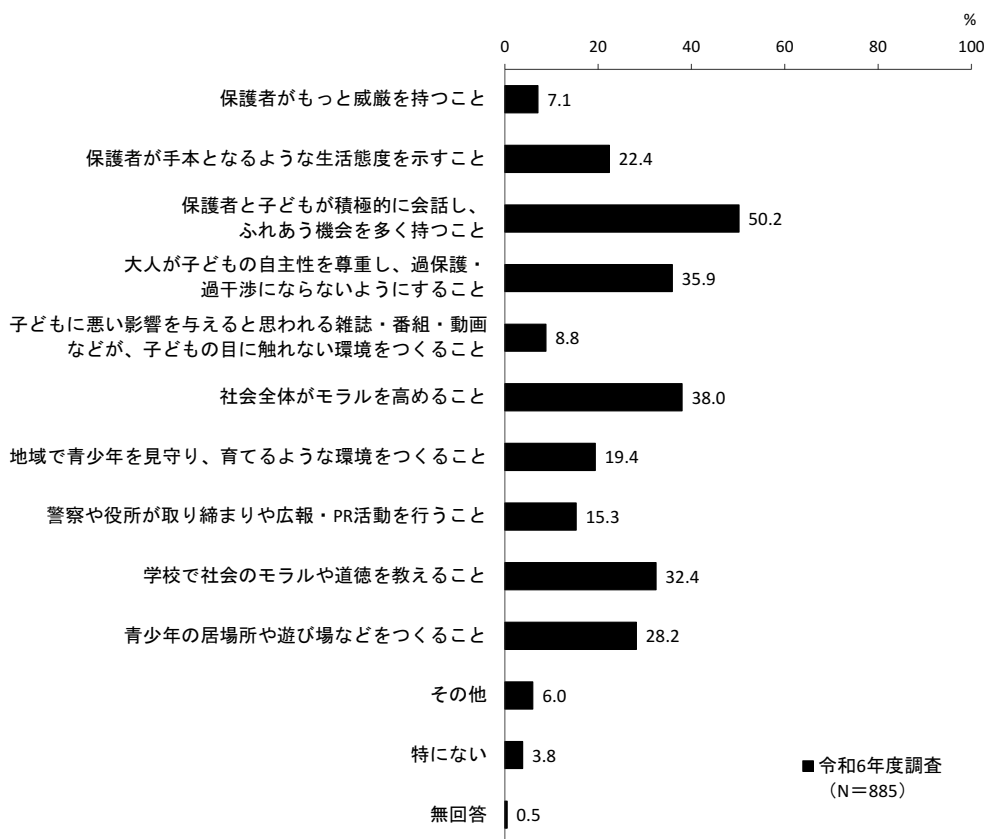
### 【年代別】

年代別でみると、「はい」と「どちらかといえばはい」を合わせた“はい”の割合は、いずれの年代も70%を超えています。



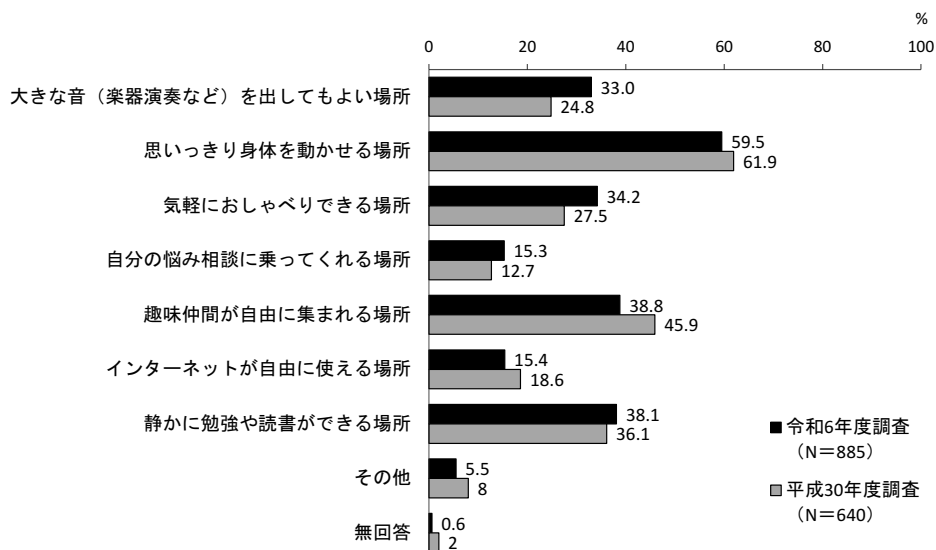
### 16) こどもや若者が犯罪や非行に巻き込まれないようにするために必要なことについて

「保護者と子どもが積極的に会話し、ふれあう機会を多く持つこと」の割合が50.2%と最も高く、次いで「社会全体がモラルを高めること」の割合が38.0%、「大人が子どもの自主性を尊重し、過保護・過干渉にならないようにすること」の割合が35.9%となっています。



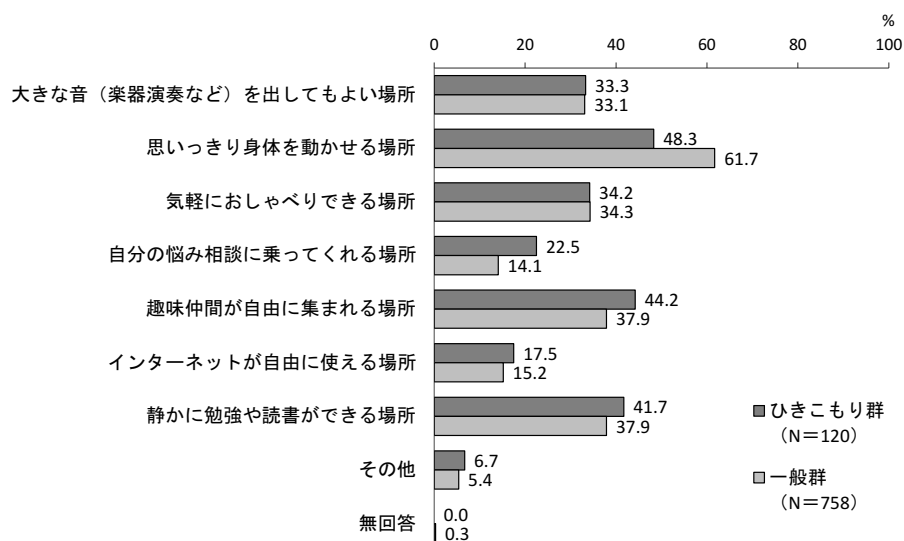
### 17) 墨田区にあればよいと思う若者向けの場所について

「思いっきり身体を動かせる場所」の割合が59.5%と最も高く、次いで「趣味仲間が自由に集まれる場所」の割合が38.8%、「静かに勉強や読書ができる場所」の割合が38.1%となっています。



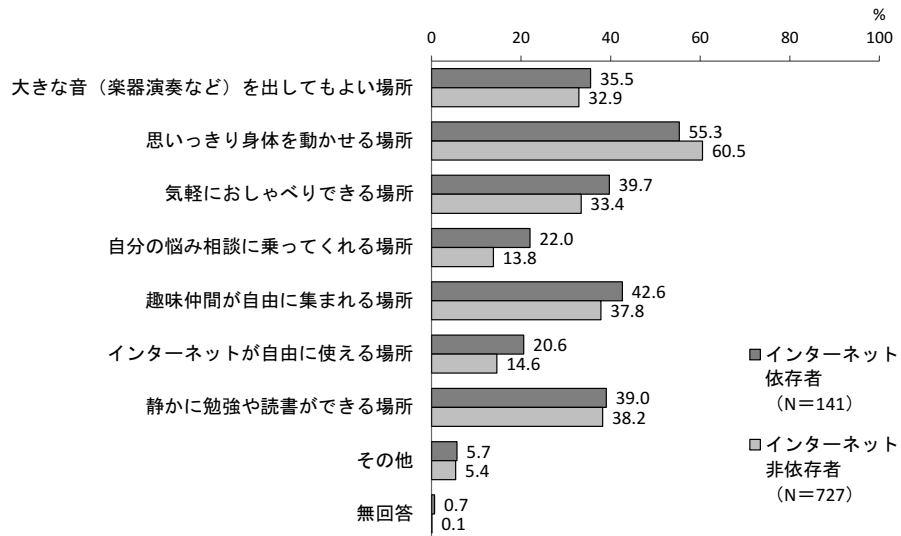
#### 【ひきこもり群別】

ひきこもり群別でみると、一般群に比べ、ひきこもり群で「自分の悩み相談に乗ってくれる場所」「趣味仲間が自由に集まれる場所」「静かに勉強や読書ができる場所」の割合が高くなっています。



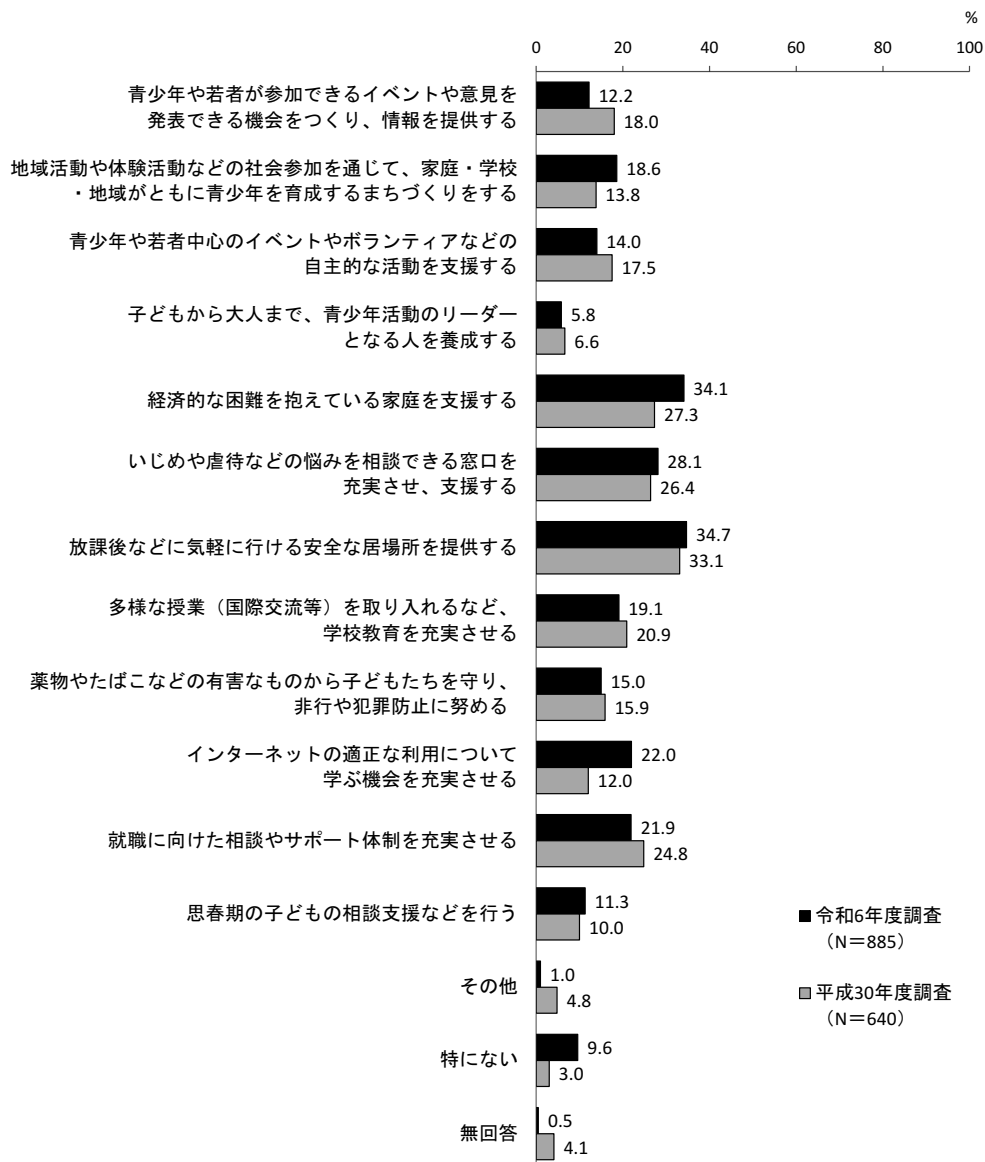
### 【インターネット依存別】

インターネット依存別でみると、インターネット非依存者に比べ、インターネット依存者で「気軽におしゃべりできる場所」「自分の悩み相談に乗ってくれる場所」「趣味仲間が自由に集まれる場所」「インターネットが自由に使える場所」の割合が高くなっています。



### 18) 墨田区が取り組む青少年や若者の施策に望むことについて

「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」の割合が34.7%と最も高く、次いで「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」の割合が34.1%、「いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口を充実させ、支援する」の割合が28.1%となっています。



### 3 若者を取り巻く現状・課題

こども大綱によると、これまでのこども関連3大綱を踏まえた課題認識の一つとして、令和3年4月に示された子供・若者育成支援推進大綱に関して、社会全体の状況としては、こどもの自殺などの生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化、低いウェルビーイング、格差拡大への懸念、SDGsの推進、多様性と包摂性ある社会の形成、リアルな体験とDXの両面展開、成年年齢の引下げ等への円滑な対応などへの指摘が示されています。

また、若者が過ごす場ごとの状況としては、世帯構造の変化、貧困、ひきこもり、家族観の変化といった家庭をめぐる課題や、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題、インターネット利用の拡大による弊害といった情報通信環境をめぐる課題、ニートなどの就業をめぐる課題への指摘が示されています。

区においては、令和6年度墨田区青少年対策基本方針（令和6年7月）で、青少年をめぐる問題は、核家族化の進行、情報化社会の進展等を背景に複雑化・深刻化しており、インターネットの長時間利用によるネット依存やSNSなどをきっかけとしていじめや性被害、また、闇バイトから犯罪に巻き込まれるトラブル、薬物乱用などが社会問題となっていると示唆されています。また、薬物に絡む重大事故の発生や乱用、若者の貧困、ヤングケアラーとなることによる生活等への支障、さらに、成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、社会経験や知識等が少ない若者をターゲットにした消費者被害の拡大への懸念とともに、新型コロナウイルス感染症のさまざまな制限からの解放も相まって、若者を取り巻く社会環境の変化は激しさを増し、さまざまな問題として現れてきていることが挙げられています。

令和6年度に実施した墨田区若者実態調査結果をみると、ひきこもり群は13.6%、インターネット依存者15.9%と、前回調査時（平成30年度）よりもいずれも割合は高くなっており、上記に示すとおり、ひきこもりやインターネット依存の課題が深刻化しつつある状況ともいえます。

一方、若者のウェルビーイングにつながる自己肯定感として、「自分に自信がある（58.2%）」と「自分のことが好き（71.8%）」という意識の割合は、いずれも前回調査時よりも上昇しており、今後もそれらを高めていくことを継続して進めていくことが求められます。

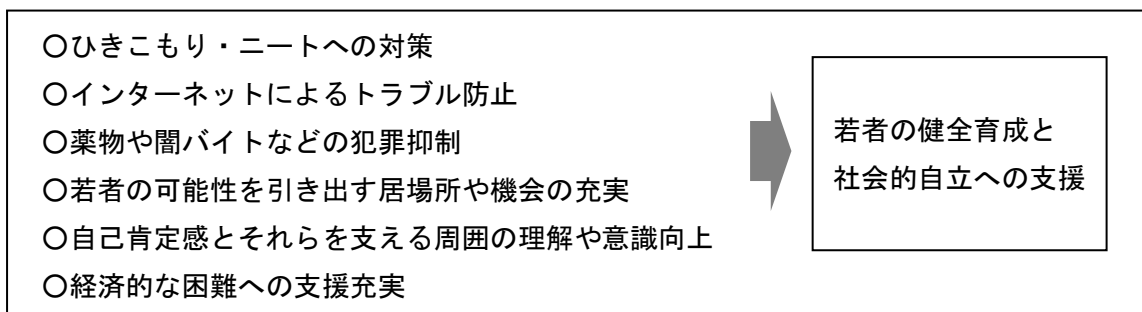
加えて、日頃の生活において求める居場所として、のんびりできる場所や行きたい時に行ける場所、好きなことをして自由に過ごせる場所など、気軽に行ける安全な居場所づくり（34.7%）が求められているほか、経済的困難への支援（34.1%）も課題の大きな一つとなっています。



また、墨田区子ども・若者計画改定専門委員会においても、ひきこもりへの対策のほか、薬物や闇バイトなどの犯罪増加への懸念が挙げられています。

加えて、若者の自主的な活動やチャレンジを後押しできる場や機会を通して、若者それぞれの可能性を引き出すことの重要性も問われており、そのための環境や機会づくりとともに、それらをサポートする周囲の理解や意識の醸成も課題となっています。さらに、若者の社会的自立に向けた経済的な困難への支援なども課題として挙げられています。

#### ■若者を取り巻く重点課題



## 第3章 基本目標と基本方針

### 1 基本目標

墨田区若者計画は、墨田区こども計画の基本理念のもと、めざす姿「こどもまんなかすみだの実現」に向けて、こども大綱を踏まえ、基本目標を以下のとおりとします。

《基本目標》

**全ての若者が社会的自立を  
果たすことができる**

本計画においてはこの「社会的自立」を、「自己表現ができる、あるいは自己肯定感を高めることができる場所や機会を得て、ウェルビーイングを生涯にわたって持続させること」と定義付けます。

ウェルビーイングとは「個人や社会の良い状態」のことですが、こども大綱では、「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態」とさらに踏み込んで表現しています。そして、その状態は、一人ひとり千差万別のものであります。

社会的自立を果たした若者は、そうしたことを踏まえた上で、社会で多くの人と関わり合いながら、自分の意思を持って目標を達成でき、よりよい社会を形成していく一員として、あるいはよりよい自分自身を追求していく個人として、暮らし続けている状態となっています。

## 2 基本方針

基本目標「全ての若者が社会的自立を果たすことができる」社会の実現に向けて、4つの基本方針を掲げ、若者施策を展開していきます。

### 基本方針1 若者の健やかな成長に向けた支援を推進します

[方向性]

- (1) 基本的な生活習慣の形成
- (2) 健康づくりやスポーツ活動の推進
- (3) 心身の健康保持の支援

### 基本方針2 若者の豊かな人間力と社会を生き抜く力の育成を応援します

[方向性]

- (1) 多様な居場所づくりや体験の機会の充実
- (2) 若者の地域活動や社会参加の推進
- (3) 職業的自立の支援

### 基本方針3 若者一人ひとりの状況に応じた支援を推進します

[方向性]

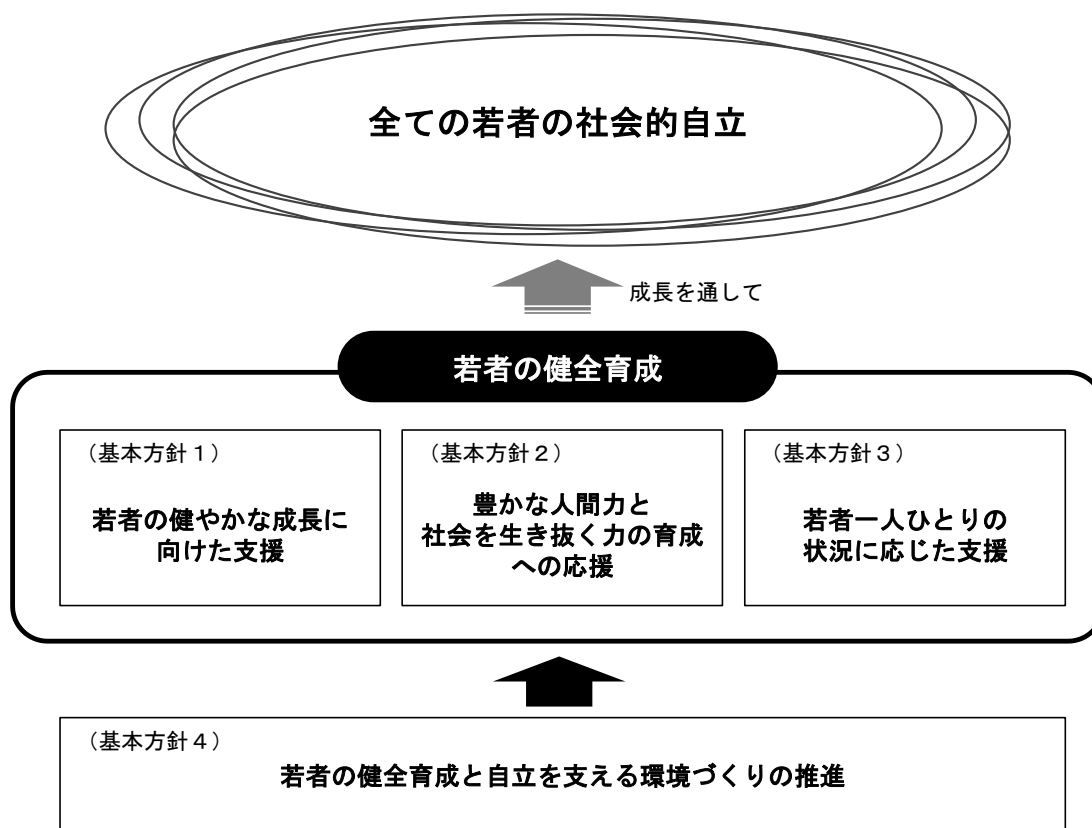
- (1) 障害のある若者への支援
- (2) 若年無業者（ニート）・ひきこもり対策
- (3) 生活困窮家庭や若者の貧困の対策
- (4) 若者の自殺対策
- (5) さまざまな悩みを持つ若者に対応した支援

### 基本方針4 若者の健全育成と自立を支える環境づくりを推進します

[方向性]

- (1) 非行・犯罪への対策
- (2) 社会全体で若者を見守る仕組みの充実
- (3) 若者が安全安心に暮らせる環境づくり
- (4) 若者への積極的な情報発信・情報共有

■基本目標に対する基本方針の関係イメージ



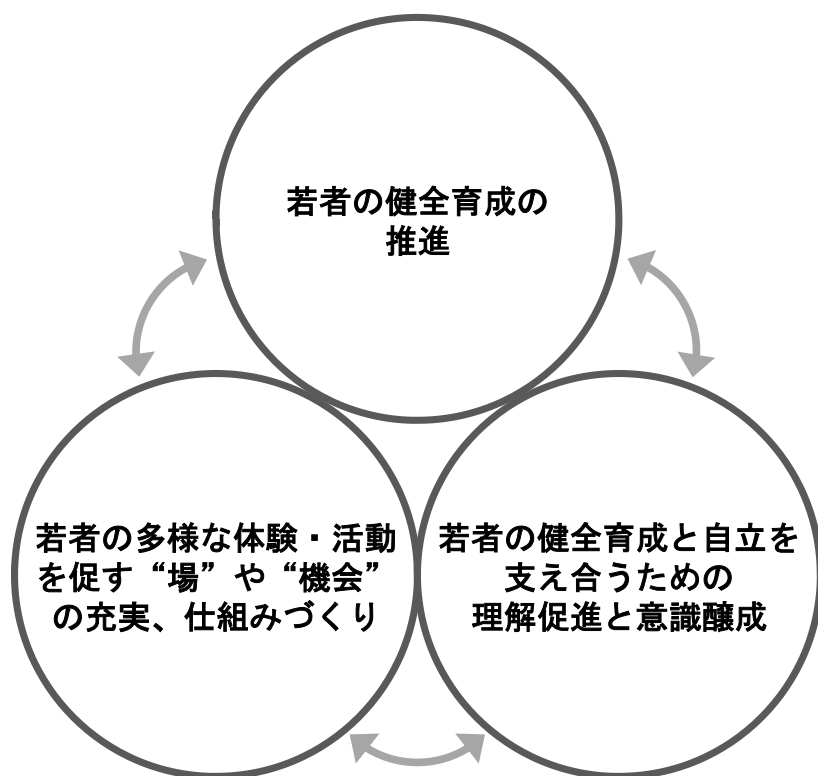
### 3 施策を推進する視点

昨今の若者を取り巻く現状を背景に、ひきこもりやニート対策、インターネットトラブルや身近に迫る犯罪への対策のほか、一人ひとりの成長を通して社会的自立につなげるための、若者の居場所やチャレンジできる場と機会の創出、さらには、若者を支える大人や地域社会の理解促進、自立に向けた経済的支援等が重要課題となっています。

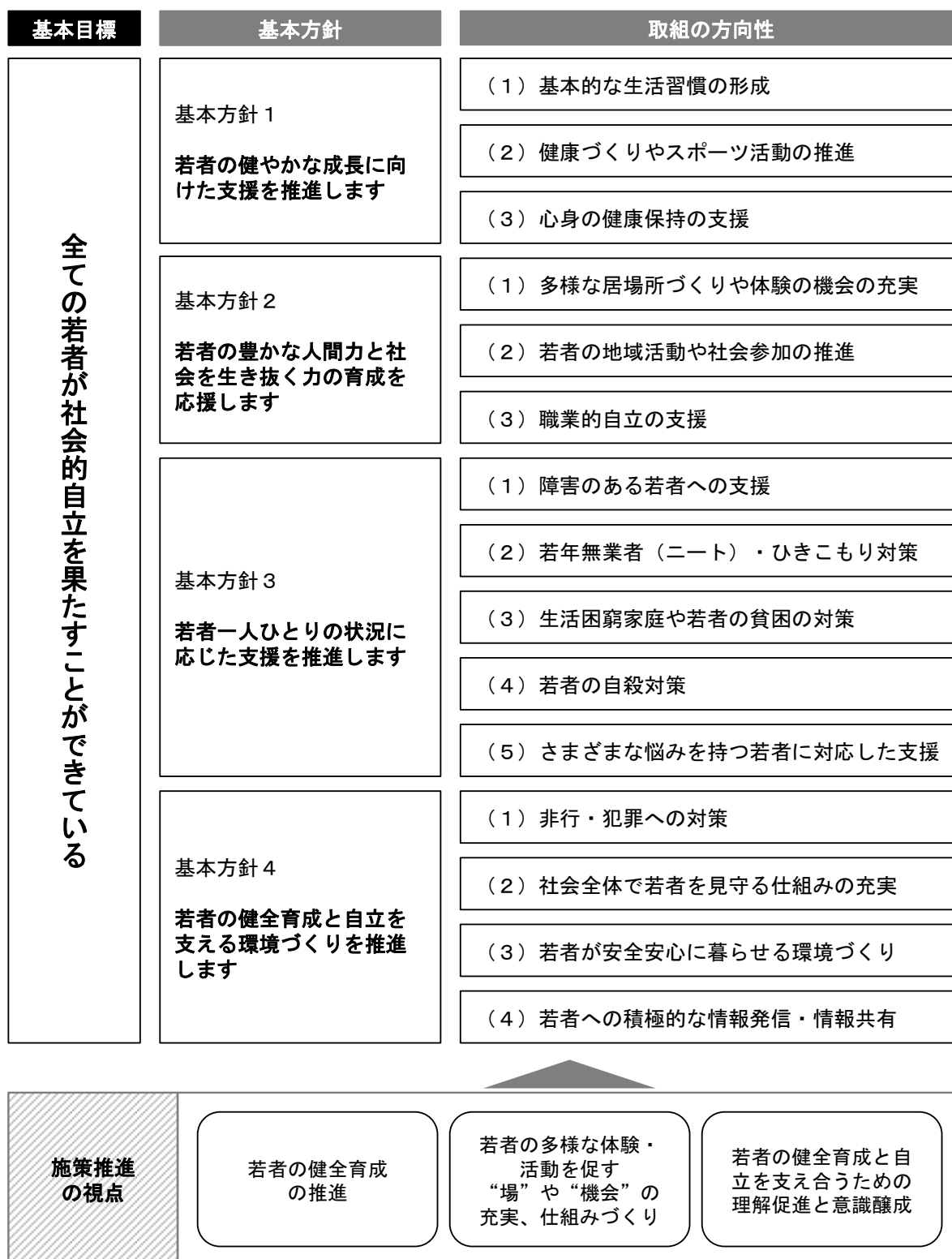
そこで、全ての若者の社会的自立をめざすため、健康づくりや豊かな人間性の醸成など、若者の健全育成の視点がまず必要です。

加えて、それら若者の健全育成を図るための、多様な体験や交流、活動できる場と機会の充実、そして、若者のチャレンジを見守り、支える周囲の理解向上や意識醸成が重要となります。

本計画では、基本目標の実現に向けた基本方針及び施策を推進していく上で、以上の視点を持って進めていきます。



## 4 施策の体系



## 第4章 基本目標の実現に向けた取組

### 基本方針 1

若者の健やかな成長に向けた支援を推進します

#### 現状と課題

- 食や生活に関する価値観やライフスタイルの多様化が進み、利便性、簡便性が求められる一方、朝食欠食や不規則な食事などが原因と考えられる生活習慣病の増加が問題となっています。令和6年度墨田区若者実態調査（以下「実態調査」という）においても、週4日以上朝食を欠食が30.8%と前回調査時より増えているとともに、区平均21.7%（「健康」に関する区民アンケート調査(令和2年3月)）から大きく上回っています。

「健康」に関する区民アンケート調査によると、食育に対する認知は、全体(57.8%)に対して特に20代男性が低く(36.0%)なっています。

食に関する知識を身に付け、健全な食生活を実践することにより、生涯にわたって「食べる力」を「生きる力」へと育むことが重要です。また正しい食習慣とともに、ストレスやライフスタイルの乱れからくるリスクについても正しく理解する必要があります。

- 「健康」に関する区民アンケート調査によると、1日30分以上の汗ばむ運動に対して、20代男性では最低1日以上運動をしている割合が5割以上となっている一方で、20代女性は運動していないが7割以上となっており、女性の若者の運動不足の傾向がうかがえます。

若者の健やかな成長には、性別や年齢・障害の有無などに関わらず参加できるスポーツや地域の活動を通して、体の健康はもちろん、心の健康増進、さらに他者との交流体験を重ねることでのさまざまな感情を味わい、心身ともに成長していくことが重要です。

- 若者たちにとって、SDGs 17の目標にもある「ジェンダー平等」は、より身近な社会問題となっています。日本労働組合総連合会の調査によるとZ世代の約9割が社会課題に関心があると答え、その中でも「ジェンダーにもとづく差別」は上位になります。社会における性的マイノリティの生きづらさは、日常的な違和感をはじめ、自身の自己肯定感を低くする要素となる可能性もあることから、ライフプランやアイデンティティへの不安にもつながっています。今後、社会の仕組みの変化と、若者の意識や行動の相乗効果が、ジェンダーギャップの解消につながっていくことが期待されます。

### (1) 基本的な生活習慣の形成

- ・ 「みんなが笑顔で楽しい食環境を通じて豊かな人生を送る」ことを目標に、ライフステージに合わせた食育事業を実施します。
- ・ 健康づくりに対する知識の普及や、健康管理・生活習慣病予防に役立てるための検診を実施します。

#### 【計画事業】

- ◇食育の推進 [事業番号 38]
- ◇食育推進事業 [事業番号 39]
- ◇栄養指導 [事業番号 40]
- ◇健康診査 [事業番号 267]

### (2) 健康づくりやスポーツ活動の推進

- ・ スポーツを通して、健康的な体づくりはもちろん、ストレスの軽減、自己肯定感の向上、集中力や注意力の醸成、チームワークや社交性の発展、忍耐力と向上心の養成など、心の健康増進も促します。

#### 【計画事業】

- ◇健康づくりのための普及啓発 [事業番号 41]
- ◇区立スポーツ施設整備運営事業 [事業番号 42]
- ◇スポーツ振興事業 [事業番号 46]
- ◇区民健康スポーツデー [事業番号 47]
- ◇総合型地域スポーツクラブ自立支援 [事業番号 48]
- ◇健康づくりのための環境整備 [事業番号 64]
- ◇スポーツ推進委員の活動 [事業番号 145]

### (3) 心身の健康保持の支援

- ・ 性別を理由に不自由することなく、自分の存在を誇りに思うことができ、また他者と互いに尊重し合える人間性を育みます。

#### 【計画事業】

- ◇男女共同参画に関する各種啓発の取組 [事業番号 50]
- ◇若年層に向けた男女共同参画意識の醸成 [事業番号 71]
- ◇リプロダクティブヘルス推進事業 [事業番号 72]



## 現状と課題

- 令和5年度の「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査」において、協調的幸福感の幸福度は、日本では13～15歳が最も高く、年齢があがるにつれて低下し、25～29歳の群で最も低くなるという結果が出ています。また、いずれの年齢層でも自己肯定感との相関が最も高いことから、人生で行っていることへの価値を感じるかどうか、生活満足度や将来の展望などの価値につながるものがうかがえます。

実態調査によると、若者の自由な時間を過ごす場所としては自分の家のほか、カフェや飲食店、商業施設が主となっている中、求める居場所としては、行きたいときに行ける、のんびりできる、自由に過ごせる、やりたいことにチャレンジできる、といったものが多く挙げられています。

そのため、若者が安定した居場所を持ち、自分の将来を切り拓くことができると感じられる環境づくり、さらには、社会関係や価値観を育む場や機会が大切になります。若者それぞれがサポートを受けながら、仲間をつくり、将来への意欲を育むことができる機会、また多様性を認識する場の機会をつくることが求められています。

- 実態調査において、実際に参加している、または参加してみたい地域活動について「祭りなどの文化行事・イベント」が37.5%、「文化・スポーツ活動・語学学習などへの参加」が25.1%となっている一方で、「参加していない・したくない」が40.3%となっています。また、地域活動に多くの人に参加するために必要なこととしては、「気軽に参加できること」「活動内容の魅力化」「負担が少なくできること」などが上位に挙げられています。地域コミュニティの活性化に対しても、若者が地域活動へ参加しやすい仕組みづくりが求められています。
- 非正規や定収入が見込めない若者が増え、自身を取り巻く環境が不安定で、賃金がなかなか上がらない経済状況を生きている若者も少なくありません。その反面、少子高齢化により労働力の減少が見込まれる中で、若者が社会の担い手として活躍することも求められています。若者の就労や社会貢献に対する意識や能力を育み、自己の職業適性や将来の設計について主体的に考えられるようにするなど、次代を担う若者を望ましい雇用環境へ誘う必要があります。こうした現状を踏まえ、職業的自立に必要な能力・態度を身に付けるようキャリア教育・職場体験などの学習活動を行うとともに、個人の資質や能力に応じた就労ができるよう支援していくことが求められています。

## (1) 多様な居場所づくりや体験の機会の充実

- ・ 各種団体との連携を図り、若者の居場所やさまざまな体験・活動の機会づくりを推進します。

### 【計画事業】

- ◇こどもの居場所ネットワークづくり [事業番号 44]
- ◇地域福祉プラットフォーム事業 [事業番号 55]
- ◇起震車による地震体験 [事業番号 173]
- ◇すみだ生涯学習センター事業 [事業番号 175]
- ◇自主グループ等への支援 [事業番号 247]
- ◇地域力育成・支援事業 [事業番号 270]

## (2) 若者の地域活動や社会参加の推進

- ・ 地域活動や選挙など、社会参加の機会と情報を提供し、若者の社会参加を促進します。
- ・ 地域の大人を交えた活動、清掃や防災をはじめ、ボランティアなどへの参加を通して、コミュニティとしての意義や役割、社会に参加するためのスキルや他者との交流する力を育みます。

### 【計画事業】

- ◇すみだまつり・子どもまつり [事業番号 49]
- ◇クリーンキャンペーン [事業番号 174]
- ◇夏体験ボランティア事業 [事業番号 244]
- ◇学校のボランティア活動普及事業 [事業番号 245]
- ◇ボランティア推進事業 [事業番号 248]
- ◇ボランティアセンターの活動 [事業番号 249]
- ◇はたちのつどい [事業番号 271]
- ◇若年投票立会人 [事業番号 272]
- ◇若年啓発グループ [事業番号 273]

### (3) 職業的自立の支援

- ・ 東京都やハローワーク墨田と連携し、若者の雇用・就労の促進を図ります。また、セミナーやスキルアップの機会の環境整備に努めます。
- ・ 若者の生活困窮者の自立促進を図ります。
- ・ 安定した職業生活支援のため、若者と企業のマッチングの機会の提供等必要な支援を行います。

#### 【計画事業】

- ◇就職・仕事カウンセリングルームの運営 [事業番号 59]
- ◇若者や子育て世代等の女性などに対する就労支援 [事業番号 63]
- ◇総合防災教育 [事業番号 144]
- ◇被保護者自立促進事業（就労支援費） [事業番号 274]
- ◇住居確保給付金の支給 [事業番号 275]
- ◇就職支援コーナーすみだ [事業番号 276]
- ◇（仮称）すみだ企業・求人マッチング支援サイトの運営 [事業番号 277]
- ◇求職者支援訓練 [事業番号 278]
- ◇職業訓練受講給付金 [事業番号 279]
- ◇若年者の安定雇用の推進に繋がる各種助成金（国） [事業番号 280]
- ◇合同就職面接会等の開催 [事業番号 281]
- ◇人材確保プロモーション支援事業 [事業番号 282]
- ◇人材確保・就職支援コーナー [事業番号 283]
- ◇ヤング相談コーナー [事業番号 284]
- ◇ヤング相談コーナーにおける他機関への紹介 [事業番号 285]

## 現状と課題

○ 現在の日本においては、コロナ禍を経てさらに社会の環境（技術的・経済的・労働環境等）の変化は加速しています。その中で、ひとり親世帯や若者の貧困、ニートやひきこもりなどの若者の自立をめぐる問題は依然として深刻化が進行しています。

また、SNSの広がりや負の側面として、有害情報の氾濫や、闇バイトや薬物などの違法行為に巻き込まれることなどの新たな問題が生まれていることから、若者をめぐる環境は悪化しています。そのような現状に対しては、これまでの取組を継続しつつ、新たな視点やより踏み込んだ問題意識に基づいて、若者やその家族の状況を具体的に認識し、それぞれの課題に適切に届く支援を行っていくことが重要です。

○ 発達の課題や障害がある若者が、意欲をもって、社会の中で周囲の人との継続的な関係を築き、自立していくためには、各家庭の状況や個人の特性を踏まえた相談支援体制を充実させ、支えていくことが重要です。そのために、発達段階や障害の性質に応じた教育環境の整備や、能力に応じた就労支援・就労環境の向上を行っていく必要があります。また、発達の課題や障害のある若者が地域社会へ参加し、包摂されるための理解促進や、若者の状況に合わせた適切な教育環境を家族が選択していくための支援についても行っていく必要があります。

○ ひきこもり対策として、墨田区では「ひきこもりに関する専用相談窓口」のほか、令和5年11月にはひきこもり支援専用ウェブサイト「すみ家」を開設して、ひきこもりで悩む当事者や家族からの相談を受け、解決に向けた伴走支援を進めています。一方で、実態調査では、ひきこもり群は13.6%となっており、趣味や買い物を除き外出をほとんどしない割合は増加傾向にあります。コロナ禍の影響もあり、またそれ以前から存在している問題による影響でひきこもり状態にいる人は多く、それが長期にわたることもあります。ひきこもりの原因となっている困難や生きづらさを解消していくことが必要であり、居場所や相談できる・助けてくれる人、機関と結び付ける体制を強化していくことが重要です。

若年無業者（ニート）においても、その数は増加傾向にあります。困難や生きづらさを抱えているすべての若者に、気軽に相談できる場や人とのつながりを持てる場を確実に提供するとともに、若者がより社会参画できるような取組を進めていく必要があります。

- 若者が犯罪・非行に巻き込まれることは、貧困や家庭環境による発達・発育への影響などの構造的で環境的な問題が解消されない限り、抜本的な解決にはつながりません。また、個人が持つデジタルデバイスを通じて犯罪者や犯罪組織、またはそれに類する人物・集団と関わりを持つ例が増加していることから、それらのつながりやその契機を把握し、阻止することは、より難しくなっています。

そのような状況においては、若者における犯罪・非行がほかの諸問題と深く関係していることを認識するとともに、意識醸成や啓発活動を行うこと、個別の問題に対処していくことが必要です。また、より簡単に犯罪・非行に巻き込まれる現在においては、居場所の支援や地域社会とのつながりをつくることでの予防、関わった若者への社会復帰支援の取組が求められます。

- 単身世帯・ひとり親世帯の増加や雇用・就業構造の変化などによって、生活していくことが困難な世帯が増加しており、生活の困難から抜け出すことができない「貧困の連鎖」という課題があります。

実態調査において、区の若者施策に求めることとして、居場所の提供に次いで、経済的困難への支援(34.1%)、が上位となっており、若者への経済的支援は課題の一つとなっています。

これらの課題に対して、関係機関の協力により包括的に対処していくことが求められます。また、若者それぞれの状況に応じた適切な方法をもって、それらに対処していくことが必要です。

- 言語的な障害の有無や国籍・在留資格、家庭環境・所得など要因はさまざまですが、外国にルーツを持つ若者の増加や、異性愛規範や男女二元論が相対化され、それらに対して違和感を表明したり帰属意識を持たなかったりする人の声が徐々に尊重されるようになってきています。そのような若者への支援が特別必要なくなるまでは、一人ひとりに向き合い声を聴くきめ細かな支援と、それらを取り巻く周囲の人々や地域、社会への働きかけが求められます。

## (1) 障害のある若者への支援

- ・ 障害のある若者が社会のなかで就労し生活していくために、基本的なルールや協調性を身につけるためのプログラムを実施します。
- ・ 就労の環境や工賃を向上させることで継続的な就労を促し、社会の中での自立できるプロセスを整備していきます。
- ・ 経済的に困窮している家庭に対して、助言や経済的な支援、就労への支援も行っていきます。

### 【計画事業】

- ◇自立支援医療（精神通院）の支給 [事業番号 52]
- ◇障害児福祉手当 [事業番号 148]
- ◇児童育成手当（障害） [事業番号 149]
- ◇特別児童扶養手当 [事業番号 150]
- ◇すみだ教室の実施 [事業番号 268]
- ◇就労継続支援事業 [事業番号 286]
- ◇すみだ障害者就労支援総合センター [事業番号 287]
- ◇墨田区福祉作業所ネットワーク KAI [事業番号 288]

## (2) 若年無業者（ニート）・ひきこもり対策

- ・ 若年無業者（ニート）やひきこもりやその周囲の人が、それぞれの苦勞を話す場を設けることで、問題や課題を明確にし、支援につなげていきます。
- ・ 無業状態やひきこもり状態を解消し、自立を促していくために、就労意欲を喚起し、その人に合った職や働き方と結び付けるための支援を行っていきます。

### 【計画事業】

- ◇ひきこもり支援推進事業 [事業番号 45]
- ◇社会参加促進事業 [事業番号 289]

### (3) 生活困窮家庭や若者の貧困の対策

- ・ 若者の健全な生活を支えるため、生活困窮家庭や貧困を抱える若者への各種支援を行います。

#### 【計画事業】

- ◇特定自転車駐車場の使用料減額 [事業番号 146]
- ◇特定自転車駐車場の優先当選 [事業番号 147]
- ◇墨田育英会事業 [事業番号 269]
- ◇生活困窮者自立支援事業 [事業番号 290]
- ◇生活困窮者就労準備支援事業 [事業番号 291]
- ◇生活困窮者家計改善支援事業 [事業番号 292]

### (4) 若者の自殺対策

- ・ さまざまな悩みの相談窓口や周囲の気づきから若者の自殺防止の取組を図ります。

#### 【計画事業】

- ◇ゲートキーパー研修 [事業番号 293]
- ◇すみだ ころと生活の相談窓口 [事業番号 294]

### (5) さまざまな悩みを持つ若者に対応した支援

- ・ 外国にルーツをもつ若者たちが社会の中で生きていくにあたっての障害になっているものについて、非日本語で相談できる窓口を設けることで解決を図っていきます。
- ・ 個別的支援が必要な若者やその周囲の人が相談できる窓口を設け、話を聞き適切なアドバイスを行うとともに、関係機関と連携を図ることで適切な支援につなげていきます。
- ・ 個別的支援が必要な若者が自立していくために、その前段階としてカウンセリングやセミナー、ボランティア体験など、さまざまなプログラムを実施していきます。

#### 【計画事業】

- ◇母子・父子、女性、家庭相談 [事業番号 51]
- ◇各種相談の実施 [事業番号 53]
- ◇性的マイノリティの人の人権等様々な人権問題に関する啓発 [事業番号 54]
- ◇こども・若者への見守り支援 [事業番号 56]
- ◇外国語相談 [事業番号 74]
- ◇思春期相談・思春期講演会 [事業番号 246]

## 現状と課題

- 少子高齢化や核家族化等の影響により家族のあり方が変わるとともに、地域社会のつながりも弱まり、地域社会における人間関係の希薄化は、地域活動への参加意識を弱めるなど、地域力低下の要因となっています。さらにコロナ禍を経て、インターネットやSNSの普及によりオンラインでの人間関係が進む一方で、リアルなコミュニケーションの困難や人とのつながりを感じづらく、不安や孤独感に苛<sup>さいな</sup>まれている若者も少なくありません。区内の関連団体との連携や協働により、このような若者の悩みに寄り添いながら若者を見守り、健全育成を支援する仕組みをつくることが求められています。
- 若者が巻き込まれるような性犯罪やインターネットを使った事件が後を絶たず、薬物乱用の低年齢化も憂慮されており、若者たちを犯罪被害から守るための取組や薬物乱用の防止に向けた取組のさらなる充実が求められています。
- まちの環境や治安、日々の生活環境を守り、住みよいまちにすることは、若者たちを犯罪から守るだけでなく、地元愛を育み、地域とのつながりを強め、その循環が若者たちの人間性をより高めることにもつながっていきます。



## (1) 非行・犯罪への対策

- ・ 健全な成長を促し、非行や犯罪へ関わることを予防するために関係機関・団体と連携し、意識の醸成や周知の活動を行っていきます。
- ・ 予防だけでなく、罪を犯した若者が社会に復帰できるようにするために、保護観察や生活環境の調整を行うほか、その若者をとりまく周囲の区民の理解と協力を得るための啓発活動を行っていきます。

### 【計画事業】

- ◇墨田区青少年非行・被害防止推進強調月間 [事業番号 250]
- ◇更生保護活動 [事業番号 251]
- ◇社会を明るくする運動 [事業番号 252]

## (2) 社会全体で若者を見守る仕組みの充実

- ・ 若者の健やかな成長を多面的にサポートするため、地域に根差した団体やその連携によるネットワークなどの仕組みづくりを通して若者を社会全体で見守ります。
- ・ 地域で若者の非行防止や健全育成を推進し、支える人材を育成するなど活動団体の支援を行います。
- ・ さまざまな媒体を使った方法での情報提供やライフステージに合わせた相談支援を図ります。

### 【計画事業】

- ◇家庭と地域の教育力充実事業 [事業番号 43]
- ◇民生委員・児童委員活動 [事業番号 57]
- ◇協治（ガバナンス）まちづくり推進基金事業 [事業番号 58]
- ◇ワーク・ライフ・バランス推進事業 [事業番号 73]
- ◇青少年問題協議会の運営 [事業番号 151]
- ◇地域教育懇談会 [事業番号 253]
- ◇青少年委員活動の推進 [事業番号 254]
- ◇青少年育成委員会活動への支援 [事業番号 255]

### (3) 若者が安全安心に暮らせる環境づくり

- ・ 犯罪発生抑制や治安の向上、道路のバリアフリー化や通行空間の整備など、安全安心なまちづくりを推進します。

#### 【計画事業】

- ◇防犯パトロールカーによる巡回 [事業番号 60]
- ◇交通安全普及啓発 [事業番号 61]
- ◇公園等新設・再整備事業 [事業番号 65]
- ◇トイレ改築事業 [事業番号 66]
- ◇道路バリアフリー整備事業 [事業番号 67]
- ◇歩行者・自転車通行空間再整備事業 [事業番号 68]
- ◇すみだ良質な集合住宅認定制度 [事業番号 69]
- ◇子育て世帯等定住促進事業 [事業番号 75]
- ◇住宅修築資金融資あっせん [字 76]

### (4) 若者への積極的な情報発信・情報共有

- ・ さまざまな若者向けの取組や機会などの情報が広く若者に届くよう、多様な手法を用いて積極的に情報発信を行います。

#### 【計画事業】

- ◇危機情報のメール配信 [事業番号 62]
- ◇各種広報媒体による情報発信 [事業番号 70]

# 第Ⅳ部

こども・子育て、若者を支える計画事業

# 第Ⅳ部 こども・子育て、若者を支える計画事業

## 1 計画事業一覧（ライフステージ別）

事業 番号	計画事業名	該当する 方向性	ライフステージ						
			妊娠期	3歳 未満	3歳 以上	小学生	中学生	高校生 等	若者
1	出産・子育て応援事業（ゆりかご・すみだ事業）	子1-(1)	←→						
2	親子健康手帳（母子健康手帳）の交付	子1-(1)	←→						
3	入院助産事業	子1-(1)	←→						
4	出産準備クラス・パパのための出産準備クラス	子1-(1)	←→						
5	国民健康保険料の産前産後期間の免除制度	子1-(1)	←→						
6	国民年金保険料の産前産後期間の免除制度	子4-(4)	←→						
7	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	子1-(1)	←→	→					
8	妊産婦訪問指導事業	子1-(1)	←→	→					
9	家事・育児サポーター事業	子1-(1)	←→	→					
10	（仮称）妊婦のための支援給付交付金事業	子1-(1)	←→	→					
11	周産期保健医療ネットワークシステムの運営	子1-(1)	←→	→					
12	赤ちゃん休けいスポット	子6-(2)	←→	→					
13	母子健康診査	子1-(2)	←→	→					
14	母子歯科健康診査	子1-(2)	←→	→					
15	保育コンシェルジュ	子1-(3)	←→	→					
16	両国・文花子育てひろばの運営	子1-(3)	←→	→					
17	児童館における地域子育て支援拠点事業	子1-(3)	←→	→					
18	民間事業者による地域子育て支援拠点事業	子1-(3)	←→	→					
19	シニア人材バンク事業	子5-(1)	←→	→					
20	こどもや子育て世帯が利用しやすい公園づくり（公園等新設・再整備事業）	子6-(2)	←→	→					

事業 番号	計画事業名	該当する 方向性	ライフステージ							
			妊婦期	3歳 未満	3歳 以上	小学生	中学生	高校生 等	若者	
21	子育て世帯が安全に移動できる道路の環境づくり事業	子6-(2)	←	←	←	←	←			
22	区公式LINEを活用した情報配信（きずなメール）	子6-(3)	←	←	←	←	←			
23	小児医療体制の充実・確保	子1-(2)	←	←	←	←	←	←		
24	利用者支援事業	子1-(3)	←	←	←	←	←	←	←	
25	こども読書活動推進計画事業	子3-(2)	←	←	←	←	←	←	←	
26	こども読書活動の推進 ○学校と図書館の連携強化 ○地域での読書活動の推進	子3-(2)	←	←	←	←	←	←	←	
27	母子等緊急一時保護事業	子4-(1)	←	←	←	←	←	←	←	
28	小児精神障害の医療費助成制度	子4-(2)	←	←	←	←	←	←	←	
29	要保護児童対策協議会を中心とした虐待防止、再発防止の強化	子4-(4)	←	←	←	←	←	←	←	
30	児童虐待防止に向けた啓発活動の推進	子4-(4)	←	←	←	←	←	←	←	
31	児童虐待に関する相談	子4-(4)	←	←	←	←	←	←	←	
32	児童相談	子4-(4)	←	←	←	←	←	←	←	
33	社会的養護推進のための啓発強化	子4-(4)	←	←	←	←	←	←	←	
34	地域子育てネットワークの構築	子5-(1)	←	←	←	←	←	←	←	
35	ボール遊びができる公園等の整備	子6-(2)	←	←	←	←	←	←	←	
36	放置自転車対策	子6-(2)	←	←	←	←	←	←	←	
37	すみだいきいき子育てガイドブックの発行	子6-(3)	←	←	←	←	←	←	←	
38	食育の推進	子1-(2) 若1-(1)	←	←	←	←	←	←	←	←
39	食育推進事業	子1-(2) 若1-(1)	←	←	←	←	←	←	←	←
40	栄養指導	子1-(2) 若1-(1)	←	←	←	←	←	←	←	←
41	健康づくりのための普及啓発	子1-(2) 若1-(2)	←	←	←	←	←	←	←	←
42	区立スポーツ施設整備運営事業	子1-(2) 若1-(2)	←	←	←	←	←	←	←	←
43	家庭と地域の教育力充実事業	子1-(3) 若4-(2)	←	←	←	←	←	←	←	←
44	こどもの居場所ネットワークづくり	子3-(1) 若2-(1)	←	←	←	←	←	←	←	←
45	ひきこもり支援推進事業	子3-(1) 若3-(2)	←	←	←	←	←	←	←	←

事業 番号	計画事業名	該当する 方向性	ライフステージ						
			妊婦期	3歳 未満	3歳 以上	小学生	中学生	高校生 等	若者
46	スポーツ振興事業	子3-(2) 若1-(2)	←	←	←	←	←	←	←
47	区民健康スポーツデー	子3-(2) 若1-(2)	←	←	←	←	←	←	←
48	総合型地域スポーツクラブ自立支援	子3-(2) 若1-(2)	←	←	←	←	←	←	←
49	すみだまつり・こどもまつり	子3-(2) 若2-(2)	←	←	←	←	←	←	←
50	男女共同参画に関する各種啓発の取組	子3-(4) 若1-(3)	←	←	←	←	←	←	←
51	母子・父子、女性、家庭相談	子4-(1) 若3-(5)	←	←	←	←	←	←	←
52	自立支援医療（精神通院）の支給	子4-(2) 若3-(1)	←	←	←	←	←	←	←
53	各種相談の実施	子4-(4) 若3-(5)	←	←	←	←	←	←	←
54	性的マイノリティの人の人権等様々な人権問題に関する啓発	子4-(4) 若3-(5)	←	←	←	←	←	←	←
55	地域福祉プラットフォーム事業	子5-(1) 若2-(1)	←	←	←	←	←	←	←
56	こども・若者への見守り支援	子5-(1) 若3-(5)	←	←	←	←	←	←	←
57	民生委員・児童委員活動	子5-(1) 若4-(2)	←	←	←	←	←	←	←
58	協治（ガバナンス）まちづくり推進基金事業	子5-(1) 若4-(2)	←	←	←	←	←	←	←
59	就職・仕事カウンセリングルームの運営	子5-(2) 若2-(3)	←	←	←	←	←	←	←
60	防犯パトロールカーによる巡回	子5-(3) 若4-(3)	←	←	←	←	←	←	←
61	交通安全普及啓発	子5-(3) 若4-(3)	←	←	←	←	←	←	←
62	危機情報のメール配信	子5-(3) 若4-(4)	←	←	←	←	←	←	←
63	若者や子育て世代等の女性などに対する就労支援	子6-(1) 若2-(3)	←	←	←	←	←	←	←
64	健康づくりのための環境整備	子6-(2) 若1-(2)	←	←	←	←	←	←	←
65	公園等新設・再整備事業	子6-(2) 若4-(3)	←	←	←	←	←	←	←
66	トイレ改築事業	子6-(2) 若4-(3)	←	←	←	←	←	←	←
67	道路バリアフリー整備事業	子6-(2) 若4-(3)	←	←	←	←	←	←	←
68	歩行者・自転車通行空間再整備事業	子6-(2) 若4-(3)	←	←	←	←	←	←	←
69	すみだ良質な集合住宅認定制度	子6-(2) 若4-(3)	←	←	←	←	←	←	←
70	各種広報媒体による情報発信	子6-(3) 若4-(4)	←	←	←	←	←	←	←

事業 番号	計画事業名	該当する 方向性	ライフステージ						
			妊婦期	3歳 未満	3歳 以上	小学生	中学生	高校生 等	若者
71	若年層に向けた男女共同参画意識の醸成	子3-(3) 若1-(3)	←→					←→	←→
72	リプロダクティブヘルス推進事業	子3-(3) 若1-(3)	←→				←→		←→
73	ワーク・ライフ・バランス推進事業	子6-(1) 若4-(2)	←→						←→
74	外国語相談	子4-(4) 若3-(5)	←→						←→
75	子育て世帯等定住促進事業	子6-(2) 若4-(3)	←→				←→		←→
76	住宅修築資金融資あっせん	子6-(2) 若4-(3)	←→				←→		←→
77	出産・子育て応援事業（パースデーサポート）	子1-(1)		←→					
78	産後ケア事業	子1-(1)		←→					
79	育児学級・育児講演会	子1-(3)		←→					
80	小規模保育事業・家庭的保育事業	子2-(1)		←→					
81	定期利用保育事業	子2-(2)		←→					
82	男性対象講座「すみだパパスクール」	子6-(1)		←→					
83	歯科衛生相談運営	子1-(2)		←→					
84	乳幼児健康診査（3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳半児、3歳児）、乳幼児経過観察健診、アレルギー健診	子1-(2)		←→					
85	アレルギー健診事業	子1-(2)		←→					
86	保育園における地域子育て支援	子1-(3)		←→					
87	幼稚園の園庭開放	子1-(3)		←→					
88	社会福祉会館における乳幼児事業	子1-(3)		←→					
89	子育て安心ステーション事業	子1-(3)		←→					
90	乳幼児子育て相談	子1-(3)		←→					
91	いっしょに保育	子1-(3)		←→					
92	育児相談	子1-(3)		←→					
93	一時預かり事業	子1-(3)		←→					
94	子育てママ対象講座	子1-(3)		←→					
95	特定教育・保育施設等への指導検査	子2-(1)		←→					

事業 番号	計画事業名	該当する 方向性	ライフステージ						
			妊娠 期	3歳 未 満	3歳 以 上	小 学 生	中 学 生	高 校 生 等	若 者
96	保育士の確保事業	子2-(1)		←→					
97	保育所における質の向上のための取組	子2-(1)		←→					
98	保育施設の福祉サービス第三者評価制度の受審推進	子2-(1)		←→					
99	既存保育所の認定こども園への移行	子2-(1)		←→					
100	区立保育園への民間活力導入事業	子2-(1)		←→					
101	私立保育所等整備助成事業	子2-(1)		←→					
102	延長保育	子2-(2)		←→					
103	スポット延長保育	子2-(2)		←→					
104	休日保育	子2-(2)		←→					
105	年末保育	子2-(2)		←→					
106	緊急一時保育	子2-(2)		←→					
107	保育施設における障害児保育	子4-(2)		←→					
108	心理相談員の保育施設への巡回	子4-(2)		←→					
109	医療的ケア児に対する居宅訪問型保育事業	子4-(2)		←→					
110	幼児教育・保育の無償化	子4-(4)		←→					
111	認証保育所保育料負担軽減補助事業	子4-(4)		←→					
112	ふれあい給食事業	子5-(1)		←→					
113	病児保育事業	子2-(2)		←→					
114	すみだ子育て支援ネット「はぐ」	子2-(2)		←→					
115	ファミリー・サポート・センター事業	子5-(1)		←→					
116	ショートステイ	子1-(3)		←→					
117	児童療育家庭ホームヘルプサービス	子1-(3)		←→					
118	こどもの予防接種	子1-(2)		←→					
119	こども医療費助成	子1-(2)		←→					
120	児童館事業	子3-(1)		←→					



事業 番号	計画事業名	該当する 方向性	ライフステージ							
			妊婦期	3歳 未満	3歳 以上	小学生	中学生	高校生 等	若者	
121	児童館の改修	子3-(1)		←	→					
122	コミュニティ会館事業	子3-(1)		←	→					
123	家庭における読書活動の推進	子3-(2)		←	→					
124	児童扶養手当	子4-(1)		←	→					
125	児童育成手当	子4-(1)		←	→					
126	ひとり親家庭の医療費の助成	子4-(1)		←	→					
127	ひとり親家庭自立支援給付金事業	子4-(1)		←	→					
128	ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付事業	子4-(1)		←	→					
129	ひとり親家庭就業・自立支援事業	子4-(1)		←	→					
130	東京都母子及び父子福祉資金の貸付	子4-(1)		←	→					
131	母子生活支援施設	子4-(1)		←	→					
132	養育費等支援事業	子4-(1)		←	→					
133	障害児通所支援事業	子4-(2)		←	→					
134	障害児移動支援事業	子4-(2)		←	→					
135	自立支援医療（育成医療）の支給	子4-(2)		←	→					
136	児童手当	子4-(4)		←	→					
137	養育支援訪問事業	子4-(4)		←	→					
138	重症心身障害児（者）等介護者支援事業	子4-(4)		←	→					
139	教育相談事業	子4-(4)		←	→					
140	医療的ケア児の受入対策	子4-(4)		←	→					
141	医療的ケア児に関する庁内連絡会議の運営	子4-(4)		←	→					
142	発達が気になるお子さんの相談の強化	子4-(4)		←	→					
143	子育て支援活動助成事業	子5-(1)		←	→					
144	総合防災教育	子3-(3) 若2-(3)		←	→					→
145	スポーツ推進委員の活動	子1-(2) 若1-(2)		←	→					→



事業 番号	計画事業名	該当する 方向性	ライフステージ						
			妊娠期	3歳 未満	3歳 以上	小学生	中学生	高校生 等	若者
171	ヤングケアラーの相談・支援	子4-(4)			←→				
172	すみだ探究工房	子5-(2)			←→				
173	起震車による地震体験	子3-(2) 若2-(1)			←→				
174	クリーンキャンペーン	子3-(2) 若2-(2)			←→				
175	すみだ生涯学習センター事業	子5-(1) 若2-(1)			←→				
176	学童クラブ事業	子3-(1)				←→			
177	放課後子ども教室推進事業	子3-(1)				←→			
178	学童クラブ待機児童の放課後の居場所の確保	子3-(1)				←→			
179	学童クラブへの障害児の受入	子4-(2)				←→			
180	サブ・リーダー講習会	子3-(2)				←→			
181	夏休み自然体験教室	子3-(2)				←→			
182	「ほうかご図書室」事業	子3-(2)				←→			
183	環境学習の支援	子3-(3)				←→			
184	ごみの減量と分別に関する環境学習	子3-(3)				←→			
185	子ども会活性化事業	子5-(1)				←→			
186	学校安全ボランティア事業	子5-(1)				←→			
187	地域防犯対策	子5-(3)				←→			
188	帰宅呼びかけ放送	子5-(3)				←→			
189	防犯ブザーの配布	子5-(3)				←→			
190	こどもの110番事業	子5-(3)				←→			
191	スクールゾーン育成事業費	子5-(3)				←→			
192	通学路防犯設備整備事業	子5-(3)				←→			
193	健康と体力向上の推進	子1-(2)					←→		
194	栄養価の高い学校給食の提供	子1-(2)					←→		
195	各種スポーツ活動	子3-(2)					←→		

事業 番号	計画事業名	該当する 方向性	ライフステージ						
			妊娠期	3歳 未満	3歳 以上	小学生	中学生	高校生 等	若者
196	こども読書活動の推進 ○学校図書館の充実	子3-(2)				←→			
197	生産体験活動	子3-(2)				←→			
198	被保護学童・生徒に対する修学旅行支度金	子3-(2)				←→			
199	国際理解教育の推進	子3-(3)				←→			
200	情報教育の推進	子3-(3)				←→			
201	学力向上推進事業	子3-(3)				←→			
202	道徳教育の推進	子3-(3)				←→			
203	人権教育	子3-(3)				←→			
204	図書館を使った調べる学習コンクール	子3-(3)				←→			
205	体験的な活動を取り入れた学習の展開	子3-(3)				←→			
206	伝統文化等に触れる機会の提供	子3-(3)				←→			
207	交流教育・障害児理解教育の実施	子3-(3)				←→			
208	学校教育における生活習慣にかかわる指導	子3-(3)				←→			
209	SOSの出し方に関する教育	子3-(3)				←→			
210	学校ICT化推進事業	子3-(3)				←→			
211	普通教室等ICT運営管理事業	子3-(3)				←→			
212	教育支援センター事業	子4-(4)				←→			
213	創業機運醸成事業	子3-(4)				←→			
214	小中学生向け啓発物の配布	子3-(4)				←→			
215	特別支援教育への対応	子4-(2)				←→			
216	特別支援学級・教室の運営	子4-(2)				←→			
217	特別支援学級等の就学相談	子4-(2)				←→			
218	就学奨励費の支給	子4-(2)				←→			
219	介助支援の実施	子4-(2)				←→			
220	就学援助	子4-(3)				←→			

事業 番号	計画事業名	該当する 方向性	ライフステージ						
			妊婦期	3歳 未満	3歳 以上	小学生	中学生	高校生 等	若者
221	被保護学童に対する学童服・運動衣の購入費の支給	子4-(3)				←→			
222	いじめ・不登校防止対策事業	子4-(4)				←→			
223	外国籍等児童・生徒の支援	子4-(4)				←→			
224	高齢者とのコミュニケーション（講演会等）事業	子5-(1)				←→			
225	P T Aへの支援	子5-(1)				←→			
226	墨田区青少年健全育成区民大会	子5-(1)				←→			
227	学校支援ネットワーク事業	子5-(1)				←→			
228	セーフティ教室	子5-(3)				←→			
229	喫煙、飲酒、薬物乱用等への対策	子1-(2)				←→			
230	エイズ及び性感染症等に関する性教育	子1-(2)				←→			
231	児童・生徒向けボランティアスクール	子3-(2)				←→			
232	すみだ少年少女合唱団	子3-(2)				←→			
233	児童館における定期学習会の実施	子3-(2)				←→			
234	消防少年団	子3-(3)				←→			
235	明るい選挙啓発ポスターコンクール	子3-(4)				←→			
236	こどもの学習・生活支援事業	子4-(1)				←→			
237	被保護者自立促進事業（学習環境整備支援費）	子4-(3)				←→			
238	次代に継ぐ平和のかたりべ事業	子5-(1)				←→			
239	ふれあい協議会	子5-(1)				←→			
240	地域パトロール	子5-(3)				←→			
241	スクールサポーター制度	子5-(3)				←→			
242	有害環境の浄化活動	子5-(3)				←→			
243	サイバーパトロールの実施	子5-(3)				←→			
244	夏体験ボランティア事業	子3-(2) 若2-(2)				←→			
245	学校のボランティア活動普及事業	子3-(3) 若2-(2)				←→			

事業 番号	計画事業名	該当する 方向性	ライフステージ						
			妊婦期	3歳 未満	3歳 以上	小学生	中学生	高校生 等	若者
246	思春期相談・思春期講演会	子4-(4) 若3-(5)				←→			
247	自主グループ等への支援	子5-(1) 若2-(1)				←→			
248	ボランティア推進事業	子5-(1) 若2-(2)				←→			
249	ボランティアセンターの活動	子5-(1) 若2-(2)				←→			
250	墨田区青少年非行・被害防止強調月間	子5-(1) 若4-(1)				←→			
251	更生保護活動	子5-(1) 若4-(1)				←→			
252	社会を明るくする運動	子5-(1) 若4-(1)				←→			
253	地域教育懇談会	子5-(1) 若4-(2)				←→			
254	青少年委員活動の推進	子5-(1) 若4-(2)				←→			
255	青少年育成委員会活動への支援	子5-(1) 若4-(2)				←→			
256	中学生区議会	子3-(2)					←→		
257	防災教育	子3-(3)					←→		
258	中学生の職場体験の充実	子5-(2)					←→		
259	デート DV 予防啓発講座	子5-(3)					←→		
260	音楽活動	子3-(2)					←→		
261	学卒求人申込説明会	子3-(4)					←→		
262	中高生の就職支援	子3-(4)					←→		
263	受験生チャレンジ支援貸付事業	子4-(3)					←→		
264	墨田区私立高等学校等入学資金貸付事業	子4-(3)					←→		
265	少年団体の育成	子5-(1)					←→		
266	被保護者自立促進事業（大学等進学支援費）	子4-(3)						←→	
267	健康診査	子1-(2) 若1-(1)						←→	
268	すみだ教室の実施	子4-(2) 若3-(1)						←→	
269	墨田育英会事業	子4-(3) 若3-(3)						←→	
270	地域力育成・支援事業	若2-(1)							←→

事業 番号	計画事業名	該当する 方向性	ライフステージ						
			妊娠期	3歳 未満	3歳 以上	小学生	中学生	高校生 等	若者
271	はたちのつどい	若2-(2)							⇔
272	若年投票立会人	若2-(2)							⇔
273	若年啓発グループ	若2-(2)							⇔
274	被保護者自立促進事業（就労支援費）	若2-(3)							⇔
275	住居確保給付金の支給	若2-(3)							⇔
276	就職支援コーナーすみだ	若2-(3)							⇔
277	（仮称）すみだ企業・求人マッチング支援サイトの運営	若2-(3)							⇔
278	求職者支援訓練	若2-(3)							⇔
279	職業訓練受講給付金	若2-(3)							⇔
280	若年者の安定雇用の推進に繋がる各種助成金（国）	若2-(3)							⇔
281	合同就職面接会等の開催	若2-(3)							⇔
282	人材確保プロモーション支援事業	若2-(3)							⇔
283	人材確保・就職支援コーナー	若2-(3)							⇔
284	ヤング相談コーナー	若2-(3)							⇔
285	ヤング相談コーナーにおける他機関への紹介	若2-(3)							⇔
286	就労継続支援事業	若3-(1)							⇔
287	すみだ障害者就労支援総合センター	若3-(1)							⇔
288	墨田区福祉作業所ネットワーク KAI	若3-(1)							⇔
289	社会参加促進事業	若3-(2)							⇔
290	生活困窮者自立支援事業	若3-(3)							⇔
291	生活困窮者家計改善支援事業	若3-(3)							⇔
292	生活困窮者就労準備支援事業	若3-(3)							⇔
293	ゲートキーパー研修	若3-(4)							⇔
294	すみだ こころと生活の相談窓口	若3-(4)							⇔

## 2 計画事業の内容

1	<b>出産・子育て応援事業（ゆりかご・すみだ事業）</b>		子1-(1)
事業概要	目的	専門職による面接を実施し、必要な支援を行うことで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実現する。	
	具体的内容	保健師などの専門職が妊婦に面接を行い、継続した支援が必要な場合には支援プランを作成して、関係機関と連携しながら必要な支援を実施します。	
担当課		健康推進課	

2	<b>親子健康手帳（母子健康手帳）の交付</b>		子1-(1)
事業概要	目的	安心して妊娠期を過ごし、健やかな赤ちゃんとの出会いを迎えられるよう支援する。	
	具体的内容	妊娠の届出により親子健康手帳（母子健康手帳）の交付を行い、必要に応じて保健指導を行います。	
担当課		健康推進課	

3	<b>入院助産事業</b>		子1-(1)
事業概要	目的	経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦の助産支援を行う。	
	具体的内容	入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的な理由（低所得など）により、出産費用を支払うことが困難な妊産婦に対し、児童福祉法に規定する助産施設で安心して分娩出来るよう、出産費用を助成する。	
担当課		生活福祉課	

4	<b>出産準備クラス・パパのための出産準備クラス</b>		子1-(1)
事業概要	目的	妊娠中を快適に過ごし、健やかな赤ちゃんとの出会いを迎えられるよう、妊娠・出産・育児に関する知識の習得を図る。	
	具体的内容	○出産準備クラス これから出産を迎える妊婦の方を対象に、お産の進み方や妊娠中の過ごし方、妊娠中の食生活に関する講座などを実施します。 ○パパのための出産準備クラス これから出産を迎える妊婦とそのパートナーを対象に、妊婦疑似体験や赤ちゃんのお世話の実習、参加者同士の情報交換などを行います。	
担当課		健康推進課	



5	<b>国民健康保険料の産前産後期間の免除制度</b>		子 1-(1)
事業概要	目的	出産前後の国民健康保険料を免除し、次世代育成支援を図る。	
	具体的内容	国民健康保険被保険者について、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間）の国民健康保険料を免除します。	
担当課		国保年金課	

6	<b>国民年金保険料の産前産後期間の免除制度</b>		子 4-(4)
事業概要	目的	出産前後の国民年金保険料を免除し、次世代育成支援を図る。	
	具体的内容	国民年金第1号被保険者について、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間）の国民年金保険料を免除し、当該期間を保険料納付済期間とします。	
担当課		国保年金課	

7	<b>乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）</b>		子 1-(1)
事業概要	目的	妊産婦及び新生児の健康維持、増進を図るために訪問指導を行い、こどもの健やかな出生と育成を支援する。	
	具体的内容	<p>新生児及び生後120日以内の乳児に対して、自宅を訪問して発育、栄養、生活環境等の育児指導を行い、育児不安の解消や虐待の未然防止、早期発見に努めます。</p> <p>さらに、訪問時に産後うつスクリーニングアンケートを実施し、高い点数の方には必要な相談・支援につなげます。</p>	
担当課		健康推進課	

8	<b>妊産婦訪問指導事業</b>		子 1-(1)
事業概要	目的	妊婦に対し、日常生活指導を行うとともに、異常の発生防止及び早期発見に努め、母子保健の向上を図る。	
	具体的内容	妊産婦訪問を継続し、健康の保持・増進並びに育児不安の解消及び虐待の防止・早期発見を図ります。	
担当課		健康推進課	

9	<b>家事・育児サポーター事業</b>		子 1-(1)
事業概要	目的	妊娠期や乳幼児期のこどもを養育する家庭の身体的・精神的負担を軽減し、妊娠期及び産後も安心して子育てできるよう支援する。	
	具体的内容	妊娠中の方や乳幼児期（0歳から2歳まで）のこどもを育てる家庭に対し、自宅へサポーターを派遣して家事・育児の支援サービスを実施します。	
担当課		子育て支援総合センター	

10	<b>(仮称) 妊婦のための支援給付交付金事業</b>		子 1-(1)
事業概要	目的	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるように、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な地域で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的な負担軽減を図る。	
	具体的内容	妊娠期から出産・子育て期にわたって、身近な地域で相談支援を行う「伴走型相談支援」と出産や子育てに係る費用の一部を支援する「経済的支援」を一体的に実施します。	
担当課		健康推進課	

11	<b>周産期保健医療ネットワークシステムの運営</b>		子 1-(1)
事業概要	目的	地域の周産期医療機関相互のネットワークシステムの連携強化を図る。	
	具体的内容	周産期医療を取り扱う近隣の医療機関及び助産院と「周産期保健医療ネットワーク会議」を開催し、情報交換及び今後の連携についての検討を行います。	
担当課		健康推進課	

12	<b>赤ちゃん休けいスポット</b>		子 6-(2)
事業概要	目的	赤ちゃんのおむつ替えや授乳のために気軽に利用できる場所を認定・周知し、乳幼児を連れた保護者が安心して外出できる環境を整える。	
	具体的内容	区で設定した基準を満たした施設・民間店舗等を「赤ちゃん休けいスポット」として認定し、ステッカーの掲示、区公式ホームページでの案内等により周知を図ります。	
担当課		子育て支援課	

13	<b>母子健康診査</b>		子 1-(2)
事業概要	目的	各種健康診査を通して母性の健康を保持増進させ、こどもの出生と育成を推進する。	
	具体的内容	妊婦及び乳幼児に対して適切な時期に健康診査と指導を行い、健康の保持、増進を図ります。また、育児不安の解消や虐待の未然防止・早期発見に努めます。 あわせて、健診の機会を通じてこどもの事故防止に関する知識の普及・啓発にも取り組みます。	
担当課		健康推進課	

14	<b>母子歯科健康診査</b>		子1-(2)
事業概要	目的	妊産婦とそのパートナー及び乳幼児の歯科健康診査を実施し、口腔内疾患の予防と早期発見、適切な時期での治療を推進し、口腔の健康づくりを支援する。	
	具体的内容	<p>【妊産婦歯科健康診査・育メン歯科健康診査】</p> <p>妊娠中に1回、産後1年未満までの間に1回の計2回、区内の実施歯科医療機関において、歯科健康診査と歯科保健指導が受けられます。同様に、妊産婦のパートナーを対象とした歯科健康診査を実施します。（自己負担なし）</p> <p>【乳幼児の歯科健康診査】</p> <p>1歳6か月児と3歳児を対象とした歯科健康診査を実施します。</p> <p>また、区内の実施歯科医療機関において、4歳児を対象とした歯科健康診査を実施します。</p>	
	担当課	健康推進課	

15	<b>保育コンシェルジュ</b>		子1-(3)
事業概要	目的	子育て家庭それぞれの個別のニーズや状況に最も合った保育サービスを利用できる環境を整える。	
	具体的内容	保育専門相談員を配置し、妊婦及び乳幼児を子育てしている家庭の保護者からの相談に応じ、それぞれの状況に応じた適切な保育サービスを案内します。	
	担当課	子育て支援課	

16	<b>両国・文花子育てひろばの運営</b>		子1-(3)
事業概要	目的	子育て家庭のつながりを促進し、孤立の防止、育児不安の解消を図る。	
	具体的内容	在宅子育て支援の中核となる両国・文花子育てひろばにおいて、妊娠期、子育て中の親子同士の交流や情報交換の場を提供するほか、子育てに関する各種講座の開催、育児に関する相談対応を実施します。	
	担当課	子育て支援総合センター	

17	<b>児童館における地域子育て支援拠点事業</b>		子1-(3)
事業概要	目的	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る。	
	具体的内容	区内の各児童館において地域子育て支援拠点事業を実施し、週3日、3時間以上、乳幼児及びその保護者の交流の場を設けます。また、月1回以上子育て及び子育て支援に関する講習会を実施します。	
	担当課	子育て政策課	

18	<b>民間事業者による地域子育て支援拠点事業</b>		子 1-(3)
事業概要	目的	民間事業者と連携し、子育て家庭のつながりを促進する場を創出し、孤立の防止、育児不安の解消を図る。	
	具体的内容	親子の交流、情報交換の場を確保し、区内の育児相談環境を充実させます。	
担当課		子育て支援課	

19	<b>シニア人材バンク事業</b>		子 5-(1)
事業概要	目的	地域における高齢者と児童の交流ふれあい事業を展開し、こどもたちを楽しい時間を提供し、高齢者の生きがいをづくりにつなげる。	
	具体的内容	シニア人材バンクに登録しているボランティアの方々が、読み聞かせを通じてこどもたちと交流したり、子育て世帯の育児相談に応じたりすることで、豊かな経験を活かした世代間交流を行います。	
担当課		高齢者福祉課	

20	<b>こどもや子育て世帯が利用しやすい公園づくり（公園等新設・再整備事業）</b>		子 6-(2)
事業概要	目的	公園利用者の多様なニーズに対応し、こどもや子育て世帯が快適に利活用できる魅力的な公園づくりを進める。	
	具体的内容	乳幼児や児童向けの遊具、じゃぶじゃぶ池などの水遊び場など、こどもを対象とした施設などの整備を進めるとともに、関係機関と連携し、昔遊び体験や子育て交流などのプログラムを充実させます。 施設整備に当たっては、近隣の小学校や保育園などへのアンケートや、公園で遊んでいるこどもや保護者に直接意見を聞くことにより、利用者などの意見を踏まえた施設整備とします。	
担当課		公園課	

21	<b>子育て世帯が安全に移動できる道路の環境づくり事業</b>		子 6-(2)
事業概要	目的	乳幼児から小学校低学年までのこども及びその保護者の子育て世帯が、安全・安心にお出かけができるよう歩道環境を整備する。	
	具体的内容	ベビーカー使用時に引っ掛かりやすい歩道の縁端部（段差 2 cm）を段差 0 cm の縁端部に改良し、保育園児等の視認性が悪いガードレールをガードパイプにすることで、こどもや保護者がストレスなく安全に通行できる道路環境を整備します。	
担当課		道路・橋りょう課	

22	<b>区公式LINEを活用した情報配信（きずなメール）</b>		子6-(3)
事業概要	目的	妊娠期から子育て期までの家庭に対し、産前産後のケア情報や各種子育て支援情報を発信することで、必要な方が必要な支援を活用できる環境を整える。	
	具体的内容	区公式LINEのメール連携機能を活用して、民間事業者と連携した産前産後のケア情報の提供や、各種子育て支援情報の発信を行います。	
担当課		子育て支援課、広報広聴担当	

23	<b>小児医療体制の充実・確保</b>		子1-(2)
事業概要	目的	休日や平日の夜間における急病患者に対する初期救急医療体制を確保することで、区民の健康を守り、安心して子育てできる環境を整える。	
	具体的内容	<p>【休日応急診療事業】</p> <p>祝祭日、日曜日及び年末年始に、休日応急診療所を開設し、内科・小児科の応急診療に対応します。</p> <p>【小児初期救急平日夜間診療】</p> <p>平日の夜間、同愛記念病院内のすみだ平日夜間救急こどもクリニックにおいて、小児専門の初期救急診療を行います。</p>	
担当課		保健計画課	

24	<b>利用者支援事業</b>		子1-(3)
事業概要	目的	こども及びその保護者等、又は妊娠している方が、その選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるように支援を行う。	
	具体的内容	子育て支援総合センター、子育てひろば、児童館、コミュニティ会館、保健所、区役所等の子育て親子が集まりやすい身近な場所で、地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言や関係機関との連絡調整を行います。	
担当課		子育て支援総合センター、子育て政策課、地域活動推進課、健康推進課	

25	<b>こども読書活動推進計画事業</b>		子3-(2)
事業概要	目的	家庭・地域・学校など関係機関と連携、協力してこどもの読書活動を推進し、生涯にわたり学ぶことができる力を育む。	
	具体的内容	「墨田区子ども読書活動推進計画（第5次）」に基づき、家庭、地域、学校等でこどもが読書に親しむ機会と環境を整備します。	
担当課		ひきふね図書館	

26	<b>こども読書活動の推進</b> ○学校と図書館の連携強化 ○地域での読書活動の推進 ○区立図書館での児童・生徒向けサービスの充実		子 3-(2)	
事業概要	目的	こどもが本に親しみ、本をとおして保護者や地域と能動的に関わりを持つことで、学習の基盤となる言語能力の育成や思考力や判断力を養うとともに、こどもたちの豊かな心を育てる。		
	具体的内容	<p>○学校と図書館の連携強化</p> <p>①小中学校へ図書への団体貸出を行い、児童・生徒がより多くの本に接する機会を増やします。</p> <p>②読み聞かせボランティア講座を図書館で開催し、学校での読み聞かせを行うボランティアの活動を支援します。</p> <p>③図書館見学や職場体験学習、ブックリストの配布を通じて、児童・生徒の読書への関心を高めます。</p> <p>○地域での読書活動の推進</p> <p>幼稚園・保育園等の施設への団体貸出を行うとともに、図書館ボランティアの協力を得て、学校や障害児施設での出張読み聞かせ会等を行い、地域での読書活動を推進します。</p> <p>○区立図書館での児童・生徒向けサービスの充実</p> <p>①おはなし会やイベントを通じて、幼児・児童・生徒の読書への関心を高めます。</p> <p>②青少年向けにティーンズコーナーを設け、青少年が読書に親しみ、豊かな教養を身に付けることができるよう支援します。</p> <p>③子育て関連施設への団体貸し出しの拡充を行い、各施設における読書環境をより充実させることで、保育の質の向上やこどもの健全育成の推進を図ります。</p>		
	担当課	ひきふね図書館		

27	<b>母子等緊急一時保護事業</b>		子 4-(1)	
事業概要	目的	緊急的な避難を必要とする方を一時的に保護し、自立に向けた支援を行う。		
	具体的内容	家庭内のトラブルなどで緊急的な避難が必要な母子又は女性を、施設等で一時的に保護します。落ち着いた環境の中で相談・支援を実施することで、対象者の自立を援助します。		
担当課	生活福祉課			

28	<b>小児精神障害の医療費助成制度</b>		子 4-(2)
事業概要	目的	小児精神病の患者に対して、入院医療費を助成することにより、その医療の確立と普及とを図り、併せて患者の医療費等の負担軽減を図る。	
	具体的内容	小児精神病での入院費を助成します。	
担当課		健康推進課	

29	<b>要保護児童対策協議会を中心とした虐待防止、再発防止の強化</b>		子 4-(4)
事業概要	目的	児童虐待防止のために必要な連携体制を強化し、要保護児童の早期発見、適切な保護並びに要保護児童とその保護者への適切な支援を図る。	
	具体的内容	児童虐待に関する相談や防止対策の活動を、関係機関相互の連携・協力の下に総合的に行うためのネットワークである「要保護児童対策地域協議会」を運営し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議等を開催して、適切な支援を行います。	
担当課		子育て支援総合センター	

30	<b>児童虐待防止に向けた啓発活動の推進</b>		子 4-(4)
事業概要	目的	各種啓発活動を推進し、児童虐待の防止を図る。	
	具体的内容	地域で虐待を防止するための区民向けパンフレットや、幼稚園、保育所、学校、児童館、医療機関等関係機関向けの虐待防止マニュアルを作成し、配布します。	
担当課		子育て支援総合センター	

31	<b>児童虐待に関する相談</b>		子 4-(4)
事業概要	目的	こどもが安全・安心に生活できるよう、家庭等の課題について相談・支援する。	
	具体的内容	児童虐待に関する対応を行います。問題解決にあたっては、江東児童相談所と連携を図ります。	
担当課		子育て支援総合センター	

32	<b>児童相談</b>		子 4-(4)
事業概要	目的	すべてのこどもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるように、専門の相談機関として家族等を援助し、ともに考え、問題を解決していくことを目的としています。	
	具体的内容	18歳未満のこどもに関するあらゆる相談を受け、児童福祉法に基づく対応を行います。問題解決にあたっては、子育て支援総合センターと連携を図ります。	
担当課		江東児童相談所	

33	<b>社会的養護推進のための啓発強化</b>		子 4-(4)
事業概要	目的	こどもを社会全体で養護していくため、養育里親に関する啓発を実施して里親の増加を図る。	
	具体的内容	東京都江東児童相談所と連携し、虐待防止に関する講演会の開催や関連イベントの機会を捉えた啓発に取り組みます。	
担当課		子育て支援総合センター	

34	<b>地域子育てネットワークの構築</b>		子 5-(1)
事業概要	目的	地域子育て支援拠点として、子育て世代同志のネットワーク構築を図る。	
	具体的内容	新施設における交流室事業の活用及び子育てひろば利用登録団体同士の交流促進等により地域の子育て世代のネットワーク構築を図ります。また、社会資源研修をはじめとする人材育成や事例研究に取り組みます。	
担当課		子育て支援総合センター	

35	<b>ボール遊びができる公園等の整備</b>		子 6-(2)
事業概要	目的	特色のある公園づくりの一環として、ボール遊びができる広場を整備する。	
	具体的内容	こどもたちが、外でボール遊びができる環境づくりに向けて、既存公園等にボール遊びができる広場の整備を進めます。	
担当課		公園課	

36	<b>放置自転車対策</b>		子 6-(2)
事業概要	目的	放置自転車による生活環境の悪化を防止し、安全で快適なまちづくりの実現を図る。	
	具体的内容	自転車整理員による日常的な周知活動や呼びかけのほか、啓発キャンペーンを推進します。 また、自転車放置禁止区域では自転車の即時撤去を実施するなど、撤去・保管・返還業務も行います。保管期限経過後も引取りのない撤去自転車については、自転車の状態に応じてリサイクル、海外供与、売却、廃棄などの処分を実施します。	
担当課		土木管理課	

37	<b>すみだいきいき子育てガイドブックの発行</b>		子 6-(3)
事業概要	目的	妊娠期から子育て期までの家庭に必要な情報を掲載した冊子を作成・配布することで、必要な方が必要な支援を活用できる環境を整える。	
	具体的内容	子育てに関する相談窓口や公園などのお出かけ先、健診・予防接種情報など、あらゆる子育て情報をまとめた「すみだいきいき子育てガイドブック」を作成・配布します。	
担当課		子育て支援課	



38	食育の推進		子 1-(2)	若 1-(1)
事業概要	目的	次世代の命を育む妊婦に必要な栄養の知識を普及するとともに、こどもが望ましい食習慣を身につけ、食の大切さを理解し、食を通じて自らの健康を管理できるよう、乳幼児期から食育に取り組む。		
	具体的内容	<p>【妊婦向け】 出産準備クラスの際に、妊娠中の食事について講義を行い、望ましい食習慣を身につけるための指導を実施します。</p> <p>【乳幼児期】 健診時や講習会の場を通じて、集団及び個別の栄養指導を行い、食に関する知識の普及啓発を図ります。また、各幼稚園、保育園等においても食育検討会の実施や栄養バランスのとれた給食の提供を通じて、食育に取り組みます。</p> <p>【小中学生】 年3回の食育検討会の実施や、各学校での取組をまとめた食育実践報告書を作成します。また、食育の取組を支援するため、給食を活用した食育事業を実施する区立小中学校に対し、食育推進交付金を交付します。</p> <p>【地域】 墨田区食育推進計画に基づき、区民・民間団体等の主体的な活動と地域の特性を活かした総合的な食育を推進し、食育フェス、食育シンポジウムの実施等を通じて食育の普及啓発に取り組めます。</p>		
担当課	子ども施設課、学務課、指導室、健康推進課			

39	食育推進事業		子 1-(2)	若 1-(1)
事業概要	目的	「みんなが笑顔でたのしい食環境を通じて豊かな人生をおくる」ことを目標に、すべての区民を対象に食育事業を実施する。		
	具体的内容	「墨田区食育推進計画」に基づき、「手間かけて みんなでつくる すみだの食育」を基本理念に、基本目標『食で「ひと」「まち」「交流」「安心」「協働」を育む』に準じた食育推進事業を区民・地域団体・NPO・事業者・企業・大学など多様な分野と区が連携しながら、すみだ食育推進会議の中で「協創」の食育へと推進します。		
担当課	健康推進課、すみだ食育 good ネット			

40	栄養指導		子 1-(2)	若 1-(1)
事業概要	目的	自ら適切な食生活を実践できるように、栄養知識の普及啓発を行う。		
	具体的内容	栄養相談や食生活講習会等を実施し、栄養に関する正しい知識の普及啓発を図ります。		
担当課	健康推進課			

41	<b>健康づくりのための普及啓発</b>		子 1-(2)	若 1-(2)
事業概要	目的	健康づくりに対する区民の意識の高揚や知識の普及を図る。		
	具体的内容	「すみだ健康づくり総合計画」に基づき、区民一人ひとりが生涯を通じて、健康保持増進に取り組めるよう、様々な取組を進めます。		
担当課		健康推進課		

42	<b>区立スポーツ施設整備運営事業</b>		子 1-(2)	若 1-(2)
事業概要	目的	スポーツ施設について、適正な管理運営と整備を行うことで、区民がスポーツを実施しやすい環境づくりを行う。		
	具体的内容	スポーツを通じ、異なる世代の人々の価値観を超えた交流を促進するとともに、青少年等の社会教育活動を行う施設として整備、運営します。		
担当課		スポーツ振興課		

43	<b>家庭と地域の教育力充実事業</b>		子 1-(3)	若 4-(2)
事業概要	目的	心身ともに健康なこどもの育成を促すため、保護者等が家庭での子育て等について学習する機会を設け、家庭教育の振興を図る。		
	具体的内容	親子を対象とした「家庭教育支援講座」の実施や、地域を対象とした「地域育成者講習会」の実施、家庭教育等に関する学習活動を行う団体への経費補助等の支援を行います。また、児童・生徒の保護者に子育てに関する季刊誌を発行することにより、親子のふれあい・こどもの自主性・家庭における教育の大切さについての意識啓発を推進します。		
担当課		地域教育支援課		

44	<b>こどもの居場所ネットワークづくり</b>		子 3-(1)	若 2-(1)
事業概要	目的	食事提供活動を通じ、こどもの居場所づくりを行っている区内の団体及び区との連携、ネットワークづくりを支援します。		
	具体的内容	食事提供活動団体に加え、学習支援やおしゃべりの場などこども・若者の居場所づくりを行っている団体に範囲を拡大し、情報交換会等の開催や、ボランティアの紹介、墨田区社会福祉協議会 HP へ活動内容を掲載することで、活動の後方支援を行います。		
担当課		厚生課、墨田区社会福祉協議会		

45	<b>ひきこもり支援推進事業</b>		子 3-(1)	若 3-(2)
事業概要	目的	ひきこもり状態にある本人やその家族からの相談を受けとめ、本人の望む解決に向けて伴走支援を行う体制を構築し、誰一人取り残さない地域共生社会の実現をめざす。		
	具体的内容	対面での相談だけでなく、ひきこもりで悩んでいる方の状況に寄り添い非対面で電話やメールで相談等ができるひきこもり地域支援センター【すみ家】を設置、運営します。 また、ひきこもりに対する正しい理解の周知を図るとともに、ひきこもりで悩んでいる方や家族が地域から孤立しがちな状況を踏まえた上で、分かりやすい情報を発信するため、ひきこもり支援専用 WEB サイトを管理、運営します。		
担当課		厚生課		

46	<b>スポーツ振興事業</b>		子 3-(2)	若 1-(2)
事業概要	目的	年齢や障害の有無等にかかわらず、広く区民の健康増進を支援し、スポーツ実施率を向上させる。		
	具体的内容	スポーツ教室、区民体育大会、障害者（児）スポーツ・レクリエーション大会などを開催し、スポーツの振興を図るとともに、広く区民の健康増進を支援します。		
担当課		スポーツ振興課		

47	<b>区民健康スポーツデー</b>		子 3-(2)	若 1-(2)
事業概要	目的	区民参加型のスポーツイベントを行うことで、スポーツ振興及び地域づくり、地域交流の促進を図る。		
	具体的内容	原則として 10 月の体育の日を区民健康スポーツデーと位置付け、全ての区民が一日スポーツに親しむ日とすることで、スポーツの振興を図ります。		
担当課		スポーツ振興課		

48	<b>総合型地域スポーツクラブ自立支援</b>		子 3-(2)	若 1-(2)
事業概要	目的	地域でスポーツに親しむことのできる身近な拠点として、区民だれもがスポーツを楽しみやすい環境づくりを行う。		
	具体的内容	地域の日常的な活動の場として、誰もが参加できる気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる地域スポーツクラブを展開し、豊かな地域スポーツライフを築きます。		
担当課		スポーツ振興課		

49	<b>すみだまつり・こどもまつり</b>		子 3-(2)	若 2-(2)
事業概要	目的	区民と行政が手を携え、企画・運営することにより、「ふるさとすみだ」の意識の高揚とともに地域の振興を図る。		
	具体的内容	区民等によって組織した実行委員会が企画・運営することで、「ふるさと墨田」のまちづくり意識の高揚と地域力の振興を図ります。また、安全・健康・友情と連帯の輪を目標に明るくはつらつとしたこどもの成長を促します。実施にあたって広くボランティアを募集することで、区民等の社会参画を促します。		
担当課		文化芸術振興課		

50	<b>男女共同参画に関する各種啓発の取組</b>		子 3-(4)	若 1-(3)
事業概要	目的	子育てを含めたさまざまな性別役割分担意識を解消し、一人ひとりが自分らしく生きられる社会の実現をめざす。		
	具体的内容	男女共同参画情報誌「すみなか」の発行や、男女共同参画推進啓発講座をはじめとする各種啓発講座の開催、家庭・学校・地域において意識啓発に取り組むことで社会全体の男女共同参画に関する意識を高めます。		
担当課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所		

51	<b>母子・父子、女性、家庭相談</b>		子 4-(1)	若 3-(5)
事業概要	目的	それぞれの状況に応じた相談対応を実施することにより、適切な支援につなげる。		
	具体的内容	母子・父子自立支援員、女性相談支援員、家庭相談員が各種相談に応じ、社会的・経済的自立に向けた支援や、適切な助言、関係機関との連絡調整、情報提供を行います。		
担当課		生活福祉課		

52	<b>自立支援医療（精神通院）の支給</b>		子 4-(2)	若 3-(1)
事業概要	目的	精神障害者及び障害時がその有する能力及び適正に応じて、自立した日常生活方は社会生活を営むことができるよう、その医療に必要な費用の 100 分の 20 に相当する額の給付を行い、精神障害者の福祉の増進を図る。		
	具体的内容	精神疾患のため通院による治療を受ける際に、医療費の自己負担を軽減します。		
担当課		健康推進課		

53	<b>各種相談の実施</b>		子 4-(4)	若 3-(5)
事業概要	目的	それぞれの家庭の状況に応じた相談対応を実施することにより、適切な支援につなげる。		
	具体的内容	母子父子家庭・女性・家庭における様々な相談に対して、社会的・経済的自立に向けて助言等により自立につながるよう支援を行います。 また、DV等で保護を必要とする母子や女性の保護や援助を行います。		
担当課		生活福祉課		

54	<b>性的マイノリティの人の人権等様々な人権問題に関する啓発</b>		子 4-(4)	若 3-(5)
事業概要	目的	子ども・若者をはじめ、誰もが幸せに暮らすことができるよう、多様性や人権を尊重し、共に支え合うことのできる地域社会の実現をめざす。		
	具体的内容	特に配慮が必要な子ども・若者への支援にあたり、必要に応じて教育委員会事務局等と連携を図ります。また、広報紙や講演会等、機会を捉えて様々な人権問題に関する啓発に取り組みます。		
担当課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所		

55	<b>地域福祉プラットフォーム事業</b>		子 5-(1)	若 2-(1)
事業概要	目的	これまでの分野別の支援体制では対応しきれない「複雑化・複合化した支援ニーズ」や「制度の狭間にある課題」へ対応するため、地域の拠点として整備する。		
	具体的内容	令和2年度まで墨田区社会福祉協議会が地域の居場所、気軽な相談場所として実施していた「地域福祉プラットフォーム」を、令和3年度から区が進めている包括的支援体制整備事業の地域の拠点として位置づけ、区が墨田区社会福祉協議会に委託して運営しています。（※令和6年度時点で京島三丁目、本所一丁目、八広五丁目、墨田五丁目、緑四丁目の5カ所開設）		
担当課		厚生課		

56	<b>子ども・若者への見守り支援</b>		子 5-(1)	若 3-(5)
事業概要	目的	地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、必要に応じて、相談・支援窓口のある関係機関につなげます。		
	具体的内容	地域において、特に配慮が必要な子ども・若者の把握に努め、子育ての不安やひきこもり等、支援が必要な場合は、関係機関につなげます。		
担当課		厚生課		

57	<b>民生委員・児童委員活動</b>		子 5-(1)	若 4-(2)
事業概要	目的	民生委員・児童委員が地域に暮らす身近な相談役として、地域と行政をつなぐパイプ役となる。		
	具体的内容	厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員が、学校や地域の相談役となり、地域と行政をつなぐ活動をします。		
担当課		厚生課		

58	<b>協治（ガバナンス）まちづくり推進基金事業</b>		子 5-(1)	若 4-(2)
事業概要	目的	区民同士の支え合いによる協働の推進を目的に、区民や事業者からの寄付金を原資とし、区民等が主体となって行う活動に対し助成する。		
	具体的内容	「地域や社会のために何らかのかたちで貢献したい」という区民や事業者からの思いを寄付としてお受けし、「すみだの力応援基金」に積み立てます。地域における課題解決をめざしたまちづくり活動を助成事業として募集し、この基金をもとに資金面から支援します。		
担当課		地域活動推進課		

59	<b>就職・仕事カウンセリングルームの運営</b>		子 5-(2)	若 2-(3)
事業概要	目的	求職中の子育て世代の保護者が、それぞれの適性に応じた就労ができるよう支援する。		
	具体的内容	個別キャリアカウンセリングを実施し、就職活動の進め方から、仕事選び、適性診断、応募書類の添削や面接指導等を行い、就職を支援していきます。また、心理的な不安をお持ちの方を対象に、臨床心理士による相談対応も適宜実施します。		
担当課		経営支援課		

60	<b>防犯パトロールカーによる巡回</b>		子 5-(3)	若 4-(3)
事業概要	目的	犯罪発生の抑制と区民の体感治安の向上を図る。		
	具体的内容	青色回転灯を搭載した防犯パトロールカーで、毎日、午前9時から翌朝2時まで区内全域のパトロールを実施します。		
担当課		安全支援課		

61	<b>交通安全普及啓発</b>		子 5-(3)	若 4-(3)
事業概要	目的	交通安全対策基本法に基づき交通安全対策協議会を開催し、交通安全運動実施計画を策定して、交通事故の防止等を図るほか、交通安全教室の開催や交通安全物資の配布により、交通ルールの周知及び交通安全意識の啓発を図る。		
	具体的内容	所轄警察署等が実施する交通安全講習会で参加者に自転車安全運転免許証を交付することで、自転車利用者の安全意識の啓発を図ります。また、自転車利用のルール及びマナー向上を図るため、スタントマンによる交通事故を再現した交通安全教室を実施するとともに、すみだまつり・こどもまつりで交通ルール及び自転車の利用マナーの啓発活動を行います。		
担当課		土木管理課		

62	<b>危機情報のメール配信</b>		子 5-(3)	若 4-(4)
事業概要	目的	危機情報を正確かつ迅速に区民等へ伝達し、災害時の速やかな初動体制の構築や犯罪発生時に犯罪等に巻き込まれることの防止を図る。		
	具体的内容	地震・大雨などの防災情報、犯罪・不審者等の防犯情報、その他事故情報を事前に登録された区民等のメールアドレスに配信します。		
担当課		安全支援課		

63	<b>若者や子育て世代等の女性などに対する就労支援</b>		子 6-(1)	若 2-(3)
事業概要	目的	若者等が、それぞれの適性に合った就労ができるよう支援する。		
	具体的内容	若者や子育て世代等の女性、求職者の保護者を対象に、キャリアカウンセリング（個別相談）を行う「就職・仕事カウンセリングルーム」を開設し、より多くの人材が区内企業等に就職できるよう支援します。		
担当課		経営支援課		

64	<b>健康づくりのための環境整備</b>		子 6-(2)	若 1-(2)
事業概要	目的	こどもをはじめとする公園利用者の健康増進に寄与する公園づくりを進める。		
	具体的内容	こどもたちの健やかな成長を促し、楽しく遊ぶことのできる場所を提供するため、様々な遊具や健康器具の設置も含めて、公園を整備していきます。		
担当課		公園課		

65	<b>公園等新設・再整備事業</b>		子 6-(2)	若 4-(3)
事業概要	目的	特色ある魅力的な公園を整備し、こどもから高齢者までの幅広い世代の公園利用者のニーズに応える。		
	具体的内容	身近な憩いや遊びの場である公園を、利用者のニーズにあった機能にしておくため、計画的な再整備を推進します。		
担当課		都市整備課、公園課		

66	<b>トイレ改築事業</b>		子 6-(2)	若 4-(3)
事業概要	目的	トイレのバリアフリー化を進め、区民の誰もが安心して利用できるようにする。		
	具体的内容	老朽化した公衆トイレや公園等トイレの改築を計画的に進め、改築に合わせてバリアフリー化を行い、ベビーシートやベビーチェアも備えた「バリアフリートイレ」を整備します。		
担当課		公園課		

67	<b>道路バリアフリー整備事業</b>		子 6-(2)	若 4-(3)
事業概要	目的	道路のバリアフリー化を行うことで、安全で快適に移動できる歩道環境を整備する。		
	具体的内容	「墨田区交通バリアフリー道路特定事業計画」に基づき、道路のバリアフリー化を推進します。		
担当課		道路・橋りょう課		

68	<b>歩行者・自転車通行空間再整備事業</b>		子 6-(2)	若 4-(3)
事業概要	目的	歩行者と自転車が相互に安全で快適な道路利用環境を構築する。		
	具体的内容	自転車通行空間の整備を行うことで、歩行者と自転車の通行空間を分離して、相互に安全で快適な道路利用環境の構築を図ります。		
担当課		道路・橋りょう課		

69	<b>すみだ良質な集合住宅認定制度</b>		子 6-(2)	若 4-(3)
事業概要	目的	良質な集合住宅の供給促進を図るとともに、住み替えにおける良質な住環境の指針を提供することで、区内の住環境の充実を図る。		
	具体的内容	区内に供給される集合住宅のうち、住生活に関する様々な機能（子育て・防災）について、建築及び管理運営において特に配慮したものを認定し、積極的な周知を行います。		
担当課		住宅課		

70	<b>各種広報媒体による情報発信</b>		子 6-(3)	若 4-(4)
事業概要	目的	区の広報やマスメディアを活用した情報発信を行うことで、より多くの方に子育てに関する情報が届く環境を整える。		
	具体的内容	区広報媒体（区報、CATV、SNS（Facebook、X、LINE等）、区公式ホームページ内の子育て応援サイト等）により、子育てに関する情報発信を行います。		
担当課		広報広聴担当、子育て支援課		



71	<b>若年層に向けた男女共同参画意識の醸成</b>		子 3-(3)	若 1-(3)
事業概要	目的	すべての人がお互いの違いを認め合い人権を尊重し、共に責任を分かち合いながら、性別等に関わりなく、個性と能力を発揮できる社会の実現をめざす。		
	具体的内容	男だから、女だからと性別を理由として役割を決めつけたり、性別のイメージを固定的に考えて自分自身や誰かの生き方を制約することがないよう、中学生以上を対象とした若者向けの啓発冊子を発行し、男女共同参画意識の醸成を図ります。		
担当課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所		

72	<b>リプロダクティブヘルス推進事業</b>		子 3-(3)	若 1-(3)
事業概要	目的	学童期・思春期・妊娠・出産などのライフステージに応じた性と健康の相談支援・啓発を推進するために、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識を身に着け、健康管理を促す「プレコンセプションケア」の普及・啓発を図る。		
	具体的内容	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について、学校や助産師養成所、関係者と連携して、普及啓発を行います。		
担当課		健康推進課		

73	<b>ワーク・ライフ・バランス推進事業</b>		子 6-(1)	若 4-(2)
事業概要	目的	誰もがともに支えあいながら、あらゆる分野で平等に参画する機会が確保され、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、仕事と生活の両立について支援する体制を構築する。		
	具体的内容	ワーク・ライフ・バランス推進のノウハウが少ない区内事業者のため、その意義や方法、関係法令の情報を提供するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動などを推進します。		
担当課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所		

74	<b>外国語相談</b>		子 4-(4)	若 3-(5)
事業概要	目的	英語・中国語による相談の窓口の設置		
	具体的内容	毎週水曜日（祝日・年末年始を除く）の午前に中国語による相談を、午後に英語による相談を行い、日常生活の悩み事のアドバイスや情報提供をしています。		
担当課		広報広聴担当		

75	<b>子育て世帯等定住促進事業</b>		子 6-(2)	若 4-(3)
事業概要	目的	子育て家庭・若年夫婦が区内に定住してもらえるよう、住宅を確保しやすい環境を整える。		
	具体的内容	【すみだ住宅取得利子補助制度】 区内の住宅を取得した中学生以下のこどもがいる子育て世帯及び夫婦いずれもが40歳未満の若年夫婦を対象に住宅ローンの利子の一部を補助します。		
担当課		住宅課		

76	<b>住宅修築資金融資あっせん</b>		子 6-(2)	若 4-(3)
事業概要	目的	子育て世帯・若年夫婦の住宅改修に対する経済的支援を行い、住環境の向上を図る。		
	具体的内容	住宅を改修する際、資金が不足する方を対象に、区内等の信用金庫へ低金利で融資をあっせんします。また、申込人が子育て世帯・若年夫婦のいずれかに該当し、所得制限以下の場合は、区が全額利子補助を行います。		
担当課		住宅課		

77	<b>出産・子育て応援事業（パースデーサポート）</b>		子 1-(1)	
事業概要	目的	1歳を迎えたこどもを育てる家庭に対し、子育てアンケートを実施し必要な支援につなげるとともに、電子クーポンを配布し経済的支援を行う。		
	具体的内容	1歳を迎えたこどもを育てる家庭に対し、子育てアンケートにより状況把握等を行う機会を創出し、必要な支援に繋がります。また、「家事・育児パッケージ（電子クーポン）」及び子育てに関するハンドブックを配布し、経済的支援と子育て支援等の情報提供を行います。		
担当課		健康推進課		

78	<b>産後ケア事業</b>		子 1-(1)	
事業概要	目的	母親の身体的回復と心理的な安定を促進し、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児をできるよう支援する。		
	具体的内容	<p>【宿泊型産後ケア】医療機関等の施設に宿泊して産後の休息をとりながら、産婦や乳児のケア・育児相談等を行います。（対象：産後4か月未満の母子）</p> <p>【日帰り型産後ケア】医療機関等で産後の休息をとりながら、産婦や乳児のケア・育児相談等を行います。（対象：原則4か月未満の母子）</p> <p>【外来型産後ケア】医療機関・助産院等の外来で助産師による乳房ケア等を受けることができます。（対象：産後1年未満の母子）</p> <p>【訪問型産後ケア】助産師が自宅を訪問して、乳房ケア等を受けることができます。（対象：産後1年未満の母子）</p>		
担当課		健康推進課		

79	<b>育児学級・育児講演会</b>		子1-(3)
事業概要	目的	子育てに関する相談や知識の普及のため、講座や講演会を実施し、育児不安の解消と子育ての仲間づくりをめざす。	
	具体的内容	2か月児学級、5～6か月児学級、育児講演会を開催し、月齢に合わせた育児についての話をするほか、その機会を通じて情報交換も行い、参加者同士の交流を図ります。	
担当課		健康推進課	

80	<b>小規模保育事業・家庭的保育事業</b>		子2-(1)
事業概要	目的	地域の多様な保育ニーズにきめ細かく対応した保育事業を実施し、待機児童の解消を図る。	
	具体的内容	<p>【小規模保育事業】</p> <p>3歳未満の乳幼児を対象にした、区が独自の基準を定めて認可した定員19人以下の小規模な保育施設を運営し、保育を実施する事業者に対し、運営費の補助を行います。</p> <p>【家庭的保育事業】</p> <p>3歳未満の乳幼児を対象にした、区が独自の基準を定めて認可し、家庭的な環境の中で保育を実施する個人事業主に対し、運営費の補助を行います。</p>	
担当課		子ども施設課	

81	<b>定期利用保育事業</b>		子2-(2)
事業概要	目的	パートタイムや短時間就労等により保育が必要な世帯に対し、就労状況に応じた保育を提供する。	
	具体的内容	1か月当たり40時間以上160時間未満の範囲において、保護者の状況に応じ、預けたい曜日、時間を決めてこどもを預かる「定期利用保育事業」を実施する、または実施事業者に補助金を交付することで、安定的な運営を支援し、保育環境の充実に取り組みます。	
担当課		子ども施設課、子育て支援総合センター	

82	<b>男性対象講座「すみだパパスクール」</b>		子6-(1)
事業概要	目的	男性が、子育てや家庭生活、地域活動に積極的に関わることができるよう意識啓発を行う。	
	具体的内容	父親であることを楽しみながら積極的に育児に取り組めるよう、様々なテーマでの講座を開催し、父親同士の交流や父と子のスキンシップ等に取り組みます。	
担当課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所、すみだ共生社会推進センター	

83	<b>歯科衛生相談運営</b>		子1-(2)
事業概要	目的	幼児の歯科保健に係る保護者の不安や悩みに対応し、むし歯の予防及び進行の抑制に取り組み、生涯にわたる歯と口腔の健康基盤をつくる。	
	具体的内容	<p>【歯科健診・相談】</p> <p>歯科医師会に歯科医師の派遣を依頼し、定期的な歯科健康診査を実施します。</p> <p>【歯科保健指導】</p> <p>歯みがき教室、歯科健診・相談等において歯科保健指導を行います。むし歯予防はじめ乳幼児の発育発達段階にあわせた歯と口の健康づくりに取り組みます。</p>	
担当課		健康推進課	

84	<b>乳幼児健康診査（3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳半児、3歳児）、乳幼児経過観察健診、アレルギー健診</b>		子1-(2)
事業概要	目的	各種健康診査を行い、疾病の早期発見のみならず、児の健全育成、保護者への育児支援を図る。	
	具体的内容	各種健康診査において乳幼児の身体の発育及び精神発達の両面から確認し、保健・栄養指導を行います。	
担当課		健康推進課	

85	<b>アレルギー検診事業</b>		子1-(2)
事業概要	目的	診察とあわせて保健指導・栄養相談を行い、小児ぜんそくの発症防止、健康の回復及び疾病の予防を図る。	
	具体的内容	乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、育児相談の結果、必要と認められた乳幼児の保護者を対象に、アレルギー性疾患についての知識を普及し、予防に努めます。	
担当課		健康推進課	

86	<b>保育園における地域子育て支援</b>		子1-(3)
事業概要	目的	保護者が地域の中で安心して育児できる環境を整える。	
	具体的内容	地域支援室を整えた区立保育園において、年齢に応じた玩具遊び、在園児との交流、給食体験、育児相談などを行います。	
担当課		子ども施設課	

87	<b>幼稚園の園庭開放</b>		子1-(3)
事業概要	目的	幼稚園について知ってもらおうとともに、親同士、子ども同士のつながりを広げる。	
	具体的内容	区立幼稚園の園庭を開放し、親子のコミュニティ広場として提供するほか、在園児との交流や子育て出前相談員による子育て相談を実施します。	
担当課		指導室	

88	<b>社会福祉会館における乳幼児事業</b>		子1-(3)
事業概要	目的	乳幼児と保護者を対象とした事業を行い、児童福祉の向上を図る。	
	具体的内容	未就学の子どもとその保護者を対象に、毎年募集を行い、年間を通じて乳幼児事業（体操、行事、読み聞かせ）を実施します。	
担当課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所	

89	<b>子育て安心ステーション事業</b>		子1-(3)
事業概要	目的	地域の中で子育てに関する相談ができる環境を整え、育児不安の解消を図る。	
	具体的内容	在宅子育て家庭の支援として、就学前の乳幼児とその保護者を対象に、地域の認可保育所を登録することができ、育児相談を実施するほか、園行事への参加や給食体験など、園ごとに異なるサポートを受けられます。	
担当課		子ども施設課	

90	<b>乳幼児子育て相談</b>		子1-(3)
事業概要	目的	さまざまな機会を通じて悩みや不安を相談する機会をつくり、子育て家庭の不安解消と孤立の防止に取り組む。	
	具体的内容	在宅で子育てしている家庭を対象に、区立保育園で電話や面接を通じて、育児相談を実施します。また、施設見学を兼ねた子育て世代の方々の交流の場も提供します。	
担当課		子ども施設課	

91	<b>いっしょに保育</b>		子1-(3)
事業概要	目的	子育て相談ができる環境を整え、育児不安の解消を図る。	
	具体的内容	在宅で子育てしている保護者の自宅に保育士が直接訪問し、保護者と一緒に保育をしながら、子育ての相談や家の中の危険対策チェックを行います。	
担当課		子育て支援総合センター	

92	<b>育児相談</b>	子 1-(3)	
事業概要	目的	赤ちゃんやこどもの健康と育児に関する相談に対応し、育児不安の解消を図る。	
	具体的内容	保健師・栄養士・歯科衛生士による育児相談を実施し、子育てに関する相談対応、知識の普及に取り組みます。	
担当課		健康推進課	

93	<b>一時預かり事業</b>	子 1-(3)	
事業概要	目的	保護者の休養や育児疲れの解消・リフレッシュ、短時間勤務等の理由により、一時的に家庭で保育できない乳幼児を保育する。	
	具体的内容	区内の保育園や一時預かり専用保育室を備える施設等において、定員の範囲においてこどもを一時的に預かる「一時預かり事業」を実施する、または実施事業者に対し、補助金を交付することで運営を支援し、育児負担の軽減に取り組みます。	
担当課		子ども施設課、子育て支援総合センター	

94	<b>子育てママ対象講座</b>	子 1-(3)	
事業概要	目的	乳幼児子育て中の母親が持つ不安やストレスの解消を図る。	
	具体的内容	幼稚園等に入園前のこどもの母親を対象に、自分のための時間を提供し、さまざまな講座を実施します。	
担当課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所、すみだ共生社会推進センター	

95	<b>特定教育・保育施設等への指導検査</b>	子 2-(1)	
事業概要	目的	特定教育・保育施設等への指導検査を実施し、保育の質の確保を図る。	
	具体的内容	子ども・子育て支援法等に基づいて認可保育所をはじめとする特定教育・保育施設等に指導検査等を実施し、各種法令、通知に規定されている施設等の運営と保育サービスの質が確保されているかどうかの確認を行います。	
担当課		子育て支援課	

96	<b>保育士の確保事業</b>	子 2-(1)	
事業概要	目的	私立保育所等における保育士等の人材確保に取り組み、保育の質の確保、向上を図る。	
	具体的内容	国や東京都の補助事業の実施状況にあわせて、保育士等が入居する宿舎に要する賃借料の一部を補助するなど、私立保育所等が保育士等を確保できるよう支援します。	
担当課		子ども施設課	

97	<b>保育所における質の向上のための取組</b>		子 2-(1)
事業概要	目的	研修等を通じて区内全ての保育施設の保育の質を向上させ、こどもたちに質の高い保育を提供する。	
	具体的内容	合同研修、乳児研修、障害児スーパーバイザー研修、職場内研修、公開保育など、多種多様な研修を通じて、お互いに学びあい、高めあう環境を整え保育の質の向上に取り組みます。	
担当課		子ども施設課	

98	<b>保育施設の福祉サービス第三者評価制度の受審推進</b>		子 2-(1)
事業概要	目的	サービスや運営について、事業者・利用者以外の第三者機関による評価を推進し、保育の質の確保を図る。	
	具体的内容	区立保育所では原則3年に1度受審するほか、私立保育所等に対しては受審費用の助成を行うことで、福祉サービス第三者評価の受審を積極的に推進します。	
担当課		厚生課、子ども施設課	

99	<b>既存保育所の認定こども園への移行</b>		子 2-(1)
事業概要	目的	適切な保育サービスの提供に向け、社会情勢の変化等を踏まえて検討を行う。	
	具体的内容	既存の認可保育所、幼稚園について、認定こども園への移行を予定する施設については、必要な対応を行います。	
担当課		子ども施設課	

100	<b>区立保育園への民間活力導入事業</b>		子 2-(1)
事業概要	目的	区立保育園へ民間活力を導入することで、保育ニーズの多様化に対応し、柔軟な保育サービスの提供を行う。	
	具体的内容	墨田区公設保育所整備計画に基づき、公私連携制度等を活用して区立保育園に民間活力を導入していきます。	
担当課		子育て支援課	

101	<b>私立保育所等整備助成事業</b>		子 2-(1)
事業概要	目的	待機児童の地域別、年齢別分布状況、区民ニーズ等を踏まえ、需要量に応じた保育所等の整備を実施し、保育の受け皿を確保することで、待機児童の解消を図る。	
	具体的内容	民間保育事業者による保育所等整備に当たり、工事費や開設前賃借料等の保育所整備に要する費用の一部を補助するとともに、施設整備に向けた指導、支援を行います。	
担当課		子育て政策課	

102	<b>延長保育</b>	子2-(2)	
事業概要	目的	保護者の就労形態の多様化に応じた保育を提供し、保護者の就労と育児の両立を図る。	
	具体的内容	標準時間保育（7：15～18：15）終了後及び短時間保育（9：00～17：00）の前後において、延長保育を実施します。	
担当課		子ども施設課	

103	<b>スポット延長保育</b>	子2-(2)	
事業概要	目的	突発的な事情による延長保育を提供し、保護者の就労と育児の両立を図る。	
	具体的内容	急な残業や公共交通機関の遅れ等により、突発的に通常の保育時間を超えて保育施設を利用する場合の、スポット延長保育を実施します。	
担当課		子ども施設課	

104	<b>休日保育</b>	子2-(2)	
事業概要	目的	休日に保育を提供することで、さまざまな就労形態の中にあっても就労と育児の両立ができる環境を整える。	
	具体的内容	保護者の就労形態により、日曜日及び祝日に子どもを保育できない場合に、一部の保育園で保育を実施します。	
担当課		子ども施設課	

105	<b>年末保育</b>	子2-(2)	
事業概要	目的	年末（12月29、30日）に保育を提供することで、さまざまな就労形態の中にあっても就労と育児の両立ができる環境を整える。	
	具体的内容	保護者が就労等の事情により、年末に子どもを保育できない場合に、一部の保育園で保育を実施します。	
担当課		子ども施設課	

106	<b>緊急一時保育</b>	子2-(2)	
事業概要	目的	緊急に保育を必要とする児童を一時的に保育園で保育する。	
	具体的内容	集団保育可能な生後6か月から小学校就学前までの児童が、保護者の病気・出産等により緊急に保育が必要となった場合、緊急一時枠を設けた保育園等の保育施設で保育を実施します。	
担当課		子育て支援総合センター	



107	<b>保育施設における障害児保育</b>		子 4-(2)
事業概要	目的	障害の有無に関わらず、集団の中でお互いに認めあい、共に育ちあう保育環境の実現を図る。	
	具体的内容	区立保育園においては、保育の充実を図るため、各園の状況に合わせて人員体制を整え、安心してこどもを預けられる環境を整備します。 私立保育所等においては、障害児及び障害児等が入所している保育所等に対し、保育事業に要する経費の一部を補助し、保育環境の充実を図ります。	
担当課		子ども施設課	

108	<b>心理相談員の保育施設への巡回</b>		子 4-(2)
事業概要	目的	配慮が必要なこどもの保育に関する適切な助言を行うことで、健やかな発達を支援する。	
	具体的内容	心理相談員が保育園等を巡回し、配慮が必要なこどもの園での姿を観察し、施設職員、保護者に対して、その子に合った保育へのアドバイスを提供します。	
担当課		子ども施設課	

109	<b>医療的ケア児に対する居宅訪問型保育事業</b>		子 4-(2)
事業概要	目的	医療的ケアが必要な児童を居宅で保育することで保育サービスの充実と児童福祉の向上を図る。	
	具体的内容	医療的ケアが必要な疾病等のため、集団保育が困難な児童を、保育者が児童の自宅で1対1の保育を行います。	
担当課		子ども施設課	

110	<b>幼児教育・保育の無償化</b>		子 4-(4)
事業概要	目的	幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、子育て世帯の保護者の負担を軽減し、児童福祉の充実を図る。	
	具体的内容	幼稚園、認可保育施設、認可外保育施設等の無償化対象施設を利用する児童の保護者に対し、一定の要件を満たす場合に保育料の負担を軽減します。	
担当課		子ども施設課	

111	<b>認証保育所保育料負担軽減補助事業</b>		子 4-(4)
事業概要	目的	認証保育所に入所している児童の保護者の負担を軽減し、児童福祉の充実を図る。	
	具体的内容	認証保育所に支払っている保育料と、認可保育所に在園した場合の保育料との差額を基準として、保護者に対して補助金を助成します。	
担当課		子ども施設課	

112	<b>ふれあい給食事業</b>		子5-(1)
事業概要	目的	地域の高齢者と保育園児のふれあいを促し、こどもたちの豊かな人間性の育成や高齢者の孤独感の解消、生きがいがづくりにつなげる。	
	具体的内容	給食や生きがい教室などのふれあい給食事業を行う私立保育所等に対し、その経費の一部を助成することで、円滑な事業運営を推進します。	
担当課		高齢者福祉課	

113	<b>病児保育事業</b>		子2-(2)
事業概要	目的	病児又は病後児で、集団保育が困難であり、かつ保護者の仕事等の事情により家庭で保育を行うことが困難な児童を保育することで、子育てしやすい環境を整える。	
	具体的内容	医療機関や保育施設に併設する専用のスペースがある保育室や、専用の施設において、入院加療の必要がなく、症状の急変が認められない病気のこどもや、病気の回復期であるものの保育園等に通園できないこどもの保育を実施します。	
担当課		子育て支援課	

114	<b>すみだ子育て支援ネット「はぐ」</b>		子2-(2)
事業概要	目的	地域の子育て支援人材との協力体制を整え、訪問型の保育事業を実施する。	
	具体的内容	こどもの病気、保護者の体調不良・通院・冠婚葬祭などにより一時的な保育が必要となった家庭を対象に、区が養成・認定した子育てサポーター又は病後児サポーターが利用者の自宅を訪問して保育を実施します。	
担当課		子育て支援総合センター	

115	<b>ファミリー・サポート・センター事業</b>		子5-(1)
事業概要	目的	区民の自主的な相互援助活動を推進し、地域における子育て支援環境の充実を図る。	
	具体的内容	子育ての手助けを必要とする方と子育てのお手伝いができる方をつなぐ会員組織「すみだファミリー・サポート・センター」を運営し、保育園・幼稚園・学童クラブ等の送迎、一時的な保育等の相互援助活動を支援します。	
担当課		子育て支援総合センター	

116	ショートステイ	子1-(3)	
事業概要	目的	一時的に家庭でのこどもの養育が困難になったとき等に、こどもを預かることで、家族の精神的・身体的な子育て負担の軽減を図る。	
	具体的内容	<p>【子どもショートステイ】</p> <p>保護者の出産、疾病、事故などの理由により、一時的に家庭でこどもを養育することが困難になったとき、区が委託する乳児院や区内の協力家庭で短期間（7日間程度）こどもを預かります。</p> <p>【要支援家庭を対象としたショートステイ】</p> <p>当該家庭への支援プログラムに基づき、乳児院等の実施施設で児童の養育、生活指導等を行い、関係機関等と連携して保護者への支援を行うことで、虐待防止につなげます。</p>	
担当課		子育て支援総合センター	

117	児童療育家庭ホームヘルプサービス	子1-(3)	
事業概要	目的	一時的な疾病等により日常生活に支障をきたしている家庭に対して日常生活の世話等必要な援助を行うことで、家庭の福祉の増進や児童の健全育成を図る。	
	具体的内容	義務教育終了前の児童を養育している家庭に対し、一定期間ホームヘルパーを派遣して家事支援を行います。	
担当課		子育て支援総合センター	

118	こどもの予防接種	子1-(2)	
事業概要	目的	こどもを対象に予防接種を実施し、感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防する。	
	具体的内容	ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、H i b感染症、肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症の発生及びまん延防止のため、これら疾病に対して免疫効果を獲得させるワクチンを対象者に接種します。また、任意予防接種として、定期予防接種対象期間外の麻しん及び風しん予防接種、おたふくかぜ予防接種、小児インフルエンザ予防接種、男性へのヒトパピローマウイルス予防接種の費用助成制度を実施します。	
担当課		保健予防課	

119	こども医療費助成	子1-(2)	
事業概要	目的	子育てに係る経済負担を軽減し、費用の心配なく医療を受けられるようにする。	
	具体的内容	健康保険に加入している高校生等年齢相当までの児童が医療機関等を受診した時に、保険診療の自己負担分を助成しています。	
担当課		子育て支援課	

120	<b>児童館事業</b>		子 3-(1)
事業概要	目的	18歳未満のすべての児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童館を運営する。	
	具体的内容	専門職員による個別的・集団的指導を通して児童の健全育成を図り、異年齢のこども同士、親子での交流を深める場の提供と子育て支援を行います。	
担当課		子育て政策課	

121	<b>児童館の改修</b>		子 3-(1)
事業概要	目的	児童館を改修し、こどもたちの居場所の環境改善を図る。	
	具体的内容	老朽化が進んでいる施設から計画的に大規模修繕等の改修を実施します。	
担当課		子育て政策課	

122	<b>コミュニティ会館事業</b>		子 3-(1)
事業概要	目的	児童の心身の健全な育成及び青少年の文化活動並びに健康の増進を図る。	
	具体的内容	幼児から高校生までを対象に、スポーツやボランティア活動などの様々な交流活動を実施するなど、青少年の健全育成のための支援を行います。	
担当課		地域活動推進課	

123	<b>家庭における読書活動の推進</b>		子 3-(2)
事業概要	目的	家庭において本をとおして親子のふれあいや絆を深め、こどもの豊かな情緒を育むとともに、家庭での読書習慣の定着を図ります。	
	具体的内容	<p>○ブックスタート事業</p> <p>3・4か月健診時に、乳児と保護者に絵本の手渡しと読み聞かせのアドバイスを行うとともに、幼児向けブックリストを配布します。</p> <p>○家読（うちどく）の啓発</p> <p>1冊の本を通じて家族で読書を楽しむ「おうちDeどくしょノート」の配布や保護者向け講演会の開催を通じて、家庭における読書活動の推進を図ります。</p>	
担当課		ひきふね図書館	

124	<b>児童扶養手当</b>		子 4-(1)
事業概要	目的	父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図る。	
	具体的内容	父又は母がいない若しくは父又は母に重度の障害がある等の、18歳に達する年度末までの児童を養育している方に手当を支給します。	
担当課		子育て支援課	

125	<b>児童育成手当</b>		子 4-(1)
事業概要	目的	父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図る。	
	具体的内容	父又は母がいない若しくは父又は母に重度の障害がある等の、18歳に達する年度末までの児童を養育している方に手当を支給します。	
担当課		子育て支援課	

126	<b>ひとり親家庭の医療費の助成</b>		子 4-(1)
事業概要	目的	ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図る。	
	具体的内容	ひとり親家庭等が医療機関で支払う医療費のうち、保険診療の自己負担分の全部又は一部を助成します。	
担当課		子育て支援課	

127	<b>ひとり親家庭自立支援給付金事業</b>		子 4-(1)
事業概要	目的	就職や転職に必要な資格を取得するための費用を給付し、就職や収入の増加につなげ、生活の安定を図る。	
	具体的内容	区から指定を受けた教育訓練講座を受講する際に、受講費用の一部を給付するほか、看護師や保育士等の就労に有利な資格を取得するために養成機関へ通う期間中、生活費の一部として訓練促進給付金を給付します。	
担当課		生活福祉課	

128	<b>ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付事業</b>		子 4-(1)
事業概要	目的	緊急的に必要になった資金を貸付け、ひとり親家庭の生活の安定と生活意欲の増進を図る。	
	具体的内容	ひとり親家庭の父または母が病気、冠婚葬祭などにより応急に資金が必要となった時に、5万円を限度として貸付を行います。	
担当課		生活福祉課	

129	<b>ひとり親家庭就業・自立支援事業</b>		子 4-(1)
事業概要	目的	ひとり親家庭の就労を支援し、生活の安定と経済的自立を図る。	
	具体的内容	対象者の状況に合わせて自立支援プログラムを策定し、関係機関と連携して、資格取得や就転職を支援します。	
担当課		生活福祉課	

130	<b>東京都母子及び父子福祉資金の貸付</b>		子 4-(1)
事業概要	目的	ひとり親家庭が必要とする資金を貸付けることで、生活の安定を図る。	
	具体的内容	子の進学のための修学資金や転宅資金など必要な資金の貸付を行います。	
担当課		生活福祉課	

131	<b>母子生活支援施設</b>		子 4-(1)
事業概要	目的	支援を必要とする母子世帯について、支援を行いながら自立の促進を図る。	
	具体的内容	母子家庭で、生活上の様々な問題のために子を十分に養育することができない場合に、自立のために生活支援を受けることができる施設です。きめ細かいサポートを実施します。	
担当課		生活福祉課	

132	<b>養育費等支援事業</b>		子 4-(1)
事業概要	目的	養育費の取決め・確保を支援し、ひとり親家庭の経済状況の安定を図る。	
	具体的内容	養育費の取決めに関して相談・助言を行います。また、事業を利用した方には、養育費の取り決め・確保に係る補助を行います。	
担当課		生活福祉課	

133	<b>障害児通所支援事業</b>		子 4-(2)
事業概要	目的	児童福祉法に定める障害児通所支援事業を実施し、18歳未満の障害児の心身の発達を支援する。	
	具体的内容	児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業を実施し、日常生活に必要な基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育を行います。	
担当課		障害者福祉課	

134	<b>障害児移動支援事業</b>		子 4-(2)
事業概要	目的	単独での外出が困難な障害児の外出を支援することで、自立と社会参加の促進を図る。	
	具体的内容	障害児の外出を支援するヘルパーを派遣して、余暇や文化活動のための支援を行います。なお、未就学児童は保護者同伴に限ります。	
担当課		障害者福祉課	

135	<b>自立支援医療（育成医療）の支給</b>		子 4-(2)
事業概要	目的	身体に障害がある児童、又は、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患のある児童が、その障害が確実に除去・経験されると見込まれる治療を受ける場合の医療費の一部を公費で負担することにより、福祉の増進を図る。	
	具体的内容	原則、医療費の1割を自己負担とし、所得区分に応じて負担上限額が設定されます。	
担当課		健康推進課	

136	<b>児童手当</b>		子 4-(4)
事業概要	目的	こども・子育て支援の適切な実施を図るため、児童を養育している保護者に手当を支給することにより、家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。	
	具体的内容	高校生年代修了前のこどもを養育している方に手当を支給します。	
担当課		子育て支援課	

137	<b>養育支援訪問事業</b>		子 4-(4)
事業概要	目的	家族の状況等さまざまな原因でこどもの養育が困難になっている家庭に適切な養育支援を行うことで、保護者が安心してこどもを養育できる環境を整える。	
	具体的内容	母子保健事業等との連携の下、要支援家庭及び要保護家庭を訪問し、相談・指導、育児援助、家事援助等を行うことで、抱えている問題の解決、軽減を図ります。	
担当課		子育て支援総合センター	

138	<b>重症心身障害児（者）等介護者支援事業</b>		子 4-(4)
事業概要	目的	医療的ケアが必要な重症心身障害児（者）等の家庭や特別支援学校に看護師等を派遣し、家族等に代わってケアを行うことで、家族等の休息・就労等支援を図る。	
	具体的内容	区内に住所があり、在宅で家族等の介護を受けながら生活していて、日常的に訪問看護で医療的ケアを受けている上で、一定の要件を満たす方を対象に、その家庭や特別支援学校に看護師等を派遣し、一定時間、家族等に代わってケアを行うことで、家族等の休息・就労等支援を図ります。	
担当課		障害者福祉課	

139	<b>教育相談事業</b>		子 4-(4)
事業概要	目的	こどもたちに関わる諸問題を早期改善・解決することで、こどもたちの健やかな育ちを支援する。	
	具体的内容	幼児・児童・生徒と、その保護者を対象に、こどもの教育上のさまざまな悩みに対して、臨床心理士等が相談に応じ、その解決のための助言や支援を行います。また、電話相談として「教育相談室 電話相談」を実施します。	
担当課		教育センター	

140	<b>医療的ケア児の受入対策</b>		子 4-(4)
事業概要	目的	医療的ケアが必要なこどもを、教育・保育施設で安全に受け入れるために必要な条件を整理する。	
	具体的内容	幼稚園、保育園、小学校、中学校等にいたるまで、受入が可能な医療的ケア児を継続的に支援するために必要な人員体制、施設環境等について、調査・検討を行います。	
担当課		子ども施設課、学務課	

141	<b>医療的ケア児に関する庁内連絡会議の運営</b>		子 4-(4)
事業概要	目的	医療的ケアが必要なこどもを地域全体で支援していくための環境を整える。	
	具体的内容	区の関係部署からなる庁内連絡会議を運営し、必要な情報共有、連絡調整等を行うことで、必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携を推進します。	
担当課		障害者福祉課	

142	<b>発達が気になるお子さんの相談の強化</b>		子 4-(4)
事業概要	目的	こどもの発達相談を受けられる体制を整え、育児不安の解消を図る。	
	具体的内容	お子さんとの関わり方の工夫を保護者へお伝えするなどの相談支援を行い、安心して子育てができる環境を整えます。	
担当課		子育て支援総合センター	

143	<b>子育て支援活動助成事業</b>		子 5-(1)
事業概要	目的	区内で子育て支援活動を実施する団体の活動経費を助成することにより、地域における子育て支援活動の活性化を図り、もって、区内の子育て環境を充実させる。	
	具体的内容	1団体 50万円を上限に、区内で子育て支援活動を実施する団体の活動経費を助成します。	
担当課		子育て支援課	



144	<b>総合防災教育</b>		子 3-(3)	若 2-(3)
事業概要	目的	幼児から大学生までに対して、防災に関する教育を継続的かつ段階的に実施していくことにより、防災に関する知識や技術を確実に身につけさせ、将来の防火防災の担い手を育成するとともに、家庭や地域における防災行動力を向上させる。		
	具体的内容	自らの防災行動力を高めるとともに、将来における地域防災の担い手を育成するため、幼児期から発達の段階に応じた防火防災教育を総合防災教育と位置付け、継続的に実施します。		
担当課		本所・向島消防署		

145	<b>スポーツ推進委員の活動</b>		子 1-(2)	若 1-(2)
事業概要	目的	スポーツの魅力を感じることができる機会を充実させ、遊びやレクリエーションを通じて体を動かす楽しさを実感できるきっかけづくりを行う。		
	具体的内容	スポーツ教室等の企画運営に参画し、区民にスポーツの指導・助言を行いスポーツの振興を図ることで、広く区民の健康増進を支援します。		
担当課		スポーツ振興課		

146	<b>特定自転車駐車場の使用料減額</b>		子 4-(1)	若 3-(3)
事業概要	目的	自転車駐車場利用における経済的負担の軽減を図る。		
	具体的内容	墨田区が発行した「ひとり親医療証」を所持する世帯主及びその世帯に属するこどもに対して、使用料を減額（半額）します。		
担当課		土木管理課		

147	<b>特定自転車駐車場の優先当選</b>		子 6-(2)	若 3-(3)
事業概要	目的	希望どおりの自転車駐車場を利用しやすくすることにより子育てを応援する。		
	具体的内容	新年度の特定自転車駐車場の利用申請時に抽選となった場合、子育て世帯の方（墨田区在住で高校生以下のこどもがいる世帯の保護者又はこども本人）は、必要書類を添付することで優先当選の対象となります。		
担当課		土木管理課		

148	<b>障害児福祉手当</b>		子 4-(2)	若 3-(1)
事業概要	目的	重度障害児に対し、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、重度障害児の福祉の向上を図る。		
	具体的内容	20歳未満で、精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の方に対し、手当を支給します。		
担当課		障害者福祉課		

149	<b>児童育成手当（障害）</b>		子 4-(2)	若 3-(1)
事業概要	目的	知的障害若しくは身体障害等を有する児童について、手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。		
	具体的内容	20歳未満で、中程度以上の障害児を養育している方に対し、手当を支給します。		
担当課		子育て支援課		

150	<b>特別児童扶養手当</b>		子 4-(2)	若 3-(1)
事業概要	目的	精神又は身体に障害を有する児童について、手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。		
	具体的内容	20歳未満で、中程度以上の障害児を養育している方に対し、手当を支給します。		
担当課		子育て支援課		

151	<b>青少年問題協議会の運営</b>		子 5-(1)	若 4-(2)
事業概要	目的	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策を審議し、それらの施策を適切に実施するため、区及び青少年関係機関・団体の連絡調整を図る。		
	具体的内容	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策を審議し、それらの施策を適切に実施するため、区及び青少年関係機関・団体の連絡調整を図ります。併せて、これらの関係機関・団体の活動の指針とするため、毎年度、「青少年対策基本方針」を定めます。 また、区立小学校1年生・4年生、区立中学校1年生の保護者を対象とした家庭教育パンフレット「おやこいっしょに」の発行等を行います。		
担当課		地域教育支援課		

152	<b>幼児教育の推進</b>		子 2-(1)	
事業概要	目的	幼児の発達段階に応じて、生活経験や遊びを通して人格形成の基礎を培い、その後の小学校教育への接続を図る。		
	具体的内容	幼児期の教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものです。幼稚園・保育園において、教員・保育士等は、幼児が安定した情緒の下で主体的に活動できるよう環境を整え、基本的な生活習慣や集団生活のルール、健全な心身の発達の基礎等について身に付けるようにします。		
担当課		指導室、子ども施設課		

153	<b>私立幼稚園等の預かり保育</b>		子 2-(2)
事業概要	目的	私立幼稚園等で預かり保育事業を実施し、保護者の負担軽減及び社会参加の機会の確保を図る。	
	具体的内容	幼稚園等の通常の教育時間前後又は長期休暇時に預かり保育を実施している区内の私立幼稚園等設置者に対し、預かり日数や人数に応じた補助を行うことで、幼稚園等での預かり保育事業の充実に取り組みます。	
担当課		子ども施設課	

154	<b>幼稚園等における特別支援教育</b>		子 4-(2)
事業概要	目的	幼児一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行い、特別な配慮を要する幼児の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する。	
	具体的内容	区立幼稚園においては、介助があれば集団保育に適応できる幼児を2人程度受け入れています。 私立幼稚園においては、特別な配慮を要する幼児を受け入れている区内の私立幼稚園等設置者に対し、特別支援教育事業に要する経費を補助することで、受け入れ環境の充実を図ります。	
担当課		子ども施設課、学務課	

155	<b>私立幼稚園等園児の保護者への助成</b>		子 4-(4)
事業概要	目的	私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者の負担軽減及び幼児教育の振興と充実を図る。	
	具体的内容	子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園等へ入園し、保育料と入園料を納入した園児の保護者に保育料と入園料の一部を補助することで、保護者の経済的負担を軽減します。	
担当課		子ども施設課	

156	<b>自然環境学習</b>		子 3-(2)
事業概要	目的	自然とのふれあいを通じて、命の尊さや自然環境保全の重要性を啓発する。	
	具体的内容	野鳥、昆虫、樹木などの観察を通して、人と自然とのつながりを見る目を養い、今後の環境づくりを考えるきっかけとするとともに、身近な場所にビオトープを造ることで、生き物と触れ合い、自然環境の大切さを学びます。	
担当課		環境保全課	

157	<b>幼保小中一貫教育推進事業</b>		子 2-(1)
事業概要	目的	中学校卒業までを連続した教育期間として捉え、こどもたちの生きる力（知・徳・体）を育む。	
	具体的内容	「墨田区幼保小中一貫教育推進計画」に基づき、全てのブロック（中学校区）で校種間の連携を意識した取組を進めます。また、幼保小中一貫教育フォーラムの開催や、「小学校すたーとブック」「中学校入学プレブック」の配布により、一層の連携推進を図ります。	
担当課		すみだ教育研究所	

158	<b>ものづくりフェア</b>		子 3-(2)
事業概要	目的	区と区内産業団体等との共催でこども向けものづくり体験イベントを開催することにより、ものづくりへの興味を持ってもらうとともに、墨田区の産業をこどもから大人まで広く PR する。	
	具体的内容	ものづくりの魅力を伝えるため、ものづくり体験イベントを通して、こどもたちが「ものづくり」に触れる機会を提供し、ものづくりの楽しさを伝えます。	
担当課		経営支援課	

159	<b>特色ある学校づくり</b>		子 3-(3)
事業概要	目的	各学校で設定した研究テーマに基づき、組織的に取り組むことで、学力向上や体力向上などの教育課題に対応する。	
	具体的内容	指定を受けた学校が今日的課題に特化した内容や、それぞれの学校における特色ある教育活動について実践・研究し、1年間研究してきたテーマについて研究発表会を実施することで、各学校の教育活動の充実を図ります。	
担当課		指導室	

160	<b>教職員研修事業</b>		子 3-(3)
事業概要	目的	各種研修により、教職員の指導力等の資質向上を図る。	
	具体的内容	今日的な教育課題への対応、各職層において習得すべき内容、授業指導法などについて研修を行い、教員の指導力向上を図り、こどもたちの学力向上につなげます。	
担当課		指導室	

161	<b>学校支援指導員派遣事業</b>		子 3-(3)
事業概要	目的	学校・園の教育課題や学習指導、生徒指導の両面、保健指導において、さまざまな課題に対応し、健全育成に向けたきめ細やかな支援を行う。	
	具体的内容	区立幼稚園・学校に学校支援指導員を配置して、学習指導、生活指導、特別支援等の補助を行い、幼児・児童・生徒が安心・安全な学校生活を送るとともに、確かな学力の向上を図ります。	
担当課		指導室	

162	<b>学校運営連絡協議会の設置と運営</b>		子 5-(1)
事業概要	目的	学校（園）と家庭・地域との連携を強化し、幼稚園・小中学校の教育活動の改善・充実を図る。	
	具体的内容	区立幼稚園・小中学校に学校運営連絡協議会を設置し、年 3 回以上の協議会を実施して、開かれた学校づくりを推進するとともに、地域人材を活用した教育活動等の連携推進を図ります。また、今後の国型コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部への移行に向けて、モデル試行を順次行います。	
担当課		指導室、地域教育支援課	

163	<b>児童の交通安全教育事業</b>		子 5-(3)
事業概要	目的	児童・生徒等に対し、生活全般における交通事故や犯罪に関する自己防衛のための力を身につけさせる。	
	具体的内容	幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒及び保護者を対象に、交通安全（防犯）教室を実施し、登下校時の通学路における安全指導の強化と、防犯についての指導を行います。	
担当課		庶務課	

164	<b>緊急情報発信メール配信事業</b>		子 5-(3)
事業概要	目的	情報をリアルタイムで一斉に受信・発信することで、必要な情報を学校から保護者に迅速に知らせ、児童・生徒の安全確保を図る。	
	具体的内容	こどもの安全に係る不審者情報や事件・事故の発生情報などについて、学校等から保護者の携帯電話やパソコンに一斉にメール配信します。このシステムを活用して、学校行事の変更・中止や学級閉鎖などの情報の配信も行います。	
担当課		庶務課	

165	<b>緊急通報装置等の防犯設備</b>		子 5-(3)
事業概要	目的	教育環境における園児及び児童・生徒等の安全確保を図る。	
	具体的内容	非常通報体制「学校 110 番」、防犯カメラ・モニター、電子施錠等を区立小中学校・幼稚園に導入しています。	
担当課		庶務課	

166	<b>ぜんそく児のための環境保健事業(機能訓練事業)</b>		子1-(2)
事業概要	目的	体力づくりの促進、発作時に症状の軽減に効果がある腹式呼吸などの体得に取り組み、こどもの健康回復、保持及び増進をめざす。	
	具体的内容	ぜん息等により患っている、児童・生徒を対象に、デイキャンプ・水泳教室・音楽療法教室・食物アレルギー講演会を実施します。	
担当課		保健予防課	

167	<b>わんぱく天国</b>		子3-(2)
事業概要	目的	こどもたちが自然に触れながら、こども同士のつながりを深め、社会のあり方を学ぶことのできる場を提供する。	
	具体的内容	ボランティアが常駐し、自由にのびのびと創造的・冒険的な遊びができる「わんぱく天国」を運営します。	
担当課		地域教育支援課	

168	<b>環境体験学習</b>		子3-(2)
事業概要	目的	親子で参加できる環境学習の場を提供し、環境に対する意識を高める。	
	具体的内容	こどもたちが自然にふれあう機会を提供するため、栃木県鹿沼市にある山林での植林・林業・間伐体験や、大横川親水公園等での自然観察会、区立小学校におけるヤゴ救出・ビオトープの造成支援などの環境学習を行うほか、小中学生向け環境学習講座や展示会を実施します。	
担当課		環境保全課	

169	<b>こどもの未来応援事業(こども食堂・食品ロス削減)</b>		子4-(1)
事業概要	目的	「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」等の考え方に基づき貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備等を総合的に推進していく。	
	具体的内容	生活に困窮する世帯及びひとり親世帯等に対して食の提供とともに適切な支援機関へつなぐ取組を実施している区内の子ども食堂及び地域食堂、フードパントリー(以下「子ども食堂等」という。)に利用環境整備に係る経費の一部を補助することにより、食支援団体の利用促進を図る。 また、食品ロス削減対策として、食品ロス削減対策に取り組む各主体と連携し、官民一体となって、子ども食堂等での未利用食品有効活用を図る。	
担当課		厚生課、環境政策課	

170	<b>ヤングケアラーの認知度向上のための啓発</b>		子 4-(4)	
事業概要	目的	こどもの健やかな育ちを適切に支えていくための普及啓発を行う。		
	具体的内容	ヤングケアラーの認知度向上のために中学1年生にパンフレットを配布します。また、ケアマネジャー連絡会等を通じて啓発周知し、早期発見につなげます。		
担当課		子育て支援総合センター		

171	<b>ヤングケアラーの相談・支援</b>		子 4-(4)	
事業概要	目的	相談体制・連携支援体制を強化し、適切な支援を図る。		
	具体的内容	窓口を設置することで、適切な相談・支援を行います。問題解決にあたっては、関係機関との連携を図ります。		
担当課		子育て支援総合センター		

172	<b>すみだ探究工房</b>		子 5-(2)	
事業概要	目的	こどもたちの好奇心を刺激し、想像し創造する力を育てるものづくり体験などを通じて、こどもの職業体験の機会を提供する。		
	具体的内容	墨田区の産業観光資源を職業体験プログラム「アウトオブキッザニア in すみだ」として、開発・販売してきましたが、令和3年度からプログラムテーマを職業体験から、探究的学習へと変更し、すみだ探究工房を運営する団体に対し、事業経費の補助を行います。		
担当課		産業振興課		

173	<b>起震車による地震体験</b>		子 3-(2)	若 2-(1)
事業概要	目的	学校等に出張し、人工地震体験を通して、生徒等の防災意識の普及高揚及び地震発生時における対応力の養成を図る。		
	具体的内容	各学校や町会等で行われる防災訓練、墨田区主催のイベント等で、起震車「すみだぐらぐら号」による地震体験を行い、青少年の防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ります。		
担当課		防災課		

174	<b>クリーンキャンペーン</b>		子 3-(2)	若 2-(2)
事業概要	目的	地域のイベント等への参加により、郷土に対する愛着心を深めるとともに、自主性や社会性及びボランティア精神を育み、社会参画意識の醸成を図る。		
	具体的内容	ごみゼロデー（5月30日）にちなみ、道路や公園等の散乱ごみの清掃を内容とするキャンペーンを地域住民が主体的に進める活動として実施することで、美観の向上を図るとともに、地域力の強化をめざします。		
担当課		すみだ清掃事務所		

175	<b>すみだ生涯学習センター事業</b>		子 5-(1)	若 2-(1)
事業概要	目的	区民の生涯学習を支援する。		
	具体的内容	区民がさまざまな生涯学習活動を行うための拠点施設として、生涯学習の機会や場の提供、学習情報の発信、学習相談を実施するなど、区民の生涯学習を支援します。		
担当課		地域活動推進課、すみだ生涯学習センター		

176	<b>学童クラブ事業</b>		子 3-(1)	
事業概要	目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。		
	具体的内容	児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業として、墨田区学童クラブ事業を実施し、保護者が就労、疾病等により放課後や学校休業日に家庭でこどもを育成できない場合に、小学3年生（必要に応じて6年生）までを対象に学童クラブで育成します。		
担当課		子育て政策課、地域活動推進課		

177	<b>放課後子ども教室推進事業</b>		子 3-(1)	
事業概要	目的	地域全体でこどもを見守る体制をつくることをめざし、こどもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。		
	具体的内容	区立小学校の余剰教室等を利用してこどもたちの安全・安心な居場所を確保し、地域の方々の参画を得て、こどもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供します。		
担当課		地域教育支援課		

178	<b>学童クラブ待機児童の放課後の居場所の確保</b>		子 3-(1)	
事業概要	目的	学童クラブ待機児童等を対象とした放課後の居場所を確保する。		
	具体的内容	学童クラブ待機児童等を対象とした「ランドセル預かり」による児童館の利用や、放課後子ども教室等との連携により、長期休暇中を含めた多様な放課後の居場所の確保を図ります。		
担当課		子育て政策課		

179	<b>学童クラブへの障害児の受入</b>		子 4-(2)	
事業概要	目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない、特別な配慮が必要な就学児童に対して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。		
	具体的内容	障害のあるこどもの受入れ状況に応じて会計年度任用職員を配置するほか、心理相談員による学童クラブへの巡回・相談を実施し、育成指導の充実を図ります。		
担当課		子育て政策課		



180	<b>サブ・リーダー講習会</b>		子3-(2)
事業概要	目的	子ども会や小学校の各種活動で中心的な役割を担えるよう、自主性・協調性、責任感等を養うとともに、グループ活動におけるイン・リーダーを養成する。	
	具体的内容	レクリエーション活動を主とした日帰り、宿泊の講習会を実施します。	
担当課		地域教育支援課	

181	<b>夏休み自然体験教室</b>		子3-(2)
事業概要	目的	都市と農村に住む子どもたちの相互の交流や、自然や人とのふれあいを通して得たことを人間形成に生かす。	
	具体的内容	夏休みに山形県高畠町を訪問し、高畠町の子どもたちとの共同宿泊体験・ホームステイなどを通じて大自然とふれあい、子ども同士の交流を深めます。また、冬には高畠町の子どもたちが墨田区を訪問します。	
担当課		地域教育支援課	

182	<b>「ほうかご図書室」事業</b>		子3-(2)
事業概要	目的	読書の機会を充実することで、児童の読書活動（読書、調べる活動等）をさらに推進する。	
	具体的内容	読書活動の場を提供するため、放課後に学校図書館を開放し、読書の機会を充実させるとともに、放課後の新たな居場所として活用する。	
担当課		ひきふね図書館	

183	<b>環境学習の支援</b>		子3-(3)
事業概要	目的	区内の自然、生き物に関する理解を深める。	
	具体的内容	環境学習教材「すみだ自然と生きものガイドマップ」、「ヤゴのすむ水トンボのいる街」を作成し、区立小学校3年生を対象に配布します。	
担当課		環境保全課	

184	<b>ごみの減量と分別に関する環境学習</b>		子3-(3)
事業概要	目的	3Rの大切さや、ごみの減量等について興味を持つきっかけとなるよう意識啓発を図る。	
	具体的内容	区立小学校4年生を対象に、環境啓発車「わかるくん」を使用したごみ収集の実演や、ごみの分別などについての体験学習を行います。	
担当課		すみだ清掃事務所	

185	<b>子ども会活性化事業</b>		子 5-(1)
事業概要	目的	子ども会の小規模化や育成者不足を補い、子ども会を活性化する。	
	具体的内容	地域のこどもたちの健やかな成長を促すため、子ども会に対し、各種レクリエーション種目の紹介や情報提供、技術指導など、子ども会の活動を支援します。また、子ども会活性化事業実行委員会に対し補助金を交付して、育成者研修会、少年キャンプ、各種大会等への事業支援を行うことで、区内子ども会の活性化を促します。	
担当課		地域教育支援課	

186	<b>学校安全ボランティア事業</b>		子 5-(1)
事業概要	目的	保護者や地域関係者と連携し、小学校に通うこどもの安全を守る。	
	具体的内容	東京都の「子供安全ボランティア」活動の一環で、小学校の保護者と地域の方がボランティア活動として、こどもたちの登下校時における通学路のパトロールやこどもたちへの声かけ運動・あいさつ運動を行います。	
担当課		庶務課	

187	<b>地域防犯対策</b>		子 5-(3)
事業概要	目的	保護者や地域関係者と連携し、小学校に通うこどもの安全を守る。	
	具体的内容	「子ども学校安全ボランティア」について、学校を通じて保護者、地域関係者に周知、募集し、登下校時のパトロールや見守り活動、あいさつ運動などを行います。	
担当課		庶務課	

188	<b>帰宅呼びかけ放送</b>		子 5-(3)
事業概要	目的	こどもたちの非行防止や安全確保を図る。	
	具体的内容	こどもたちの非行防止や安全確保を図るため、毎日定時に防災無線システムを利用した「帰宅呼びかけ放送」を実施します。	
担当課		地域教育支援課	

189	<b>防犯ブザーの配布</b>		子 5-(3)
事業概要	目的	防犯ブザーの配布により、児童の登下校時の安全確保を図る。	
	具体的内容	区内居住及び墨田区立小学校に在籍する全児童を対象に、防犯ブザーを配布します。	
担当課		学務課	

190	<b>こどもの110番事業</b>		子5-(3)
事業概要	目的	地域の協力の下、緊急時のこどもの避難先を確保し、不審者による犯罪被害を未然に防ぐとともに、地域における児童の安全確保を図る。	
	具体的内容	こどもたちの登下校時等の安全確保を図るため、こどもたちが不審者と遭遇した際の避難場所となる家庭等を登録し、こどもたちに周知するPTA事業である「すみだこどもの110番」の活動を支援します。事業協力者には「すみだこどもの110番」シンボルマーク入りのプレートを配布し、掲示しています。	
担当課		地域教育支援課	

191	<b>スクールゾーン育成事業費</b>		子5-(3)
事業概要	目的	小学校の通学区域ごとに設置されたスクールゾーン自主推進地区対策連絡会等の活動を支援することで、登下校時にこどもが巻き込まれる交通事故を防止する。	
	具体的内容	スクールゾーン自主推進地区対策連絡会等の活動を支援するため、補助金を交付します。また、各学校からの要望に基づいて、スクールゾーン内の安全対策を図るほか、全体意見交換会を開催します。	
担当課		土木管理課	

192	<b>通学路防犯設備整備事業</b>		子5-(3)
事業概要	目的	防犯設備の整備により、犯罪、交通事故を抑止し、関係機関との連携・協力体制を構築し、通学路における安全安心の向上を図る。	
	具体的内容	通学路に防犯カメラを設置することにより、学校、地域が行う児童の見守り活動を補完するとともに、通学路における児童の安全を確保します。	
担当課		庶務課	

193	<b>健康と体力向上の推進</b>		子1-(2)
事業概要	目的	児童・生徒の体力の状況を把握し、日常から体を動かす楽しさを教育活動に取り入れていくことで、体力向上に向けた取組を推進する。	
	具体的内容	全ての区立小中学校において体力テストを実施し、一人一人のこどもの体力と意識のデータを分析します。また、昨年度の調査結果をもとに体力向上プランを修正し、授業の改善を図り、体力向上に向けた取組の工夫、充実を図ります。 また、体育優良生徒を表彰し、スポーツ奨励を図ります。	
担当課		指導室	

194	<b>栄養価の高い学校給食の提供</b>		子 1-(2)
事業概要	目的	こどもたちの豊かな人間性を育て、「食べる」ことを通して楽しさや喜びを感じてもらう。	
	具体的内容	学校栄養職員の資質向上を図ることで、学校給食の内容を向上させ、児童生徒の健康に寄与する。	
担当課		学務課	

195	<b>各種スポーツ活動</b>		子 3-(2)
事業概要	目的	心身を鍛錬するにあたり、より効果をあげるように援助し、少年の健全育成を図る。	
	具体的内容	こどもたちの心身を鍛えるとともに、健康増進を図るため、柔・剣道教室などを実施します。	
担当課		本所・向島警察署	

196	<b>こども読書活動の推進</b> ○学校図書館の充実		子 3-(2)
事業概要	目的	こどもに身近な学校図書館の読書の拠点としての機能を充実させ、児童・生徒が生涯にわたる読書習慣を身に付け、本とともに豊かな人生を送れるようにする。また、調べ学習等でこどもが自主的に学習できる環境を充実することで、主体的・対話的で深い学びを推進する。	
	具体的内容	授業等での学校図書館の活用を図るとともに、展示の工夫やイベントの開催を通して、児童・生徒の読書活動を推進します。 また、小中学校に学校司書要員を配置し、学校図書館の活用推進を図ります。	
担当課		ひきふね図書館、指導室	

197	<b>生産体験活動</b>		子 3-(2)
事業概要	目的	社会奉仕の心を育むため、農業体験をはじめとした各種生産体験活動等を行い、少年の健全育成を図ることを目的とする。	
	具体的内容	社会奉仕の心を育むため、管内に通うこどもを対象に、農業体験をはじめとした生産体験活動等を行います。	
担当課		本所・向島警察署	

198	<b>被保護学童・生徒に対する修学旅行支度金</b>		子 3-(2)
事業概要	目的	生活保護法内で対応できない修学旅行支度金の需要に対応し、児童、生徒及び世帯の自立助長を図る。	
	具体的内容	毎年4月30日までに生活保護を開始した世帯に属する児童及び生徒で修学旅行に参加する者に対して、支給を行う。	
担当課		生活福祉課	

199	<b>国際理解教育の推進</b>	子3-(3)	
事業概要	目的	外国語技能習得への意欲を高めるとともに、多様な言語や文化に触れ、相互理解を深める。	
	具体的内容	新学習指導要領に基づいて英語教育の充実を図るため、全小中学校に外国語講師を導入し、英語に慣れ親しむ活動の機会を設けます。また、中学2年生を対象に東京都版英語村（TOKYO GLOBAL GATEWAY）における英語体験学習を実施します。さらに、中学2年生で選考に合格した生徒を対象に、海外派遣を実施し、その成果を発表する報告会を実施します。	
担当課	指導室		

200	<b>情報教育の推進</b>	子3-(3)	
事業概要	目的	コンピュータを活用した教育等を推進し、児童・生徒が主体的に情報を選択・活用する能力を育てる。	
	具体的内容	全小中学校で情報機器を活用した授業づくりを行います。また、SNS利用のルール化を学校教育の中で見直し、改善を図ります。	
担当課	指導室		

201	<b>学力向上推進事業</b>	子3-(3)	
事業概要	目的	こどもたちに、自ら学び、主体的に問題を解決するなどの「確かな学力」を身につけさせる。	
	具体的内容	区立小中学校在籍児童・生徒を対象に「墨田区学習状況調査」を実施し、調査結果を活用した各学校の学力向上の取組を推進します。各学校の組織的な取組や、外部人材の活用による授業及び放課後学習の支援などに取り組み、児童・生徒の学力向上を図ります。	
担当課	すみだ教育研究所		

202	<b>道徳教育の推進</b>	子3-(3)	
事業概要	目的	豊かな心をもち、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を身につけた児童・生徒を育成する。	
	具体的内容	平成30年度から小学校において道徳が教科化され、教科書を使用した授業となったため、道徳教育推進教師を中心に、授業づくりや評価の研修を進めています。家庭・学校・地域社会が一体となった道徳教育を推進するため、道徳授業地区公開講座を全小中学校で開催します。	
担当課	指導室		

203	<b>人権教育</b>	子 3-(3)	
事業概要	目的	地域や学校の実態に即して、同和問題を中心に据えた人権教育を推進し、子どもたちからあらゆる偏見や差別をなくす。	
	具体的内容	年 3 回の人権教育推進連絡協議会の実施等を通して、東京都の人権課題を理解し、全幼稚園、小中学校の人権教育の充実を図ります。また、長期休業前に特別授業を実施して、路上生活者への偏見・差別の解消を図ります。	
担当課		指導室	

204	<b>図書館を使った調べる学習コンクール</b>	子 3-(3)	
事業概要	目的	図書館資料をはじめさまざまな情報を活用した調べる学習を通じて、児童・生徒自らが考え、判断し、表現する力を育む。	
	具体的内容	「墨田区 図書館を使った調べる学習コンクール」を実施し、児童・生徒に公共・学校図書館での調べ方を体得させ、有効に活用する力を養います。また、調べる学習の研修会や個別相談会を実施することで、多くの児童・生徒が取り組めるように支援します。	
担当課		指導室	

205	<b>体験的な活動を取り入れた学習の展開</b>	子 3-(3)	
事業概要	目的	総合的な学習の時間等における活動内容を充実させ、児童・生徒の生きる力を育む。	
	具体的内容	総合的な学習の時間や道徳教育、特別活動におけるボランティア活動や自然体験活動などを充実します。また、区立小学校 5、6 年生、中学校 1、2 年生を対象に、移動教室、野外体験活動を実施し、自然に親しむことができる環境の中でのさまざまな学習体験に取り組みます。	
担当課		学務課、指導室	

206	<b>伝統文化等に触れる機会の提供</b>	子 3-(3)	
事業概要	目的	地域の伝統文化等の情報提供を学校に行い、教育活動の充実を図る。	
	具体的内容	学習指導要領に基づいた取組として、地域の伝統文化等を学校の教育活動に活用するため、すみだ郷土文化資料館やすみだ北斎美術館と連携した教育活動を実施します。	
担当課		指導室	

207	<b>交流教育・障害児理解教育の実施</b>		子3-(3)
事業概要	目的	小中学校の児童・生徒と特別支援学級、地域の特別支援学校との交流教育を推進し、障害者理解の充実を図る。	
	具体的内容	特別支援学級、特別支援学校との交流及び共同学習を推進し、実施報告書を作成することで取組について全小中学校で共有します。また、オリンピック・パラリンピック大会のレガシーを通じて障害者理解教育にも取り組んでいきます。	
担当課		指導室	

208	<b>学校教育における生活習慣にかかわる指導</b>		子3-(3)
事業概要	目的	各学校における全教育活動を通して児童・生徒の生活習慣の基礎を形成する。	
	具体的内容	小学校入学段階のスタートカリキュラムによる指導を始めとして、各教科の学習や学級活動、保健指導、遠足・宿泊などの学校行事等を通じて、集団生活のルールや健康の保持促進、学校内外での安全について指導を行い、望ましい生活習慣を形成します。	
担当課		指導室	

209	<b>SOSの出し方に関する教育</b>		子3-(3)
事業概要	目的	ストレス等を一人でかかえ込まず、助けの声を上げられる希求行動が取れるようにする。	
	具体的内容	「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声を上げられる」ことを目標として、小学校5年生から中学校3年生までを対象に、「SOSの出し方に関する教育」を学校の教育活動として位置付けて実施します。また、授業教材の作成や授業の実施にあたっては、健康推進課の保健師等も参画します。	
担当課		指導室、保健予防課 (健康推進課)	

210	<b>学校ICT化推進事業</b>		子3-(3)
事業概要	目的	学校ICTネットワークシステムの運用管理、資産管理、障害対応等、システムを安定稼働を実現する。	
	具体的内容	全教員がICT機器を「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」効果的に活用することができるよう、授業改善に資するための環境整備を行います。また、教材コンテンツを共有化する仕組みを構築することで、教員がICTを活用した指導を継続的に行い、児童・生徒が意欲的に学ぶことができるような教育活動を展開します。	
担当課		庶務課	

211	<b>普通教室等 ICT 運営管理事業</b>		子 3-(3)
事業概要	目的	普通教室等の ICT 化を推進し、校務事務の効率化、ICT を活用した授業改善、児童生徒の情報活用能力の育成を図る。	
	具体的内容	教員及び児童・生徒のタブレット端末や電子黒板の導入に伴い、各教室の ICT 活用に係る整備・管理を実施します。	
担当課		庶務課	

212	<b>教育支援センター事業</b>		子 4-(4)
事業概要	目的	長期間学校を欠席している児童・生徒に対し、相談活動や学習指導を行い、生活習慣の改善や学校への復帰をめざす。	
	具体的内容	さまざまな理由により、長期間学校を欠席している児童・生徒に対して相談や学習、体験活動を通して支援、指導を行います。	
担当課		教育センター	

213	<b>創業機運醸成事業</b>		子 3-(4)
事業概要	目的	創業に関心のない区民等を対象に、関心を持つきっかけとなる取組を行い、区内の創業機運醸成を図る。	
	具体的内容	区内の小学生等を対象に、区内中小企業等と連携した人材育成プログラムを実施することを通して、創業機運の醸成を図ります。	
担当課		経営支援課	

214	<b>小中学生向け啓発物の配布</b>		子 3-(4)
事業概要	目的	悩みを一人でかかえ込まず、相談できる希求行動が取れることをめざす。	
	具体的内容	小学校 5・6 年生と中学生向けに、悩みの相談先やこころの SOS チェックを掲載した啓発物を配布します。	
担当課		保健予防課	

215	<b>特別支援教育への対応</b>		子 4-(2)
事業概要	目的	巡回相談やコーディネーター研修等により、特別な配慮を要する児童・生徒への校内支援体制の充実を図る。	
	具体的内容	特別支援教育推進のため、特別支援教室を全小中学校で実施します。さらに、LD、ADHD、高機能自閉症のために特別な配慮を要する児童・生徒に対して、臨床心理士等による巡回相談を実施します。また、全小中学校で校内委員会を設置し、特別な配慮を要する児童・生徒への適切な対応を行います。	
担当課		指導室	



216	<b>特別支援学級・教室の運営</b>		子 4-(2)
事業概要	目的	特別な配慮を要する児童・生徒一人ひとりの個々の状況に応じた学びの場を提供する。	
	具体的内容	<p>○知的障害のある児童・生徒が在籍する固定学級や、日常は通常学級で学びながら週一回程度通って指導を受ける通級指導学級を運営します。</p> <p>○情緒障害等がある、より多くの児童・生徒が障害の状態に応じた特別な指導支援を受けられるようにするため、区立の全小・中学校に特別支援教室を設置し、発達障害教育を担当する教員が各学校を巡回して指導します。</p> <p>○特別支援教育の実施に伴い、必要に応じて教室の整備・工事等を行います。</p>	
担当課		学務課	

217	<b>特別支援学級等の就学相談</b>		子 4-(2)
事業概要	目的	特別な配慮を要する児童・生徒一人ひとりの個々の状況に応じた学びの場を提供する。	
	具体的内容	児童・生徒の一人ひとりのニーズに応じた就学相談及び転学相談を実施します。	
担当課		教育センター	

218	<b>就学奨励費の支給</b>		子 4-(2)
事業概要	目的	教育の機会均等の精神に基づいて、保護者の教育費用の負担軽減を行い、円滑な義務教育の実施を図る。	
	具体的内容	特別な配慮を要する、特別支援学級に在籍する児童・生徒の学用品費等を補助します。	
担当課		学務課	

219	<b>介助支援の実施</b>		子 4-(2)
事業概要	目的	適切な支援があれば通常学級で学ぶことが可能な児童・生徒への教育の機会均等を図る。	
	具体的内容	車いすを利用している等の介助支援があれば通常学級で学ぶことができる児童・生徒のために、必要に応じて介助員を配置します。	
担当課		学務課	

220	<b>就学援助</b>		子 4-(3)
事業概要	目的	保護者の経済的な負担軽減を図り、経済的な状況に関わらず安心して就学できる環境を整え、すべての児童・生徒の義務教育のより円滑な実施をめざす。	
	具体的内容	経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者を対象に、学用品費等の学校でかかる費用の一部を援助します。	
担当課		学務課	

221	<b>被保護学童に対する学童服・運動衣の購入費の支給</b>		子 4-(3)
事業概要	目的	生活保護法内で対応できない学童服等の需要に対応し、児童、生徒及び世帯の自立助長を図る。	
	具体的内容	毎年4月1日現在生活保護を受けている世帯又は毎年4月2日から同年5月頃までに生活保護を開始した世帯で、それぞれ同年5月以降も引き続き保護が行われる見込みがある者に対して、支給を行う。	
担当課		生活福祉課	

222	<b>いじめ・不登校防止対策事業</b>		子 4-(4)
事業概要	目的	保護者、地域、事業者等の連携の下、地域社会全体でいじめ・不登校の防止、早期発見、早期対応の取組を強化する。	
	具体的内容	「墨田区いじめ防止推進条例」に基づき策定した、いじめ防止対策基本方針やプログラムを推進するため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者による協議会を開催し、連携を強化します。また、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、相談体制の充実と関係機関との連携の強化を図ります。	
担当課		庶務課、指導室	

223	<b>外国籍等児童・生徒の支援</b>		子 4-(4)
事業概要	目的	帰国・外国人児童・生徒への対応として、日本語初期指導、学校生活への適応等、個に応じた学習支援の充実を図る。	
	具体的内容	外国人等児童・生徒が基礎的な日本語の定着を図るために、日本語級指導教室や「すみだ国際学習センター」において、段階的な学習支援を行います。また、外国人児童の日本語での教科学習等の支援を行うために一定期間、日本語支援員（通訳介助）を実施します。	
担当課		指導室	

224	<b>高齢者とのコミュニケーション（講演会等）事業</b>		子5-(1)
事業概要	目的	地域の高齢者による講演会等を行い、子どもたちが人間としての生き方を学ぶ機会を提供する。	
	具体的内容	総合的な学習の時間を活用して、さまざまな教科・領域等で地域の方をゲストティーチャーとして招き、昔遊びを教えてもらうなど、地域の取組についての紹介やキャリア教育に関する講演会等を行います。	
担当課		指導室	

225	<b>P T Aへの支援</b>		子5-(1)
事業概要	目的	P T A活動を円滑にし、その充実を図ることにより、家庭の教育力の向上を図る。	
	具体的内容	児童・生徒の保護者等を対象として、小・中それぞれの連合P T Aが実施する研修大会やブロック研修などを支援します。	
担当課		地域教育支援課	

226	<b>墨田区青少年健全育成区民大会</b>		子5-(1)
事業概要	目的	青少年の健全育成・非行防止を図る。	
	具体的内容	政府の主唱する「子供・若者育成支援推進強調月間」に呼応して、各地区の非行・被害防止等の啓発活動を集約し、区民等に対し、青少年健全育成の意識の高揚を図ります。	
担当課		地域教育支援課	

227	<b>学校支援ネットワーク事業</b>		子5-(1)
事業概要	目的	学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子育てを行う体制を整備することで、より良い教育環境づくりを推進する。	
	具体的内容	学校と地域の人材をつなぐ地域コーディネーターを配置し、学校とボランティア、ボランティア間の連絡調整、ボランティアの活動支援を行います。学校のニーズを把握し、企業、地域住民等の外部講師を活用して、出前授業による学校支援活動を実施します。	
担当課		地域教育支援課	

228	<b>セーフティ教室</b>		子5-(3)
事業概要	目的	関係機関が連携しながら、児童・生徒の非行の防止と犯罪被害から守るための教育を推進する。	
	具体的内容	学校、家庭、地域社会、関係機関等が連携して、全小中学校でセーフティ教室を実施して、児童・生徒の健全育成と犯罪被害防止に取り組みます。	
担当課		指導室	

229	<b>喫煙、飲酒、薬物乱用等への対策</b>		子1-(2)
事業概要	目的	多様な機会を通じた啓発活動を推進し、喫煙、飲酒、薬物乱用等の健康阻害行動に対する正しい理解を深める。	
	具体的内容	東京都薬物乱用防止推進墨田地区協議会と連携し、小学校、中学校、高校において薬物乱用が心身や人生に及ぼす悪影響や、断り方等についての講義を実施します。さらに、薬物乱用防止に関する標語やポスターを募集し、展示会、表彰を通じて意識啓発を図ります。 また、全ての区立小学校高学年に対し、喫煙防止の啓発パンフレットの配布を行うほか、がん教育の授業の中でも、たばこの影響について学習する機会を設けます。	
担当課		健康推進課、指導室、生活衛生課	

230	<b>エイズ及び性感染症等に関する性教育</b>		子1-(2)
事業概要	目的	エイズ・性感染症のまん延防止のため、患者・感染症に対する理解と、予防に関する正しい知識の普及啓発を図る。	
	具体的内容	生徒及び教職員を対象とした講演会を実施し、エイズ及び性感染症に対する正しい理解を広め、感染を予防するための教育を推進します。また、エイズ教育の基盤となる、人権尊重や男女平等の精神に基づく性教育の一層の充実を図ります。	
担当課		保健予防課	

231	<b>児童・生徒向けボランティアスクール</b>		子3-(2)
事業概要	目的	小・中・高校生の社会参画意識の醸成を図る。	
	具体的内容	小・中・高校生を対象にボランティア活動の学習と体験ができるスクールを開きます。	
担当課		すみだボランティアセンター（厚生課）	

232	<b>すみだ少年少女合唱団</b>		子3-(2)
事業概要	目的	こどもたちの豊かな情操を養うとともに、集団活動と仲間づくりを通じて自主性や社会性を得ることと、「音楽都市すみだ」の文化的まちづくりに寄与できる人材育成を目的とする。	
	具体的内容	区の音楽文化推進の一環として、小学校3年生から高校3年生を対象とした合唱団を結成し、歌う楽しさを通して豊かな情操を養います。また、地域のイベント等に出演し、地域への愛着・理解を深めるとともに社会性の向上を図り、音楽都市すみだの文化的まちづくりに寄与する人材を育てます。	
担当課		文化芸術振興課	

233	<b>児童館における定期学習会の実施</b>		子 3-(2)
事業概要	目的	児童が自主的に学習できる環境を提供する。	
	具体的内容	児童が自主的に学習できる環境を提供するため、児童館における学習会を実施します。	
担当課		子育て政策課	

234	<b>消防少年団</b>		子 3-(3)
事業概要	目的	少年少女が成長の過程で防火防災に関する教育や団体行動などの活動を通じ、基本的防災行動力を身につけるとともに、社会に貢献できる責任感ある人材の育成をめざす。	
	具体的内容	将来の地域防災の担い手を育成するため、小学校1年生から高校3年生までを対象として、各消防署単位で、防火防災に関する知識及び技術を身に付ける活動を実施します。	
担当課		本所・向島消防署	

235	<b>明るい選挙啓発ポスターコンクール</b>		子 3-(4)
事業概要	目的	区内小中学校及び高等学校の児童・生徒を対象に、選挙啓発に関するポスターコンクールを実施し、選挙に対する関心を高めます。	
	具体的内容	区内小中学校及び高等学校の児童・生徒を対象に、選挙啓発に関するポスターコンクールを実施し、選挙に対する関心を高めます。	
担当課		選挙管理委員会事務局	

236	<b>こどもの学習・生活支援事業</b>		子 4-(1)
事業概要	目的	生活困窮者世帯のこどもに対し学習支援・生活支援を実施することにより、貧困の連鎖の防止を図る。	
	具体的内容	ひとり親家庭の小中学生を対象にした長期休み期間中の学習会、生活困窮世帯の中学生高校生を対象にした通年の学習会を実施し、参加世帯の生活習慣・育成環境の改善と、教育及び就労に関する支援を強化します。	
担当課		厚生課	

237	<b>被保護者自立促進事業（学習環境整備支援費）</b>		子 4-(3)
事業概要	目的	被保護世帯の小中学生から高校生に対して、通塾代等の一部を助成することにより、世帯の自立助長を図る。	
	具体的内容	担当ケースワーカーによる自立支援プログラムに基づき、在宅での学習環境を整える必要が認められる小学校1年生から高校3年生までを対象に、学習塾などへの通塾や夏期・冬期・集中講座、通信講座、補習講座の受講を支給します。	
担当課		生活福祉課	

238	<b>次代に継ぐ平和のかたりべ事業</b>		子 5-(1)
事業概要	目的	戦争や関東大震災などの過去の重大災害を語り継ぎ、こどもたちに昔の暮らしぶりや平和の尊さを伝える。	
	具体的内容	過去の経験や記憶を風化させることなくつないでいくため、平和のかたりべ事業を実施する墨田区老人クラブ連合会に助成金を交付し、今後も継続して取り組みます。	
担当課		高齢者福祉課	

239	<b>ふれあい協議会</b>		子 5-(1)
事業概要	目的	町会等を対象に防犯講座等を開催する「ふれあい諸活動」を通じて、非行防止や少年の健全育成を図る。	
	具体的内容	町会等を対象に防犯講座等を開催する「ふれあい諸活動」を通じて、非行防止や青少年の健全育成を図ります。	
担当課		本所・向島警察署	

240	<b>地域パトロール</b>		子 5-(3)
事業概要	目的	青少年の健全育成・非行防止を図る。	
	具体的内容	地区育成委員会等関係機関・団体と連携して、夏休みや年末年始、祭礼、縁日など、定期的にパトロールを実施し、青少年への指導や安全確保に努めます。	
担当課		地域教育支援課	

241	<b>スクールサポーター制度</b>		子 5-(3)
事業概要	目的	警察 OB で構成されるスクールサポーターが、警察と学校のパイプ役として、児童・生徒の安全確保や非行・犯罪被害防止を行い、少年の健全育成を図る。	
	具体的内容	警察OBで構成されるスクールサポーターは警察と学校のパイプ役として、児童・生徒の安全確保や非行・犯罪被害防止を目的として、定期的に学校を訪問し、教員へのアドバイスや情報交換を行います。また、少年の溜まり場対策、セーフティ教室の企画立案、不登校対策等を行うとともに、学校・地域に不審者情報等の被害状況の伝達を行っているほか、PTA と連携したこども 110 番制度の活性化を図ります。	
担当課		本所・向島警察署	

242	<b>有害環境の浄化活動</b>		子 5-(3)	
事業概要	目的	青少年の健全育成・非行防止を図る。		
	具体的内容	青少年に対し著しく性的感情を刺激し、健全な成長を阻害するビラやチラシ、ポスター、不健全図書（雑誌）成人向けDVD等の適正な取扱いをめざして、地区青少年育成委員会と連携し、実態調査や自粛又は撤去の要請等を行い、有害環境の浄化を図ります。		
担当課		地域教育支援課		

243	<b>サイバーパトロールの実施</b>		子 5-(3)	
事業概要	目的	違法・有害情報の氾濫防止に取り組み、非行防止や少年の健全育成を図る。		
	具体的内容	<p>ウェブサイトや電子掲示板等を閲覧して違法・有害情報（※）の有無を調査するサイバーパトロールを実施し、違法・有害情報を発見した場合には、違法行為の検挙、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する削除の要請等の措置を講じ、違法・有害情報の氾濫防止に取り組み、青少年の犯罪・被害防止を図ります。</p> <p>（※）違法情報 児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚せい剤等規制薬物の販売に関する情報等インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報</p> <p>（※）有害情報 違法情報には該当しないが、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することのできない情報</p>		
担当課		本所・向島警察署		

244	<b>夏体験ボランティア事業</b>		子 3-(2)	若 2-(2)
事業概要	目的	ボランティア活動の体験を通して、様々な社会的問題への関心を深めるとともに、積極的に社会づくりに参加する意識の醸成を図る。		
	具体的内容	区内福祉施設やボランティア団体が実施している活動への参加等、様々なボランティア活動を体験する場を設けます。		
担当課		すみだボランティアセンター（厚生課）		

245	<b>学校のボランティア活動普及事業</b>		子 3-(3)	若 2-(2)
事業概要	目的	児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア精神を養う。		
	具体的内容	<p>小学校・中学校及び、高等学校等を「ボランティア協力校」として指定し、児童や生徒の社会福祉への理解と関心を高めます。</p> <p>人間同士の連携の精神を養うとともに、児童・生徒を通じて家庭及び地域社会の意識啓発を図ります。</p>		
担当課		墨田区社会福祉協議会（厚生課）		

246	<b>思春期相談・思春期講演会</b>		子 4-(4)	若 3-(5)
事業概要	目的	思春期特有の問題について、本人・家族・関係者を対象に相談及び援助を行い、本人や家族の孤立を防ぎ、問題の明確化と解決を図る。		
	具体的内容	児童精神科医及び臨床心理士が、学齢期から青年期における不規則な生活、摂食障害、ひきこもり、不登校、思春期のうつ、自傷行為、自殺未遂、暴力、発達の心配等に対して対面相談に応じます。そのほか思春期講演会を開催し、家族や本人への理解を深めるとともに、一般への知識の普及活動を行います。		
担当課		健康推進課		

247	<b>自主グループ等への支援</b>		子 5-(1)	若 2-(1)
事業概要	目的	児童館でボランティアとして活動する自主グループを支援する。		
	具体的内容	児童館で読み聞かせ等を行う自主グループに活動場所の提供を行い、ボランティアの育成を図ります。		
担当課		子育て政策課		

248	<b>ボランティア推進事業</b>		子 5-(1)	若 2-(2)
事業概要	目的	ボランティア活動に対する理解と参加を促進し、福祉のまちづくりを推進する。		
	具体的内容	講習会（手話・点訳・音訳・要約筆記等）や講座（ボランティア入門・災害ボランティア）の開催、PR活動等を行い、ボランティアの育成・活動支援を図ります。		
担当課		すみだボランティアセンター、厚生課		

249	<b>ボランティアセンターの活動</b>		子 5-(1)	若 2-(2)
事業概要	目的	ボランティア活動を推進する。		
	具体的内容	ボランティアの育成と活動の中心となる場を設け、ボランティア意識の啓発と活動への参加を促進します。		
担当課		すみだボランティアセンター、厚生課		

250	<b>墨田区青少年非行・被害防止強調月間</b>		子 5-(1)	若 4-(1)
事業概要	目的	青少年の健全育成・非行防止を図る。		
	具体的内容	こども家庭庁の主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に応じ、関係機関・団体、地域住民等がそれぞれ実施する非行・被害防止活動を集中的に実施して、青少年の非行・被害防止の徹底を図ります。		
担当課		地域教育支援課		



251	<b>更生保護活動</b>		子 5-(1)	若 4-(1)
事業概要	目的	青少年の健全育成・非行防止を図る。		
	具体的内容	人の立ち直りを支える活動「更生保護」において、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた保護司が、更生に向けた指導や助言等を行う保護観察、犯罪や非行を未然に防ぐ犯罪予防活動、釈放後の居場所や就職先の確保といった生活環境の調整を行います。		
担当課	墨田区保護司会 (地域教育支援課)			

252	<b>社会を明るくする運動</b>		子 5-(1)	若 4-(1)
事業概要	目的	青少年の健全育成・非行防止を図る。		
	具体的内容	法務省の主唱により、墨田区長を委員長とし、墨田区保護司会、墨田区更生保護女性会及び墨田区BBS会の会員などで構成される推進委員会が、毎年7月を中心に青少年の非行・被害防止と罪を犯した者の更生、援助のための地域活動について、広く区民の理解と協力を得ることを目的に実施します。		
担当課	墨田区保護司会、地域教育支援課			

253	<b>地域教育懇談会</b>		子 5-(1)	若 4-(2)
事業概要	目的	地域住民がそれぞれの地域の実情に応じて、自主的に青少年の健全育成活動を行う。		
	具体的内容	地区青少年育成委員会と連携し、各地域における青少年の非行化の実態や問題傾向等の情報交換、関係機関・団体の活動の連絡調整を行うとともに、地域における青少年の健全育成の意識の啓発を図ります。		
担当課	地域教育支援課			

254	<b>青少年委員活動の推進</b>		子 5-(1)	若 4-(2)
事業概要	目的	学校支援を中心に青少年健全育成の振興に努め、学校や地域のパイプ役となる青少年委員を委嘱する。		
	具体的内容	青少年の健全育成の振興を図るため、地域の青少年の余暇指導や青少年団体の育成、区の青少年事業への協力など、学校、地域、行政のパイプ役としての活動を展開する青少年委員の活動を推進します。		
担当課	地域教育支援課			

255	<b>青少年育成委員会活動への支援</b>		子 5-(1)	若 4-(2)
事業概要	目的	地域住民がそれぞれの地域の実情に応じて、自主的に青少年の健全育成活動を行う。		
	具体的内容	青少年の非行防止等健全育成を図るため、青少年対策施策への協力や、各地域における自主的な青少年健全育成活動を実施している青少年育成委員会の活動を支援します。		
担当課		地域教育支援課		

256	<b>中学生区議会</b>		子 3-(2)	
事業概要	目的	未来の墨田区を担う中学生たちに議会制度を実体験してもらうことにより、郷土に対する愛着心、関心を深めてもらうとともに、区政への提案・意見等を聴取し、区政の参考とするために実施する。		
	具体的内容	区内各中学校の代表生徒を対象に、本会議・委員会形式の模擬区議会の体験を通じて、すみだの未来を担うこどもたちの郷土に対する愛着心等の向上を図ります。		
担当課		広報広聴担当		

257	<b>防災教育</b>		子 3-(3)	
事業概要	目的	平時の地域防災訓練への参加促進、大規模災害時の避難所運営への協力や応急救命活動の補助等により、地域に貢献できる中学生を育成する。		
	具体的内容	<p>○区民と地域の防災力向上を図る一環として、地域と連携した防災訓練や上級救命講習を実施し、将来の地域の担い手である中学生に対する防災教育を推進します。</p> <p>○「墨田区地震ガイドブック」を配布し、災害時に中学生が自ら身の安全を守るとともに、地域の一員として応急活動に取り組むことができるよう支援します。また、中学生で組織される自主防災組織の活動に必要な資材・機材の交付をします。</p>		
担当課		指導室、防災課		

258	<b>中学生の職場体験の充実</b>		子 5-(2)	
事業概要	目的	職場体験等を通じて、働くことへの関心や意欲を高め、豊かな人間性の育成を図る。		
	具体的内容	こどもたちの「働くこと」への関心、意欲の向上と地域に対する理解を深めるため、全中学校において、区内事業所での職場体験学習を実施します。		
担当課		指導室		

259	<b>デート DV 予防啓発講座</b>	子 5-(3)	
事業概要	目的	DVに対する正しい知識を学び、命の大切さや人を思いやる心を養い、お互いを尊重し、DVを許さない社会作りを進めていけるよう、専門の講師による意識啓発を図る。	
	具体的内容	交際相手からの暴力や暴言など、DV被害にあわない為に、また、加害者にならない為にデートDVに対する理解促進と予防啓発に努めます。	
担当課		すみだ人権同和・男女共同参画事務所、すみだ共生社会推進センター	

260	<b>音楽活動</b>	子 3-(2)	
事業概要	目的	中高生世代が利用しやすい環境を提供し、健全育成を図る。	
	具体的内容	中高生を中心とした音楽グループに児童館の音楽室を開放し、それらのグループが、コンサートを開催するなど音楽活動を通じて、健全育成を図ります。	
担当課		子育て政策課	

261	<b>学卒求人申込説明会</b>	子 3-(4)	
事業概要	目的	無秩序な求人活動は、健全な学校教育の妨げとなるばかりでなく、新卒者の適正な職業選択を阻害する要因となることから、過大な求人活動による弊害を未然に防止するとともに、求人秩序の確立・公正な求人活動の維持を図る。	
	具体的内容	新規学校卒業予定者を対象に求人申込みが見込まれる事業所に対し、求人申込みにあたっての事務手続等についての説明を行うとともに、適正な従業員採用計画の樹立、求人秩序の維持、公正採用選考のルール遵守及び就職差別の解消のため、実施しています。	
担当課		経営支援課、ハローワーク墨田	

262	<b>中高生の就職支援</b>	子 3-(4)	
事業概要	目的	中・高生等社会経験のない新卒者に対して、就職支援ナビゲーターによる就職意識の形成、準備活動、個別相談等を実施し、管内の中学、高校等と密接な連携のもと安定雇用である正社員就職につながる支援を実施する。	
	具体的内容	中・高生等社会経験のない新卒者に対して、学卒ジョブサポーターによる就職意識の形成、準備活動、個別相談等を実施し、管内の中学、高校等と密接な連携のもと安定雇用である正社員就職につながる支援を実施します。	
担当課		ハローワーク墨田	

263	<b>受験生チャレンジ支援貸付事業</b>		子 4-(3)	
事業概要	目的	中学生や高校生の進学に要する保護者の費用負担を軽減し、進学のお機会均等を図る。		
	具体的内容	中学3年生、高校3年生等の進学を支援するため、一定所得以下の世帯の保護者の方に対し高校・大学等の受験料、学習塾等の費用を貸付けます。なお、貸付け対象である学校へ入学した場合には返済が免除されます。		
担当課		厚生課		

264	<b>墨田区私立高等学校等入学資金貸付事業</b>		子 4-(3)	
事業概要	目的	私立高等学校等への進学に関し、必要な入学金の調達が困難な保護者に、これらの資金を貸付け、進学のお機会均等を図る。		
	具体的内容	金融機関等からの借り入れができず、入学金等の確保が困難な保護者の方に、私立高等学校又は高等専門学校への入学に必要な入学金、施設費等を、入学者一人につき50万円を限度に貸付けます。		
担当課		厚生課		

265	<b>少年団体の育成</b>		子 5-(1)	
事業概要	目的	地域での体験活動の活性化により、子どもたちが豊かな人間性や社会性を身につけることのできる環境を整える。		
	具体的内容	墨田区少年団体連合会への支援として、総会の開催や、ジュニア・リーダー研修会を共催により実施します。ジュニア・リーダー研修会では、子ども会活動をより楽しくするためのプログラム立案やレクリエーション指導をするお兄さん・お姉さんリーダーの養成に取り組みます。		
担当課		地域教育支援課		

266	<b>被保護者自立促進事業（大学等進学支援費）</b>		子 4-(3)	
事業概要	目的	被保護世帯の高校生に対して、大学受験費用の一部を助成することにより、世帯の自立助長を図る。		
	具体的内容	大学等への進学をめざす高校3年生の大学受験料（世帯の自立に効果的であると福祉事務所長等が認めたもの）を支給します。		
担当課		生活福祉課		

267	<b>健康診査</b>		子 1-(2)	若 1-(1)
事業概要	目的	学校や勤務先等で健康診査を受診する機会がない若年者に対し、定期的に健康診査を受診してもらい、生活習慣病を予防する。		
	具体的内容	16～39歳を対象とした健康管理に役立つため、若年区民健康診査を実施します。		
担当課		健康推進課		

268	<b>すみだ教室の実施</b>		子 4-(2)	若 3-(1)
事業概要	目的	中学校特別支援学級や特別支援学校等を卒業した知的障害のある方が、社会生活のルール、エチケット等、様々な生活場面での心構えや仲間との協調性を学ぶことで、社会的自立につなげる。		
	具体的内容	中学校特別支援学級や特別支援学校等を卒業した知的障害のある方を対象に、社会生活に必要なルールやエチケットを学ぶとともに、仲間づくりを中心に社会的自立を促すため、日曜青年教室を開催し、様々な活動を行います。		
担当課		地域教育支援課		

269	<b>墨田育英会事業</b>		子 4-(3)	若 3-(3)
事業概要	目的	奨学金の貸付を行い、社会のために有為な人材の育成をする。		
	具体的内容	公益財団法人墨田育英会では、区内居住者の子弟で、高等学校、高等専門学校、専修学校又は大学に在学する成績優秀な者等が経済的理由によって学費の支払いが困難な場合、奨学金を貸し付けています。		
担当課		庶務課		

270	<b>地域力育成・支援事業</b>			若 2-(1)
事業概要	目的	地域の課題に主体的・自律的に取り組む区民等を支援し、地域に愛着と関心を持ち、地域力の向上に資する人材育成を行う。		
	具体的内容	地域で活動している方や地域活動に関心がある方を対象に、リーダースキルやコーディネータースキル等の提供、活動者の交流会等を行い、自主的かつ組織的に活動できる人材を育成します。		
担当課		地域活動推進課		

271	<b>はたちのつどい</b>			若 2-(2)
事業概要	目的	はたちを迎えた方の今後の活躍を願い、社会の一員としての自覚と責任を促すとともに、これを祝い励ます。また、大人の仲間入りをともに喜び合える場を提供する。		
	具体的内容	はたちを迎える方で構成する実行委員会を組織し、式典で行う内容の企画や記念品の選考、当日の運営までを担うことにより、社会人としての自覚を促すとともに、参加者が喜びを共感できる式典を開催します。		
担当課		文化芸術振興課		

272	<b>若年投票立会人</b>		若 2-(2)
事業概要	目的	各投票所に配置する投票立会人について、18～29 歳までの若年層を起用することで、若者の選挙に対する関心を高める。	
	具体的内容	各投票所に配置する投票立会人について、18～29 歳までの若年層を起用することで、若者の選挙に対する関心を高めます。	
担当課		選挙管理委員会事務局	

273	<b>若年啓発グループ</b>		若 2-(2)
事業概要	目的	18～29 歳までの若年層を対象にグループを結成し、若者の政治参加を促し、選挙に関する関心を高める。	
	具体的内容	18～29 歳までの若年層を対象にグループを結成し、若者の政治参加を促し、選挙に関する関心を高めるための啓発活動を行います。	
担当課		選挙管理委員会事務局	

274	<b>被保護者自立促進事業（就労支援費）</b>		若 2-(3)
事業概要	目的	被保護者に対して、求職活動等に要する経費を支給することで、世帯の自立助長を図る。	
	具体的内容	求職活動に必要なスーツ等一式、携帯電話・スマホ購入費・レンタル費、就職時の連帯保証費、認可保育園待機時に利用した認証保育所等の入園料・保育料を支給します。	
担当課		生活福祉課	

275	<b>住居確保給付金の支給</b>		若 2-(3)
事業概要	目的	平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等により、生活困窮者の自立促進を図る。	
	具体的内容	離職者等で、就労意欲がある方のうち、住居を喪失している方、または失いかねない方に求職活動を条件として、一定期間家賃相当額を支給します。	
担当課		厚生課	

276	<b>就職支援コーナーすみだ</b>		若 2-(3)
事業概要	目的	区とハローワークの相談員が連携することにより、生活保護受給者、住居確保給付金受給者、児童扶養手当受給者及びこれらの相談・申請段階にある者、若年者等の生活困窮者の自立を図る。	
	具体的内容	ハローワークの求人情報検索システムを庁舎内に設置するなど、ハローワーク墨田、東京労働局、区の三者が連携することで、雇用・就労の促進を図ります。	
担当課		経営支援課、ハローワーク墨田	

277	<b>(仮称) すみだ企業・求人マッチング支援サイトの運営</b>		若 2-(3)
事業概要	目的	事業者の人材確保及び就職を希望する方への支援を図る。	
	具体的内容	求人情報や内職情報をインターネットで検索・閲覧できるようにし、求職活動者がいつでも手軽に求職情報を閲覧できる環境を整備することで、雇用・就労の促進を図ります。	
担当課		経営支援課	

278	<b>求職者支援訓練</b>		若 2-(3)
事業概要	目的	職業訓練によるスキルアップを通じて早期の就職をめざす。	
	具体的内容	雇用保険を受給できない求職者などを対象として、民間訓練機関が厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練を実施します。	
担当課		ハローワーク墨田	

279	<b>職業訓練受講給付金</b>		若 2-(3)
事業概要	目的	職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給することにより、就職を促進し職業及び生活の安定に資する。	
	具体的内容	特定求職者が、ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合、「職業訓練受講給付金」(職業訓練受講手当・通所手当・寄宿手当)を支給します。	
担当課		ハローワーク墨田	

280	<b>若年者の安定雇用の推進に繋がる各種助成金(国)</b>		若 2-(3)
事業概要	目的	各種助成金は申請に基づき支給されるものであるため、区や事業主団体との連携を含め、管内企業への積極的な周知・啓発を実施する。各種助成金の認知を高め、また積極的な活用を通じ、若年者の安定雇用の推進につなげる。	
	具体的内容	トライアル雇用助成金、キャリアアップ助成金の正社員化コース等、若年者の安定雇用の推進につながる各種助成金の活用について、区や事業主団体との連携を含め、管内企業に対して周知・啓発を実施します。	
担当課		ハローワーク墨田	

281	<b>合同就職面接会等の開催</b>		若 2-(3)
事業概要	目的	合同面接会や企業ごとの面接会及び就職活動に役立つセミナーを開催することで、管内企業と求職者のマッチングを支援する。	
	具体的内容	ハローワーク墨田と連携し、ハローワーク墨田所管内である葛飾区とも協力の上、就職面接会を開催するなど、区内等中小企業の雇用の安定と区民等求職者の就労支援を行います。また、区民等求職者(主に再就職希望者)を対象として、就職活動支援セミナーを開催します。	
担当課		ハローワーク墨田	

282	<b>人材確保プロモーション支援事業</b>		若 2-(3)
事業概要	目的	区内企業の魅力を発信し、若者等の区内企業への就労促進を図る。	
	具体的内容	区内事業者に関心のある求職者を対象に、合同企業説明会を開催し、区内事業者への就労促進を図ります。	
担当課		経営支援課	

283	<b>人材確保・就職支援コーナー</b>		若 2-(3)
事業概要	目的	近年、多くの産業で人材不足が深刻化し、特に医療・福祉、建設、警備、運輸分野に対応するため、関連団体と連携し求人者・求職者両方への総合的な人材確保対策を進め、労働力のマッチング機能を強化する。	
	具体的内容	福祉分野（介護・看護・保育）・建設・警備・運輸等の仕事を希望する方や当該人材を必要とする事業主の方をサポートします。実際に施設を見学するツアー型面接会や体験会、業界セミナーを行います。	
担当課		ハローワーク墨田	

284	<b>ヤング相談コーナー</b>		若 2-(3)
事業概要	目的	何をしたらいいかわからない、就労の意義や目的が明確でない若年者に対し、マンツーマンで個々のニーズを把握し、寄り添った支援を行う。	
	具体的内容	34歳以下の若年求職者を対象とした職業相談窓口として、職業相談・職業紹介の他、個別予約相談による job tag やキャリアインサイトを使用した自己分析・適正診断を基に応募書類の添削や面接対策を行います。必要に応じて職業訓練窓口での相談を案内します。	
担当課		ハローワーク墨田	

285	<b>ヤング相談コーナーにおける他機関への紹介</b>		若 2-(3)
事業概要	目的	さまざまな悩みを持つ若年者求職者に対し、必要に応じた相談窓口を案内することで、就労に結びつける。	
	具体的内容	34歳以下の若年求職者を対象とした職業相談窓口において、相談内容に応じて保健センターや地域若者サポートステーション等への紹介を行います。障害のある方には、専門援助第二部門の利用を案内します。	
担当課		ハローワーク墨田	

286	<b>就労継続支援事業</b>		若 3-(1)
事業概要	目的	障害者総合支援法に基づき、障害者に就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上を図る。	
	具体的内容	就労が困難な障害者で、作業能力がある方を対象に、作業支援、就労支援、生活支援、健康管理を行います。	
担当課		障害者福祉課	



287	<b>すみだ障害者就労支援総合センター</b>		若 3-(1)
事業概要	目的	障害者就労を総合的に支援する。	
	具体的内容	障害のある方が、地域において経済的・社会的に自立し、安定した生活を送るために、ハローワーク墨田等の関係機関と連携し、企業就労等の機会拡大を図るとともに、職業訓練、就職支援、職場定着支援、就労生活支援等を行います。	
担当課		障害者福祉課	

288	<b>墨田区福祉作業所ネットワーク KAI</b>		若 3-(1)
事業概要	目的	区内福祉作業所等が共同受注や共同販売を行うとともに、新商品開発や販路開拓も共同で実施する。	
	具体的内容	ネットワークの場を通じ、福祉作業所が区のクリエイターによる「すみのわプロジェクト」などにより自主生産品開発に取り組みます。また、作業所利用者による生産品を「スカイワゴン」等での販売を通じ、利用者の工賃アップ、やりがいにつなげます。	
担当課		障害者福祉課	

289	<b>社会参加促進事業</b>		若 3-(2)
事業概要	目的	稼働能力を有する被保護者のうち就労意欲のない者に対しては、ボランティア活動、就労体験等を通じ、就労に対する動機付けや意欲を喚起する。併せて、ひきこもりの人たちに対して訪問等を行い社会参加を促す。	
	具体的内容	同事業を民間事業者へ業務委託します。区内に事業所を開設し、授産、体験就労、ボランティア活動、カウンセリング等を実施します。	
担当課		生活福祉課	

290	<b>生活困窮者自立支援事業</b>		子 4-(3)	若 3-(3)
事業概要	目的	平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等により、生活困窮者の自立促進を図る。		
	具体的内容	生活困窮者自立支援法に基づき、生活や仕事の不安、住居の不安などを抱える生活困窮者（生活保護受給者を除く。）からの相談に対して、相談支援員が、情報提供及び助言等を行い、他の機関と連携しながら自立に向けた支援を行います。		
担当課		厚生課		

291	<b>生活困窮者家計改善支援事業</b>		子 4-(3)	若 3-(3)
事業概要	目的	平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等により、生活困窮者の自立促進を図る。		
	具体的内容	家計に課題を抱える方に対して、家計の状況を「見える化」し、家計管理の意欲を引き出す支援を行います。		
担当課		厚生課		

292	<b>生活困窮者就労準備支援事業</b>			若 3-(3)
事業概要	目的	平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等により、生活困窮者の自立促進を図る。		
	具体的内容	生活困窮者自立支援制度の任意事業として、就労や生活習慣に課題を抱える方に、一般就労の前段階の支援を行います。 (グループワーク開催・パソコン教室・就労体験・内職作業・職場定着支援・関係機関への同行支援等)		
担当課		厚生課		

293	<b>ゲートキーパー研修</b>			若 3-(4)
事業概要	目的	身近な人の変化に気づき、必要な支援につなげていくことで自殺を防ぐことをめざす。		
	具体的内容	区民や地域生活の様々な場面・分野における相談支援活動に関わっている方等を対象に、その活動の中で、自殺のサインや支援が必要な人に気づき、関係機関につなげる目的でゲートキーパー研修を実施します。		
担当課		保健予防課		

294	<b>すみだ ころと生活の相談窓口</b>			若 3-(4)
事業概要	目的	悩みの解決のための支援を通じて、自殺を防ぐことをめざす。		
	具体的内容	様々な悩みに対応する相談窓口の連絡先を掲載したリーフレット「すみだ ころと生活の相談窓口」を区及び区施設の窓口や区内関係機関で配布します。		
担当課		保健予防課		